

全国厚生労働関係部局長会議資料
(令和3年度 詳細版資料)

令和4年1月
社会・援護局 (社会)

目 次

	頁
第1 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について（地域福祉課）	
1 「地域共生社会」の実現に向けた取組について	1
2 重層的支援体制整備事業について	2
3 令和4年度予算案について	6
4 その他	9
第2 生活困窮者自立支援制度の推進について（生活困窮者自立支援室）	
1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応	19
2 生活困窮者自立支援制度の推進	25
3 緊急小口資金等の特例貸付の実施等について	35
第3 生活保護制度について（保護課、自立推進・指導監査室）	
1 生活保護を取り巻く現状について	40
2 就労支援の充実について	42
3 医療扶助のオンライン資格確認の導入、適正化等について	44
4 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設について	50
5 保護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の推進	54
6 被保護者等の居宅生活移行への支援について	56
7 子どもの大学等進学支援等について	56
8 生活保護業務のデジタル化等について（システム標準化等）	58
9 令和4年度の生活保護基準について	59
10 その他制度の適正な運用について	59
11 生活保護法施行事務監査等について	69
第4 自殺対策の推進について（自殺対策推進室）	
1 自殺対策の状況等について	95
2 今後の自殺対策について	96

第5	ひきこもり支援の推進について（地域福祉課）	
1	ひきこもり支援のロードマップについて	99
2	令和3年度におけるひきこもり支援の取組について	99
3	令和4年度の取組について	100
4	就職氷河期世代支援について	101
5	ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルについて	102
第6	成年後見制度の利用促進について（成年後見制度利用促進室）	
1	現状及び課題について	103
2	第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定に関して	104
3	令和4年度予算案について	104
第7	福祉・介護人材確保対策等について（福祉人材確保対策室）	
1	福祉・介護人材確保対策について	110
2	外国人介護人材の受入れについて	126
第8	社会福祉法人制度等について（福祉基盤課）	
1	社会福祉連携推進法人制度の創設について	158
2	社会福祉法人制度の運営について	161
3	社会福祉法人関連の令和4年度予算案等について	165
第9	矯正施設退所者等の地域生活定着支援について（総務課）	167
第10	社会福祉施設等の防災・減災対策等について（福祉基盤課）	
1	社会福祉施設等の防災・減災対策等について	169
2	独立行政法人福祉医療機構について	177
第11	地域福祉の推進等について（地域福祉課）	
1	地域福祉（支援）計画について	181

2	民生委員・児童委員について	182
3	社会福祉協議会について	188
4	災害ボランティアセンターの設置・運営に係る平時からの取組について	188
5	被災者に対する見守り等の支援の推進について	189
6	寄り添い型相談支援事業について	190
7	地域づくりの推進について	190
第 12	地方改善事業等について（地域福祉課）	
1	地方改善事業の実施について	192
第 13	消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）	
1	生協行政の基本的考え方について	197
2	適正な運営管理及び事業の健全な運営について	197
3	事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について	198
4	災害時の員外利用に係る取扱について	199
5	消費生活協同組合法施行規則等の一部改正について	200
6	消費生活協同組合（連合会）実態調査について	201
(予算概要)		
	令和4年度予算案の概要（令和3年度補正予算を含む）	204

第1 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について（地域福祉課）

1 「地域共生社会」の実現に向けた取組について

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。

こうした考え方を具体化するため、平成29年の社会福祉法改正を踏まえ、各市町村における地域住民相互の支え合いの体制づくりや関係機関の連携による包括的支援体制の整備を、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下「モデル事業」という。）も活用しながら進めてきたところである（※モデル事業は平成28年度から実施しており、令和2年度では279自治体が事業に取り組んでいる）。

また、平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、令和元年5月に、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を設置し、同年12月に最終とりまとめを公表したところである。

地域共生社会推進検討会の最終とりまとめやモデル事業の成果等も踏まえつつ、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）や、その財政支援の規定の創設等を内容とする「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」を第201回通常国会に提出し、令和2（2020）年6月5日（令和2年法律第52号）に成立した。

本改正法による改正後の社会福祉法（以下「改正社会福祉法」という。）において新たに創設された重層事業が令和3（2021）年4月に施行され、令和3年度には42市町が重層事業を実施している。また、令和4年度には、134市町村が実施予定であり、重層事業の効果的な実施を進めていくとともに、より多くの市町村が円滑に重層事業に移行できるよう、さらなる支援を進めていく。

2 重層的支援体制整備事業について

(1) 重層的支援体制整備事業の枠組みについて

重層事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものである。

そのため、従来、分野（介護、障害、子ども・子育て、生活困窮）ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助（以下「既存事業」という。）に、新たに多機関協働や参加支援等の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるように「重層的支援体制整備事業交付金」（以下「重層事業交付金」という。）として交付することとしている。

なお、令和4年度に重層事業を実施する134市町村（令和3年10月に実施した国の意向調査で重層事業を実施すると回答した市町村）は、表1のすべての事業を実施することが必要であり、国は重層事業交付金としてこれらの事業に必要な財源を交付する。

重層事業は、実施を希望する市町村の手あげによる任意事業であるが、地域共生社会の実現に向けた効果的な取組と考えており、多くの市町村に取り組んでいただきたい。したがって、市町村においては、重層事業の実施に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備、重層的支援体制整備事業実施計画（以下「重層事業実施計画」）の策定や重層事業を実施する際の市町村内の毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築を進めていただきたい。

都道府県においては、重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業（3の（2）参照）を活用するなど、管内市町村への積極的な支援をお願いしたい。

(2) 重層的支援体制整備事業交付金について

重層事業交付金については、各分野の相談支援及び地域づくりにかかる既存事業の補助金等を一体化するとともに、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった新たな機能に係る補助を追加して交付するものである。

既存事業分については、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様としている。令和4年度予算案における既存事業及び新たな機能に係る各事業の補助率は表2のとおりであり、新たな機能分の補助基準額は表3のとおり予定している。なお、新たな機能分（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）の国の補助率は3/4（市町村の負担は1/4）としているが、これは制度施行当初の移行準備期間としての措置であり、令和5年度以降の補助率は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

また、改正社会福祉法に基づき、社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第380号）、社会福祉法

施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第205号）及び社会福祉法第106条の4第2項第3号イの規定に基づく厚生労働大臣が定める事業を定める件（令和2年厚生労働省告示第396号）については、令和2年12月24日付け公布され、令和3年4月に施行されている。また、同じく令和2年12月24日付通知「社会福祉法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令等の公布等について」（子ども家庭局長、社会・援護局長、社会援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）を発出し、重層事業に要する費用に関する交付金の交付の方法、その額の算定の基礎となる費用の算定方法等を示している。

表1（重層的支援体制整備事業で実施する事業）

	事業名
包括的 相談 支援 事業	地域包括支援センターの運営 *改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のイ
	障害者相談支援事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のロ
	利用者支援事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のハ
	生活困窮者自立相談支援事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のニ
	福祉事務所未設置町村による相談事業
地域 づくり 事業	地域介護予防活動支援事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のイ
	生活支援体制整備事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のロ
	地域活動支援センターの基本事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のハ
	地域子育て支援拠点事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のニ
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業（注）
新たな 機能	参加支援事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第2号 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第4号
	多機関協働事業 *改正社会福祉法第106条の4第2項第5号

（注）現行の「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」は令和3年度限りで廃止し、令和4年度に「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を新たに創設。

表2 (令和4年度における重層的支援体制整備事業で実施する各事業の補助率等)

	事業名	補助率等			
		国	都道府県	市町村	その他
包括的 相談 支援 事業	地域包括支援センターの 運営	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)
	基幹相談支援センター等 機能強化事業等 ※1	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—
	利用者支援事業	2/3	1/6	1/6	—
	生活困窮者自立相談支援 事業	3/4	—	1/4	—
	福祉事務所未設置町村に よる相談事業	3/4	—	1/4	—
地域 づくり 事業	地域介護予防活動支援 事業	25/100	12.5/100	12.5/100	23/100 (1号保険料) 27/100 (2号保険料)
	生活支援体制整備事業	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)
	地域活動支援センター 機能強化事業 ※2	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—
	地域子育て支援拠点事業	1/3	1/3	1/3	—
	生活困窮者支援等のため の地域づくり事業	1/2	—	1/2	—
新たな 機能	・参加支援事業 ・アウトリーチ等を 通じた継続的支援事業 ・多機関協働事業	3/4	—	1/4	—

※1 地方交付税を財源として実施される障害者相談支援事業に加えて、重層的支援体制整備事業実施要綱に規定する「相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業等）」を実施する場合

※2 地方交付税を財源として実施される地域活動支援センターの基本事業に加えて、重層的支援体制整備事業実施要綱に規定する「地域活動支援センター機能強化事業」を実施する場合

表3（令和4年度における新たな機能分の補助基準額）

市町村人口規模	補助基準額（円）
10,000人未満	25,300,000
10,000人以上～30,000人未満	28,000,000
30,000人以上～50,000人未満	31,000,000
50,000人以上～100,000人未満	33,800,000
100,000人以上～200,000人未満	42,000,000
200,000人以上～300,000人未満	50,500,000
300,000人以上～500,000人未満	56,000,000
500,000人以上	61,800,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

（3）多機関協働事業等について

重層事業には、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加している。

多機関協働事業は、重層事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援するものである。具体的には、重層事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める等の取組を実施する。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けるものである。具体的には、各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。また、本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

参加支援事業は、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行うものである。具体的には、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源間のコーディネート、本人と支援メニューのマッチングを行うほか、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。また、本人と支援メニューをマッチングした後、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをするとともに、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートを行う。

これらの事業の具体的な内容については、これまでも全国担当者会議、国が主催する各種研修、都道府県キャラバンなど様々な場面を通じて周知をしてきたところであり、重層事業や重層事業への移行準備事業（3の（1）参照）を実施する市町村においては、事業内容を十分ご理解の上、事業内容の検討をしていただくようお願いしたい。

3 令和4年度予算案について

令和4年度予算案においては、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、「重層的支援体制整備事業」に加えて、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」、「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」、「重層的支援体制構築推進人材養成事業」を実施するために必要な経費として、計261億円（令和3年度は116億円）を計上した。

各自治体におかれては、以下の各事業の具体的な内容についてご理解の上、積極的な事業展開をお願いする。（「重層的支援体制整備事業」については2を参照）

なお、以下の各事業の具体的な事業内容等については、別途通知にてお示しする予定であるのでご了解いただきたい。

（1）重層的支援体制整備事業への移行準備事業

令和3年4月に施行された社会福祉法において重層事業が創設されたため、これまで実施してきたモデル事業は令和2年度に廃止し、令和3年度に「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」を創設した（移行準備事業は生活困窮者就労支援事業費等補助金の事業として実施）。

移行準備事業は、市町村が実施主体となり、令和5年度以降に重層事業へ移行するために必要な経費に対して補助するものである。具体的には、重層事業の実施に向けた市町村の体制整備に取り組むことを目的とし、庁内外の関係者・関係機関との連携体制を構築するための取組や多機関協働の取組を必須としつつ、アウトリーチ等を通じた継続的支援や参加支援の取組等を対象に補助する予定である。

令和4年度における本事業の国の補助率は3/4（市町村の負担は1/4）としており、補助基準額は表4のとおり予定している。なお、令和5年度以降の補助率は、都道府県の負担割合を導入することとし、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。また、本事業の補助期間は有期とし、モデル事業の補助期間は含めず3年以内としている。

市町村におかれては、重層事業への移行に向けて、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

表4（令和4年度における移行準備事業の補助基準額）

市町村人口規模	補助基準額（円）
10,000人未満	16,900,000
10,000人以上～30,000人未満	18,700,000
30,000人以上～50,000人未満	20,700,000
50,000人以上～100,000人未満	22,500,000
100,000人以上～200,000人未満	28,000,000
200,000人以上～300,000人未満	33,700,000
300,000人以上～500,000人未満	37,300,000
500,000人以上	41,200,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

（2）重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

本事業は、都道府県が実施主体となり、市町村が推進する重層的な支援体制整備の後方支援として都道府県が行う各種取組に必要な経費に対して補助するものである（※令和3年度は39道府県が取り組んでいる）。

具体的には、市町村における庁内・庁外連携促進のための支援、市町村間の交流・ネットワーク構築支援、重層事業への移行促進等を目的とした研修の実施、重層的支援体制構築のための実態調査等の取組を対象に補助するものである。なお、本事業の国の補助率は3/4（都道府県の負担は1/4）としている。

また、社会福祉法には、国及び都道府県の責務として、市町村において重層事業の実施など、包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行う旨（表5）が規定されている。具体的には、都道府県の広域的・専門的な機能として、都道府県が実施している相談支援等の機能及び市町村の重層的支援体制との連携により、複雑化・複合化した課題を有する者への包括的な支援体制の充実が図られること、また、市町村への必要な後方支援を行うことが期待される。

これら都道府県に求められる役割に鑑み、市町村における包括的な支援体制の整備がさらに推進されるよう、都道府県におかれては、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

表5（社会福祉法（抜粋））

<p>（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>3 国及び都道府県は、<u>市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。</u></p>
--

（3）重層的支援体制構築推進人材養成事業

重層事業に関わる支援者は、令和2年6月の社会福祉法改正の趣旨を理解し、多様な分野と連携しながら包括的な支援を進めていくことで、地域共生社会の実現の一翼を担っていただきたいと考えている。そのため、重層事業の推進に際しては、人材養成が極めて重要である。

このため、国においては、①地域共生社会の基本理念を理解した上で、重層事業の意義やその内容、目指す方針を理解すること、②研修を通じて自治体職員や支援関係者同士のネットワークをつくること、③学んだことを持ち帰り、自治体内において体制を検討する際の中核となることを目的とした「重層的支援体制構築推進人材養成事業」を令和3年度から新たに創設し、重層事業を実施する自治体や多機関協働事業等を受託する事業者等を対象にした全国研修（表6）及びブロック別研修（表7）を実施したところである。（全国研修は全て終了し、ブロック別研修は令和4年3月までに順次進めていく）

令和4年度における重層的支援体制構築推進人材養成事業について、令和3年度と同様に、国において重層事業を実施する自治体や多機関協働事業等を受託する事業者等を対象にした研修を実施する予定であり、都道府県、市町村におかれては、本事業に係る研修会等へ積極的に参加いただくようお願いしたい。

表6（全国研修の概要）

研修名	対象者	開催方法	開催実績 (ライブ研修)
共通研修	都道府県、重層事業実施自治体、 多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者	いずれの研修も、 ・オンデマンド ・ライブ によるオンライン 受講	令和3年8・9月
自治体職員向け研修	都道府県、重層事業実施自治体		令和4年1月
多機関協働事業者向け研修	多機関協働事業者（直営の場合は自治体職員）		令和4年1月
参加支援事業者向け研修	参加支援事業者（直営の場合は自治体職員）		令和3年12月
アウトリーチ等支援事業者向け研修	アウトリーチ等支援事業者（直営の場合は自治体職員）		令和3年12月

表7（ブロック別研修の概要）

開催場所 (6ブロック)	該当都道府県	開催日時(2022年)
大阪	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	1月26日(水) 13:00～(最大) 17:00
福岡	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	2月3日(木) 13:00～(最大) 17:00
愛知	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県	2月14日(月) 13:00～(最大) 17:00
広島	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	2月22日(火) 13:00～(最大) 17:00
宮城	北海道、青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	3月1日(火) 13:00～(最大) 17:00
東京	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、 山梨県、長野県	3月10日(木) 13:00～(最大) 17:00

4 その他

(1) 重層的支援体制整備事業を推進するための各種取組について

① 多様な施策との連携について

属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援は、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、関係機

関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施することと、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援により、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面を通じて、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものとなる。

重層事業においては、市町村内の各種施策に係る支援機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。そのため、社会福祉法第6条第2項（表8）に明示された保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生等の多様な関係部局の連携を強化する観点から、同法第106条の6において、市町村が、関係部局や支援機関、民生委員・児童委員等の関係者により構成される支援会議を組織することができることや、同法第106条の5において、重層事業の提供体制を明記した重層事業実施計画の策定に関する規定を設けている。また、多様な施策の連携を円滑に進めることができるよう、各施策との連携通知（表9）を発出しているところであり、これらの通知を踏まえ各自治体におかれては、重層事業の実施や重層事業への移行準備にあたり各施策との連携体制の構築を進めていただきたい。

なお、重層事業実施計画の記載内容については、令和2年12月24日付けで公布された社会福祉法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第205号）で定め、具体的な策定ガイドラインについては、令和3年3月31日付通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において示しているところであり、重層事業実施計画の策定にあたって十分参照いただきたい。

表8（社会福祉法（抜粋）） 再掲

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）	
第六条	（略）
2	国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、 <u>保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</u>
3	（略）

表9（多様な施策との連携通知）

重層事業等との連携施策	連携通知発出日
<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援 ・自殺対策 ・児童福祉制度・DV被害者支援施策等 ・公共職業安定所 ・シルバー人材センター ・生涯現役促進地域連携事業 ・水道事業 ・保護観察所等 ・地域生活定着促進事業 ・教育施策 ・子供・若者育成支援施策 	令和3年3月29日
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け施策 ・障害保健福祉施策 ・子ども・子育て支援施策 ・生活困窮者自立支援制度 ・生活保護制度 ・成年後見制度利用促進に係る取組 ・社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等 	令和3年3月31日
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会制度 ・地域力創造施策 	令和3年10月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生施策 	令和3年12月1日

② 参加支援について

複雑化・複合化したニーズを抱える者に対して、多様な社会参加への支援を提供するためには、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応できる社会資源を確保することが必要であるが、各地域において様々な福祉サービスを提供している福祉サービス事業所等には、その支援に関する人材、場、ノウハウを十分に生かしていただくことが期待される。

これまで、各分野のサービスを複合的に提供する場合の取扱いについては、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（平成28年3月）」や、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供する共生型サービスの実施等により進められてきたところであるが、多様な社会参加に向けた社会資源の活用方法として、既存の福祉サービス事業所等における定員の空きを活用するなど、本来の業務に支障の無い範囲で本来の支援対象者とは別に、社会参加に向けた支援対象者（以下、「参加支援対象者」という。）を受け入れることも考えられる。

社会参加に向けた施策を自治体において具体的に取り組むに際しては、令和3年3月31日付通知「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」

(子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知)を发出し、既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所等の地域資源の活用を促進するための具体的な運用を示したところであり、各自治体の地域の実情に応じて、積極的に地域資源の活用を進めていただきたい。

(2) 企業版ふるさと納税の活用について

企業版ふるさと納税は、新たな民間資金の流れを巻き起こし、地方創生の取組を深化させることを目的として、平成28年度に創設された制度である。本制度は、国が認定した地方公共団体の地方創生のプロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みである。

令和2年度税制改正では、税の軽減効果を最大約9割まで引き上げられるとともに、地域再生計画の認定手続の簡素化など、大幅な見直しが実施された。併せて、地方創生推進交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、併用可能な国の補助金・交付金が拡大されたところ。重層的支援体制整備事業についても、その地方負担分に企業版ふるさと納税が活用できるため、地方負担軽減の観点から、積極的にご活用いただきたい。

なお、本制度の内容や手続き等については、内閣府地方創生推進事務局のホームページ等を参照されたい。

○企業版ふるさと納税ポータルサイト（内閣府地方創生推進事務局）

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyuu_furusato.html

(3) 各事業の実績報告について

重層事業を推進するに当たっては、本事業を行うことによる経年的な効果や成果を明らかにしていくことが重要である。そのため、令和3年度における重層事業や重層事業への移行準備事業を実施している市町村においては、これらの事業を通じて得られる基本情報の収集をお願いしているところであるが、令和4年度においても、引き続き実績報告のお願いをする予定であるので、御協力いただきたい。なお、報告方法については、別途お示しするので、ご了知いただきたい。

(4) 地域共生ポータルサイトについて

厚生労働省においては、地域共生社会の実現に向けた気運を醸成するため令和3年4月に地域共生社会のポータルサイトを開設し、重層事業をはじめ、地域共生社会の実現に向けた取組に関する基礎資料や各種通知、全国各地の取組事例等を随時掲載している。地域住民、保健医療福祉等の分野における関係団体や実践者、行政職員など幅広い方々を対象としたものであるため、各都道府県・市町村におかれては、関係団体や関係者への周知をお願いするとともに、包括的な支援体制の構築を推進するにあたり十分に御活用いただきたい。

○地域共生社会のポータルサイト

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

(5) 国によるサポートについて

地域共生社会推進室では、重層的支援体制構築推進人材養成事業以外の取組として、各都道府県との協議の上で、都道府県を訪問し、地域共生社会の考え方や重層事業等の内容など広く周知・広報を行う機会を設ける取組（全国キャラバン）を実施している。今年度、多くの都道府県から要望をいただき、各都道府県が主催する市町村等を対象にした会議の場等に訪問（オンライン含む）させていただくなど、順次対応しているところである。令和4年度においても同様の取組を実施していくことを予定しており、別途、実施にあたっての協議などの御案内をさせていただくので御了知願いたい。

そのほか、重層事業の実施や重層事業への移行準備に向けた個別相談を随時受け付けており、状況に応じてオンライン・対面など様々な手法による対応も可能であるので、各都道府県・市町村におかれては必要に応じて御相談いただきたい。

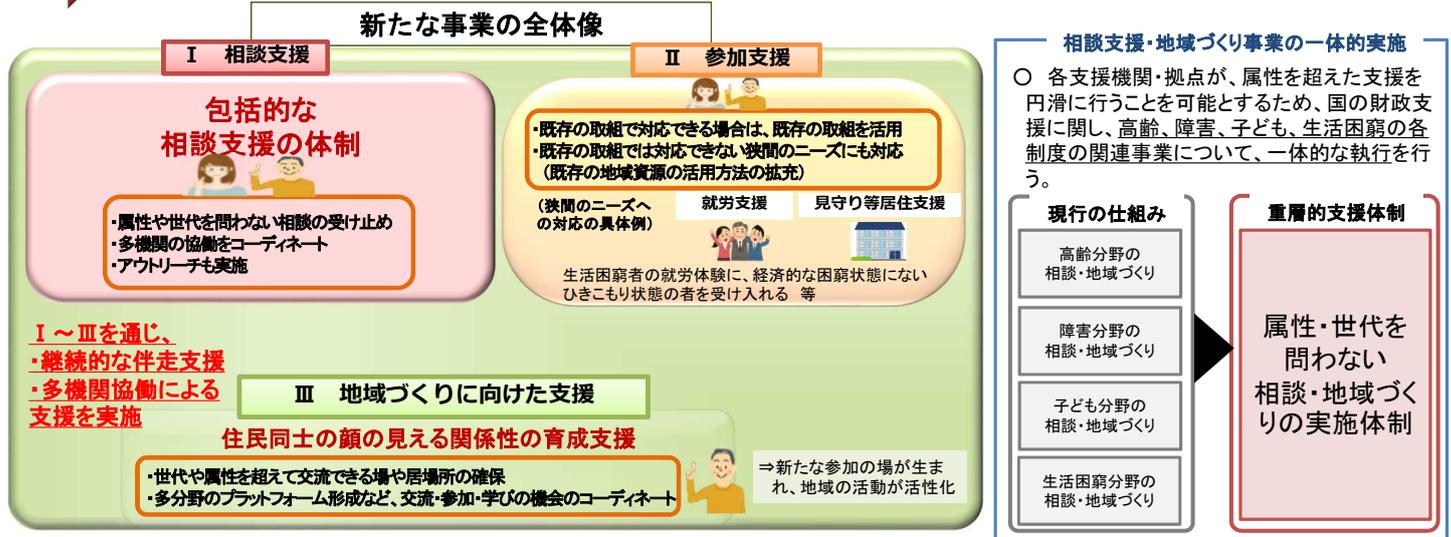
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

令和3年4月1日施行



地域共生社会の実現に向けた地域づくり

令和4年度予算案
261億円
(令和3年度予算:116億円)

【重層的支援体制整備事業】令和4年度予算案：232億円(令和3年度予算：76億円)

- 社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営(介護分野) ・基幹相談支援センター等機能強化事業等(障害分野) ・利用者支援事業(子ども・子育て分野) ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業(生活困窮分野)	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業(介護分野) ・地域活動支援センター機能強化事業(障害分野) ・地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て分野) ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業(生活困窮分野)	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:3/4(※) 市町村:1/4

※多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討。

【その他(包括的な支援体制の整備に向けた支援)】令和4年度予算案：29億円(令和3年度予算：40億円)

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援等を行う。

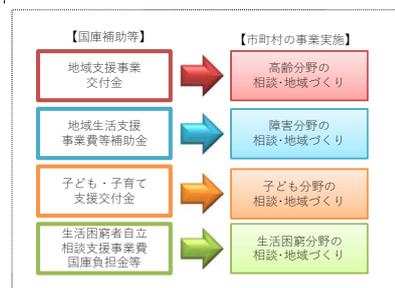
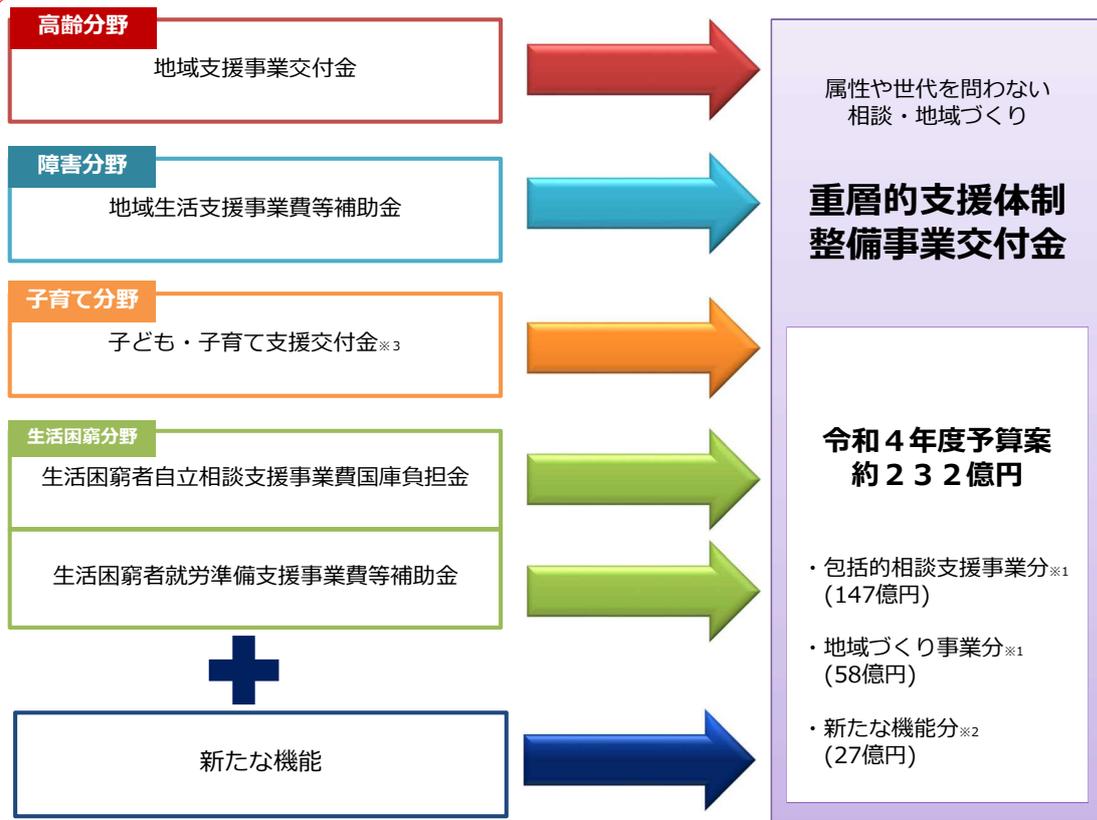
事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○重層的支援体制整備事業への移行準備に必要な経費	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○市町村における包括的な支援体制の構築を進めるために行う、都道府県による市町村への後方支援の取組に必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○重層的支援体制整備事業の実施市町村、都道府県、本事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

重層的支援体制整備事業交付金について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業^{※1}の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能^{※2}を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

（参考：現行の仕組み）



- <※1 既存事業について>
- 包括的相談支援事業
 - ・高齢（地域包括支援センターの運営）
 - ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
 - ・子育て（利用者支援事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）
 - 地域づくり事業
 - ・高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
 - ・障害（地域活動支援センター機能強化事業）
 - ・子育て（地域子育て支援拠点事業）
 - ・生活困窮（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）
- <※2 新たな機能について>
- ・多機関協働事業
 - ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
 - ・参加支援事業
- <※3 子育て分野の予算計上について>
- ・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
 - ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

包括的相談支援事業(改正社会福祉法第106条の4第2項第1号)

【事業趣旨】

令和4年度予算案(令和3年度予算)
14,725,793千円(4,855,529千円)

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども・子育て及び生活困窮分野における相談支援事業を一体として実施し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じる等の必要な取組を行う。

事業内容

- 市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業（※）を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。
 - 相談受付・アセスメントの結果、複雑化・複合化した支援ニーズを有することから、関係支援機関間において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等必要な支援を行う。
- （※）各法に基づく相談支援事業
- ・介護（地域包括支援センターの運営（介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号））
 - ・障害（障害者相談支援事業（障害者総合支援法第77条第1項第3号））
 - ・子ども・子育て（利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号））
 - ・生活困窮（自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第3条第2項））
 - ・生活困窮（福祉事務所未設置町村相談事業（生活困窮者自立支援法第11条第1項））

実施主体

市町村

補助率

各法に基づく
負担率・補助率
※下表参照

分野	事業名	負担率・補助率
介護	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項第1号から第3号)	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、一号保険料 23/100
障害	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項第3号)	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100
子ども	利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第1号）	国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6
困窮	自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第3条第2項）	国 3/4

地域づくり事業(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

令和4年度予算案(令和3年度予算)
5,764,267千円(1,776,782千円)

【事業趣旨】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども・子育て及び生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施し、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援や地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点を開設する等の必要な取組を行う。

事業内容

- 市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法等に基づく地域づくり事業(※)を一体的に行うことにより、「地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援」、「地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備」、「地域住民相互の交流を行う拠点の開設」等を行う。

(※) 各法等に基づく地域づくり事業

- ・ 介護(一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業(介護保険法第115条の45第1項第2号))
- ・ 介護(生活支援体制整備事業(介護保険法第115条第2項第5号))
- ・ 障害(地域活動支援センター事業(障害者総合支援法第77条第1項第9号))
- ・ 子ども・子育て(地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て支援法第59条第9号))
- ・ 生活困窮(生活困窮者支援等のための地域づくり事業)

実施主体

市町村

補助率

各法等に基づく
負担率・補助率
※下表参照

分野	事業名	負担率・補助率
介護	一般介護予防事業(介護保険法第115条の45第1項第2号)のうち、地域介護予防活動支援事業	国 25/100、都道府県 12.5/100、市町村 12.5/100、一号保険料 23/100、二号保険料 27/100
介護	生活支援体制整備事業(介護保険法第115条第2項第5号)	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、一号保険料 23/100
障害	地域活動支援センター事業(障害者総合支援法第77条第1項第9号)	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100
子ども	地域子育て支援拠点事業(子ども・子育て支援法第59条第9号)	国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	国 1/2

多機関協働事業等(社会福祉法第106条の4第2項第2号、同項第4～6号)

令和4年度予算案(令和3年度予算)
2,699,933千円(973,260千円)

【事業趣旨】

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、複数の相談支援機関等の相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯の地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下において支援を一体的・計画的に行う体制の整備等の必要な取組を行う。
- ※ なお、市町村の包括的な支援体制の構築にあたっては、都道府県の役割が重要になること等に鑑み、令和5年度より、多機関協働事業等の事業費について都道府県負担を導入することを検討している。

【事業内容】

多機関協働事業

(主な機能)

- 複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制の整備、単独の相談支援機関では対応が難しい者・世帯の支援の方向性の整理 等

(主な取組内容)

- 相談受付(各相談支援機関やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業等からつながったもの)、アセスメント(相談支援機関等への依頼を通じて行う相談者本人や世帯の状態把握)、プラン作成(各相談支援機関等の役割分担、支援の方向性の決定等)、重層的支援会議の開催(関係機関の役割分担、支援の方向性の共有)、モニタリング 等

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(主な機能)

- 既存制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、各相談支援機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援 等

(主な取組内容)

- 重層的支援会議や各相談支援機関との連携等による情報把握
- 本人と接触するまでの各種取組(メール、SNS、オンライン相談等)
- 家庭訪問、同行支援 等

参加支援事業

(主な機能)

- 既存制度の狭間に陥る支援ニーズが生じる背景に存在する、人や地域とのつながりの希薄といった課題を抱える者や世帯に対する社会とのつながりの創出 等

(主な取組内容)

- 本人のニーズを踏まえた参加支援メニューとのマッチング
- 社会参加に向けた支援メニュー開拓
- 本人への継続的な支援、受け入れ先(企業等)へのフォローアップ 等

実施主体

市町村

補助率

国 3/4、市町村 1/4

予算額

2,699,933千円

令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（134自治体）

北海道	旭川市	千葉県	木更津市	三重県	伊勢市	島根県	松江市				
	七飯町		松戸市		桑名市		大田市				
	妹背牛町		柏市		名張市		美郷町				
	鷹栖町		市原市		亀山市		岡山市				
	津別町		墨田区		鳥羽市		美作市				
	音更町		世田谷区		いなべ市		呉市				
青森県	広尾町	東京都	中野区	滋賀県	志摩市	広島県	東広島市				
岩手県	鱒ヶ沢町		八王子市		伊賀市		廿日市市				
	盛岡市		立川市		御浜町		宇部市				
	遠野市		狛江市		長浜市		長門市				
	矢巾町		西東京市		守山市		高松市				
岩泉町	鎌倉市		甲賀市		さぬき市						
秋田県	能代市	神奈川県	茅ヶ崎市	愛媛県	宇和島市	高知県	高知市				
	大館市		逗子市		高島市		中土佐町				
	湯沢市		富山市		米原市		大牟田市				
	由利本荘市		氷見市		竜王町		久留米市				
山形県	山形市	石川県	金沢市	大阪府	豊中市	福岡県	八女市				
福島県	福島市		小松市		枚方市		糸島市				
	須賀川市		越前市		高石市		岡垣町				
茨城県	古河市		福井県		坂井市		東大阪市	佐賀県	佐賀市		
栃木県	栃木市	山梨県	甲州市	大阪狭山市	熊本県	大津町					
	市貝町		飯田市	阪南市		太子町	大分県	中津市			
	野木町		伊那市	伊那市		姫路市		津久見市			
群馬県	太田市	岐阜県	関市	兵庫県	尼崎市	竹田市					
	みどり市		函南町		芦屋市	三郷町	杵築市				
	上野村		岡崎市		加東市	三郷町	都城市				
	玉村町		春日井市		三郷町	川上村	日向市				
埼玉県	川越市	静岡県	豊田市	奈良県	和歌山県	宮崎県	三股町				
	狭山市		稲沢市		和歌山県		和歌山市				
	草加市		東海市	鳥取県	鳥取市		※134自治体	うちR3重層事業	42自治体		
	越谷市		大府市		米子市			うちR3移行準備事業	78自治体	うちモデル事業実施	99自治体
	桶川市		知多市		智頭町			北栄町			
	ふじみ野市		豊明市								
	鳩山町		長久手市								
			東浦町								

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

【事業趣旨】

令和4年度予算案(令和3年度予算額)
2,760,000千円(3,668,895千円)

- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村が円滑に移行できるよう、各相談支援機関等との連携体制の構築をはじめ、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援の本格実施に向けた準備及び試行的取組等を行う。

事業内容

- 今後、重層的支援体制整備事業の実施を希望する市町村において、重層的支援体制整備事業に円滑に移行するための準備に必要な取組を行う。具体的には、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内関係部局、庁外の民間団体等との連携体制の構築、重層的支援体制整備事業への移行に向けた計画の作成、多機関協働等の取組を行う。

(主な取組内容)

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野をはじめとする庁内連携体制の構築及び重層的支援体制整備事業への移行計画の作成
- 多機関協働による包括的支援体制構築の取組
- アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組
- 参加支援の取組
- その他重層的支援体制整備事業への移行に必要な取組

実施主体

市町村

補助率

国 3/4、市町村 1/4

予算額

2,760,000 千円

重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

令和4年度予算案(令和3年度予算)
132,587千円(281,577千円)

【事業趣旨】

- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を進めているところであるが、個々の市町村からは、他の市町村の取組状況の把握や研修等を通じた市町村間の交流促進等のニーズがある。こうした市町村の多様なニーズに丁寧に対応していくため、各都道府県が行う各市町村の包括的な支援体制整備の後方支援の取組に対して必要な支援を行う。
- ※ なお、市町村の包括的な支援体制の構築にあたっては、都道府県の役割が重要になること等に鑑み、令和5年度より、多機関協働事業等の事業費について都道府県負担を導入することを検討している。

事業内容

- 市町村の包括的な支援体制を整備するため、各都道府県が行う後方支援の取組に対して必要な支援を行う。

(後方支援の取組例)

- ・市町村の庁内連携促進のための支援や都道府県内連携会議の開催
- ・市町村間の情報共有の場づくり・ネットワーク構築
- ・重層的支援体制整備事業への移行促進に向けた取組を支援するための人材養成研修の実施
- ・地域共生社会の実現に向けた気運醸成のためのセミナー等の開催
- ・都道府県内における法律等の専門家派遣 等

実施主体

都道府県

補助率

国 3/4、都道府県 1/4

予算額

132,587 千円

重層的支援体制構築推進人材養成事業

令和4年度予算案(令和3年度予算)
23,282千円(27,770千円)

【要旨】

- 令和3年度に施行された重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、支援体制を構築するためには、新たな事業に従事する人材が行う支援の質を高めていくことが重要である。
- このため、重層的支援体制整備事業の従事者や担当の市町村職員等を対象にした人材養成研修等を実施する。

事業内容

(全国研修)

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村の多機関協働事業、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の従事者を対象に、各事業に従事するために必要な専門性を習得するための研修を実施する。
また、重層的支援体制整備事業を実施する市町村の職員及び当該市町村が所在する都道府県の職員を対象に、重層的支援体制整備事業により包括的な支援体制を構築するために必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。

(その他)

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村の包括的相談支援事業、地域づくり事業の従事者を対象に、地域共生社会の理念や新事業の実施にあたっての基本的な考え方等を習得するための研修を実施する。
- また、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施する市町村の職員を対象に、重層的支援体制整備事業への移行に必要な知識やその手法等を習得するための研修を実施する。

実施主体

国

補助率

-(委託費)

予算額

23,282千円

第2 生活困窮者自立支援制度の推進について（生活困窮者自立支援室）

1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応

（1）相談支援の状況

① 相談件数等の増加と相談者の多様化

生活困窮者自立支援制度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活や住まいに不安を抱えられる方が急増する中、自立相談支援機関では、感染防止策を講じつつ、急増する相談への対応を行ってきた。

令和2年度における、自立相談支援の相談件数等を見ると、

- ・ 自立相談支援件数 約 78.6 万件（令和元年度 24.8 万件）
- ・ 住居確保給付金支給件数 約 13.5 万件（令和元年度約 4 千件）

となっており、令和3年度（速報値）においても、

- ・ 自立相談支援件数（令和3年4月～10月） 約 36.1 万件
- ・ 住居確保給付金支給件数（令和3年4月～10月） 約 3.1 万件

であり、コロナ禍以前と比べて相談件数等が増加している状況が続いている。

また、新型コロナウイルス感染症を機に、個人事業主、フリーランス、外国籍の方といった、これまでつながりの薄かった方々からの相談が増加していることや、対面支援が困難となっていることなどの環境の変化への対応が求められ、現場では、多様化する支援ニーズへの対応、人員体制の充実、支援のICT化等による感染拡大防止策等の対応が課題となっている。

② 改革工程表に基づく目安値について

生活困窮者自立支援制度においては、これまで、「新経済・財政再生計画改革工程表2018」（平成30年12月20日経済財政諮問会議決定）に基づき、新規相談受付件数、プラン作成件数、就労支援対象者数、就労・増収率、自立生活のためのプラン作成者のうち、自立に向けての改善が見られた者の割合等がKPIとして設定されている。

今般改定された「新経済・財政再生計画改革工程表2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）では、昨年に引き続き「新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、支援ニーズの増加に対する体制強化や支援のICT化を始めとした、生活困窮者自立支援制度の強化を進める」とされている。

国の目安値については、令和4年度においても令和3年度と同様であるが、引き続き改革工程表のKPIに基づき、新型コロナウイルス感染症の影響による支援ニーズの増加に対し、後述する国の財政支援（1(2)参照。）も活用しつつ、必要な体制強化や支援のICT化等の措置を講じ、対応を行っていただくようお願いする。

(令和4年度目安値)

	目安値	参考(実績)	
		(R元)	(R2)
新規相談受付件数 (人口10万人・1ヶ月当たり) ※	16件	16.2件	51.4件
プラン作成件数 (人口10万人・1ヶ月当たり) ※ (新規相談受付件数の50%)	8件	5.2件	9.1件
就労支援対象者数 (プラン作成件数の60%)	5件	2.3件	5.0件
就労・増収率	75%	61%	27%
自立に向けての改善が見られた者の割合	90%	85%	83%

※ 人口10万人未満の自治体については、人口規模別に設定。

(2) 生活困窮者自立支援の機能強化

生活困窮者への支援ニーズについては、新型コロナウイルス感染症の発生を契機として、新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化など多様化している。こうした現状を踏まえ、令和3年12月20日に成立した令和3年度補正予算においては、NPO法人や社会福祉法人等の民間団体独自の支援との連携、相談員等の加配や事務職員の配置等によって生活困窮者支援へ注力できる環境の整備、各種事業との連携強化やオンライン相談を目的としたICT化の推進等を進めることにより、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図ることとしている。

これらの事業は、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金61億円の内数として位置付けられている。また、執行については、現在、令和3年12月21日から令和4年3月31日の期間を対象に所要見込額調査を行っているところであるが、予算残額は、令和4年度へ繰り越すことを予定しており、地域の実情を踏まえた柔軟な執行をお願いする。

本交付金における生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る取組メニューを以下のとおり示しているので、各自治体におかれては、地域の実情や課題を踏まえ、必要な対応を行っていただきたい。

(取組メニュー)

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
 - ※ 独自の支援に取組むNPO法人や社会福祉法人等との連携のために自立相談支援機関が必要な経費を補助(団体の取組を広報するための経費、フードバンクから提供された食料の倉庫代や相談者へ現物を送付する送料代など)。
- ② 自立相談支援員等の加配や、電話・メール・SNSなどの活用等による自立相談

支援体制等の強化

- ③ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ④ 住まいに関する相談支援体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑨ 新たな支援層への支援アプローチ手法の確立を目指した課題分析等のためのモデル的な支援の実施
- ⑩ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

なお、本事業の国庫補助率は3/4としているところであるが、地方負担分1/4については、令和3年度と同様に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において支援を継続することとしているので、ご了知願いたい。

また、生活困窮者自立支援に係る各事業の機能強化に当たっては、以下を踏まえて、対応を進めていただきたい。

ア 自立相談支援事業

従来とは異なる新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題への対応など、支援ニーズが多様化している中、NPO法人や社会福祉法人等においては、独自の取組として、フードバンクによる食料提供や、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の一環とした現物給付などの取組が行われている。自立相談支援機関の中には、こうした民間団体独自の取組と連携して多様なニーズへの対応に取り組んでいる例もあることを踏まえ、各自治体におかれては、こうした取組を参考としつつ、上記の取組メニューも活用しながら、地域の実情に応じた支援体制の整備をお願いする。

また、緊急小口資金等の特例貸付や住居確保給付金等のニーズが拡大していることにより、主に都市部においては、自立相談支援員等の業務負担が過重となっている実態があるため、それぞれの実態を踏まえて必要な措置を行うことが重要である。さらに、コロナ禍の影響が長期化する中で、今後、生活困窮の状況が継続している方等に対しては、自立に向けたより丁寧な支援を行うことが重要となる。各自治体におかれては、以下に示す観点に立ち、委託先の法人等を通じて各窓口の状況を把握した上で、上記の取組メニューを積極的に活用する等の対応をお願いする。

- ・ 相談員等の時間外労働が過重となっていないか

- ・ 時間外労働や各手当など、必要な人件費の支払において、委託料に不足が生じていないか
- ・ 相談員等の健康状態に問題はないか
- ・ 支援が必要な方に対して、相談支援員の手が回らないことを理由に、必要な支援が行えていないことはないか
- ・ 外国籍の方への対応などにおいて、翻訳機器等が必要となっていないか
- ・ その他、窓口において苦慮していることはないか

さらに、相談支援等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や相談へのアクセスの確保の観点から、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、電話・メール・SNSのほか、タブレット端末等のICTを活用したオンライン相談の実施などの取組の推進をお願いする。また、相談支援員等の手洗い、咳エチケット等の徹底、自立相談支援機関等内の換気等の励行、発熱等の諸症状が見られる相談支援員等の出勤免除や外出自粛勧奨等の基本的な感染防止対策についても、引き続きお願いする。なお、消毒液の購入やパーティションの購入費用等についても、本交付金の活用が可能であるので、必要な環境整備を行っていただきたい。

イ 家計改善支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変や、緊急小口資金等の特例貸付の利用者の急増により、今後、自立相談支援に加え、家計改善支援事業による支援の重要性はさらに高まる。また、特例貸付の償還期間は、緊急小口資金が2年間、総合支援資金が10年間であることから、中長期にわたる息の長い支援が求められる。

このことから、各自治体におかれては、家計改善支援事業の人員体制を整えるとともに、事業が未実施の自治体におかれては、事業の実施をお願いする。

ウ 住まいに関する相談支援体制の強化

新型コロナウイルス感染症の影響により、住まいに関する相談が急増しており、自立相談支援に加え、居住支援の重要性が高まっている。

そのため、各自治体におかれては、住まいに関する個別相談や公営住宅を所管する住宅部局、不動産会社等との連携などを行う住まいの専門人材の配置等による、住まいに関する相談支援体制の構築・強化をお願いする（後述の1(4)参照）。

エ 就労準備支援事業及び子どもの学習・生活支援事業のICT化

前述の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金に係る取組メニューを活用し、オンライン相談等のICT化を進めていただくほか、以下に示す就労準備支援事業や子どもの学習・生活支援事業におけるICTの活用も進めていただきたい。

(イ) 就労準備支援事業等のオンラインメニュー等支援強化

就労準備支援事業については、令和2年度調査研究事業を通じて、オンラ

イン等における支援メニューの事例の収集を行い、好事例を下記の厚生労働省ホームページにおいて示している。各自治体におかれては、このような事例を参考としつつ、各地域の実情に応じ、非対面方式のオンライン等で実施する際の就労支援メニューの開発支援、機器整備等を進めていただきたい。

また、各自治体におかれては、職場や様々な行政サービス等日常生活のオンライン化が進む中、デジタル機器やツールに不慣れな相談者や支援者が取り残されることがないように、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化についても、取組をお願いしたい。これらの取組に係る経費については、上記の取組メニュー⑥の中で補助することができるので活用いただきたい。

[オンラインメニューの例]

- 日常生活自立のメニュー
 - ・ 体操、ストレッチ、ヨガ等のプログラム
- 社会生活自立のメニュー
 - ・ グループワークの実施
 - ・ PCを活用した基礎訓練
- 就労自立のメニュー
 - ・ 模擬面接
 - ・ 履歴書作成
 - ・ 企業見学
 - ・ 就労体験の事前支援（求人票の確認、所在地までの経路等を双方向で確認しながら実施）
- 就労後の定着支援
 - ・ WEB、SNS等を活用した定着支援（本人の勤務状況や体調等を把握し、状況に応じた支援を実施）
- その他
 - ・ 上記オンラインメニューに係る各種Eラーニング教材、動画等の作成
 - ・ 支援者向け研修（SNS、オンライン会議等の活用方法等）

(参考) 就労準備支援事業におけるオンライン等を活用した好事例

(令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者の就労支援を通じた地域づくりに向けた実践的調査研究報告書」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000793387.pdf>

(ロ) 子どもの学習・生活支援事業の事業継続体制整備の強化

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの学習・生活支援事業を一時的に休止せざるを得ない状況となった事例も見受けられた。また、学習

支援会場が遠隔地にある、家庭の事情や集団での学習支援になじまないなどの理由により、参加が困難となっている場合もある。

こうした生活困窮世帯の子どもに対しては、継続した学習支援等を行う観点から、以下の例を参考として、事業の継続や、より多くの子どもが利用できるよう、オンラインによる支援体制整備を進めていただきたい。

〔体制整備の例〕

- 遠隔地での学習支援やオンライン相談が行える環境整備に要する初期費用の補助の活用。
- 具体的には、貸出用タブレットの購入、事業者における電話・インターネット回線の設置・通信機器整備、Eラーニング教材の作成等

(3) 生活困窮者支援等のための地域づくりの推進

コロナ禍を背景に孤独・孤立問題が深刻化している中、生活困窮者支援の現場では、公的機関への相談に心理的ハードルを感じる方や、他者とのつながりが長らく途切れていた方などを支援につなぐ一環として、居場所づくりの取組が進められ、相談者との関係性の維持やコミュニケーション能力の向上といった効果につながっている。

こうした取組を進めるに当たっては、生活困窮者だけでなく、地域住民が広く集い、交流することによって、地域社会からの孤立を防ぐことにもつながるため、地域住民の理解を得ることも重要となる。

令和4年度には、身近な地域の中に生活困窮者も含めた地域住民が気軽に安心して通える居場所が確保できるよう、「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を創設したところである。各自治体におかれては、本事業を活用し、居場所づくりを含めた地域づくりの推進に取り組んでいただきたい。

(4) 居住支援関係

① 住居確保給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響下においても安定的な住まいを確保するため、住居確保給付金については、これまで支給対象範囲の拡大のほか、特例措置として解雇以外の休業等に伴う収入減少の場合であっても3か月間の再支給を可能とするなど、必要な制度の見直しを実施してきたところである。

特例措置については、申請期限が令和4年3月末までとなっているところであるが、各自治体におかれては、支援を必要としている方へ着実に住居確保給付金を支給いただくとともに、受給者の自立に向けたハローワーク等と連携した就労支援の実施、就労が困難な方等への生活保護制度の紹介など、個々人の状況に応じた支援を引き続きお願いしたい。

② 居住支援について

住まいに困窮している方に対しては、一時生活支援事業による衣食住の提供及

び自立相談支援事業と連携した就労等による自立支援、令和元年度から施行された地域居住支援事業によるアパート等への入居支援、居住を継続するための見守り等支援等を実施しているところである。

一時生活支援事業を実施している自治体におかれては、引き続き積極的に取り組んでいただくほか、安定した住まいを確保できていない方に対する支援は、一部の地域だけではなく、どの地域でも生じる課題であることから、未実施の自治体におかれても、令和4年度に創設する「一時生活支援事業の共同実施への支援強化」も活用し、事業実施の検討をお願いします。

また、令和3年度補正予算における新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金において、新たに「住まいに関する相談体制の強化」（上記1(2)の取組メニュー参照）を加えたところであり、各自治体におかれては、積極的に本交付金の活用をお願いします。

③ 不安定居住者への支援強化について

新型コロナウイルス感染症の影響等によって、安定的な住まいを確保する重要性は高まっており、特に住居を失った又は失うおそれのある不安定居住者に対しては、一時生活支援事業や住居確保給付金等の支援につなげることが重要である。

そのため、令和3年度には、不安定居住者に対する支援情報サイト及び電話・メールによる総合相談窓口（通称「すまこま。」）を設置し、各支援策の情報提供や自立相談支援機関等につなぐといった、不安定居住者に対するアウトリーチ支援を実施したところであり、令和4年度も引き続き実施することとしている。

各自治体におかれては、「すまこま。」から不安定居住者等に関する相談内容等の情報提供があった場合には適切にご対応いただくようご協力お願いするとともに、一時生活支援事業等による支援の継続的な取組をお願いします。

また、令和4年度には、ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）を実施することとしており、引き続き、巡回での目視による調査を予定しているため、各自治体におかれては、ご協力をお願いします。

(5) 緊急小口資金等の特例貸付の実施等

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活にお困りの方に対しては、緊急小口資金等の特例貸付や新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給などの重層的なセーフティネットによる支援を行っているところであり、各自治体及び各社会福祉協議会におかれては、引き続き必要な対応をお願いします。なお、詳細は後述の3を参照されたい。

2 生活困窮者自立支援制度の推進

(1) 生活困窮者自立支援制度の見直しに向けた検討

生活困窮者自立支援法については、平成30年に成立した改正生活困窮者自立支援

法（以下「平成 30 年改正法」という。）の附則第 8 条において、施行後 5 年を目途として、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

そのため、令和 3 年 10 月から「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理検討会」を開催し、制度見直しに向けた議論を行っている。この議論の中では、新型コロナウイルスの影響で新たに顕在化した相談者層への相談支援を始めとした自立相談支援機関や各種事業の在り方、生活保護制度との連携、地域づくりや居場所づくりの在り方、孤独・孤立への対応を含む関係機関・関係分野との連携などについて、順次、議論を行っているところである。

今後、令和 4 年 4 月を目途に制度見直しの論点を取りまとめ、令和 4 年 5 月以降、社会保障審議会の部会において議論を開始する予定であるので、ご了知願いたい。

(2) 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の完全実施

① 生活困窮者自立支援法に基づく各事業の促進

平成 30 年改正法では、就労準備支援事業及び家計改善支援事業が自立相談支援事業による相談の「出口」のツールとして、いずれの自治体においても求められるものであり、自治体の実情にも留意をしながら両事業の全国的な実施促進を図ることとし、

- ・ 就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、その実施を努力義務とすること
- ・ 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫を図ること
- ・ 自立支援計画の作成に当たり、両事業との緊密な連携を図る体制が確保されている場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げること（1/2→2/3）

を講じた。

また、併せて、両事業については、自治体の実情にも留意しながら、令和元年度から 3 年度の間を集中実施期間として完全実施を目指していくこととした結果、令和 4 年度の実施見込みは、就労準備支援事業では 780 自治体（86%）、家計改善支援事業では 771 自治体（85%）となっている。

一方、事業を実施している自治体の中には、利用実績が低調な自治体が一定数みられるところであり、各都道府県におかれては、未実施自治体に対し、引き続き実施に向けた支援を行っていただくとともに、事業を実施しているものの利用実績が低調な自治体に対しても、好事例の横展開等の必要な支援を行っていただくようお願いする。

② 就労準備支援事業等の広域的实施による実施体制の整備促進

生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、地域に活用可能な資源がない等の理由により、事業の実施が困難な自治体が見受けられている。

一方、コロナ禍で自立相談支援機関への相談が大きく増加する中で、効果的に

自立に向けた支援を行っていくためにも、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増しているため、各都道府県におかれては、実施自治体同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考としながら検討をお願いし、任意事業の実施を推進していただきたい。なお、令和2年度に創設した広域実施の取組をモデル的に実施する際の経費について補助する事業については、令和4年度も引き続き国庫補助を行う予定であるので、積極的にご活用いただきたい。

また、一時生活支援事業については、令和4年度に、「一時生活支援事業の共同実施への支援強化」の創設を行うこととしており、積極的な活用をお願いする。

(広域実施の取組例)

形態	参加自治体	実施事業	ポイント
市主体	加西市等 3市	就労準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加西市は、人口規模約4.3万人の小規模な自治体で、就労準備支援事業を実施するにあたり、委託できる団体が存在しなかった。 ○ 北播磨圏域での広域実施を提案したところ、加東市、西脇市から賛同が得られ、3市合同での実施となった。(事務局を持ち回りで担当。) ○ 開拓した就労体験先の共有、就労体験の協働実施、定期的な連絡会の開催など
県主体	熊本県内9市31町村 (一時生活支援事業の場合)	就労準備 家計改善 一時生活 学習生活 支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時生活支援事業では、熊本県の「社会的包摂・『絆』再生事業」に取り組んだ支援実績を生かし、熊本県管轄の31町村と9市で共同実施。 ○ 熊本県内は、任意4事業全てにおいて実施率が100%。

③ 自治体・支援員向けコンサルティング事業の実施

(ア) 専門スタッフ派遣によるコンサルティングの実施状況

自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に対し、適切な支援が可能な専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達・助言等を行うことで、支援員のバーンアウトを防ぐとともに、全国的なスキル向上を目的としたコンサルティングについて、令和元年度から国の事業として実施している。

令和3年度は就労準備支援事業及び家計改善支援事業を中心に子どもの学習・生活支援事業等についてもコンサルティングを実施し、39自治体の申込みを受け、対象自治体が希望する事業内容に応じてコンサルティングを実施している。

また、任意事業の完全実施に向けた重点支援の対象とした県においては、個別のコンサルティングを実施する前に、県と管内未実施自治体を対象とした研修会を実施した。

なお、令和3年度のコンサルティング希望事業の内訳は、以下のとおり。

事業名	事業未実施の自治体	事業実施中の自治体	合計
就労準備支援事業	16(72.7%)	6(27.3%)	22
家計改善支援事業	8(66.7%)	4(33.3%)	12
子どもの学習・生活支援事業	1(33.3%)	2(66.7%)	3
事業の連携	0(0.0%)	10(100.0%)	10
合計	25(53.2%)	22(46.8%)	47

※ 複数の事業についてコンサルティングを実施する自治体もある。

実際のコンサルティングでは、以下のような支援を展開している。

- ・ 任意事業が未実施の自治体に対しては、これから実施するために必要となる地域の関係機関との連携方法や社会資源の活用方法等について、その自治体の地域特性に応じた具体的な働きかけ方を提案。また、事業を実施することによる財政的効果の表し方や、類似した人口規模の自治体の例を参考に予算案や人員配置案を提案するなど、必要な予算確保に向けた助言を実施。
- ・ 任意事業を実施している自治体に対しては、現在の取組状況や支援実績、課題と感じている点等を確認し、課題解決に向けた改善内容を提案。例えば、家計改善支援事業では、入口の相談時に家計表の作成を行うことで、世帯全体の置かれた状況等のアセスメントが可能であることや、税務等担当課への分割納付のための同行支援の実践例を紹介することで、任意事業の効果的な取組方法や庁内連携についての具体的な助言を実施。

コンサルティングを実施した自治体からの意見は以下のとおり。

- ・ 事業実施に向け、運営体制や人員配置等の具体的なイメージをもつことができた
- ・ 自立支援機関との連携や役割分担について確認することができた
- ・ 自治体の地域特性を踏まえた具体的なアドバイスを受け、各事業の効果的な取組方法を知ることができた
- ・ 事業立ち上げ後も、先進事例等を参考としたいことがあるので、継続した支援をお願いしたい

今後については、継続した支援の要望があることも踏まえ、事業の立ち上げ後の支援も実施する方向で検討していく。

なお、令和4年度は、7月頃を目途に各自治体へ希望調査を行い、夏頃からコンサルティングを開始する予定であるので、円滑かつ適切な事業実施や事業内容の充実、支援スキルの向上のため、積極的にご活用いただきたい。特に、

就労準備支援事業及び家計改善支援事業実施の管内未実施自治体に向け、コンサルティング事業を活用いただくよう、広域実施主体である都道府県からも利用促進の働きかけをお願いします。

(イ) 情報共有サイトによる支援の状況

全国の支援員や行政職員が互いに支援に必要な情報を共有できる機会を設けることを目的とし、令和元年度以降、「困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）」を開設（令和3年度は一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークに委託）している。本サイトでは、生活困窮者支援に関する研修会や全国各地の情報、厚生労働省からの通知や事務連絡、社会福祉推進事業の報告書や支援ツール、都道府県研修用の教材、ブロック別研修の資料等、支援に関する情報を、見やすく、分かりやすく、総覧的に閲覧することができる内容としている。

本サイトは、一般の方にも広く関心を持っていただけるように大部分を公開しているが、特定部分については、支援員及び行政職員限定の閲覧とし、各自治体の支援事例等の支援に役立つ情報を随時共有している。非公開部分には、自治体毎のログインID・パスワードで入ることができる仕組みにしているが、35自治体が未登録となっている（登録率96.1%、R4.1.11時点）。未登録の自治体におかれては、速やかに登録を完了されるとともに、部署内・委託先への周知を今一度実施されたい。

各自治体におかれても、各地で開催されるイベント情報の掲載など、随時依頼可能であるので、本サイトを積極的に活用いただき、支援に必要な情報の共有を図られたい。

【ホームページ】 困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）

<https://minna-tunagaru.jp/>

(3) 就職氷河期世代への支援強化

令和元年12月に「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」（令和元年12月23日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）（以下、「行動計画2019」という。）が策定され、政府を挙げて就職氷河期世代支援に取り組んでいく中で、ひきこもりの状態にある方を含む「社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする者」への支援として、生活困窮者自立支援制度においては、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化等を推進してきた。

今般、行動計画2019が改訂され、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2021」（令和3年12月24日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）（以下、「行動計画2021」という。）が策定されたところであり、生活困窮者自立支援制度における具体的な取組は、以下のとおりであるので、ご了知の上、積極的な取組をお願いします。

ア アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化【継続】

社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の丁寧な支援が求められる。

ひきこもりの状態にある方への対応については、

- ・ 「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」（令和元年6月14日社援地発0614第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「市町村におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知等について」（令和元年10月25日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）

により、次の点に留意した丁寧な対応の徹底等をお願いしており、引き続き、本通知等を踏まえた適切な対応を進める。

【丁寧な対応を行う際の留意点】

- ・ 経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、自立相談支援機関において相談を確実に受け止めること
- ・ ひきこもりの状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添い、本人やそのご家族を中心とした支援を継続すること

また、アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化事業については、令和4年度も引き続き実施するので、積極的に活用していただきたい。

イ 就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング【継続】

就労支援の充実のためには、就労体験や就労訓練を受け入れる企業の協力が不可欠である一方、自治体によっては支援員に余力がなく企業開拓まで積極的に取り組めていない実態がある。

また、生活困窮者支援に理解が深く、積極的に受け入れる方針を示す企業については、市町村の枠を超えて情報共有を図り、これらの情報を活用し、より多くの利用者の受入れにつなげているといった状況がある。

そのため、令和2年度には、都道府県を対象に、就労体験、就労訓練先を開拓し、対象者の状態像に応じた業務の切り出しの提案等も行いながら、マッチングを行うための経費を補助する事業（以下「就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業」という。）を創設したところである。

また、令和2年度第三次補正予算（繰越により令和3年度に事業実施可能）における新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金により、指定都市・中核市・一般市町村を対象に、社会福祉法人、社会貢献に尽力している企業及び人手不足が深刻で社会的必要性が高い運送業、宅配、食品スーパー等を中心に就労体験・就労訓練先等を積極的に開拓する支援を実施してきたところである。

さらに、令和4年度では、「就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業」について、指定都市・中核市・一般市町村が継続して事業を実施できるよう措置

しているので、多様な就労体験・就労訓練先を確保することが、個々の状況に応じた就労支援に資することから、本事業を積極的に活用いただきたい。

また、効果的な実施のためには、本事業による都道府県による広域的な取組と、管内自治体による地域や個人に密着した取組の両者の連携による推進が必要であり、自立相談支援機関などから、相談者の就労ニーズを聞き取るなど、積極的な取組をお願いする。

ウ 就労準備支援事業等の広域的実施による実施体制の整備促進【継続】【再掲】
上記2(2)②を参照されたい。

エ 農業分野等との連携の促進

生活困窮者の就労支援においては、農業体験等に参加することが、生活リズムを整えることやコミュニケーション能力の向上に有用であるとされ、就労準備支援事業などで各自治体において取組が行われているが、各々の自治体が協力先を確保しているのが現状である。

そのため、農業分野等と福祉分野との連携を一層推進し、効果的・効率的な就労支援を提供することを目的に、各都道府県単位で農業体験等として利用者を受け入れることが可能な事業者の情報を集約し、自立相談支援機関へ提供することにより、利用希望者と受入希望事業者をマッチングするモデル事業を令和2年度から実施している。

このモデル事業は、国による事業として、令和4年度まで実施することとしており、全国複数箇所(5ヶ所程度)での実施を予定している、なお、最終年度にあたる令和4年度においては、3年間実施した成果のとりまとめを行う予定であるので、ご了知いただくとともに、対象地域となる自治体におかれては、ご協力をお願いする。

(4) 孤独・孤立対策の推進

新型コロナウイルス感染症への対応に伴う影響が長期化することにより、孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となっていることを受け、政府においては、令和3年3月以降、「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」を定期的に開催し、3つのタスクフォース(ソーシャルメディアの活用、実態把握、孤独・孤立関係団体の連携支援)の立ち上げ、様々なライフステージに応じた孤独・孤立対策の整理及び施策のさらなる充実・強化の検討など、政府全体として総合的かつ効果的な孤独・孤立対策を検討・推進している。

令和3年12月末には、政府において今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策を盛り込んだ「孤独・孤立対策の重点計画」(令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定)がとりまとめられ、その中には、自立相談支援機関における包括的な支援の強化や生活困窮者等のための地域づくりの推進などの生活困窮者支援制度における施策も位置づけられているところであり、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等を活用し、積極的な取組をお願いする。

(5) 生活困窮世帯の子どもに対する生活支援の充実

子どもの学習・生活支援事業については、平成30年改正法により生活支援・育成環境の改善等に取り組む自治体が、事業実施自治体の約5割程度まで増加したが、一方で、集団行動を学ぶ体験学習や、将来を考えるきっかけとなる職業体験、専門職を活用した保護者を含めた子どもへの面談や保護者会等の実施は一部の自治体に限られている現状である。

そのため、保護者への進路相談会の開催や子どもの体験学習など、保護者も含めた世帯全体への支援の充実が図られるよう、令和4年度では、子どもの学習・生活支援事業における「生活習慣・環境改善」の加算額を拡充することとしている。

各自治体におかれては、学習支援のみならず、子どもが自分の将来を考えるきっかけとなる様々な取組や、保護者を含めた世帯全体に対する支援をより充実させることで、世帯が抱える複合的な課題の改善及び子どもの貧困連鎖の防止に取り組むよう、事業の実施・拡充の検討をお願いします。

(6) 令和4年度における人材養成

ア 国研修と修了証要件にかかる都道府県研修の位置付けについて

支援に携わる人材の養成は、本制度の要となるものであることから、これまで国において支援員向け人材養成研修を実施してきているところ、

- ・ 平成30年度に施行された改正法において、「市等の職員の資質を向上させるための研修の事業」が都道府県の努力義務として位置づけられたこと
- ・ 支援員のバーンアウトを防ぐべきとの指摘が国会でもなされていることから、各地域において支援員の顔の見える関係性をつくり、互いに支え合うネットワークを構築することが必要であること
- ・ 制度施行から一定期間が経過し、各地域でそれぞれ抱える課題が明らかになってきたことから、地域の実情やニーズに応じた研修が求められるようになってきていること

を踏まえ、支援の質の担保を図るべく、当面の間、国による人材養成研修（国研修）も一部継続（前期研修）しつつ、令和2年度から、人材養成研修の一部（後期研修）の実施主体を都道府県に移管したところであり、各都道府県におかれては、研修の実施について、ご協力をお願いします。

令和4年度の研修修了要件は以下のとおりである。

- 自立相談支援事業従事者（主任相談支援員・相談支援員・就労支援員）
国研修（前期研修）及び都道府県研修（後期研修）を全て受講すること。
※ 都道府県研修については、後述のブロック別研修の受講により代替可。
- 就労準備支援事業従事者及び家計改善支援事業従事者
国研修を受講すること。ただし、自立相談支援事業従事者との連携強化のためにも、都道府県研修へ参加することが望ましい。
なお、いずれの修了者についても、都道府県から修了証を発行することが必要

になるため、ご留意いただきたい。

イ 修了証要件を満たす都道府県研修の要件

都道府県研修（後期研修）の要件は、

- ① 参加型研修の形式を取り入れること
- ② 研修企画チームをつくり企画・立案すること
- ③ 制度の理念と基本姿勢を伝えること
- ④ 研修時間は計 10.5 時間以上実施すること

を全て満たすことを必要とする。

各都道府県におかれては、それぞれの要件にご留意の上、適切に研修を実施されたい。

なお、後期研修とは別に、これまで都道府県が独自に実施していた研修（新任者向け研修、フォローアップ研修等）についても、今後も引き続き実施いただき、都道府県ごとに研修体制を充実させ、支援スキルの向上に努められたい。

ウ 国研修の実施予定

令和 4 年度の国研修については、職種ごとに以下の内容で実施予定である。

なお、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の各従事者向け研修、都道府県研修の企画・立案方法等を内容とした担当者研修に加え、令和 3 年度から、生活困窮者自立支援制度の体制整備に向けた自治体担当者研修を開始しており、対象となる支援員や職員が積極的に受講できるよう、ご配慮をお願いする。

また、困難ケースに迅速に対応できるよう、テーマ別研修を設定しているところ、孤独・孤立やヤングケアラーといった課題が顕在化している現状を踏まえ、令和 4 年度においては、孤独・孤立やヤングケアラーといった課題に対応するための支援手法等に係る研修を実施する予定である。こちらについても積極的に受講されたい。

なお、いずれの研修についても詳細は追ってお示しするが、令和 4 年度も令和 3 年度同様に、オンデマンド配信も活用した研修実施を予定しているので、ご了承ください。

(参考) 各事業の養成研修の開催予定

- | | |
|--------------------------------|-----------------|
| ○ 主任相談支援員養成研修 | : 250 人程度 |
| ○ 相談支援員養成研修 | : 500 人程度 |
| ○ 就労支援員・就労準備支援事業従事者養成研修 | : 500 人程度（合同開催） |
| ○ 家計改善支援事業従事者養成研修 | : 300 人程度 |
| ○ 担当者研修 | : 150 人程度 |
| ○ テーマ別研修 | : 250 人程度×2 回 |
| ○ 生活困窮者自立支援制度の体制整備に向けた自治体担当者研修 | : 250 人程度 |

エ ブロック別研修の実施予定

都道府県研修の受講が原則となるが、予定が合わない等の事情により都道府県研修（後期研修）の受講が難しい場合には、ブロック別研修の受講をもって修了証要件を満たすと取り扱うことも可能である。

なお、令和4年度のブロック別研修は、秋以降の開催を予定しているが、詳細は追ってお示しする。

(6) その他

① 生活困窮者の早期発見・対応の取組について

生活困窮者自立支援制度においては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行う観点等から、関係機関との連携について事務連絡を発出してきていることに加え、平成30年改正法では、事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化するなど、関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施するよう取組を進めてきている。

引き続き、各自治体においては、改めて関係通知の趣旨を確認の上、必要な連携体制の見直しや対応強化を進めていただきたい。また、公的な機関や関係部局のみならず、地域で様々な活動を行っている民間団体との連携についても推進されるよう、願います。その際、生活困窮が疑われるケースについては、まず必要な対応をとることを念頭に対応を検討していただきたい。

なお、関係先から情報提供があったケースについては、アウトリーチ等の支援のほか、事案の緊急性等を踏まえて自立相談支援機関の連絡先の情報提供等の対応も考えられるところであり、自立相談支援機関の体制も踏まえて、柔軟な対応をお願いします。

※ 関係通知

- ・ 「生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携について」（平成30年10月1日付け総税企第119号・社援地発1001第9号総務省自治税務局企画課長・厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について」（平成31年3月29日付け社援地発0329第8号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）

② 生活困窮者自立支援統計システムの改修について

令和4年度において、第2期政府共通プラットフォームに移行することとあわせて、検索条件の追加や、支援対象者の属性の年度累計での抽出を可能とする等の生活困窮者自立支援統計システムの改修を行う予定である。改修の完了は令和

4 年度末を予定しているところであるが、留意事項等について、適宜お知らせするので、ご対応をお願いします。

3 緊急小口資金等の特例貸付の実施等について

(1) 特例貸付の実施と受付期間の延長等

生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金・総合支援資金に関しては、令和2年3月末から、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により、当面の生活費が必要な方に対し、特例措置として、従来の低所得世帯の要件等を緩和し、必要な貸付（以下「緊急小口資金等の特例貸付」という。）を実施してきたところである。これまで累次の延長、拡充を行いながら、令和3年12月18日までに、約306万件、約1兆3,252億円の貸付決定を行っている。

また、昨年7月から、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、総合支援資金（再貸付）を借り終えた等の事情で貸付を利用できない世帯であって、一定の要件を満たす生活困窮世帯を対象に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下「自立支援金」という。）を創設し、令和3年11月末時点までに、約11万件、約180億円の支給を行っている。

こうした中、昨年11月に「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）がとりまとめられ、緊急小口資金・総合支援資金（初回貸付）、住居確保給付金の特例措置、自立支援金の申請期限を令和4年3月末まで延長したところである。

また、総合支援資金（再貸付）については、令和3年12月末で終了し、令和4年1月以降は総合支援資金（再貸付）に代えて、緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）を借り終えた一定の生活困窮世帯に対しても自立支援金を支給することのほか、自立支援金については再支給を可能としたところである。

今後も、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、必要な検討を行うこととなるため、各自治体及び各社会福祉協議会におかれては、円滑な実施にご協力いただけるよう、お願いします。

(2) 関係機関との連携について

緊急小口資金等の特例貸付や自立支援金等を利用される世帯に対しては、必要な支援が途切れないう、他制度との連携が重要である。自立相談支援機関や社会福祉協議会においては、必要に応じて生活状況や本人の希望を確認し、求職者支援制度（ハローワーク）や生活保護制度（福祉事務所）へつなぐなどの対応を行っていただきたい。

その際、今般の経済対策（(1)参照）においては、雇用施策として、求職者支援制度の特例等が盛り込まれているところであり、緊急小口資金等の特例貸付や自立支援金等を利用される世帯の中には、こうした雇用施策を含む新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援策の利用が可能な場合が考えられる。

また、自営業やフリーランスの方については、別途、商工会議所等自営業等の方の経営相談を行う機関の経営相談等を受けることや、事業復活支援金等の各種事業支援策の利用が可能な場合が考えられる。

自立相談支援機関や社会福祉協議会においては、その世帯の状況に応じて活用できると考えられる各種支援策を案内するなど、丁寧に相談に応じていただきたい。

(参考) 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援策の周知のお願いについて」(令和3年12月24日)

(3) 償還免除の取扱について

緊急小口資金等の特例貸付については、令和2年3月の開始時から「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができる」こととしていたが、令和3年11月に通知(局長通知「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置である緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除の取扱いについて」(社援1122第2号令和3年11月22日))を発出し、緊急小口資金等の特例貸付の償還免除要件の明確化を図ったところである。

具体的には、償還免除の判定は、以下のとおり、資金種類ごとに段階的に行い、各々一括して償還免除上限額の範囲内を免除するとともに、住民税非課税の確認対象は借受人及び世帯主に限ることとした。

また、償還免除の判定時においては償還免除の要件を満たさなかったが、判定年度の次年度以降に住民税非課税となった場合には、申請に基づき、次年度以降の残債を一括して免除することとし、償還期間中の状況の変化に応じたきめ細やかな対応を行うこととしている。

	判定時期	判定方法
緊急小口資金	令和4年度	令和3年度又は令和4年度のいずれかにおいて住民税非課税である場合
総合支援資金(初回)		
総合支援資金(延長)	令和5年度	令和5年度において住民税非課税である場合
総合支援資金(再貸付)	令和6年度	令和6年度において住民税非課税である場合

また、上記のほか、償還期間中に償還困難となった場合の対応として、死亡や失踪宣告、生活保護の受給、重度障害者の認定、自己破産等の一定の要件を満たす場合には残債の全部又は一部を免除できるとする等の詳細をお示ししたところである。

なお、緊急小口資金等の特例貸付を償還免除したことによる償還免除益については、昨年12月の「令和4年度税制改正の大綱」(令和3年12月24日閣議決定)において、所得税及び個人住民税を課さないこととされており、今後、関係法令の改

正後に施行される予定であるので、ご了承ください。

(4) 特例貸付の債権管理について

緊急小口資金等の特例貸付における償還期間については、緊急小口資金が2年間、総合支援資金が10年間となっている。

この間、社会福祉協議会においては、債権管理のための事務体制が必要となること、そのための必要な経費については、特例貸付の延長にかかる貸付原資と一体的に計上してきたところである。この債権管理事務費については、償還期間（緊急小口資金2年間、総合支援資金10年間）の間に必要な金額を含めて貸付原資と一体的に一括して交付することとしている。各都道府県及び各都道府県社会福祉協議会におかれては、従来 of 活動に支障が生じないように、都道府県社会福祉協議会の体制強化や、債権管理に関する業務の外部委託、償還に向けた様々な支援や窓口での相談等を行う市町村社会福祉協議会の体制強化など、今後の債権管理への対応について、検討をお願いする。

(5) その他

① 教育支援費の貸付原資の国庫への返還

生活福祉資金貸付制度の教育支援費については、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等への進学者に対する奨学金事業の抜本的な拡充に伴い、貸付原資の一部について、2017年度から2023年度までの7年間にわたって応分の国庫返還を求めることとしている。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付は、随時貸付原資の積増しを行ってきたところ、一時的に貸付需要が特例貸付の原資を上回る場合には、本則の貸付原資により対応を行ってきた。こうした現状を踏まえ、令和2年度は、国庫への返還については、都道府県において特段の事情がない限り、いったん留保する取扱いとしていたが、令和3年度は、令和2年度及び令和3年度の2か年分をまとめて返還することとし、令和4年1月28日を期限に、当該貸付原資の国庫補助返還額の報告をお願いしているところであり、引き続き必要な対応をお願いする。

なお、生活福祉資金貸付制度は、他制度優先としているため、大学進学等のために必要な費用は、原則として、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金制度を活用することとなるが、奨学金の申請を行っているものの納入期限までに学費等の支払いが困難である場合等には当面、必要となる数ヶ月分の学費を教育支援費で貸し付け、奨学金が決定され次第、返還を求めることとして差し支えないので、改めて、この取扱いについて、都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に周知徹底を図られるようお願いする。

② 本則における事務費の取扱

生活福祉資金貸付事業（本則）にかかる事務費に対する補助については、平成27年度から一定の経過措置を設けた上で、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）

に応じた補助基準を新設するとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金の生活福祉資金体制整備事業の廃止に伴う当面の間の経過措置として、運用上、貸付原資を取り崩して事務費に充当することを可能とする取扱いとしていた。

貸付原資の取崩しに関する令和元年度以降の取扱いについては、平成 30 年 12 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡（「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成 31 年度の取り扱いについて」）において、当面の間、以下のとおり取り扱うことを示しているところであるが、引き続き、令和元年度に創設した新たな評価に関する加算（債権回収体制整備加算、債権回収取組強化加算）の取得等について、積極的に対応いただきたい。

なお、当該取扱いにおける取崩し上限額を超える取崩しが必要な場合には、経過措置として、個別協議の上で、取崩しを認めてきたところであるが、今後の取扱いについては、貸付原資の取崩し状況等を踏まえながら検討を行っていく予定であるので、ご了知願いたい。

「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成 31 年度以降の取り扱いについて」（平成 30 年 12 月 20 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）（抜粋）

【貸付原資の取崩しについて】

生活福祉資金貸付事業の体制整備を図ることを目的として行っている貸付原資の取崩しについては、当面の間、以下のとおりとする。

- ・ 取崩しの上限額は、償還金収入（※）の実績額の 3 割までとし、各都道府県における平成 26 年度の基金事業の執行実績の 1 / 2 と償還指導等に要する経費（定額分）の平成 26 年度の実績をあわせた額を目安とする。
 - ・ 取崩しを行うに当たっての財源は保有原資のどの種類でも可能とする。
- ※ 償還金収入の実績は、厚生労働省への報告等に基づき、前年度実績額、または当該年度の執行見込み額により算定すること。具体的な手続きについては、別途連絡することとする。

加えて、緊急小口資金等の特例貸付と本則にかかる事務費については、財源が異なることから、それぞれ事務費の用途を明確にしておくことが必要である。

厚生労働省では、今後とも、これらの制度を取り巻く状況を注視しつつ、都道府県及び市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握した上で、必要な効率化を求めていくとともに、事務費のあり方を含め、貸付ニーズに対する効果的な事業の運営方法等について総合的な検討を行っていく予定である。

③ 年金担保貸付事業について

年金担保貸付事業については、平成 22 年度の行政刷新会議の事業仕分けの評決を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」において事業の廃止が決定され、令和 4 年 3 月末までで新規貸

付の申込受付を終了することとなっている。

このため、令和4年4月以降は、年金担保貸付を申し込むために年金担保貸付事業の受託金融機関窓口を訪れた高齢の生活困窮者が、貸付がなくても家計を維持できるようにするため、自立相談支援機関や家計改善支援事業所に相談に訪れるケースが増えることも想定される。

このような高齢の生活困窮者への対応については、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書においても、

- ・「収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要である。」
- ・「年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援が必要な高齢者がいることも踏まえ、家計相談支援事業を更に推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。」

といった内容が盛り込まれている。

年金担保貸付事業の廃止に当たっては、生活福祉資金貸付事業による貸付が必要な低所得高齢者や日常的に介護や療養を要する高齢者を確実に受け止めていくとともに、安易に他で借金を重ねることのないよう、家計改善支援事業により、収入、支出の両面から家計の状況を適切に把握し、家計の改善の意欲を高める支援等を通じて、高齢者本人に家計を維持することのできる能力を身につけていただくことが重要である。

このため、各自治体におかれては、こうした観点から高齢の生活困窮者に対する対応に努めていただくとともに、生活福祉資金貸付事業の実施主体である都道府県社会福祉協議会、窓口業務を担う市区町村社会福祉協議会とも緊密に連携しながら制度の周知に努めるとともに、年金担保貸付事業の利用者の受け皿の一つとなる家計改善支援事業の更なる推進をお願いする。また、両事業の相談が増えることが見込まれることから、これらの事業の窓口の体制整備等について積極的な取組をお願いする。

第3 生活保護制度について（保護課、自立推進・指導監査室）

1 生活保護を取り巻く現状について

(1) 生活保護の動向

（受給者数について）

令和3年10月時点の生活保護受給者数は約204万人（保護率：1.63%）である。また、対前年同月伸び率が平成27年9月以降マイナスとなっており、減少傾向にある。

近年の受給者数の動向を年代別の構成割合で見ると、高齢者の占める割合が大きくなっており、生活保護受給者の半数（令和2年7月末時点で約52%）は65歳以上の者となっている。

（世帯数について）

令和3年10月時点の生活保護受給世帯数は約164万世帯である。

近年の世帯数の動向を世帯類型別にみると、社会全体の高齢化と単身高齢世帯の増加を背景として高齢者世帯数の増加が続き、高齢者世帯を除く世帯数は、平成25年2月のピーク時から約16万世帯減少している。

（申請件数について）

他方、生活保護の申請件数のうち、コロナ禍において緊急事態宣言が発令された令和2年4月以降、前年同月比で見ると、令和2年4月に2割強増加した後、5月から8月は減少が続き、9月以降は7ヶ月連続で増加した。令和3年4月は令和2年4月の急増を受けて減少したが、令和3年5月以降は6ヶ月連続で増加している。

(2) 現下の状況における適切な保護の実施について

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に影響し、不安定な雇用情勢のなか、保護の申請も増加傾向にあり、保護の適切な実施が求められている。

これまで、現下の状況における一連の対応については、

- ・「緊急事態宣言の解除後の生活保護業務等における対応について」（令和2年5月26日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）

- ・「現下の状況における適切な保護の実施について」（令和2年9月11日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）
- ・「保護の要否判定等における弾力的な運用について」（令和3年1月29日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）
- ・「現下の状況における、住宅扶助基準を上回る家賃の住居に居住する要保護者に対する転居に係る指導の取扱いについて」（令和3年2月26日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大の影響下の失業等により就労を中断している場合の通勤用自動車の取扱いについて」（令和3年4月6日付社援保発0406第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）

等でお示ししているところであり、改めてこれら事務連絡をご参照の上、業務を遂行されたい。なお、要点は下記の通りであるので、特段のご留意をお願いする。

- ① 法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むこと。
- ② 生活に困窮する方が、所持金がなく、日々の食費や求職のための交通費等も欠く場合には、可能な限り速やかな保護決定に努めること。
- ③ 地域の感染状況等に応じて、面接時間が長時間にならないような工夫や、訪問時間が長時間にならないような工夫等を行って差し支えないこと。
- ④ 保護の要否判定において、下記の例については、事務連絡、保護の実施要領を参照の上、柔軟に検討すること。
 - ・新たに就労の場を探すこと自体が困難であるなどのやむを得ない場合の、稼働能力活用に係る判断
 - ・保護開始時において、就労が途絶えてしまっているが、現下の状況の改善後に収入が増加すると考えられる場合で、通勤用自動車を保有している場合の取扱い
 - ・臨時又は不特定就労収入、自営収入等の減少により要保護状態となった場合で、現下の状況の改善後に収入が増加すると考えられる場合の、転職指導に係る判断
 - ・上記の場合において、自営に必要な店舗、機械器具等を保有している場合の取扱い
 - ・一時的な収入の減により保護が必要となった者が加入している民間保険の取扱い

- ⑤ 居所のない者からの相談に備え、近隣の安価な民間宿泊所、ビジネスホテル、カプセルホテル等の情報を収集すること。
- ⑥ 高額家賃住居に居住した状態で保護の申請を行い、当該住居に住み続けることを希望しているときに、当該者が稼働能力や就労意欲を有していることが明確であり、かつ、現下の状況が収束した後には収入が元に戻る可能性が高く、一定期間現在の住居に居住し続けることが当該世帯の自立に資する場合に、一定の条件の下で転居指導を留保できること。
- ⑦ 自立相談支援機関との間で緊密な連携を図ること。

こうした状況を踏まえ、福祉事務所の面接相談や保護の決定、その後の就労支援等による自立支援までの一連の業務に対する人員の体制強化ための事業に要する経費として、令和2年度第三次補正予算に続き、令和3年度補正予算においても「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」（61億円）に非常勤職員の雇上げ費用に要する経費を計上しているため、積極的に活用願いたい。

2 就労支援の充実について

(1) 生活保護受給者の就労支援

稼働能力を有する被保護者の就労支援については、これまでも、ハローワークとの連携による「生活保護受給者等就労自立促進事業」、就労支援員の配置などの「被保護者就労支援事業」、就労意欲や基本的な生活習慣などに課題を抱える者に対する「被保護者就労準備支援事業」に取り組んでいただいている。

これらの就労支援の実施状況については、「経済・財政再生計画改革工程表 2018 改定版」（平成30年12月20日経済財政諮問会議）において、令和3年度までを目標としたKPI（改革の進捗管理や測定に必要となる指標）として、

- ① 就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率を令和3年度までに65%とする
（令和元年度実績 52.1%）
- ② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を令和3年度までに50%とする（令和元年度実績 40.4%）

- ③ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を令和3年度までに45%とする（令和元年度実績 39.3%）

ことを定めたところである。

※ このほか、就労支援事業等を通じた脱却率、就労支援事業等の各地方自治体の取組状況、「その他の世帯」の就労率等の地方自治体ごとの状況の「見える化」についても引き続き盛り込まれている。

「見える化」内閣府 URL：<http://wwwb.cao.go.jp/ittaikaikaku/mieruka/index.php>

これまでの就労支援の取組に関して、特に就労支援事業等の「参加率」が低調となっており、引き続き、各自治体におかれては、就労支援を必要とする者に対して適切な支援が行われるよう、就労支援員の増員等による支援体制の充実、被保護者就労準備支援事業の実施、就労自立給付金の制度周知など、引き続き、積極的な取組をお願いしたい。

（2）令和3年度補正予算におけるコロナ禍に対応した就労支援の取組の強化

新型コロナウイルス感染症の影響によりやむなく失業、廃業となり生活保護に至った「その他世帯」が増加していることを受け、令和3年度補正予算において生活困窮者就労支援事業費等補助金に以下のとおり新規事業を創設し、早期の就労・保護脱却を支援するための就労支援機能の強化を推進することとしているので、各自治体において積極的な活用をお願いする。

【事業名】

被保護者就労支援機能強化事業

【補助対象】

次の（ア）（イ）のいずれかを満たす自治体

（ア） コロナ禍における雇用環境の変化に応じた業種や働き方も踏まえた職場開拓を専門に行う就労支援員の増員を行う自治体

（イ） 新型コロナの影響等で「その他世帯」が増えたこと（令和2年3月と現段階との比較において）への対応として就労支援員の増員を行う自治体

【国庫補助基準額】

1自治体あたり4,919千円（千円未満切捨）※定額補助

【対象経費】

就労支援事業への参加勧奨や、一時的に雇用環境が悪化している飲食業及び観光業から、需要が伸びている宅配業や従来から人手不足のトラック運送業、介護業などコロナ禍の求人動向の把握や地域の企業との結びつきを強化するなどの取組を強化するために、就労支援員数を純増させるために必要な経費（ただし、既に国庫財源をもって設置している既存の就労支援員への財源充当は補助対象外とする。）

なお、当該事業については、繰越明許費としたうえで、令和4年度中の需要にも対応する予定としており、国庫補助協議については、別途お知らせすることとしている。

(3) 就労自立給付金による支援の推進

就労自立給付金については、より効果的・効率的なインセンティブを発揮できるよう、平成30年10月から以下のとおり、就職後すぐに保護脱却となるような就労収入の仮想積立期間がない者も新たに給付対象にした上で、積立率の統一を行っている。

【見直し内容】

- ・ 仮想積立期間の有無によらず、最低給付額を設定
(単身世帯：2万円、複数世帯：3万円)
- ・ 積立率を一律10%とする

これにより就労や増収によって保護が廃止となった者が申請することにより、一定額以上を原則受給できることとなった。については、各自治体においては、給付金について、就労自立に向けた意欲の向上を図る観点から、勤労控除や就労活動促進費も含め、生活保護受給者に対して、事前の周知に努めるとともに、給付金の申請等に関する助言や手続きについて、被保護者の申請が確実に行われるよう引き続き支援をお願いしたい。

3 医療扶助のオンライン資格確認の導入、適正化等について

(1) 医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けて

(これまでの経緯)

医療保険制度において、令和3年10月からマイナンバーカードを用いたオンライ

ン資格確認が施行された。生活保護の医療扶助についても、「新デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）」や、有識者・自治体関係者からなる「医療扶助に関する検討会」の報告（令和2年11月30日）を踏まえ、令和3年6月に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第66号）により改正した生活保護法等に基づき、令和5年度中から医療扶助のオンライン資格確認を導入する予定。

（令和5年度の導入に向けたシステム改修について）

令和3年度においては、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に向けたシステムの詳細な要件等を検討するための調査研究事業を実施しているところ。システムの実現方式としては、使いやすく効率的な制度とするため、医療保険におけるオンライン資格確認の仕組みを最大限活用する、また、被保護者の適切な受診を確保する観点から、引き続き、受診する医療機関等を個別に福祉事務所が決定・委託する現行の制度設計を維持する、といった方針の下、

- ・ 社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」とする）において既に運用されている「オンライン資格確認等システム」上で、被保護者のデータを管理する
- ・ 支払基金の「オンライン資格確認等システム」には、被保護者の資格情報のほか、各福祉事務所から医療の委託を受けた医療機関等の情報（医療券・調剤券情報）も登録し、現行の、原則として事前に医療を委託する仕組みを維持する
- ・ 資格情報や医療券・調剤券情報等の登録には、各福祉事務所の既存のレセプト回線を活用する
- ・ 必要な事務は、各福祉事務所が支払基金に委託する
- ・ 医療機関等では、医療保険と同様に顔認証付きカードリーダー等を使用した資格確認を行う
- ・ 医療機関等において、本人同意の下で、薬剤情報や健診情報も閲覧可能にする
- ・ 被保護者はマイナポータルで自身の資格情報等を閲覧可能にする
- ・ 医療保険同様、個人番号をキー項目とするため、受給者番号の固定化を徹底などについて、実現を可能とするシステムの要件等を検討しており、令和4年夏頃を目途に、具体的な自治体のシステムに係る改修内容等を記した技術解説書の配布や説明会の開催等を予定している。

各自治体においては、これらを踏まえ、令和4年度中から、システム改修に着手していただく必要があるため、ご留意願いたい。

なお、各自治体におけるシステム改修等に必要な経費については、令和4年度予算案に計上済みであり、補助金として交付することを予定している。上記の技術解説書の配布以降、補助金執行に向けた手続きを実施予定である旨ご承知おき願いたい。

(マイナンバーカードの取得促進等の取組について)

令和5年度中の医療扶助のオンライン資格確認の導入以降、被保護者が医療機関、薬局で資格確認を行う際には、原則としてオンライン資格確認により行うこととしている。

一方で、何らかの事情により制度施行後においてもマイナンバーカードを保有するに至っていない被保護者に対しては、引き続き医療券等の発行を行うなどにより、必要な医療を確保することとしており、制度施行後も一定の医療券等の発行業務は併存することになる。

そのため、制度の着実な施行により、より確実な資格確認による適正な医療扶助制度の実施及び被保護者の利便性の向上を図るとともに、各福祉事務所にとっても最大限に事務負担軽減が図られるよう、オンライン資格確認の前提となる被保護者のマイナンバーカードの取得促進及び初回登録支援等の取組をお願いしたい。

なお、マイナンバーカードの取得促進の取組については、令和3年10月に事務連絡を発出しているため、改めてご確認願いたい。なお、当該事務連絡の中でお知らせのとおり、今後、被保護者のマイナンバーカードの取得状況について、報告をお願いする予定であるため、予めご承知おき願いたい。

(2) 被保護者健康管理支援事業について

令和3年1月から、「被保護者健康管理支援事業」が必須事業化され、全福祉事務所で実施されている。

本事業は、多くの健康課題を抱えている被保護者に対しては、経済的自立のみならず日常生活自立・社会生活自立といった観点から、医療と生活の両面において支援を行う必要があるという考え方により、医療保険におけるデータヘルスを参考に、福祉事務所がデータに基づき被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進す

るものである。令和4年度予算案においても引き続き必要経費を計上しており、全福祉事務所で確実に実施されるよう配慮をお願いするとともに、令和3年度において既に事業を実施している自治体におかれても、取組の更なる充実を積極的に図っていただくようお願いする。

なお、令和3年度においては、令和4年1月に担当者会議を開催し、自治体における取組事例等を共有するとともに、有識者による講義等を実施したところであり、今後、地域の特性に応じた事業展開への活用を図っていただきたい。また、調査研究事業において、健康管理支援の効果的实施に向け、全国の取組状況の把握や、保健医療施策全般との連携に係る好事例の収集を実施しているほか、現在 NDB（ナショナルデータベース）を活用し、地域別の医療扶助の特性等のデータ分析を進めている。いずれも令和3年度末に取りまとめる予定としており、取りまとめ次第、周知予定であるため、ご承知おきいただくとともに、これらを活用して取組の更なる推進をお願いする。

(3) 頻回受診の適正化について

医療扶助の適正化に関して、各自治体においては、これまでも頻回受診対策に積極的に取り組んでいただいております。一定の成果も報告されているところである。

頻回受診対策については、平成30年度には、頻回受診の指導対象となる者の範囲を「同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が必要以上の受診と認めた者」とする通知の改正を行ったところ。また、令和3年1月から施行された「被保護者健康管理支援事業」において、「頻回受診指導」を必須の取組と位置づけており、一定回数以上の頻回受診者について、医療機関受診の際に福祉事務所の職員が付き添うなどの指導強化を行う取組や、かかりつけの医師と協議の上、患者指導を行う取組、さらに、頻回受診指導を行っても指導に従わず、改善が見られない者のみを対象として、有効期限が1箇月より短い医療券を発行し、指導の機会を創出する取組を実施した場合などに必要な経費について国庫負担の対象としているところであり、令和4年度においても積極的な取組をお願いしたい。

なお、頻回受診者に対する適正受診対策については、「新経済・財政再生計画改革工程表2020（経済財政諮問会議決定）」において「頻回受診対策については、現在開催し

ている「医療扶助に関する検討会」の議論や2021年度までの実績等を踏まえ、該当要件についての検討を2022年度までに行う」とされており、今後も更なる対策が必要となる可能性があるため、ご承知おき願いたい。

(4) 子どもとその養育者への健康生活支援について

平成30年度より、生活保護受給世帯の子どもやその養育者に対し、子どもの頃から健全な生活習慣の確立や健康を増進することを目的とした「子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業（補助率10/10）」を実施しているが、本事業は、令和4年度予算案においても同様に実施できるものとして計上しているところ。生活習慣の多くが幼少期に作られ、保護者が用意する環境が、その子どもに強い影響を及ぼし、生活習慣病が世代間で連鎖する傾向も認められることから、各自治体におかれては積極的に当該モデル事業を活用していただきたい。また、事業への取組に当たっては、被保護者健康管理支援事業との連携や、被保護者健康管理支援事業の中で子どもやその養育者への健康生活支援に取り組むことについても検討されたい。

なお、令和2年度に厚生労働省の社会福祉推進事業において実施した「子どもとその養育者への健康生活支援における行動変容に関する研究事業」（みずほ情報総研株式会社）で取りまとめられた、実現可能で効果的な生活保護世帯の子どもとその養育者への支援の在り方や好事例に係る報告書を厚生労働省HPに公表しているため、関係部署の担当者等にも共有の上、支援の一助としてご参照いただきたい。

（調査結果公表先URL）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160_00011.html

(5) 長期入院患者への適切な対応について

長期入院患者への対応等については、各種通知により、その適正な実施をお願いしているところであるが、今年度の財務省による予算執行調査において、患者本人や家族、主治医等への訪問による病状等の把握が徹底されていないことや、主治医との意見調整の際に嘱託医等の同行を求めている例が少ないこと等が指摘されたところである。

各福祉事務所におかれては、各通知を踏まえた取組の徹底を改めてお願いする。また、主治医等の意見を聴取する際には、必要に応じて福祉事務所嘱託医又は精神科業務委託医師の同行訪問を積極的に検討されたい。

なお、これらの取組に係る費用については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の中の「医療扶助適正化等事業」のうち、「医療扶助の適正実施の更なる推進」の「精神障害者等の退院促進」の活用が可能であるため、積極的な活用を検討されたい。

(6) 薬局と連携した薬学的管理・指導の強化等について

被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一カ所にし、本人の状況に応じて、薬局において薬学的管理・指導を実施するとともに、薬剤師が重複処方等について医師に情報提供を行う予算事業を平成 29 年度から実施している。また、令和元年度から、被保護者が、医療機関の受診及び調剤薬局の利用の際に、特定されたお薬手帳を持参することで、併用禁忌薬の処方防止や重複処方の確認を行うモデル事業を、「お薬手帳を活用した重複処方の適正化」として実施しており、複数の自治体から国庫補助協議をいただいている。こうした事業については、来年度予算案においても同様に実施できるものとして計上したところであり、薬局へのアクセス等、地域の実情を踏まえつつ、各自治体においては実施に向けて積極的に検討いただきたい。

(7) 後発医薬品の原則使用について

生活保護受給者については、通常、医療に係る患者負担が発生せず、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくいことを踏まえ、平成 30 年の生活保護法の改正により、医師等が医学的知見等に基づいて、使用できると判断した場合には後発医薬品の使用を原則とする取扱いとされ、平成 30 年 10 月 1 日に施行されたところ。

原則化の影響や各自治体における積極的な取組により、令和 2 年度の医療扶助における後発医薬品の使用割合は 87.8%となり、政府目標である 80%を達成しており、各自治体の取組に感謝申し上げるとともに、今後とも引き続き、適正な運用をお願いしたい。

(8) 指定に係る申請・届出の簡素化について

令和 2 年度の地方分権改革に関する提案で、生活保護の指定医療機関の変更届について一部省略化を求めるご意見が、複数自治体よりあったところ。

ご提案に対しては、都道府県知事等が指定する医療機関の申請等について、令和 4 年度中に省令を改正し、医療機関が健康保険法に基づき行う保険医療機関等の指定に係る申請等と併せて地方厚生局を窓口として行うことで、効率化を図る方針としている。(令

和3年12月21日閣議決定。令和5年4月から運用開始予定。)

現在、当該閣議決定に基づき、指定医療機関の申請等に係る手続きの見直し内容の検討やシステム構築に向けた準備を行っている。詳細については、追ってご説明させていただく予定であるため、ご承知おきいただきたい。

4 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設について

(1) 無料低額宿泊所の規制強化及び日常生活支援住居施設の推進等

(経緯及び見直し内容)

無料低額宿泊所やいわゆる「無届け施設」の中には、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設が存在すると指摘されている一方で、良質な生活支援を提供している施設について、その生活支援を制度上評価する仕組みがないことも課題として指摘されていた。

そのため、平成30年6月に社会福祉法及び生活保護法を改正し、令和2年度より、いわゆる「貧困ビジネス」への規制の強化を図るとともに、単独での居住が困難な生活保護受給者への日常生活上の支援を委託できる仕組みを創設したところである。

【社会福祉法の改正内容】

- ・ 住居の用に供するための施設を設置して第二種社会福祉事業を行う場合、その施設を「社会福祉住居施設」(※)と定義し、
 - ① 社会福祉住居施設を経営しようとする場合の事前届出制の導入
 - ② 社会福祉住居施設に係る設備や運営等に関する事項について、法律に基づく最低基準の創設
 - ③ 社会福祉住居施設が②の最低基準を満たさない場合の改善命令の創設
- ※ 現行「社会福祉住居施設」に該当する施設は、無料低額宿泊所のみ

【生活保護法の改正内容】

- ・ 無料低額宿泊所等であって、日常生活上の支援の実施について厚生労働省令で定める要件に該当すると都道府県知事等が認めたものを「日常生活支援住居施設」と位置づけ

- ・ 単独での居住が困難と認められる生活保護受給者の日常生活上の支援について、福祉事務所が当該住居施設に委託し、委託に要する費用を支弁できる仕組みを創設

(無料低額宿泊所の簡易個室化の解消)

無料低額宿泊所において、間仕切壁が天井までに達していない、いわゆる「簡易個室」については、解消までの経過措置期間を令和4年度末までとしているところである。

無料低額宿泊所を所管する自治体におかれては、無料低額宿泊所に対する指導・監査等を通して、経過措置が終了する令和4年度末までに無料低額宿泊所の個室化、簡易個室の解消、床面積等最低基準の確保について計画的に進められたい。

(参考)

無料低額宿泊所の住宅扶助の決定においては、居室等の床面積に応じた限度額を適用することとされているところであるが、これまで適用対象外としてきた無料低額宿泊所においても、令和2年10月より適用することとしたところである。

(「無料低額宿泊所等における住宅扶助の認定について(通知)」(令和2年8月24日付社援保発第0824第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)参照)

(日常生活支援住居施設の認定事務等)

日常生活支援住居施設の認定及び当該施設への日常生活上の支援の委託に関しては令和2年10月から開始されているところである。令和4年度予算案には、日常生活支援住居施設へ生活保護受給者の日常生活支援を委託する場合の委託事務費について必要な予算を計上しているところであり、引き続き、各自治体におかれては、認定事務及び委託事務の適切な実施を進められたい。

(サテライト型住居について)

無料低額宿泊所の運営については、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」(令和元年8月厚生労働省令第34号)(以下「省令」という。)及び「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について」(令和元年9月10日付社援発0910第3号厚生労働省社会・援護局長通知)等に基づき行われているところであるが、省令第11

条に規定するサテライト型住居に係る基準については、省令附則第1条により令和4年4月1日から施行が予定されている。

各自治体においては、省令を参酌基準又は標準として、社会福祉法（昭和26年法律第46号）第68条の5に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を条例で定めていただいているところであるが、サテライト型住居の施行に伴い、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準のサテライト型住居への適用に係る留意事項について」（令和3年8月27日付社援保発0827第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を发出し、「無料低額宿泊所におけるサテライト型住居の運営に係る留意事項」をとりまとめて、周知している。これらを踏まえ必要に応じ、条例の改正等を行っていただくようお願いする。

（無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の指導検査）

無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の適正な事業運営を図る観点から、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導指針について」（令和2年3月27日社援発0325第14号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「日常生活支援住居施設の認定要件に関する指導検査要綱及び指導検査事項について」（令和2年11月5日社援発1105第8号厚生労働省社会・援護局長通知）をそれぞれ发出している。

都道府県・指定都市・中核市におかれては、施設の届出・認定数等に応じて、各年度における指導検査計画を策定するとともに、上記通知を参考として指導検査要綱等を策定し、管内の無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の指導検査を実施されたい。

なお、日常生活支援住居施設は無料低額宿泊所が認定を受けるものであることから、両施設の指導検査を一体的に実施するなど事業者及び自治体における事務の効率的な実施に努められたい。

また、無料低額宿泊所に該当するものの、届出がなされていない施設に対する調査や届出の勧奨その他の対応の考え方については、「無料低額宿泊所の届出勧奨等における留意事項について」（令和2年12月11日社援保発1211第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を发出しているため、該当する事業者が管内に存在する場合は必要な指導等の対応をお願いしたい。

(2) 無料低額宿泊所における新型コロナウイルス感染拡大防止対策

無料低額宿泊所における新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ観点から、令和3年度補正予算においてソフト、ハード両面から以下の支援（参考資料「無料低額宿泊所における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応」参照）を実施しているため、積極的に活用されたい。

(ア) ソフト面の支援

「保護施設等における感染拡大防止対策支援事業（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金）」において、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ観点から、無料低額宿泊所の入居者等の一時滞在場所の確保の支援を実施している。

なお、同交付金については、繰越明許費としたうえで、令和4年度の需要にも対応する予定としており、国庫補助協議については、別途お知らせすることとしている。

(イ) ハード面の支援

「感染対策防止整備（社会福祉施設等施設整備費補助金）」において、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ観点から、個室化改修への支援を実施しているため、積極的な活用を図られたい。

(3) 日常生活支援住居施設への施設整備費補助制度について

令和4年度当初予算案においては、日常生活支援住居施設を運営する事業者が、その施設の①新設、②既存施設を改良する場合の施設整備補助を社会福祉施設等施設整備費補助金（障害保健福祉部予算案に一括計上）に計上しているため、積極的な活用を図られたい。

また、同予算案において、独立行政法人福祉医療機構（WAM）による、施設の建築資金等に対する融資制度が計上されているところである。当該融資は社会福祉法人、医療法人、一般社団・財団法人及びNPO法人が融資の対象とされているところであり、管内の関係者への情報提供をお願いする。

(4) 日常生活支援住居施設の管理者等への研修の実施

日常生活支援住居施設においては、利用者に対してアセスメントを実施するとともに個別支援計画を作成し、当該計画に基づいて支援を行うこととされている。このため、

職員について一定の専門性が求められることから、令和3年度より日常生活支援住居施設の管理者、生活支援提供責任者等を受講対象とした資質向上のための研修（委託事業）を行っている。また、日常生活支援住居施設の運営に当たっては、保護の実施機関との連携が重要であることから自治体職員の聴講も可能としている。

令和4年度においても、同研修を実施する予定であるため、令和3年度中に同研修を未受講の日常生活支援住居施設の管理者、生活支援提供責任者等や、今後日常生活支援住居施設の運営を検討されている関係者等に同研修の受講について働きかけをお願いしたい。

開催日時等については、別途お知らせすることとしているが、事業者への周知や自治体職員の参加、その際の受講者の推薦事務等に関する協力をお願いする。

(5) 生計困難者等の住まいにおける防火安全対策

生計困難者等の住まいにおける防火安全対策については、「生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の助言等について」（平成30年3月20日社援保発0320第1号・老高発0320第1号・消防予第86号・国住指第4678号）により、福祉部局・福祉事務所・消防部局・建築部局の連携による防火安全対策の助言や、無料低額宿泊所、有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保等について依頼をしているので、引き続き、当該通知等に基づいた助言等の実施を図りたい。

また、令和元年度より、社会福祉施設等施設整備費補助金において、無料低額宿泊所のうち日常生活の支援が必要な方が多く入居されている施設を対象として、スプリンクラーの設置など防火関係の設備費用の補助を行っているほか、当該費用の事業者負担について福祉医療機構における融資制度の活用が可能であるので、引き続き、防火安全対策の推進に努めていただきたい。

5 保護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策の推進

(1) 保護施設等における感染拡大防止対策への支援（交付金による予算措置）

保護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策としては、令和2年度第三次補正予算「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」において、以下の支援を実施している。

【保護施設等における感染拡大防止対策支援事業】

- (ア) 衛生用品（マスク、消毒液）等の緊急調達支援
- (イ) 衛生環境改善（消毒実施）支援
- (ウ) 入所者・利用者への感染予防等広報・啓発事業支援
- (エ) 無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のための一時滞在場所確保事業支援
- (オ) 保護施設における事業継続に向けた各種取組（感染予防マニュアルの作成、メンタルヘルス、業務継続計画（BCP）の作成等）等の支援

なお、令和3年度補正予算で計上している「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」については、繰越明許費としたうえで、令和4年度の需要にも対応する予定としており、国庫補助協議については、別途お知らせすることとしている。

（２）保護施設事務費における感染拡大防止対策

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ観点から、令和3年度から新たに保護施設事務費に以下の加算を新設している。

【感染症対策等体制整備費】

- ・ 感染症対策等に取り組む施設の業務継続計画（BCP）の策定、職員向け感染拡大防止研修の経費等

【新型コロナウイルス感染症等感染拡大防止のための見守り支援費】

- ・ 救護施設又は更生施設における新規入所者等を一定期間、施設外において健康観察するための一時滞在場所の確保と見守りにかかる経費等

保護施設所管自治体におかれては、管内の保護施設に周知いただくとともに、必要経費の計上等について遺漏無きよう取り図られたい。

なお、入所者及び施設職員が保健所の指示によるPCR行政検査を受けられない場合の（PCR）民間検査を受ける費用への補助については、「保護施設等における感染拡大防止対策支援事業（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金）」を必要に応じて活用されたい。

あわせて、令和3年4月より、保護施設の最低基準において、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化に関する規定を設けており、各自治体におかれては、新型コ

ロナウイルス感染症の感染拡大を未然に防止する観点から、補助事業の積極的な活用を含め、引き続き、取組を進められたい。

6 被保護者等の居宅生活移行への支援について

(1) 居住不安定者等の住まい対策の推進

無料低額宿泊所や簡易宿泊所等利用者の居宅生活移行については、令和2年度当初予算の居宅生活移行総合支援事業にて支援を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、令和2年度第二次補正予算において、新たに生活困窮者も対象に加えた「居宅生活移行緊急支援事業」を創設し、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の垣根を越えて、居宅の確保とその後の安定した居宅生活の支援を一体的・継続的に実施することを可能とした。

令和4年度当初予算案においても、「居住不安定者等居宅生活移行支援事業」として、引き続き必要な経費を計上しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、長期化することが考えられる居住不安定者等への支援について、地域の居住支援法人とも連携し、積極的に取り組んでいただきたい。

(2) 救護施設における居宅生活訓練事業の拡充

救護施設入所者の地域移行を促進する観点から、これまで救護施設居宅生活訓練事業（施設機能強化推進費の特別事業）を実施してきたところであるが、更なる救護施設入所者の地域移行を促進するため、令和3年度より利用対象者の拡大等を図っている。

令和4年度においても救護施設を所管する自治体においては、本事業の活用について管内施設への実施の働きかけを行うとともに、救護施設に被保護者を入所措置する実施機関におかれては、積極的に本事業を活用し、居宅生活への移行を進めていただきたい。

7 子どもの大学等進学支援等について

(1) 子供の貧困に関する指標

子どもの貧困対策に関しては、子どもの貧困対策推進法の改正法が、令和元年9月7日に施行され、同法に基づく新たな「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月

29 日閣議決定) の基本方針に基づき、子どもの貧困に関する指標が設定されているところであるが、生活保護制度に関連するものとして以下の指標が設定されている

(括弧内はいずれも令和 2 年 4 月 1 日の数値)

- ・ 「生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 (93.7%) 」
- ・ 「生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 (4.1%) 」
- ・ 「生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 (37.3%) 」

これら全国集計結果については、例年、都道府県等からご提出いただいた「就労支援等の状況調査」から算出しているところであり、当該調査の結果については都道府県別の数値を提供していることから、各自治体においては、他自治体の結果も含め当該数値を分析し、児童福祉部局及び教育部局とも連携の上、子どもの貧困対策計画の着実な推進に努められたい。

(2) 高等教育の修学支援新制度等の活用

大学への進学率 (令和 2 年 4 月 1 日数値) に関しては、生活保護世帯に属する子どもが 37.3% (全世帯 : 73.4%) と低い状況であり、生活保護制度における子どもの進学に関する支援について、引き続き、積極的に進めていただきたい。

また、平成 30 年度から補助事業として実施している被保護者家計改善支援事業については、大学等の進学費用に関する相談支援も補助対象事業としているため、同事業の積極的な活用をお願いします。

生活保護制度における支援制度として、進学準備給付金の支給、被保護者家計改善支援事業に加えて、世帯分離をして大学等に通う場合に住宅扶助を減額しない措置や高校生のアルバイト収入のほか、高校生等奨学給付金や各団体が高校生を対象に実施する奨学金等の恵与金・貸付金を学習塾費や大学等入学料等に充てる場合に収入認定しない措置を講じているところである。

さらに、令和 2 年度からは、文部科学省による高等教育の修学支援新制度が施行されており、生活保護世帯出身の学生を含めた低所得家庭の学生に対して学費の減免や給付型奨学金が支給されているところである。学業成績・学修意欲にかかる要件としては、高校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等がレポートや面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認しており、これらの制度について生活保護世帯に対して積

極的に周知を行うとともに活用を促し、進学支援対策が確実に実施されるよう支援を行われたい。

【支援内容】生活保護世帯出身の学生の場合の例

＜入学金及び授業料の減免＞

国公立大学は、入学金：約 28 万円、年間授業料：約 54 万円

私立大学は、入学金：約 26 万円、年間授業料：約 70 万円

＜給付型奨学金（学生生活を送るのに必要な生活費として）＞

国公立大学は、自宅生：年間約 35 万円、自宅外生：年間約 80 万円

私立大学は、自宅生：年間約 46 万円、自宅外生：年間約 91 万円

8 生活保護業務のデジタル化等について（システム標準化等）

現在、政府として、デジタル・ガバメント実行計画（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）に基づき、地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化を推進しているところである。生活保護においては令和 4 年夏の生活保護システムの標準仕様書 1.0 版の作成に向け、令和 4 年 1 月より全国意見照会を行っているところであり、ご協力をお願いしたい。今年度においては、本件照会結果を踏まえ、対応方針の整理を行う予定であるのでご了知願いたい。

また、同年夏の標準仕様書 1.0 版策定以降、令和 7 年度中の標準準拠システムへの移行に向けた準備作業が必要となるので、ご承知おき願いたい。なお、標準仕様書 1.0 版策定以後も、標準仕様書のさらなる精度向上のため引き続き調査研究を進めて行く予定である。

生活保護業務における事務作業（手書きによる訪問記録の作成や、収入申告書等のシステムへの入力等）の効率化や負担軽減に向けたデジタル化を進めるため、令和 3 年度補正予算において、「生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業」として、自治体において、従前の試行的取組を踏まえた更なる業務負担の軽減に向けた取組（アプリケーションの開発による各種届出書類のオンライン化タブレット等の導入による、遠隔地（施設、離島等）の被保護者とのオンライン面談の実施等）を試行的に実施していただき、その課題や業務効率化の効果を検証するための費用を計上している（定額補助）。この事業で業務効率化の効果が見られた取組については、全国に横展開

を図ることとしており、是非、積極的な事業実施をお願いしたい。なお、本事業については、繰越明許費としたうえで、協議等を行うこととしているので、ご留意いただきたい。

9 令和4年度の生活保護基準について

(1) 令和4年度の生活扶助基準について

生活扶助基準については、毎年度、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して改定を検討するとともに、一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているか定期的に見極めるため、全国消費実態調査等を基に5年に1度検証を行っている。

令和4年度の生活扶助基準については、国民の消費動向等を総合的に勘案し、改定を行わないこととしている。

なお、令和3年4月から社会保障審議会生活保護基準部会を再開しており、令和4年12月を目途に検証結果を報告書にとりまとめる予定である。その検証結果等を踏まえて、令和5年度中に見直しを予定しているので、ご承知おき願いたい。

(2) その他の扶助・加算について

その他の扶助・加算のうち、出産扶助（施設分べん・居宅分べん）、生業扶助（技能修得費）、新規就労控除等については、扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

ただし、他制度と連動して改定を行う加算等（重度障害者加算や医療特別手当に係る収入認定除外等）については、従前のおり他制度と連動した改定を行うこととしているので、ご了知願いたい。

10 その他制度の適正な運用について

(1) 面接時の適切な対応について

福祉事務所に生活の相談で来所した方への対応については、保護の実施要領等により示しており、また、平成26年7月に施行された改正生活保護法において申請時の手続等を法律に規定したところである。これまでも周知してきており、保護の申請時

において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えないこと、事情がある方には口頭申請が認められている。

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認されたい。また、申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要があることから、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。

そのほか、「現下の状況における適切な保護の実施について」（令和2年9月11日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）でお示ししているとおおり、相談段階において、例えば、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行うといったことや、現に住居のない生活困窮者が来所した際に、例えば、単独で居宅生活が可能であるかの判断を行わずに、無料低額宿泊所への入所に同意しなければ保護を申請することが出来ない旨の説明をするといったことがないよう徹底されたい。

また、従前から「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）において、生活保護法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査の実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしている。

これらの趣旨を踏まえ、面接相談時における適切な窓口対応が行われるよう、引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行っていただきたい。

さらに、生活保護制度を案内する各地方自治体のホームページやしおりについても、内容に不適切な表現がないかなどを点検いただくよう引き続きお願いする。

改めて、生活保護行政の運営においては、相談の段階、申請手続の段階、保護受給中の段階のいずれの場面においても、対象者のプライバシーに配慮した上で対応することが必要である。管内の実施機関に対して、相談者が申請をためらうことのないよう、適

切な対応について引き続き周知徹底願いたい。

(2) 扶養照会に係る留意事項について

生活保護法第4条第2項において、扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」と定められており、「保護の要件」とは異なる位置づけのものとして規定されている。

この意味するところは、例えば、実際に扶養義務者からの金銭的扶養が行われたときに、これを被保護者の収入として取り扱うこと等を意味するものであり、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではない。「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会（以下、「扶養照会」という。）を行わない取扱いとしているが、この対象者について、今の時代や実態に沿った形で運用できるよう、「「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について（通知）」（令和3年2月26日付社援保発0226第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「「生活保護問答集について」の一部改正について」（令和3年2月26日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）を発出し、令和3年3月1日から施行している。

具体的には、保護の実施機関が行う扶養に関する調査の過程で存在が確認された扶養義務者については、要保護者等からの聞き取り等により、扶養の可能性の調査（以下「可能性調査」という。）を行うが、可能性調査の結果、「扶養義務履行が期待できない者」と判断する際の判断基準について明確化を図っており、判断基準は下記のとおり。

- ① 当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者（いわゆる専業主婦・主夫等）、未成年者、概ね70歳以上の高齢者など
- ② 要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない（例えば、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している等の事情がある、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等が想定される。なお、当該扶養義務者と一定期間（例えば10年程度）音信不通であるなど交流が断絶していると判断される場合は、著しい関係不良とみなしてよい。）
- ③ 当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者（夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者

等)

上記のうち、②及び③の運用に当たって、それぞれ下記のとおり留意点を記載するので、適切な運用に努められたい。

(②の運用上の留意点)

- ・ 従前、「20年間音信不通である」ことを該当例としてお示ししてきたところであるが、今般、例示を追加したのは、音信不通により交流が断絶しているかどうかに関わらず、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐる対立している、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等に該当するかどうかについて個別の事情を検討の上、扶養義務履行が期待できない者に該当するものと判断してよいという趣旨であること。
- ・ この検討に当たって、一定期間（例えば10年程度）音信不通であるなど交流が断絶している場合には、これをもって、「著しい関係不良等」と判断してよいこと。なお、10年程度音信不通である場合は、その他の個別事情の有無を問わず、交流断絶と判断してよいこと。また、音信不通となっている正確な期間が判明しない場合であっても、これに相当する期間音信不通であるとの申出があり、その申出の内容が否定される明確な根拠がないことをもって、該当するものと判断して差し支えないとの趣旨で、「程度」としていること。

(③の運用上の留意点)

- ・ 扶養照会により要保護者の自立を阻害することになると認められる場合は、改正後の課長通知の第5の間2のとおり、扶養照会を控えることとしており、関係先調査を行うに当たっても、当該扶養義務者本人に、関係先調査を行っている事実や当該要保護者の居住地はもとより、その手がかりとなる情報（例えば、福祉事務所名等）も知られることのないよう、特に慎重に調査を行うこと。

(3) 住宅扶助の代理納付の活用について

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（以下「改正住宅セーフティネット法」という。）（国土交通省所管）においては、生活保護制度に関連する事項として、住宅扶助の代理納付の円滑な活用を目的とした事項が規定されている。

具体的には、生活保護受給者に住居を貸し付けている登録事業者（改正住宅セーフテ

ィネット法第 51 条第 1 項の住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員であることその他の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。) は、入居する生活保護受給者が家賃の請求に応じないこと等により居住の安定の確保を図る上で支障となる事情がある場合には、その旨を保護の実施機関に通知することができる。また、その通知を受けた保護の実施機関は、代理納付等その他保護の目的を達するために必要な措置（以下「代理納付等の措置」という。）を講ずる必要があるかどうか判断するため、速やかに当該生活保護受給者の状況の把握等を行うこととされている。なお、保護の実施機関においては、登録事業者からの通知を受けて代理納付等の措置についての判断を行った場合は、その結果について通知を行った登録事業者にも伝えることが、登録事業者との円滑な協力関係を築くことにつながり、生活保護受給者の居住の安定にも資すると考えられることから、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 21 条に基づく通知を行った登録事業者への連絡について」（平成 29 年 11 月 17 日社援保発 1117 第 1 号、国住備第 110 号厚生労働省社会・援護局保護課長、国土交通省住宅局総合整備課長連名通知）に基づき、生活保護受給者に連絡するとともに、通知を行った登録事業者へも判断結果や代理納付等の措置を講じる場合にはその開始時期を連絡することとしている。

こうした背景も踏まえ、令和 2 年 3 月 31 日付けで「生活保護法第 37 条の 2 に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」（平成 18 年 3 月 31 日社援保発第 0331006 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を改正し、

- ・家賃等を滞納している場合
- ・公営住宅の場合
- ・改正住宅セーフティネット法の登録住宅の場合

には、原則として代理納付を適用することとしている。

なお、代理納付という手法自体は、生活保護受給者、家主ともに事務負担の軽減につながるなどのメリットがあることから、家賃滞納をしていない者であっても代理納付をすることは可能としているところであり、また、代理納付の実施にあたっては、被保護者の同意及び委任状等は要しない旨申し添える。

(4) 学習支援費の実費支給について

教育扶助及び生業扶助として支給している学習支援費については、平成 30 年 10 月 1

日から、支給対象をクラブ活動費に特化した上で、これまでの月額による定額支給から実際にかかった費用に応じた実費支給にしている。支給対象となるクラブ活動については、学校で実施するクラブ活動に限定されるものではなく、地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動や、ボランティアの一環として行われる活動も含めることとしている。

また、生活保護の実施機関における学習支援費の支給事務に当たっては、クラブ活動に必要な物品等を生活保護世帯が先に購入して領収書等の提出を受けた後に支給する事後給付の方法のみならず、学校等から提供されるパンフレットやクラブ活動の案内等により必要な費用が事前に確認できる場合は、物品等の購入前に必要額を支給する事前給付の方法も可能としている。

特に学習支援費の需要は、入学や進学の時期である4月に発生すると考えられることから、クラブ活動費用の事前給付の手続きを簡便かつ円滑に行うために、制度施行の際に各自治体向けに配布したリーフレット例などを参考に、世帯員に小学校から高校までの児童生徒がいる生活保護世帯に対して、保護費の変更決定通知書の送付、窓口への来所及び家庭訪問などの機会を活用し、改めて学習支援費の支給方法について周知いただきたい。また、日頃のケースワークにおいては、クラブ活動への参加状況の把握に努めるとともに、必要な費用が生じる場合はできる限り事前に福祉事務所に相談するよう助言指導を行うなど、学習支援費の申請が漏れなく行われるよう配慮されたい。

(5) 一時扶助における家具什器費の見直しについて

生活保護制度では、日常生活に必要な生活用品については、保護費のやり繰りによって計画的に購入していただくこととしているが、①保護開始時に持ち合わせがない場合、②災害により喪失し、災害救助法（昭和22年法律第118号）等他制度からの措置がない場合、③犯罪等により被害を受け、生命身体安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合などの特別な事情がある場合に限り、一時扶助として家具什器費の支給を認めているところである。

近年、熱中症における健康被害があることを踏まえ、平成30年7月1日からこの家具什器費に冷房器具を加えている。

このため、管内の実施機関に対して改めて上記内容の周知徹底をお願いするとともに、各実施機関においては、各担当者に上記内容が確実に伝わるよう配慮いただきたい。

なお、特別な事情がない生活保護世帯においては、従来どおり毎月の保護費のやり繰りの中で冷房器具等の購入費用を賄うこととなるが、日頃のケースワークにおいて、冷房器具や暖房器具等の購入の意向を確認し、必要に応じて、購入に向けた家計管理の助言指導を行うとともに、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介し貸付により購入できるようにするなど、真に必要な者が冷房器具や暖房器具等を購入できるよう配慮されたい。

あわせて、社会福祉協議会への貸付資金の償還については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 37 条の 2 及び生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）第 3 条の規定により、生活扶助費の一部として福祉事務所が直接社会福祉協議会へ交付する代理納付の取扱いが可能であることから、活用について検討されたい。

また、電気料金等の滞納やそのおそれがある者に対しても、日頃のケースワークにおいて家計支援に係る必要な助言指導を行うなどにより、必要な家電製品等が使用できなくなることがないよう配慮されたい。

(6) 金融機関、生命保険会社等に対する資産調査について

金融機関や生命保険会社における資産調査への回答作業においては、地方自治体からの照会様式を OCR で電子的に読み取った上で作業をする会社もあり、その場合は照会様式が統一されていることが前提となるほか、該当項目が記載されている箇所が照会する地方自治体の書式ごとに異なることは、業務効率の低下を招き、結果として照会から回答までの期間が延びる要因になる。

このような事情を踏まえ、金融機関への資産調査だけではなく、生命保険会社への資産調査についても、所定の様式を使用していただく必要があるので、改めてご了知願いたい。

一方で、生活保護行政のみならず行政機関から金融機関に対して行う預貯金等の照会については、その多くが書面により行われているが、金融機関において回答する際に負担を生じているとともに行政機関において行政事務に時間を要する等の課題があることから、行政機関と金融機関間の預貯金等の照会のオンライン・ワンストップ化が検討されている。本件に係る「課題検討ワーキング・グループにおける検討結果」が、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT 総合戦略本部）のホームページに掲載されているので、ここに紹介する。

○「課題検討ワーキング・グループにおける検討結果」（令和3年6月）

URL: <https://cio.go.jp/node/2782>

なお、従前は、福祉事務所から金融機関に対して照会を行うにあたり、同意書の写しを添付することとしていたが、こうした照会の電子化を見据えて、令和2年4月1日から「金融機関本店等に対する一括照会の実施について」（平成24年9月14日 社援保発 0914 第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「生命保険会社に対する調査の実施について」（平成27年2月13日 社援保発 0213 第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の一部改正により、同意書の写しの添付を省略する取扱いとなっているので、改めて周知する。

(7) 成年後見人による代理申請について

成年被後見人である要保護者については、「事理を弁識する能力を欠く常況にある」ことから、保護申請に係る判断能力がないこと、成年後見人に代理権が付与されている「財産に関するすべての法律行為」には保護申請も含まれると解することができること等から、令和3年9月1日付けにて「生活保護問答集について」（平成21年3月31日 厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の問9-1を改正し、令和3年10月1日より、成年後見人による保護申請については、法第7条に基づく有効なものとして取り扱うこととしたところであるため、改めてご了解願いたい。

(8) 認知症等により判断能力が不十分な方に法第63条の適用を前提に保護を開始する場合の取扱いについて

医療費の支払い困難等を理由として保護申請があり、法第63条の適用を前提として保護を開始する場合、本人に法第63条の取扱いについて十分に説明し理解を得ておくことが適当である。

ただし、認知症等により判断能力が不十分であるため、本人に理解を得ることが困難な場合は、対応に苦慮することが想定される。こうした場合の留意点について、「認知症等により判断能力が不十分な方に生活保護法第63条の適用を前提に保護を開始する場合の取扱いについて」（令和2年10月2日付厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）において下記のとおりお示ししているため、ご了解願いたい。

- ・本人の扶養義務者等が判明していれば、当該扶養義務者等に対しても説明を行うこと。
- ・本人の預貯金口座が判明している場合は、当該預貯金口座のある金融機関が本人の扶養義務者等による預貯金の引き出しに対応しているか確認し、対応している場合は、当該扶養義務者等に対し協力を求めること。
- ・認知症等により判断能力が不十分で成年後見の申立てが必要であるが、申立てを行う扶養義務者等もない場合は、保護の実施機関において中核機関（「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定）における、権利擁護支援の「地域連携ネットワークの中核となる機関」をいい、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担い、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局等、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを行うもの。）等と連携し、必要に応じて老人福祉法第32条等の規定による市区町村長による申立てを行うよう促す等、必要な支援を図ること。

(9) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」（以下「自立支援金」という。）については、特例貸付を利用できない困窮世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげることが目的となっていることから、生活保護制度との円滑な接続が必要である。

このため、自立支援金受給者には、生活保護制度についての正確な理解をいただき、必要な方に確実に保護の申請をいただけるよう、「「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の生活保護制度上の取扱い等について（その2）」（令和3年6月25日付厚生労働省社会・援護局保護課・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室連名事務連絡）にて生活保護制度のリーフレットを配布しているので、各実施機関におかれては必要に応じてご利用いただきたい。

また、自立支援金の申請期間は、3月末まで延長されている。については、「「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の生活保護制度上の取扱い等について（その1）」（令和3年6月11日付厚生労働省社会・援護局保護課・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金業務推進室連名事務連絡）でお示ししている、

- ・自立支援金の申請者又は受給者から、保護の申請書の写しの提供依頼があった場合の

対応や、

- ・ 自立支援金決定者・受給者から保護の申請があった場合の、処分結果の情報共有、
- ・ 生活保護制度上の要否及び程度の決定における取扱い

といった対応について、引き続き適切に取り扱っていただけるようお願いする。

(10) 年金担保貸付及び恩給担保貸付の制度終了に伴う対応について

福祉医療機構における年金担保貸付及び労災年金担保貸付、日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）における恩給担保貸付（軍人恩給および援護年金等を除く）（以下「年金担保貸付等」という。）については、令和4年3月末をもって、申込受付が終了されることとなっている。

このため、「年金担保貸付の審査に用いるための被保護者等に関する情報の提供に係る取扱いについて」（平成18年3月31日付厚生労働省社会援護局保護課長事務連絡）及び「恩給担保貸付の審査に用いるための被保護者等に関する情報の提供に係る取扱いについて」（平成26年1月24日付厚生労働省社会援護局保護課長事務連絡）でお示していた、年金担保貸付等の審査に用いるための厚生労働省への被保護者等に関する情報の提供については、令和4年3月31日をもって、受付を終了する予定である。

さて、年金担保貸付及び労災年金担保貸付については、保護の廃止から5年を経過しており本来であれば年金担保貸付の借入が可能な対象者であるにも関わらず、何らかの原因で、貸付審査用リスト上に「現在も継続して保護受給中である」という誤った状態で登録されているために審査に影響が発生している等の不備が発覚した場合には、即時対応で、被保護者の情報を保護の実施機関から厚生労働省へ提供していただくといったイレギュラー対応を行っていた。

申込受付が終了するにあたり、これまでと同様に上記の対応を行った場合、本来は借入が可能な対象者が、受付期限に間に合わなくなるといった事態が発生する可能性があることから、これを防ぐために、厚生労働省と福祉医療機構で協議を行い、「年金担保貸付及び恩給担保貸付の制度終了に伴う生活保護業務の対応について」（令和3年9月24日付厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡）を発出したところである。

具体的には、こうした不備が発覚した場合、保護の実施機関は速やかに、保護廃止の事実が分かる書類（保護廃止決定通知書の写し、保護受給証明書等）を借入申込者に交付し、金融機関に対して当該書類を提出するよう助言することとしているので、適切な

対応を迅速に行っていただけるよう、改めてお願いする。

11 生活保護法施行事務監査等について

(1) 都道府県・指定都市が実施する生活保護法施行事務監査について

生活保護法施行事務監査（以下「監査」という。）の実施に当たっては、管内実施機関の事務の執行又は会計処理の状況の適否のみを監査するのではなく、生活保護法施行事務がより適正かつ効率的に運営されるよう援助・指導をする建設的な監査を行うことが必要である。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえながら、都道府県・指定都市本庁（以下「本庁」という。）において、それぞれ工夫し、効果的な監査の実施に取り組んでいただけたところであるが、一部の本庁においては、個別ケースの取扱いの適否を課題として指摘する監査に止まり、実施機関における組織的運営管理の状況や査察指導の状況等、その課題や問題点が生じている要因にかかる検証が十分に行われておらず、具体的な改善方策を示すといった実効性ある指導が不十分な状況も認められている。

については、管内実施機関において生活保護業務が適正に運営されるよう、本庁職員が監査の意義を十分に認識した上で、実施機関の課題の根本的な解消に向けた効果的な指導を継続して行うようお願いする。

重ねて、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、生活保護の相談者や申請者の増加が予想されることあり、各実施機関における、より適切な対応が求められることから、引き続き、適切な指導を実施するために必要な体制の維持・充実強化について特段の配慮をお願いする。

(2) 令和4年度における国が実施する監査について

ア 監査方針等について

本年度の国の監査については、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しつつ、下記重点事項を中心に実施してきたところであるが、生活保護制度を適正に運営するための基本的事項に多くの課題が認められている。また、一部の実施機関においては、組織的な事務処理等の手順や仕組み、職階毎の役割等が明確でな

いことから担当者任せになっており、組織としてのチェック機能や牽制機能が働いていないなど、事務処理に課題がある実施機関が認められているところである。

さらに、査察指導機能について、査察指導員による現業業務の進行管理及びケース審査、適切な指導援助が不十分な実施機関もあり、そうした機関では、結果として多くの課題が認められている。

令和4年度の国の監査における重点事項等については、これら監査結果の評価・集計分析等を踏まえ、策定することとしているので、了知願いたい。

(参考) 令和3年度重点事項

- ・ 査察指導機能の充実強化及び組織的運営管理の徹底について
- ・ 面接時の適切な対応の徹底について
- ・ 適切な援助方針の策定及び的確な訪問調査活動の実施について
- ・ 不正事案等の防止に向けた取組について
- ・ 不正受給等の防止に向けた取組について

イ 監査の実施方法について

令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しつつ、都道府県、指定都市に対して監査を実施することとしているが、監査の対象とする実施機関の選定に当たっては、課題の多い実施機関や大規模な実施機関等を勘案して、本庁と調整の上決定することとしているので、了知願いたい。

(3) 不正受給の未然防止等の取組について

不正受給対策については、各実施機関における課税調査や年金調査による各種収入の把握など保護の決定実施に係る業務の適正な取組の徹底に加え、平成25年の法改正（平成26年7月1日施行）において、福祉事務所の調査権限の拡大や徴収金の徴収にかかる保護費との調整などの強化を行ったことにより、着実な取組が図られてきた。令和2年度における不正受給件数・金額は、32,090件・約126億円となり、件数、金額ともに前年度と比べて微減の状況である。（別紙参照）

引き続き、不正受給の未然防止及び適切な徴収金の徴収等について、更なる指導の徹底をお願いします。

(4) 生活保護指導職員会議及び査察指導機能の充実強化を目的とした研修会の開催について

例年、①都道府県本庁等の生活保護指導職員を対象とする会議（当該年度における監査方針、過去の監査における課題や問題点及び改善方策等について、認識を一にすることを目的）及び②各実施機関の査察指導員等を対象とする研修会等（査察指導機能の充実強化に資することを目的）を開催しているところである。

本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、動画配信等による実施または中止としたところであるが、令和4年度の開催については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、決定することとしているので了知願いたい。

(参 考) 例年の各会議の開催時期等

- 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議
開催時期：4月下旬
場 所：東京都内
(※令和2年度：資料配付のみ、令和3年度：動画配信)

- 新任生活保護査察指導員等基礎研修会
対 象 者：現業事務経験のない査察指導員等
開催時期：5月中旬
場 所：東京都内
(※令和2年度、令和3年度：中止)

- 全国生活保護査察指導に関する研究協議会
対 象 者：一定の経験を有する査察指導員等
開催時期：8月下旬
場 所：東京都内
(※令和2年度：中止、令和3年度：一部小規模ブロックで実施)

(5) 生活保護指導職員の定員について

生活保護指導監査委託費の補助対象となる生活保護指導職員の定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）に準じ、計画的な見直し（令和 2 年度～6 年度／29 人の削減）を行う予定である。

令和 4 年度及び令和 5 年度においては、それぞれ全国で 6 人の削減を予定しているので、格段のご理解とご協力をお願いします。

不正受給の状況

1. 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の金額	告 発 等	保 護 の 停 廃 止 等
	件	千円	千円	件	件
H28	44,466	16,766,619	377	220	10,509
H29	39,960	15,530,019	389	140	9,619
H30	37,234	14,005,954	376	126	9,643
R1	32,392	12,960,895	400	125	7,820
<u>R2</u>	<u>32,090</u>	<u>12,646,593</u>	<u>394</u>	<u>144</u>	<u>7,685</u>

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

2. 不正内容の年度別推移

内 訳	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
	件	%	件	%	件	%
稼働収入の無申告	17,171	46.1%	15,392	47.5%	15,878	49.5%
稼働収入の過小申告	4,486	12.0%	3,854	11.9%	3,551	11.1%
各種年金等の無申告	7,279	19.5%	5,923	18.3%	5,678	17.7%
保険金等の無申告	997	2.7%	827	2.6%	771	2.4%
預貯金等の無申告	371	1.0%	340	1.0%	387	1.2%
交通事故に係る収入の無申告	457	1.2%	431	1.3%	391	1.2%
その他	6,473	17.4%	5,625	17.4%	5,434	16.9%
計	37,234	100.0%	32,392	100.0%	32,090	100.0%

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

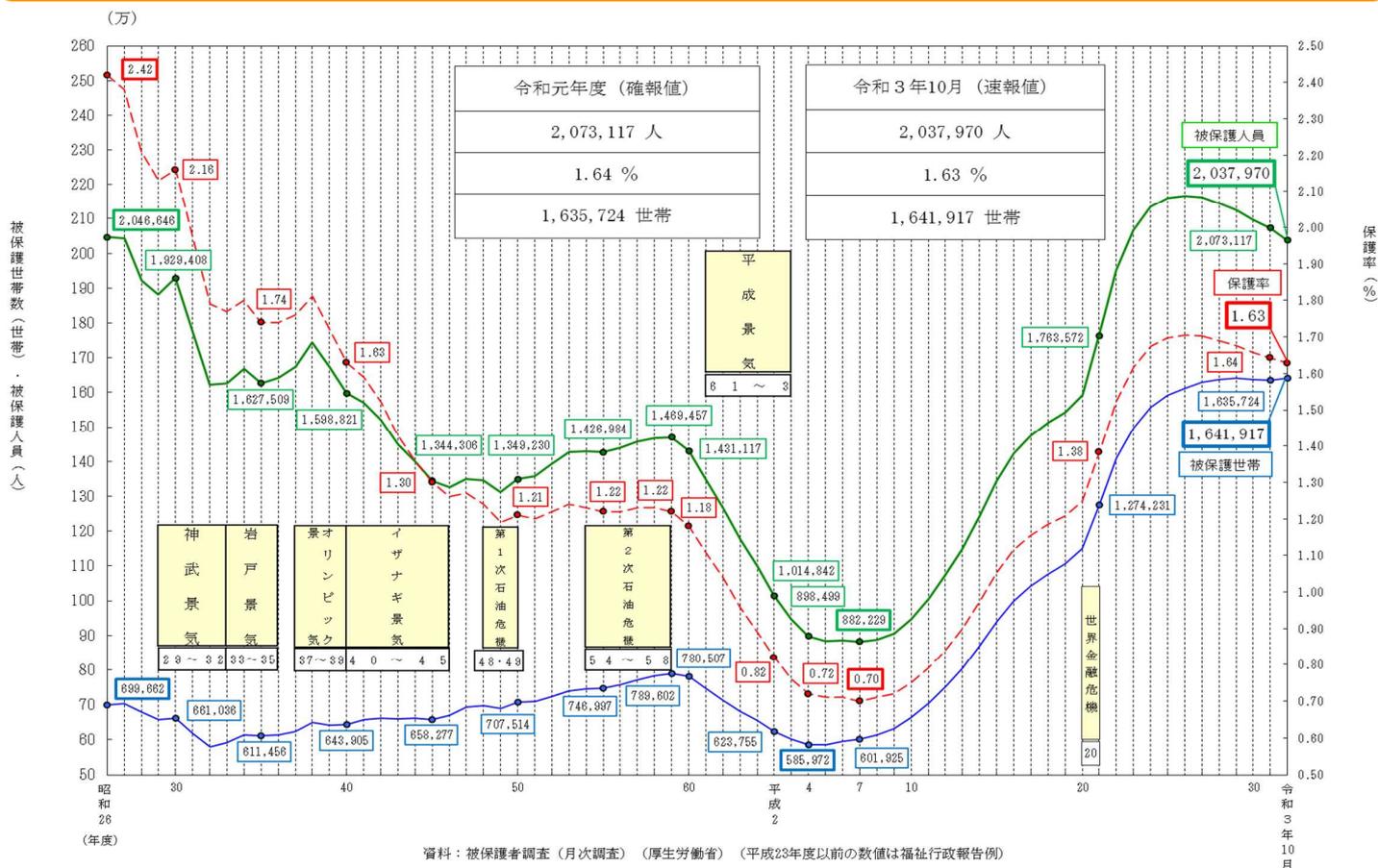
3. 不正受給発見の契機の状況(令和2年度)

発 見 の 契 機			
照会・調査	通報・投書	その他	計
(91.3%)	(4.1%)	(4.6%)	(100.0%)
29,294	1,316	1,480	32,090

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

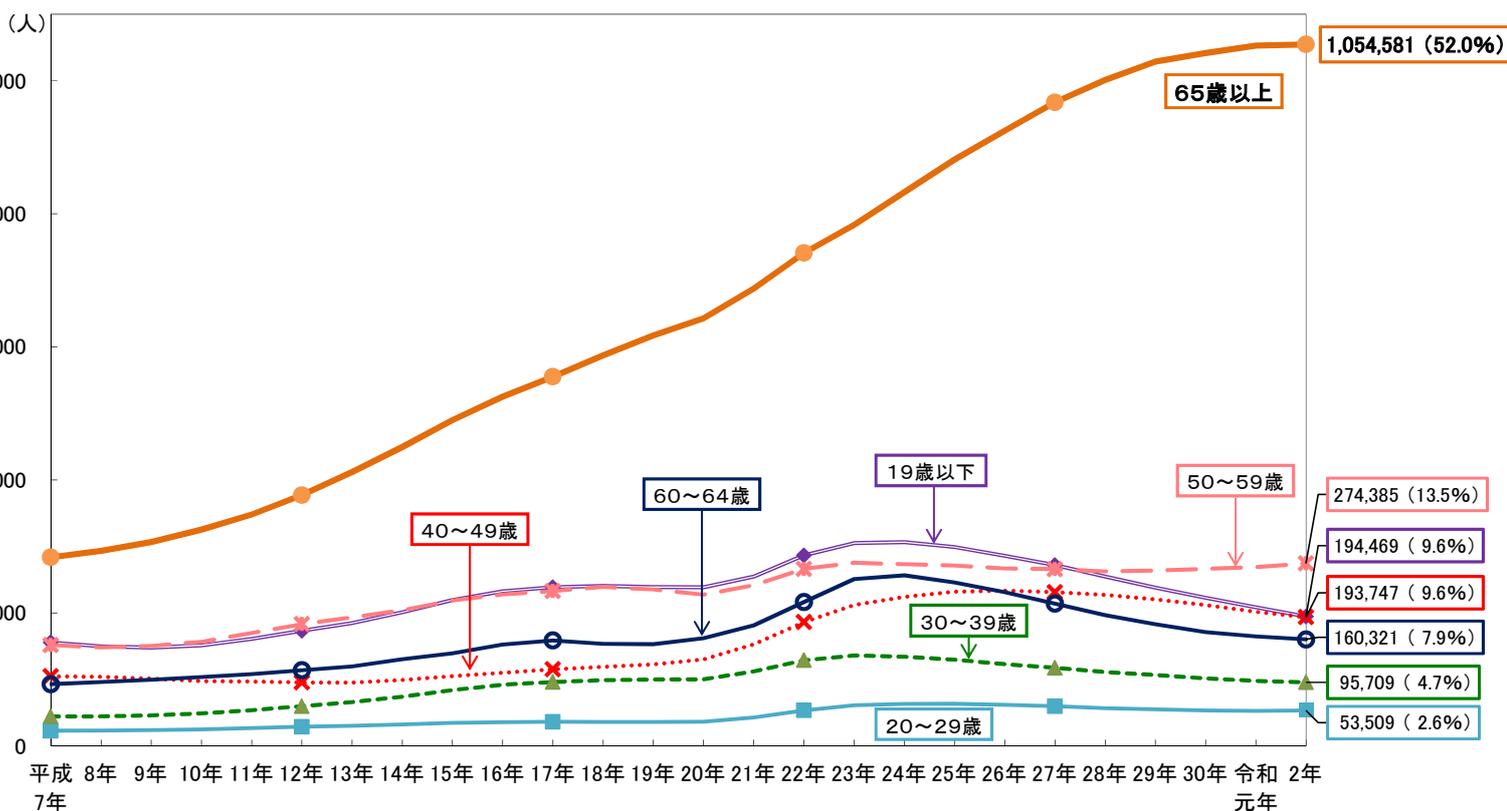
被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

- 生活保護受給者数は約204万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。
- 生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯が増加している一方、母子世帯は減少傾向が続いている。



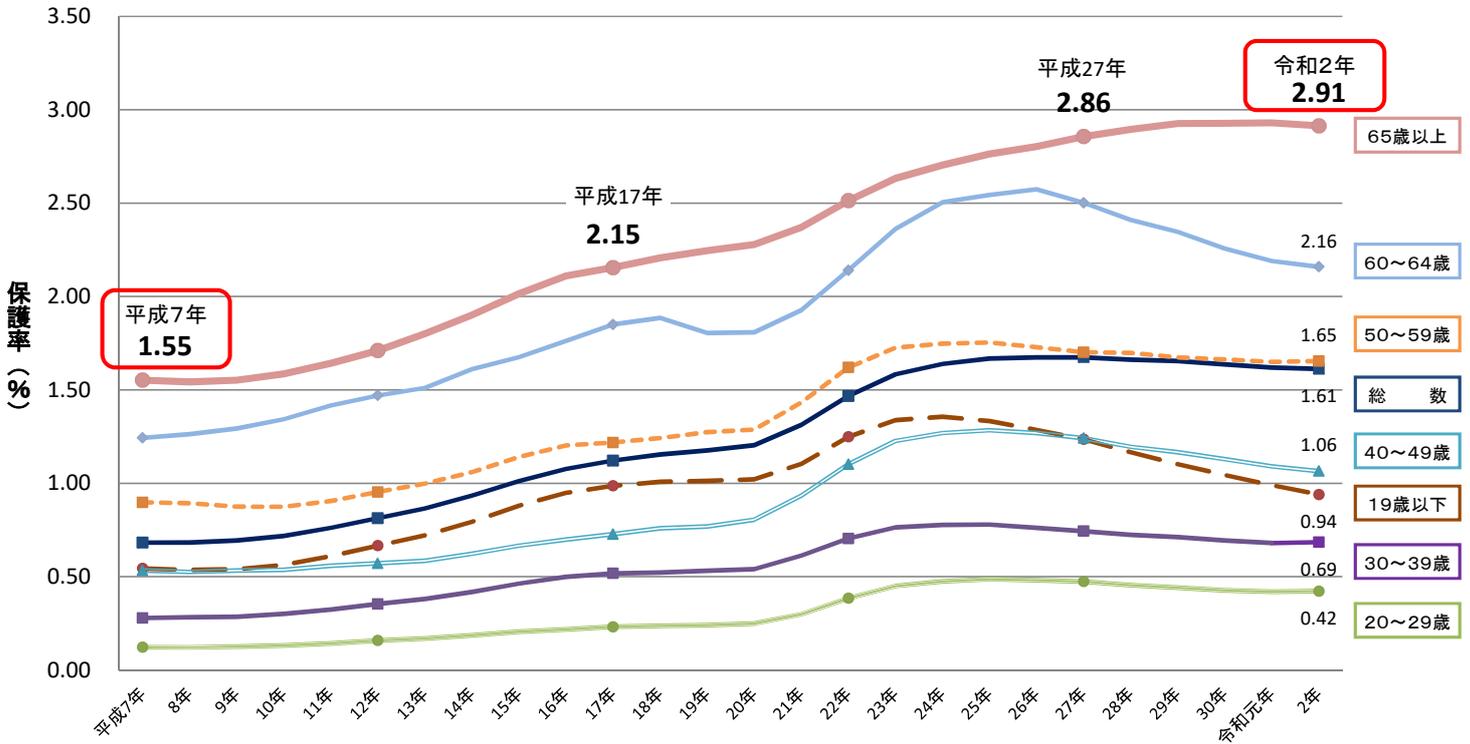
年齢階級別被保護人員の年次推移

- 年齢階級別の被保護人員の推移をみると、65歳以上の者の増加が続いている。
- 被保護人員のうち、半数は65歳以上の者となっている。



年齢階級別 保護率の年次推移

- 年齢階級別の保護率の推移をみると、65歳以上は上昇傾向が続いてきたが、近年は横ばいとなっている。
- また、それ以外の年齢階級は、近年横ばいもしくは低下傾向となっている。

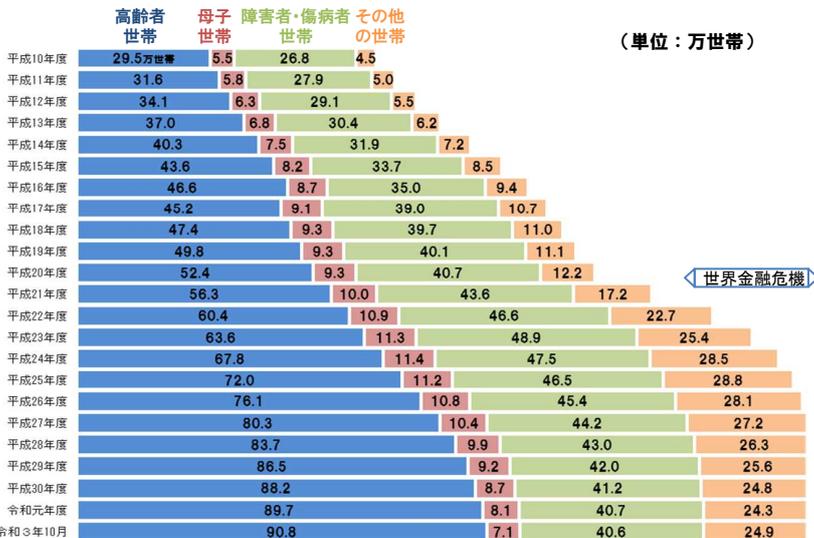


資料：被保護者調査 年次調査（厚生労働省）（平成23年以前は被保護者全国一斉調査）【令和2年は速報値】

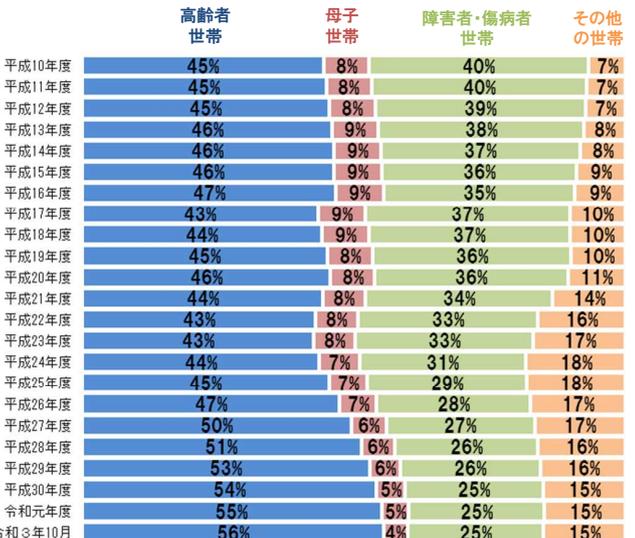
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。
「母子世帯」は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



世帯類型別の構成割合の推移

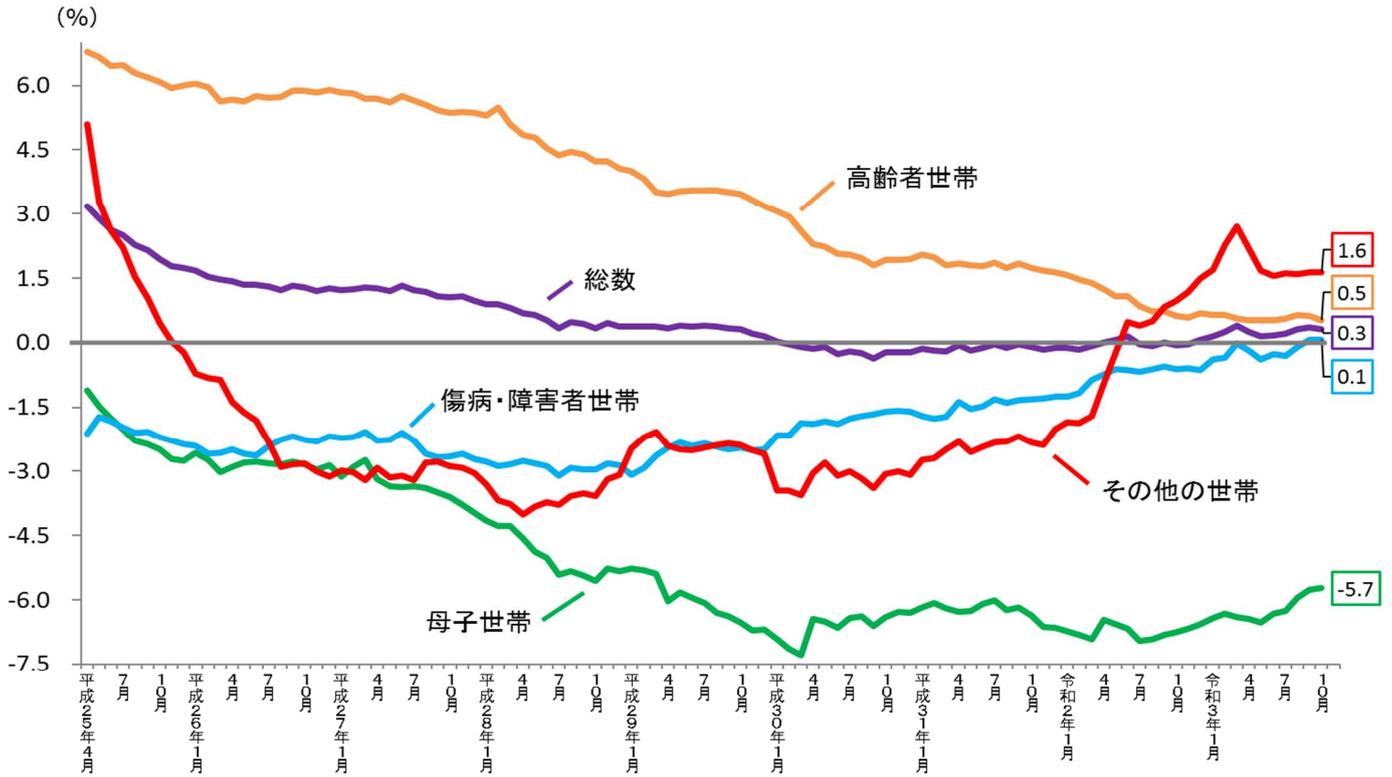


※ 高齢者世帯の92.2%が単身世帯（令和3年10月）。
注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。
資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成23年度以前は福祉行政報告例）（令和3年10月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移



資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成24年3月以前は福祉行政報告例）（令和2年4月以降は速報値）
 ※総数には保護停止中を含む。

生活保護の最近の状況

生活保護受給者数

	令和2年										令和3年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
生活保護受給者数 (万人)	206.0	205.8	205.6	205.4	205.0	204.9	205.0	204.9	205.0	205.0	204.8	205.3	204.3	204.0	203.9	203.8	203.8	203.8	203.8	
対前年同月比 (%)	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 1.0	▲ 1.2	▲ 1.2	▲ 1.1	▲ 1.2	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 0.9	▲ 0.8	▲ 0.6	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 0.6	▲ 0.5	▲ 0.6	
対前月比 (%)	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.03	0.02	▲ 0.1	0.1	▲ 0.04	▲ 0.1	0.3	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.05	▲ 0.03	▲ 0.03	0.02	▲ 0.01	

生活保護受給世帯数

	令和2年										令和3年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
生活保護受給世帯数 (万世帯)	163.5	163.6	163.7	163.7	163.5	163.6	163.7	163.6	163.8	163.8	163.7	164.2	163.9	163.9	163.9	164.0	164.1	164.2	164.2	
対前年同月比 (%)	0.01	0.1	0.1	▲ 0.03	▲ 0.1	0.002	▲ 0.1	▲ 0.03	0.1	0.2	0.3	0.4	0.3	0.1	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	
対前月比 (%)	▲ 0.04	0.1	0.02	0.01	▲ 0.1	0.02	0.1	▲ 0.02	0.1	0.004	▲ 0.1	0.3	▲ 0.2	▲ 0.01	0.1	0.04	0.03	0.1	0.02	

保護の申請件数

	令和2年										令和3年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
保護の申請件数	21,486	17,981	17,190	19,650	17,451	18,998	18,621	19,072	17,308	20,061	17,424	22,839	19,165	18,400	19,478	20,757	19,202	20,156	18,726	
対前年同月比 (%)	24.9	▲ 9.7	▲ 4.4	▲ 11.1	▲ 4.1	1.7	1.8	2.7	6.5	7.2	8.1	8.6	▲ 10.8	2.3	13.3	5.6	10.0	6.1	0.6	
対前々年同月比 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16.6	11.4	▲ 7.6	8.3	▲ 6.1	5.5	7.9	2.4	
対前月比 (%)	2.2	▲ 16.3	▲ 4.4	14.3	▲ 11.2	8.9	▲ 2.0	2.4	▲ 9.2	15.9	▲ 13.1	31.1	▲ 16.1	▲ 4.0	5.9	6.6	▲ 7.5	5.0	▲ 7.1	

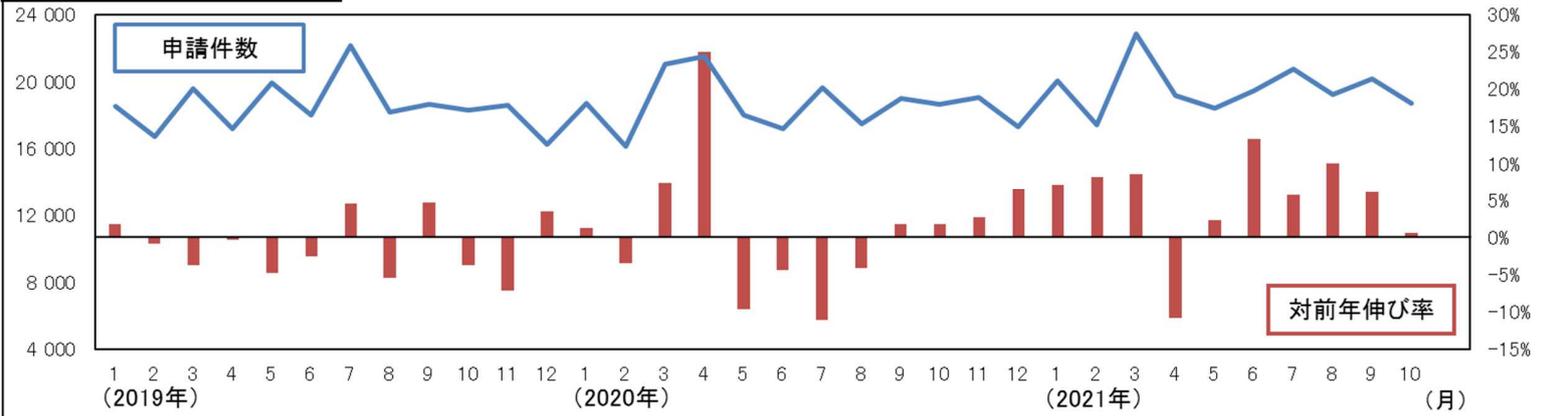
保護開始世帯数(決定件数)

	令和2年										令和3年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
保護開始世帯数	19,362	16,906	15,142	16,036	14,766	16,613	16,928	16,905	17,272	16,072	16,518	20,336	17,487	15,607	17,012	17,201	16,139	17,829	16,637	
対前年同月比 (%)	14.9	7.5	▲ 6.3	▲ 14.5	▲ 7.8	3.6	▲ 3.4	2.6	4.0	8.2	9.8	8.7	▲ 9.7	▲ 7.7	12.3	7.3	9.3	7.3	▲ 1.7	
対前々年同月比 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15.6	3.7	▲ 0.7	5.3	▲ 8.2	0.8	11.2	▲ 5.1	
対前月比 (%)	3.5	▲ 12.7	▲ 10.4	5.9	▲ 7.9	12.5	1.9	▲ 0.1	2.2	▲ 6.9	2.8	23.1	▲ 14.0	▲ 10.8	9.0	1.1	▲ 6.2	10.5	▲ 6.7	

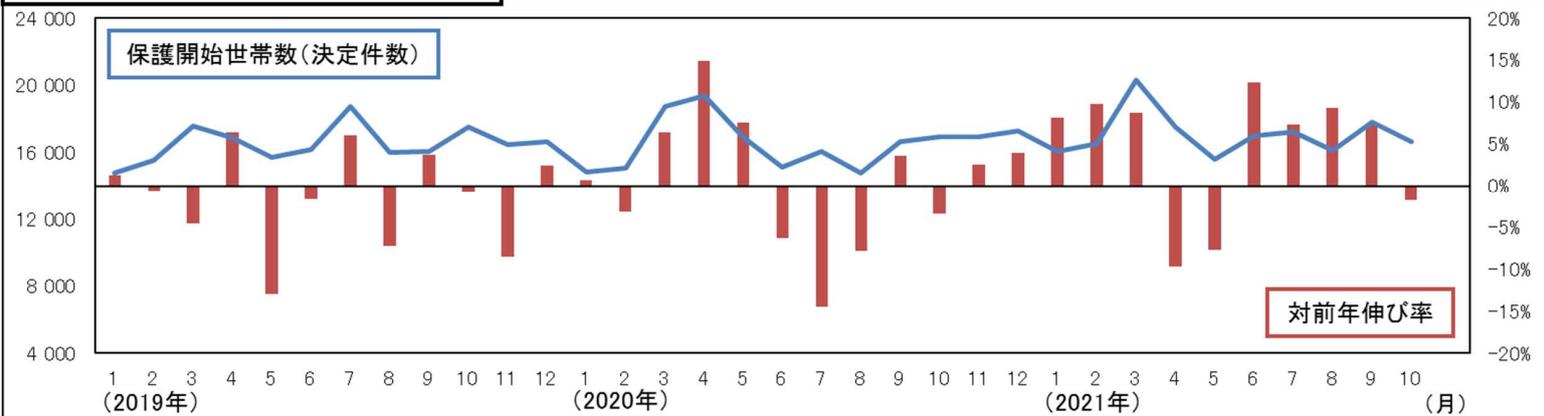
※令和2年4月以降は速報値、資料：「被保護者調査(月次調査)」(厚生労働省)

新型コロナウイルス感染拡大の前後における保護の申請・決定の動向

保護の申請件数の動向



保護開始世帯数(決定件数)の動向



保護決定等体制強化事業

令和3年度補正予算

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金(61億円)の内数

事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響による要保護者からの生活保護に関する面接相談及び保護の決定の件数の増加に対応するため、必要な方へ必要な生活保護が滞りなく決定されるように、福祉事務所における保護決定等の体制の強化を図る。

事業の必要性

生活保護制度は最後のセーフティネットであり、福祉事務所には生活保護を必要とする方へ迅速かつ適正な決定を実施する責務がある。今般の新型コロナウイルス感染症拡大時には、生活保護を利用する者の急激な増加や雇用環境の悪化の影響により、相談、申請及び保護の決定などの件数の更なる増加も見込まれ、さらには保護決定後の就労支援等、福祉事務所が処理すべき業務量も増大することになる。このような状況に対応するためには、福祉事務所の面接相談から保護の決定や、その後、早期に生活保護を脱却するための自立支援までの就労支援等による一連の業務に対する人員の配置を充実する必要がある。

事業内容

福祉事務所が行う以下の業務に従事する非常勤職員の雇い上げ費用等に対する補助を行う。

- ・要保護者に対する面接相談業務
- ・保護の決定事務処理、就労支援等の補助業務

福祉事務所(保護の実施機関)



相談員増による対応

保護決定事務処理を行う事務員増による対応

就労支援等の補助業務を行う事務員増による対応

迅速かつ適正な保護決定、
保護決定後の就労支援等
を行う体制を強化

【要旨】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、雇用経済情勢が大きく影響を受ける中で、生活困窮者自立支援制度における支援や生活福祉資金の貸付等により、生活保護全体の新規の申請件数の増加幅は小幅に留まっている一方で、稼働年齢層である「その他世帯」については、他の世帯（「高齢者世帯」や「母子世帯」等）と比べ増加傾向に転じている状況。
- リーマンショック以降、「その他世帯」の構成割合が大きく上昇している状況を踏まえ、コロナ禍において、生活に困窮し生活保護の受給に至った稼働年齢層を中心に就労に向けた支援を積極的に行い、早期自立に向けた支援を強化する。

【事業内容】

新型コロナの影響等により失業・廃業等により生活に困窮し、被保護者となった方に対して、経済的自立を促し、早期就労に向けた支援を積極的に行う自治体をモデル的に支援する。

＜対象自治体＞

- ① コロナ禍における雇用環境の変化に応じた業種や働き方も踏まえた職場開拓を専門に行う就労支援員の増員を行う自治体
- ② 新型コロナの影響等で「その他世帯」が増えたこと（令和2年3月と現時点との比較）による対応として、生活保護法に基づく就労支援事業における就労支援員の増員を行う自治体

＜対象となる事業内容＞

就労支援事業への参加勧奨や、一時的に雇用環境が悪化している飲食業及び観光業から、需要が伸びている宅配業や従来から人手不足のトラック運送業、介護業などコロナ禍の求人動向や地域の企業との結びつきを強化するなどの取組を強化するために必要な経費

【実施主体】 都道府県、市、特別区、福祉事務所設置自治体
※社会福祉法人、NPO法人等に委託可

【補助率】 定額補助
【所要額】 319,735千円

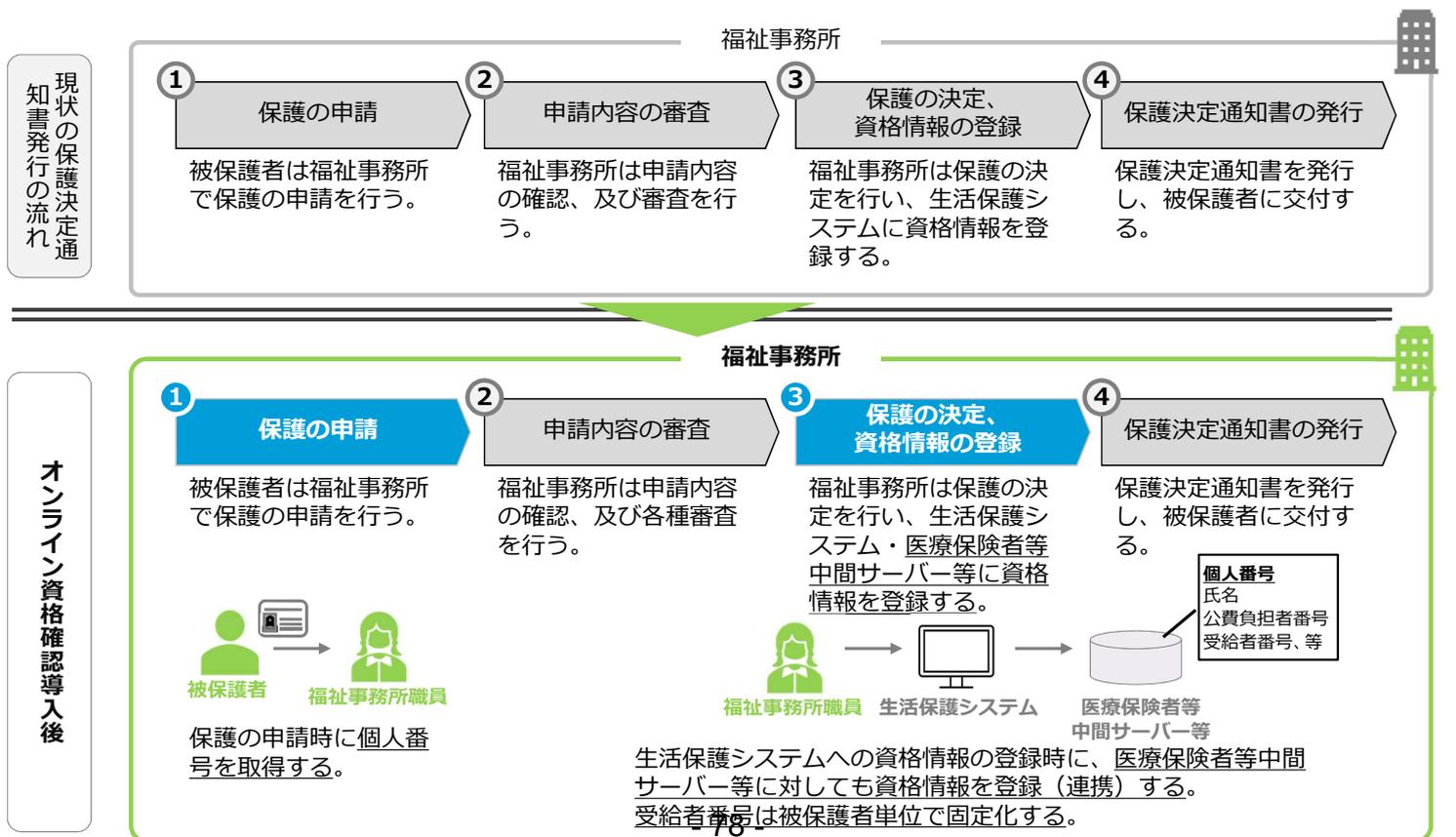
【事業スキーム等】



オンライン資格確認導入前後の業務の流れ（1/2）
－保護決定－

令和4年1月時点案

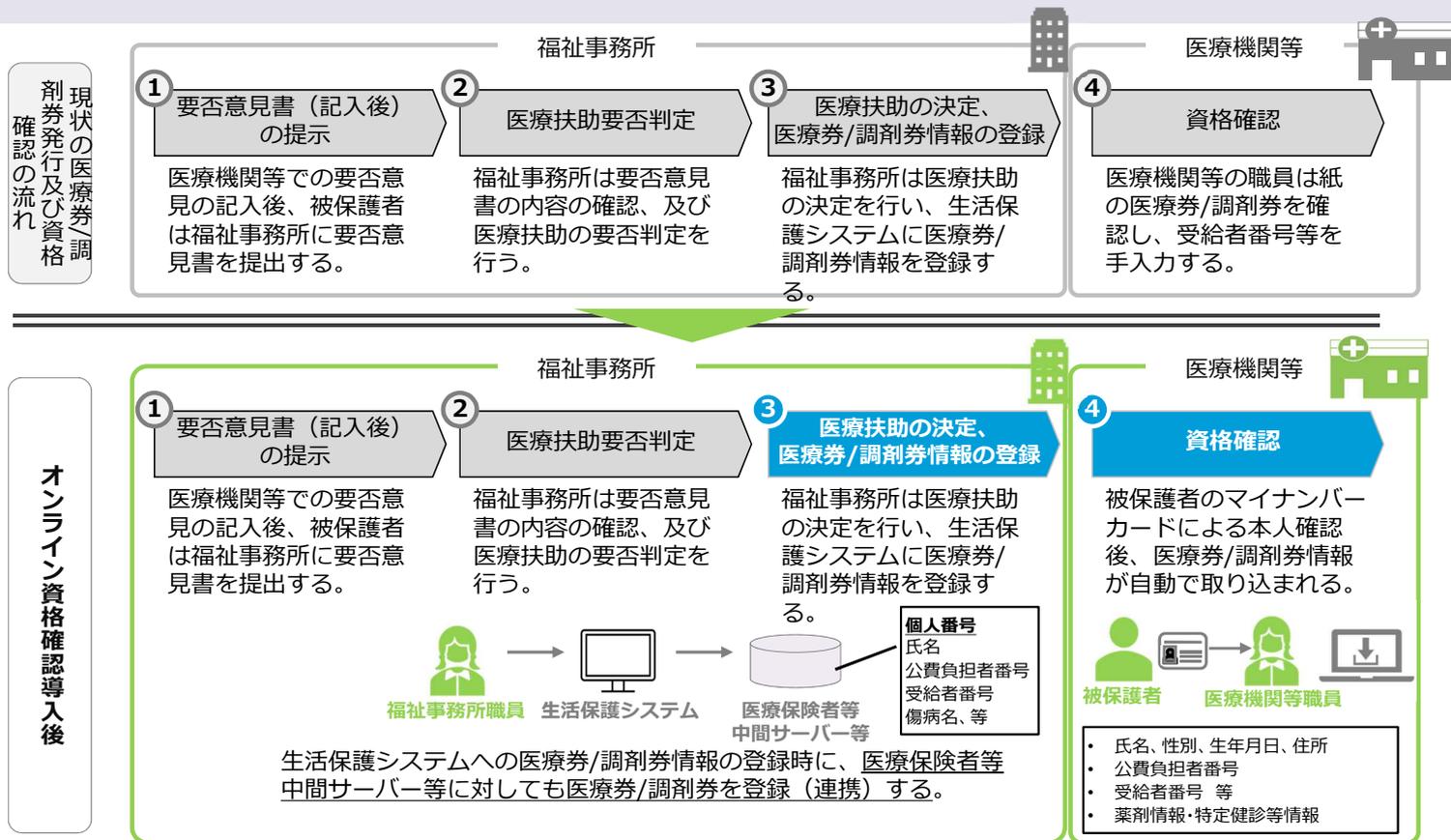
- ・ 医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う、保護決定業務の主な変更点は以下の通り。



オンライン資格確認導入前後の業務の流れ（2/2） －医療扶助決定（医療機関等における資格確認）－

令和4年1月時点案

- 医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う、医療券/調剤券発行業務及び医療機関等における資格確認業務の主な変更点は以下の通り。



医療扶助のオンライン資格確認の導入による業務・運用の変更点

令和4年1月時点案

- 医療扶助のオンライン資格確認の導入前後の業務・運用の差分は以下の通り。

ユースケース	医療扶助のオンライン資格確認 導入前	医療扶助のオンライン資格確認 導入後
福祉事務所	保護決定書の発行	保護決定時に保護決定通知書を発行する。
	医療券/調剤券の発行	医療扶助の決定時に紙の医療券/調剤券を発行する。
	健診情報の確認	自治体の保険部局と連携して健康増進法に基づき被保護者の健診情報を入手、確認する。
	頻回受診者の把握	レセプトを分析して頻回受診対象者を把握、指導する（頻回受診の事象の発生から数か月後）。
	レセプト審査	レセプト管理システムから数か月前のレセプト情報を確認する。
医療機関等	被保護者の資格確認	紙の医療券/調剤券を確認し、公費負担者番号・受給者番号等をレセコン等に手入力する
	薬剤情報/健診情報の確認	自機関以外が管理する被保護者の薬剤情報及び健診情報の入手に制約がある。
支払基金/中央会	加入者情報等の管理	被保護者の資格情報等はオンライン資格確認の対象外。

Additional details from the diagram:

- 導入後: 保護決定時に保護決定通知書を発行する。また、医療保険等中間サーバー等に資格情報を登録する。
- 導入後: 医療保険等中間サーバー等に医療券/調剤券情報を登録する。
- 導入後: 特定健診等データ収集システムに健診を登録する。また、NDBにも健診情報を登録する。
- 導入後: 資格確認実績（ログ情報）を利用して、早期に頻回受診の傾向のある者等を把握する（日次でのデータ連携を想定）。
- 導入後: 請求前資格確認を利用して早期にレセプト情報を確認可能。
- 導入後: オンライン資格確認により、被保護者の医療券/調剤券情報が自動でレセコン等に取り込まれる。
- 導入後: 被保護者の同意に基づき薬剤情報及び健診情報が閲覧できる。
- 導入後: 医療保険の仕組みを最大限活用し、被保護者の資格情報等を管理する。

医療扶助のオンライン資格確認で改修対象となる主なシステム、実装機能

令和4年1月時点案

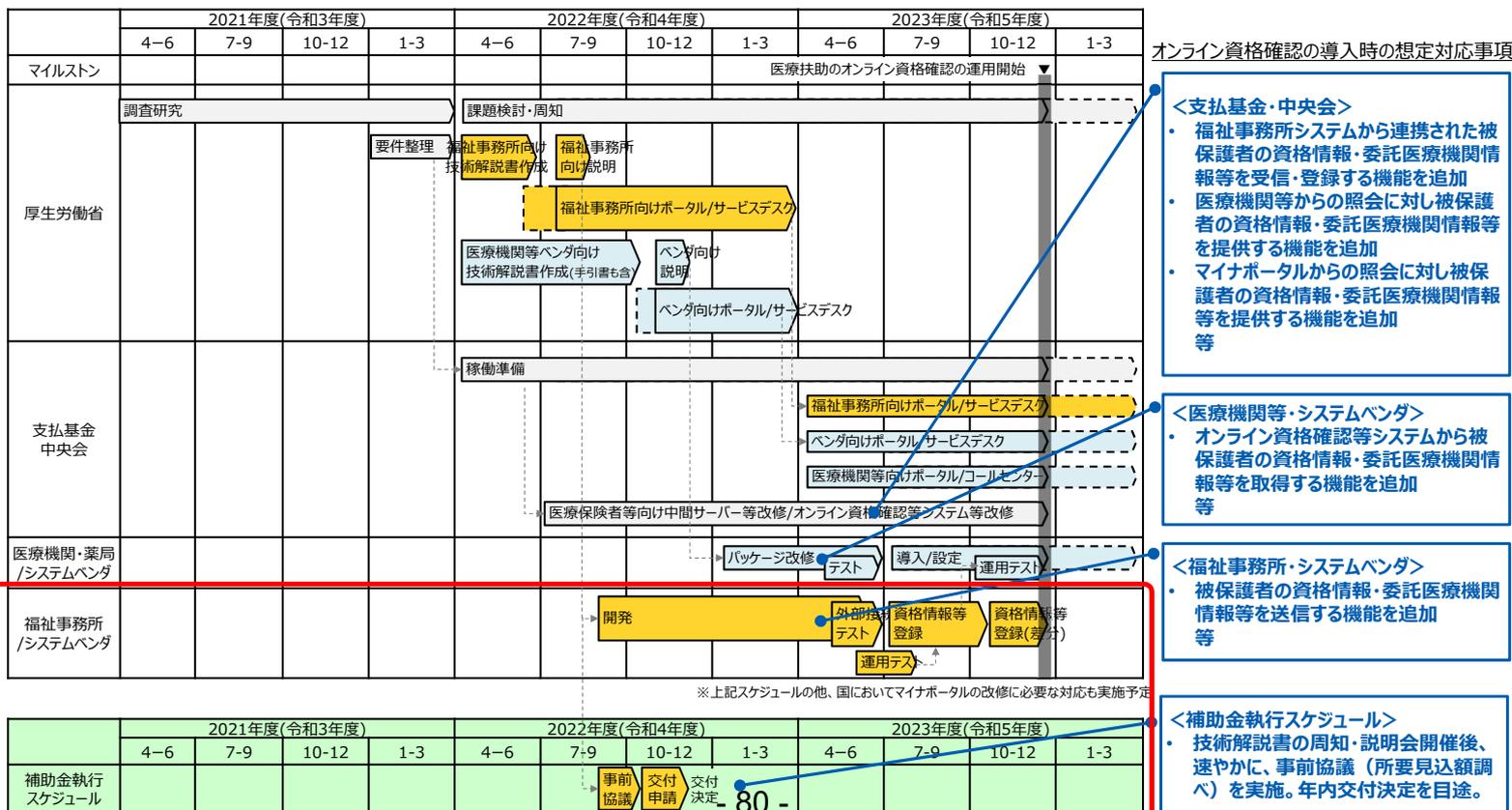
- 医療扶助のオンライン資格確認における主なシステム実装機能は以下の通り。

システム	医療扶助のオンライン資格確認の基本機能等	医療扶助の利便性向上に資する独自機能等
福祉事務所	生活保護システム	<ul style="list-style-type: none"> 資格確認実績（ログ情報）の取得及び加工機能 （請求前資格確認を実現するための機能）
	レセプト回線（レセプト管理システム用ネットワーク）	-
医療機関等	レセプトコンピューター	<ul style="list-style-type: none"> 未委託/未指定の資格情報及び医療券/調剤券情報の特定機能 未委託/未指定の資格確認である旨の表示機能 未委託/未指定の医療機関等として特定された場合の連携情報の制御機能 医療機関コードをキーにした、資格情報及び医療券/調剤券情報の一括での連携機能
支払基金/中央会	医療保険者等中間サーバー等/オンライン資格確認等システム/特定健診等データ収集システム/資格確認端末アプリケーションソフト等	<ul style="list-style-type: none"> 資格確認実績（ログ情報）の管理及び連携機能 未委託/未指定の資格情報及び医療券/調剤券情報の特定機能 未委託/未指定の医療機関等として特定された場合の連携情報の制御機能 医療機関コードをキーにした、資格情報及び医療券/調剤券情報の一括での連携機能
デジタル庁	マイナポータル	-

医療扶助のオンライン資格確認の導入スケジュール

令和4年1月時点案

- 令和5年度の後半に本格運用が開始される前提で医療扶助のオンライン資格確認の導入を進める。（現時点において想定しているスケジュールであり、事項も含め、今後変更がありうる。）



医療扶助に関する検討会について

医療保険制度においては、令和3年3月から個人番号カードを用いたオンライン資格確認が施行される予定である。一方で、生活保護の医療扶助については、令和元年12月20日に閣議決定された「新デジタル・ガバメント実行計画」において、個人番号カードを利用したオンライン資格確認について、令和5年度の導入を目指し検討を進めることとなっている。

この閣議決定を踏まえ、医療扶助制度に対応したオンライン資格確認について、制度的・実務的な課題を整理し、実現に向けた検討を行う必要がある。

また、医療扶助については、従来から、頻回受診者等の適正化対策の必要性が指摘されており、こうした課題への対応も必要となっている。

このため、今般、こうした医療扶助に関する諸課題について、検討会を開催し、有識者・自治体関係者からの意見を聴取することとする。

【意見聴取内容】

- (1) 医療扶助における個人番号カードの利用、オンライン資格確認
- (2) (1)も踏まえた今後の医療扶助の運用のあり方
- (3) 頻回受診対策等の適正化対策
- (4) その他の医療扶助に関する課題

【進め方】

- 令和2年7月15日 第1回
10月21日 第2回
- 令和2年以内にオンライン資格確認に関する議論を行う。(11月30日、医療扶助のオンライン資格確認導入について(方向性の整理)をとりまとめ。
- その後、年度内を目処に頻回受診対策等の適正化対策やその他の課題について議論を行う。
- ※ 議論の状況により、議題のテーマの追加やスケジュールの見直しを行う。

【構成員】

太田 匡彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
尾形 裕也	九州大学名誉教授 ※座長
小塩 隆士	一橋大学経済研究所教授
新保 美香	明治学院大学社会学部教授
鈴木 茂久	横浜市生活福祉部長
豊見 敦	日本薬剤師会常務理事
野田 誠一	兵庫県地域福祉課長
林 正純	日本歯科医師会常務理事
藤村 睦人	高知市福祉管理課長
松本 吉郎	日本医師会常任理事

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

(令和3年法律第66号)

改正の趣旨

「全世代型社会保障改革の方針について」(令和2年12月15日閣議決定)等を踏まえ、**現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心**というこれまでの**社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築**するため、所要の改正を行う。

改正の概要

1. 全ての世代の安心を構築するための給付と負担の見直し

(1) 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し【高齢者の医療の確保に関する法律】

後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上(※)であるものについて、窓口負担割合を2割とする。

※課税所得が28万円以上かつ年取200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年取合計が320万円以上)。政令で規定。

※長期頻回受診患者等への配慮措置として、外来受診において、施行後3年間、1ヶ月の負担増を最大でも3,000円とする措置については、政令で規定。

(2) 傷病手当金の支給期間の通算化【健康保険法、船員保険法】

傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行う。

(3) 任意継続被保険者制度の見直し【健康保険法、船員保険法】

任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや、被保険者からの申請による資格喪失を可能とする。

2. 子ども・子育て支援の拡充

(1) 育児休業中の保険料の免除要件の見直し【健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法 等】

短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとする。

(2) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入【国民健康保険法、地方税法】

国民健康保険の保険料(税)について、子ども(未就学児)に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設する。

3. 生涯現役で活躍できる社会づくりの推進(予防・健康づくりの強化)

○ 保健事業における健診情報等の活用促進【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律 等】

① 労働安全衛生法等による健診の情報を保険者が保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。

② 健康保険組合等が保存する特定健診等の情報を後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等を可能とする。

4. その他

(1) 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【国民健康保険法】

(2) 都道府県国民健康保険運営方針について、保険料の水準の平準化や財政の均衡に関して記載事項に位置付ける。【国民健康保険法】

(3) 医療扶助においてオンライン資格確認を導入する。【生活保護法、社会保険診療報酬支払基金法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】 等

施行期日

令和4年1月1日(ただし、1(1)は令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間において政令で定める日、2(1)は令和4年10月1日、2(2)及び4(1)は令和4年4月1日、4(2)は令和6年4月1日、4(3)は一部を除き公布の日(令和3年6月11日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)

全世代対応型の社会保障制度を構築するための 健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抄)

令和3年6月3日参議院厚生労働委員会

九、医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に当たっては、制度施行までに個人番号カードの取得や医療機関等におけるオンライン資格確認システムの導入が進まない場合、医療券等の発行業務が併存し、かえって福祉事務所の事務負担を増大させることにつながりかねないことから、被保護者の個人番号カード取得の支援や、医療機関等におけるオンライン資格確認システムの導入支援を進めること。また、何らかの事情により制度施行後においても個人番号カードを保有するに至っていない被保護者に対しては、引き続き医療券等の発行を行うなど、必要な医療を受けられる体制を確保すること。さらに、情報通信機器を保有していない被保護者が、マイナポータルを通じて自身の健診情報等を閲覧できるよう、適切な支援を行うこと。

医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に向けた被保護者のマイナンバーカード取得の促進等の取組について（令和3年10月14日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）－概要－

(1) 取組方法

- 訪問調査等の機会に、マイナンバーカードの保有状況を確認。未取得の者にカード保有の必要性やメリットを説明し、QRコード付き申請書（事前に住民制度担当課に依頼し発行）を手交。可能な範囲で、申請書の作成や写真撮影の支援など申請をサポート。
- 申請後、交付場所などをお知らせする交付通知書（はがき）が届くこと、マイナンバーカードを受け取るには、原則、交付場所に来庁し本人確認が必要であることなども併せて説明。

(参考) リーフレット案



(2) マイナンバーカードの保有状況の確認について

- マイナンバーカードの取得状況については、マイナンバーカードの所管部署と協議の上、
 - 住民制度担当課等に設置の統合端末にてカード交付者の一覧を出力し、被保護者のリストと突合
 - ※ 都道府県は、管内町村と協議の上、被保護者のリストを渡し、カード交付者の一覧との突合を依頼
 - 世帯訪問前に予めマイナンバーカード所管部署に対して当該世帯員の保有状況を個別に照会等の方法により、取得する。

(3) 取組時期等

- 令和4年度中に全ての被保護者がマイナンバーカードを保有することを目指し取り組む。

生活保護受給者の健康管理支援の推進 ～被保護者健康管理支援事業の実施～

事業概要

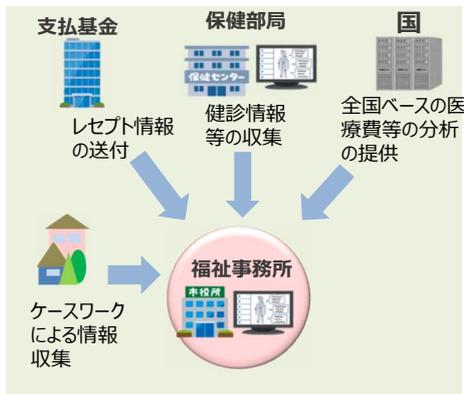
- 生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や、社会生活自立といった側面からも、支援を講じていくことが必要。
- 一方で、**多くの被保護者は、医療保険者が実施する保健事業の対象とはなっていないが、多くの健康上の課題を抱えていると考えられ、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことが必要。**このため、医療保険におけるデータヘルスを参考に、**福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進する。**
- **令和3（2021）年1月から「被保護者健康管理支援事業」が必須事業化され、全福祉事務所で実施することとなったため、全ての自治体が効果的・効率的に実施するために必要な経費を負担する。**

※ 令和3年度の実施率（令和3年度交付決定ベース）は、67.1%。

被保護者健康管理支援事業の流れ

① 現状・健康課題の把握

- 自治体毎に現状（健康・医療等情報、社会資源等）を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握（地域分析を実施）



② 事業企画

- 地域分析に基づき、自治体毎に事業方針を策定。以下の取組例の**オに加え、ア～ウから選択**

- ア 健診受診勧奨
- イ 医療機関受診勧奨
- ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援
- エ 主治医と連携した保健指導・生活支援（重症化予防）
- オ 頻回受診指導

③ 事業実施

- 事業方針に沿い、リスクに応じた階層化を行い集団または個人への介入を実施
- ※ 医学的な介入のみではなく社会参加等の側面に留意した取組を実施

④ 事業評価

- 設定した評価指標に沿い、ストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカム評価を実施

健康の保持増進により、被保護者の自立を助長

【被保護者健康管理支援事業 取組事例1】豊中市

- ア 健診受診勧奨
- イ 医療機関受診勧奨
- ウ 保健指導・生活支援
- エ 重症化予防
- オ 頻回受診指導

- 医療扶助に特化したデータヘルス計画を策定し、評価指標と数値目標の設定と外部評価を取り入れ、PDCAサイクルに沿って事業を展開。
- 実施体制を強化しながら取組内容の充実化を図るとともに、より効果的かつ持続可能な支援に向け、市独自の「健康管理支援事業実施マニュアル」を作成。

人口：408,464人 被保護者数：9,691人(令和2年12月現在)

取組の概要

取組の変遷

- ✓ 平成22年度に非常勤の保健師を配置し、CWとの同行による個別支援を開始。
- ✓ 平成27年度の常勤の保健師の配置に伴い、健康管理支援に本格着手。
- **実施体制の強化と取組内容の充実化**
 - ・ 平成27年度に保健師、平成29年度に常勤の精神保健福祉士を配置。
 - ・ 平成30年度に、福祉事務所内に新たに医療介護係を設置（係長は常勤の保健師）。
 - ・ 令和3年度から、新規採用により更に正規職員の保健師を1名増員。
 - ・ **実施体制の強化と合わせ、取組内容も段階的に充実化。**
- **医療扶助に特化したデータヘルス計画の策定**
 - ・ 被保護者の生活の質の向上と健康寿命の延伸を目的に、平成28年7月に「医療扶助の適正な実施に関する方針（実施方針）」を策定。
 - ・ 平成30年3月に**第2期実施方針（平成30～令和4年度）を策定し、各取組における評価指標と数値目標※を設定。**進捗状況の管理体制を整備。
 - ※「健診受診者数600人以上」、「頻回受診の改善率100%」等
 - ・ 令和3年3月に**第2期実施方針の中間評価及び方針見直しを策定。**

主な取組(R3) ※予定含む

- **健診受診勧奨**
 - ・ 生活保護開始の説明時に保健師等の専門職も同席し、受診勧奨と受診方法を説明。
 - ・ 3か月に1回の全被保護世帯への収入申告書等の送付に併せて、全世帯に健診受診勧奨の啓発媒体を同封。
 - ・ **市民健診を取扱う病院・診療所(約200機関)と薬局(約160機関)に、通院患者への受診勧奨の協力依頼文書を送付。**
 - ・ 「健診受診勧奨強化月間」として4か月間定め、**毎年度、年代別に健診受診率や生活習慣病の発症状況等を分析してメインターゲット層を決定し、さらに対象者を絞り込んだ上で集中的かつ直接的な勧奨を実施。**
 - (実施状況) 令和2年度：受診者410名
- **保健指導・生活支援**
 - ・ 特定保健指導の階層化の基準を参考に、健診結果から保健指導の対象者を抽出し、生活習慣改善に関する啓発媒体を送付。
 - ・ 「動機づけ支援」・「積極的支援」の該当者に対して、それぞれ行動変容ステージを考慮した個別支援を実施。
 - (実施状況) 令和2年度：保健指導対象者(啓発媒体の送付)41名、「積極的支援」該当者への個別支援3名※
 - ※「動機づけ支援」該当者への個別支援は令和3年度から開始。
- **主治医と連携した保健指導(重症化予防)**
 - ・ 糖尿病治療中の者を対象に、重症化予防に向けた生活習慣の改善や適切な治療の継続に関する啓発媒体を送付。
 - ・ 重症化のリスクの高い糖尿病患者に対し、主治医と連携して行動変容ステージを考慮した個別支援を実施。
 - (実施状況) 令和2年度：啓発媒体の送付1,250名、個別支援3名
- **個別支援による健康管理**
 - ・ 何らかの疾患を抱え、自身での健康管理が困難で生活を維持できない状態の者に対して、保健師・精神保健福祉士等の専門職が個別支援による健康管理を実施。(実施状況) 令和2年度：家庭訪問等の延べ件数596件
- **健康管理支援事業実施マニュアルの作成**
 - ・ **より効果的かつ持続可能な事業の運営と推進を図ることを目的に、市独自の「健康管理支援事業実施マニュアル」を作成。**
 - ・ 取組ごとに、対象者の選定方法、支援の流れ、支援のポイントのほか、コロナ禍における留意点等を記載。

実施体制

- ・ 医療介護係の保健師・精神保健福祉士、非常勤の保健師が中心に取り組み、SV・CW・嘱託医と連携して、**全て直営で実施。**
- ・ **保健部門**とは、健診結果、指導・啓発媒体の共有など密に連携。
- ・ **医療機関**とは、健診受診勧奨、保健指導等で連携。
- ・ 第2期実施方針の各取組の実施状況について、**毎年度、市の社会福祉審議会(外部有識者含む)に報告。**

課題・今後の展開

- ・ コロナ禍における医療機関との連携・協力の在り方や支援方法の検討。
- ・ 保健部門との更なる連携により「オール豊中」での生活習慣病対策を推進する体制を構築するとともに、介護部門との連携体制の構築。
- ・ CWからの情報やアイデアを取り入れた事業内容とするなど、CWと連携した事業展開。
- ・ 事業成果の見える化。

【被保護者健康管理支援事業 取組事例2】横須賀市

①健診受診
勧奨

②医療機関
受診勧奨

③保健指導
・生活支援

④重症化
予防

⑤頻回受診
指導

- 多職種から構成される「被保護者健康管理支援プロジェクトチーム」(PT)を編成し、PTが中心となって他部署とも連携しながら取組を推進。
- 大学機関と連携して、健診受診勧奨の効果検証や、被保護者の包括的なデータに基づく多面的な分析により最適な支援方法を検討。

人口：388,086人 被保護者数：5,160人(令和2年12月現在)

取組の概要

取組の準備

- ✓事業創設を受け、令和2年度から本格実施。
- ✓それ以前は、健診受診勧奨の取組として主に受診勧奨用チラシの配布を実施。

■ 庁内実施体制の整備

- ・正規職員の保健師の新規配置※、多職種(SV・CW・保健師・事務)から構成される「被保護者健康管理支援プロジェクトチーム」(PT)の編成により、実施体制を整備。

※ 国保の保健事業部門に席を置きながら、事業の企画検討、保健所健診担当との調整、CW向け健康教育等を担当。

■ 保健所健診担当課との連携体制の構築

- ・被保護者の状況や生活保護制度の運用について、定期的に情報提供を行うほか、健診受診率向上及び保健指導の利用者数向上に向けた方策等を協働して検討するための連携体制を構築。

主な取組(R3) ※予定含む

■ 健診受診勧奨

- ・健診受診率向上に向け、健診受診勧奨用のチラシを被保護者にとって分かりやすく、CWにとって案内しやすいものとなるよう、内容やレイアウトを見直し。
 - ・その上で、全被保護世帯に対して、年2回(6月・11月)チラシを送付。
 - ・今後、ランダム化比較試験によりチラシ配布の効果検証を予定。
- (実施状況) 令和2年度※：受診者174名 ※新型コロナウイルス感染症の影響により一部の健診を中止。

■ 保健指導の利用勧奨

- ・40～74歳の健診受診者について、保健所健診担当課が特定保健指導の階層化の基準に準じて、健診結果から保健指導の対象者を抽出し、保健指導の利用券を発行。
 - ・その後、生活保護担当課が対象者に利用券を送付し、CWが保健指導の利用勧奨を実施。
 - ・保健指導利用までの業務フローを見直し、健診受診から保健指導利用までの期間を2か月程度短縮。
- (実施状況) 令和2年度：保健指導対象者22名、保健指導利用者1名

■ CW向け健康教育の開催

- ・PTメンバーと保健師による、健康管理支援事業の理解を深めるためのCW向け健康教育を年4回開催。

■ 大学機関と連携した支援方法等の開発

- ・健診受診勧奨の効果検証、国際動向を踏まえた独自のフェイスシートの開発及びCW向けの活用研修を実施。
- ・被保護者のレセプト・健診情報だけでなく、生活習慣や社会関係のデータも含んだ包括的データベースを構築し、地域の被保護者の健康課題を多面的に分析することで、最適な支援方法を検討・開発。その方法による支援効果を可能な限り定量的に検証。

実施体制

- ・PTが中心となって実施し、データ分析・最適な支援方法の開発・効果検証等は大学機関に委託して実施。
- ・保健所健診担当課とは、被保護者の情報共有や、効果的な事業実施に向けた方策を協働して検討するなど密に連携。
- ・保健所健診担当課や国保の保健事業部門を含めた組織横断的な会議を開催し、事業評価を実施。

今後の展開

- ・健診受診勧奨がどういう人に効果があるのかなど、被保護者が健診を受診するまでのメカニズムを探索し、より効果的な勧奨方法を考案。
- ・CWにとって健康管理支援が特別な取組とならないような業務フローを検討し、レセプト管理システムや生活保護システムを有効活用し、業務負担を最小限となる取組方法を開発。
- ・令和3年度の取組に引き続き、被保護者の包括的データベースの分析結果を基に最適な支援方法を検討・考案し、効果的な介入を実施。

【被保護者健康管理支援事業 取組事例3】長野県安曇野市

①健診受診
勧奨

②医療機関
受診勧奨

③保健指導
・生活支援

④重症化
予防

⑤頻回受診
指導

- 被保護者の健診受診率向上に向けて、健診の機会を増やすなど被保護者にとって受診しやすい環境を構築。
- 健康管理支援担当の専門職として管理栄養士を雇用し、被保護者の適切な生活習慣の形成を目的に、被保護者向けの「健康管理プログラム」等を実施。

人口：97,494人 被保護者数：363人(令和2年12月現在)

取組の概要

取組の準備

- ✓事業創設を受け、令和元年度から検討開始。
- ✓事業開始前は、健診受診率が低調で被保護者の健康状態を把握できておらず、健康管理支援を担える専門職も不在。

■ 被保護者の健診受診環境の構築

- ・被保護者が受診できる健診は、市内5か所の保健センターで実施される集団健診のみで、受診日も場所も限られていたことが受診率低調の要因の一つと考えられたことから、健診担当課と調整し、各医療機関での個別健診での受診も可能とすることで、被保護者が受診しやすい環境を構築。
- ・指定医療機関で健診を受診する場合、健診受診日当日に生活保護受給中であることを証明するため「生活保護受給証明書」を発行。

■ 専門職の雇用

- ・令和元年11月に健康管理支援担当として初めて専門職(管理栄養士)を雇用し、被保護者向けの「健康管理プログラム」※を策定・実施。
- ・健診担当課から健診結果を入手し、健康管理支援に活用。

※ 生活保護担当課が被保護者の健康に関する生活習慣の形成を目的に行う市独自のプログラム。

主な取組(R3) ※予定含む

■ 健診受診勧奨

- ・40歳以上※に対して、毎年3月に健診受診の希望調査を行い、希望者全員が確実に受診完了できるよう支援。
 - ・40歳未満の若年層には、市の若年者健診を案内。
 - ・新たに対象年齢になる者、採血の機会がない者、かかりつけ医がない者等を「重点的受診勧奨対象者」として、文書だけではなく訪問により受診勧奨。 ※ 令和3年度から対象者を40～74歳から40歳以上に拡大。
- (実施状況) 令和2年度：希望者59名(前年の受診者の10倍以上)・受診者44名、令和3年度：希望者81名

■ 健康管理プログラムの実施

- ・健診・医療機関の受診歴や治療歴、訪問等での聴取内容を基に、生活習慣・食習慣の改善が必要と考えられる者や健康状態が不明な者など、健康管理プログラムの対象候補者を幅広く抽出。
 - ・候補者に対するCW訪問に管理栄養士が同行し、生活の自己管理能力や健康への意欲等を確認し、健康管理プログラムを紹介。参加に同意した者を対象に、以下の流れで支援を実施。
 - ① 個別訪問を行い、事前アンケートを配布し、対象者が改善を望む点についてヒアリングを実施。
 - ② 事前アンケート、訪問記録票、相談記録票等の内容を基に、支援計画を作成。
 - ③ 支援計画を説明し、計画に沿って支援を実施。3～6か月を目安に評価を行い、希望者には継続支援を実施。
- (実施状況) 現在継続中：7名

■ 健診結果に基づいた生活習慣のアドバイス

- ・健診担当課が担当する健診後の保健指導終了後に、健康管理プログラムの紹介と次年度の健診受診勧奨を実施。
 - ・健診受診完了者のうち、74歳以下で保健指導対象外の者に対し、健診結果の解説と結果に基づく生活習慣改善のアドバイス等を実施。より積極的に生活習慣を改善したいと希望する者には健康管理プログラムの参加を呼びかけ。
- (実施状況) 令和2年度：21名

■ 健康に関する情報発信

- ・季節に合わせたテーマで健康に関する情報を収載した「健康と栄養だより」を作成し、全世帯に年4回配布。

実施体制

- ・会計年度任用職員の健康管理支援員(管理栄養士)とCWが連携して、全て直営で実施。
- ・健診担当課とは、被保護者の健診結果等の情報共有、健診受診勧奨・受診後の保健指導業務において連携。

今後の展開

- ・地域の健康課題の傾向を分析するには健診データが少ないため、今後、健診受診者数を増やすことでデータを蓄積し、傾向を把握できた段階で、今後の予防施策を更に検討。
- ・保健指導・生活支援について、興味はあるが個別支援計画の作成に抵抗を示す者や、自身の生活習慣を変えたくない者が多いため、まずは興味を示す者を見つけ、優先して支援を進めていくことが必要。

【背景】

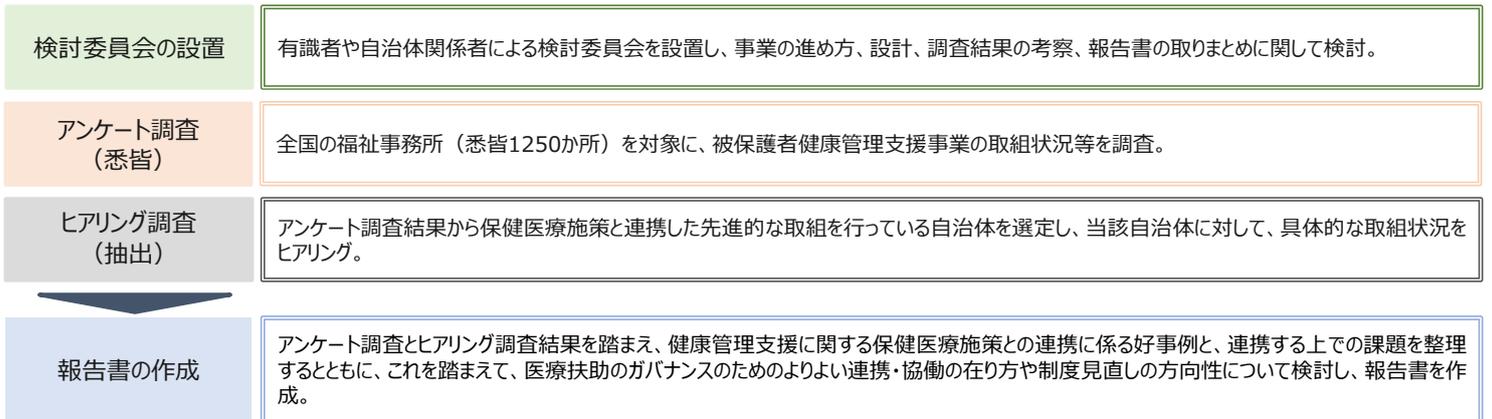
- 医療扶助については、中長期的な課題として医療扶助のガバナンス強化の指摘があるが、こうした指摘に対しては、地域における保健医療施策と連携して取り組んでいくことが重要である。
- こうした中、被保護者の生活習慣病の予防等を推進するための「被保護者健康管理支援事業」が、令和3年1月から全ての福祉事務所において実施する必須事業として施行されたところであり、これを機に、各自治体における保健医療施策との連携を強化しながら、医療扶助の更なるガバナンス強化につなげていく必要がある。

【目的】

- 被保護者健康管理支援事業の全国の実施状況を把握するとともに、健康管理支援に関する保健医療施策全般との連携に係る好事例を収集することを通じて、医療扶助のガバナンス強化に向けて、今後の他制度とのよりよい連携・協働の在り方について検討する。

○事業の全体像

- 検討委員会を設置するとともに、アンケート調査、ヒアリング調査を行い、報告書を取りまとめる。



被保護者健康管理支援事業における全国データ分析

- 生活保護法第55条の9に基づき、被保護者健康管理支援事業の実施に資するため、生活保護受給者の健康状態や医療の利用状況を把握するために必要な全国データ分析を行う。

■ 分析の方向性

- NDBに含まれる2019年及び2020年度のレセプトデータを用いて、**生活保護受給者と医療保険(市町村国保・後期高齢者医療)加入者の医療の利用状況(※)の違いと、医療費の地域差の要因(年齢構成、疾病分類、三要素*)を地域別に分析し、医療扶助の特徴を明らかにする。**

* 1人当たり件数、1件当たり日数、1日当たり医療費

(※) 想定している分析項目例

- 1人当たり実績医療費・1人当たり年齢調整後医療費
 - 主な疾患(糖尿病、高血圧症、脂質異常症等)の有病割合、当該疾患の1人当たり実績医療費・1人当たり年齢調整後医療費
 - 後発医薬品の使用割合、調剤薬局の重複利用者割合 など
- 分析結果は、都道府県等に対しその活用方策も含めて提供し、データを活用した地域における効果的な健康管理支援等につなげる。

【参考】生活保護法(昭和25年法律第144号)(抄)

(被保護者健康管理支援事業)

第五十五条の八 保護の実施機関は、被保護者に対する必要な情報の提供、保健指導、医療の受診の勧奨その他の被保護者の健康の保持及び増進を図るための事業(以下「被保護者健康管理支援事業」という。)を実施するものとする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、被保護者健康管理支援事業を行う場合について準用する。

(被保護者健康管理支援事業の実施のための調査及び分析等)

第五十五条の九 厚生労働大臣は、被保護者健康管理支援事業の実施に資するため、被保護者の年齢別及び地域別の疾病の動向その他被保護者の医療に関する情報について調査及び分析を行い、保護の実施機関に対して、当該調査及び分析の結果を提供するものとする。

(略)

保険医療機関等管理システム改修事業(指定医療機関の届出手続きのオンライン化)

【要旨】

令和3年度補正予算 121,272千円

- 現行運用上、生活保護の指定医療機関(以下「指定医療機関」)の変更届、辞退届、指定申請、指定更新の申請(以下「届出等」)は、提出先が都道府県等であるが、健康保険等の保険医療機関(以下「保険医療機関」)に係る届出等の提出先は地方厚生局であり、提出先が異なっている。多くの医療機関が両制度の指定を受けている中で、提出先が異なることに起因すると考えられる届出等の漏れ(例:同一契機(管理者・開設者の変更等)の届出等)が見受けられるところ。
- これに対応するため、保険医療機関の届出等の際に、あわせて指定医療機関の届出等ができるよう、地方厚生局で指定医療機関の届出等の受付を行うよう運用を見直すとともに、令和4年1月から保険医療機関の届出等をオンラインで受け付けるよう保険医療機関等管理システムが改修されていることを踏まえ、同システムにおいて指定医療機関の届出等を受け付ける改修を行うものである。
- これにより届出窓口の一本化が可能となり、医療機関の事務が効率化・簡素化されるとともに、オンラインでの届出及び地方厚生局・都道府県等のダブルチェックにより一層正確な情報管理が実現されることを通じて、医療扶助の適正な実施に資する。

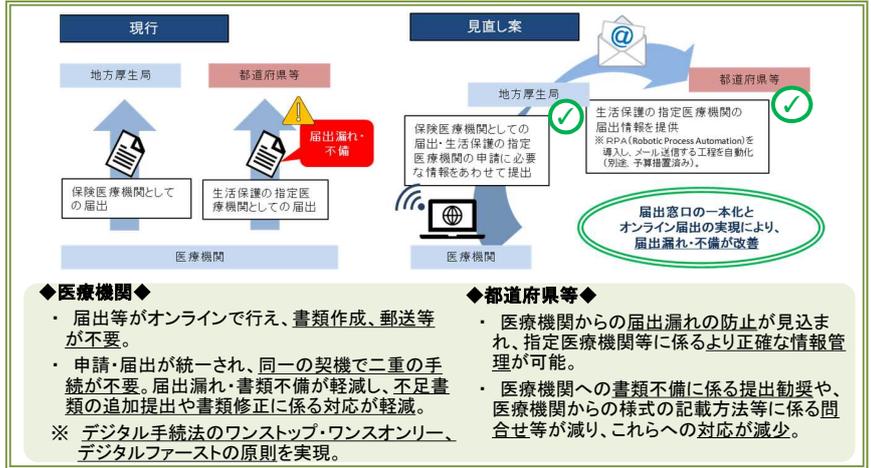
【事業内容・実施主体】

地方厚生(支)局において保険医療機関の指定、変更等の各種申請・届出に関する情報管理を行う保険医療機関等管理システムにおいて、指定医療機関に係る

- ・ 指定更新の申請、変更届、辞退届をオンラインで受け付ける機能
- ・ 申請・届出情報の管理及び帳票出力を行う機能を追加するためのシステム改修を行う。

【実施主体：国】

【現時点のイメージ】



無料低額宿泊所等の状況について

無料低額宿泊所等の実施状況

無料低額宿泊所

- 生計困難者のために無料又は低額な料金で利用させる施設(社会福祉法第2条第3項第8号)であり、事業を開始する前に都道府県知事等へ届け出なければならない。

○ 箇所数:608箇所、入所者数16,397人(うち生活保護受給者15,183人)

※令和2年9月末時点。

日常生活支援住居施設

○ 箇所数:79箇所、入所者数1,323人

※令和3年4月1日時点。

(運営主体の内訳)

総数	内訳					
	社会福祉法人	医療法人	社団・財団法人	NPO法人	営利法人	その他
608 (100%)	34 (5.6%)	1 (0.2%)	24 (4.0%)	413 (67.9%)	110 (18.1%)	26 (4.3%)

無料低額宿泊所等に対する取組

- 平成15年度 無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針(ガイドライン)策定
- 平成27年4月 ガイドラインの見直し
→ 「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を見直し、社会福祉法の各種規定の解釈(定義の明確化、不当な行為に該当する範囲等)を示し、事業者の届出を徹底させ、社会福祉法に基づく行政の関与による運営の適正化を徹底。
- 平成27年7月～ 住宅扶助基準の見直し
→ 住宅扶助の上限額を床面積に応じて減額する仕組みを導入。
- 令和2年4月 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準省令の施行
→ 事業範囲の明確化、事前届出制、多人数部屋・簡易個室の解消、居室面積等の最低基準を省令で規定。当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定。
- 令和2年4月 日常生活支援住居施設の創設(支援委託は同10月～)
→ 無料低額宿泊所のうち、一定の基準を満たすと認定された「日常生活支援住居施設」においては、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活支援を福祉事務所が委託して実施。
- 令和3年度 無料低額宿泊所等から居宅生活へ移行する者への支援(居住不安定者等居宅生活移行支援事業)
→ 無料低額宿泊所等に居宅移行を支援する者の人件費等の財政支援を実施。
- 令和4年4月 無料低額宿泊所サテライト型住居の運用開始
→ 一般居宅での生活に移行する準備をしているもの等の居宅生活に近い状態像の者等を想定し、巡回型等による支援を実施

事業概要

新型コロナウイルス感染拡大防止及び居室環境の改善の観点から、無料低額宿泊所について、多人数居室の個室化を図る。合わせて、マスク・消毒用エタノール等衛生用品緊急調達、入所者等への感染予防啓発、一時的な居所の確保、職員への研修等事業継続の取組への補助を実施。

事業内容

1. 多人数居室の個室化

(1) 補助限度額

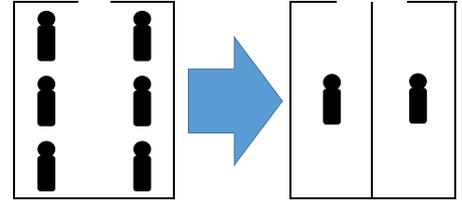
原則として総事業費30万円以上1,000万円以内のもの

(2) 負担割合

国1/2、自治体1/4、事業者1/4 (都道府県・指定都市・中核市を通じた間接補助)

※ 障害保健福祉部(社会福祉施設等施設整備費補助金)において計上

多人数居室の個室化



2. 無料低額宿泊所におけるその他の支援

(令和2年度1次補正【困窮者補助金10/10】)

マスク、消毒用エタノール等衛生用品緊急調達、入居者等感染の場合の消毒、多人数居室にパーティションを設置して個人のスペースを区切る対応、入所者等への感染予防啓発、感染が懸念される入所者の一時的な居所の確保・必要な見守り等の支援への補助

(令和2年度2次補正【困窮者補助金3/4】)

職員への研修、感染予防マニュアルの作成等事業継続への各種取組への補助

(令和2年度3次補正・令和3年度補正【新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金3/4】) ※ 上記補正予算と同様の対応を実施

【参考】無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(最低基準)について

- 改正社会福祉法(平成30年6月成立)の規定に基づき、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」(省令)を創設。(令和2年4月施行)
- ※ 当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定。

居住環境の整備

- ・居室は個室とし、面積は7.43㎡(地域の事情によって4.95㎡)以上とする。
- ・多人数居室や簡易個室は、施行後3年(令和5年(2023年)3月)の間に解消する(省令附則第2条)。

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(最低基準)について

- 改正社会福祉法(平成30年6月成立)の規定に基づき、これまでガイドライン(通知)で定めていた無料低額宿泊所の設備・運営に関する基準について、法定(※)の最低基準を創設。(令和2年4月施行)
- ※ 最低基準を定めた厚生労働省令案についてパブリックコメントを実施。令和元年8月19日に省令を公布した。
- ※ 当該省令を踏まえて、都道府県・指定都市・中核市がそれぞれ最低基準に関する条例を制定する。

事業範囲の
明確化

- ・入居の対象を「生計困難者に限定している場合」や、「生活保護受給者が定員の概ね5割以上であり、居室使用料や共益費以外の料金を受領している場合」は、無料低額宿泊所に該当するものとして最低基準に基づく規制に服するものとする。

居住環境の
整備

- ・居室は個室とし、面積は7.43㎡(地域の事情によって4.95㎡)以上とする。
- ・多人数居室や簡易個室は、施行後3年(令和5年(2023年)3月)の間に解消する。

防火・防災
対策

- ・建築基準法及び消防法の規定を遵守した建築物や設備とする。消火器や自動火災報知設備の設置義務がからない場合も防火にかかる設備の整備に努める。
- ・非常災害に対する具体的計画を立てるほか、避難訓練等を年1回以上実施する。

利用手続き・
利用料金の
適正化

- ・食事の提供等のサービス内容や利用料等を盛り込んだ運営規程を整備し、都道府県等に届出を行うとともに、施設内への掲示や公開を行う。
- ・入居申込者に対しては、運営規程の内容を文書で説明し、利用契約を文書により締結する。
- ・居室使用料、食費、光熱水費など、利用者から受領できる費用及びその基準を規定する。
- ・金銭管理は入居者本人が行うことを原則とする。金銭管理に支障がある入居者の本人の希望に基づき金銭管理を行う場合は、個別の契約締結、管理規程の整備、帳簿の整備、収支の記録など、適正に実施する。

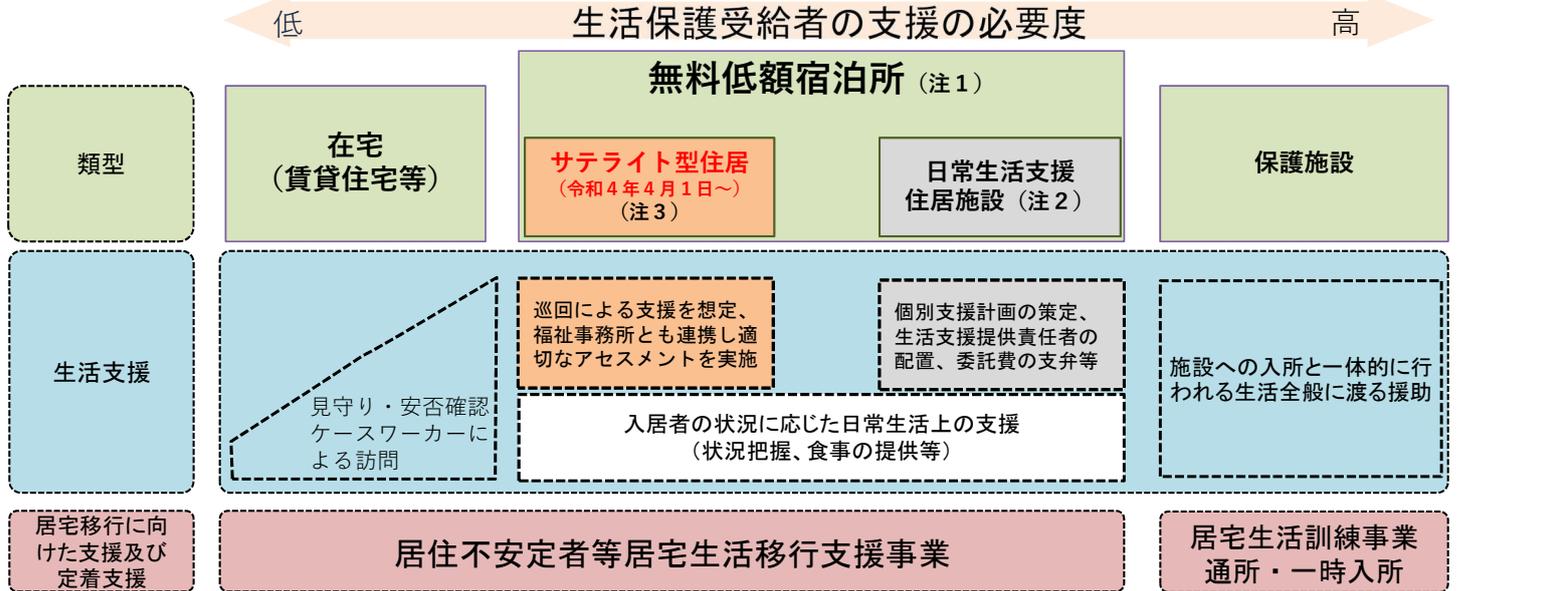
長期入居の
防止・居宅
生活移行

- ・無料低額宿泊所は、基本的には一時的な居住の場であることに鑑み、一般住宅等で独立して日常生活を送ることが可能かどうか常に把握し、可能な場合には円滑な退居に向けて必要な支援を行う。
- ・契約期間は1年以内(更新可)とし、契約期間終了前には利用者の意向を確認するとともに、福祉事務所等の関係機関と利用の必要性について協議する。
- ・一般住宅での生活へ移行するための準備や訓練を行うためのものとして、利用期間が1年以下で入居定員が5人未満のサテライト型住居を設置することができることとする。(※令和4年4月施行)

無料低額宿泊所・サテライト型住居

無料低額宿泊所は、直ちに単身での居宅生活が困難な者に対し、居宅生活が可能な状況になるまでの間の一時的な居住の場を提供するほか、他の社会福祉施設の入所対象にならない者に対し、居宅と社会福祉施設との中間的な居住の場を提供する役割を担うものである。そのため、入居者が一般の居宅等において独立して日常生活を営むことができるか常に把握するとともに、当該入居者の希望等を勘案し、退去のための必要な援助に努めることとされている。

無料低額宿泊所に入居する者の多くは、居宅での生活歴がない若しくは明らかでない者又は住所不定者であった期間が長い者等であるが、**サテライト型住居**の入居者については、一般居宅での生活に移行する準備をしているもの等の居宅生活に近い状態像の者等を想定している。【留意事項通知(注3)】



(注1)「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」(令和元年8月19日 厚生労働省令第34号)

(注2)「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」(令和2年3月27日 厚生労働省令第44号)

(注3)「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準のサテライト型住居への適用に係る留意事項について」(令和3年8月27日 社援保発0827第1号 保護課長通知)

無料低額宿泊所のサテライト型住居について (留意事項通知)

「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」の附則により、令和4年4月1日から施行とされたサテライト型住居に関して、以下の留意事項通知を发出 (令和3年8月27日)

「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」(令和元年8月19日 厚生労働省令第34号) (抄)
(サテライト型住居の設置)

第11条 無料低額宿泊所は、本体となる施設(入居定員が5人以上10人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。)と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として一年以下のもの(入居定員が4人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。)を設置することができる。
2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね20分で移動できる範囲に設置する等、入居者へのサービス提供に支障がないものとする。

「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準のサテライト型住居への適用に係る留意事項について」(令和3年8月27日付 保護課長通知) (一部抜粋)

サテライト型住居への適用開始に伴い、留意事項(別添)を踏まえた対応を依頼。参照基準については十分参照し、標準については合理的な理由がある範囲内で、管内の無料低額宿泊所の運営状況及び地域の実情等を勘案し、省令第3章と異なる基準を規定することができる(条例)。

別添

○ 省令第3条(基本方針)関係

- ・サテライト型住居の入居者は、一般居宅での生活に移行する準備をしている者等の居宅生活に近い状態像の者等を想定。
- ・入居者本人が居宅での生活に移行する意思を明確に持つこと、居宅での生活に向けた必要な支援を行うことに関して十分な説明を行う。

○ 省令第11条(サテライト型住居の設置)関係

- ・本体施設及びサテライト型住居が所在する自治体がそれぞれ異なる場合、本体施設を所管する自治体がサテライト型住居も含め、届出受理、指導・検査等を実施。
- ・サテライト型住居の該当は、本体施設と「一体的に」運営されているかを確認し判断。運営者の同一性、会計処理、契約形態及び職員体制等を確認し判断。
- ・本体施設からサテライト型住居までの移動時間は、おおむね20分で移動できる範囲が上限。各自治体において異なる移動時間を定めることも考えられる。
- ・厚生労働省令におけるサテライト型住居を設置できる箇所数及び入居定員は、支援に支障が生じないことを考慮して上限として設定。

○ 省令第12条(設備の基準)第4項関係

- ・居室、炊事設備、洗面所、便所、浴室、洗濯室又は洗濯場の設備は、入居者が他の者と共用することなく単独で使用すること(いわゆるワンルームマンション型)が望ましい。共用する場合(シェアハウス型)には、設備を共用する人数に応じてそれぞれの設備を十分に利用できるよう、適当な広さ又は数を確保することに配慮。

○ 省令第14条(入居申込者に対する説明、契約等)関係

- ・無料低額宿泊所は基本的に一時的な居住の場であるが、特にサテライト型住居の入居期間は原則として1年以下とし、1年以上の入居の継続の必要性等は本体施設以上に十分な検討が必要。

○ 省令第15条(入退去)関係

- ・本体施設からサテライト型住居への移行に当たっては、
 - ・事業者において移行予定者の状態像や生活能力等に関するアセスメントを行うとともにサテライト型住居への移行の希望等を確認。
 - ・事前に事業者から保護の実施機関への相談を行い、保護の実施機関は、移行予定者とともに今後の支援方針を確認し必要に応じて保護の実施機関としての意見を付する。
 - ・居宅への移行支援や定着支援に係る国庫補助事業を活用し、当該者の居宅生活を支援することも検討。

○ 省令第20条(状況把握)関係

- ・サテライト型住居の入居者の状況把握については、日常生活に通常必要と考えられる事項(金銭管理、健康管理・衛生管理、炊事洗濯等、安全管理等)が適切に行われているかの確認の必要性が特に高いことに留意。確認の方法としては、原則として居室を巡回等

貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援<令和2年4月施行>

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

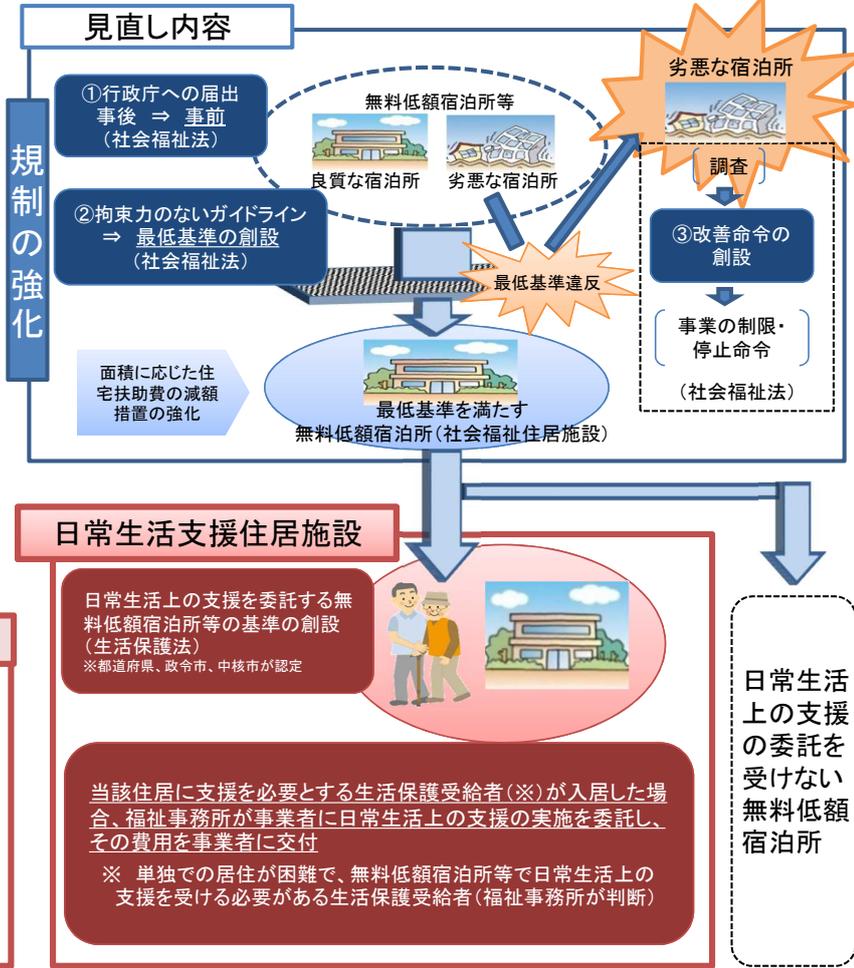
- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
- ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
- ②従来ガイドライン(通知)で定めていた設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設 <令和元年8月省令公布>
- ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、一定の支援体制が確保された「日常生活支援住居施設」において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
- ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、日常生活支援住居施設に委託可能とする

日常生活支援住居施設の認定要件及び委託事務費

- 日常生活支援住居施設の認定要件(人員配置基準)
利用者15人に対して職員1名(常勤換算15:1)を配置
- 日常生活支援に係る委託事務費
入居者1人あたり月額<地域別> 29,100円 ~ 23,400円
※ 職員を増配置している施設については、職員配置の状況に応じた加算措置
- 日常生活支援住居施設への委託開始等のスケジュール
・施設の認定申請を令和2年4月以降から受け付け、**令和2年10月から委託を開始**

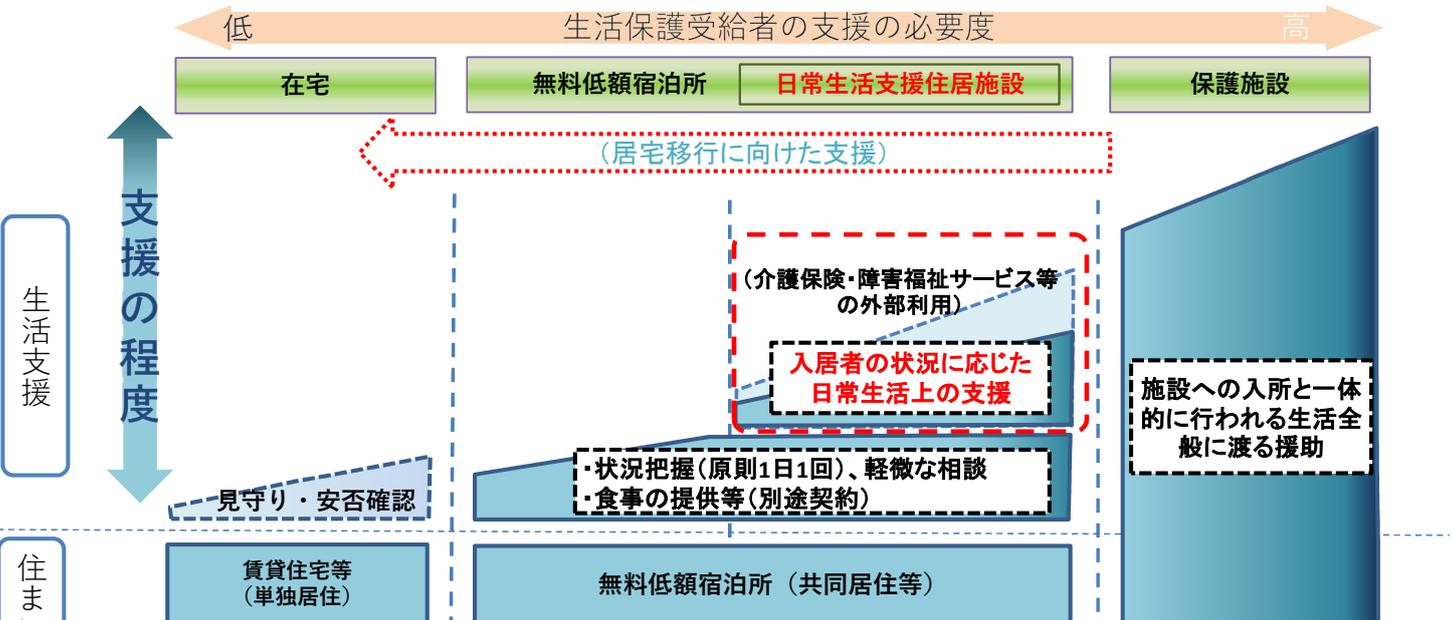


日常生活支援住居施設について

事業概要

【令和4年度予算案】2,678,356千円(2,678,356千円)
実施主体：都道府県、指定都市、福祉事務所設置自治体
負担率：3/4

- 生活保護受給者のうち、食事や洗濯等の家事、服薬等の健康管理、日常の金銭管理、人とのコミュニケーション等、日常生活を送る上での課題を有する者が地域の中で安定して暮らしていくためには、住まいそのものの確保のみならず、その者の課題に応じた生活上の支援を行うことが必要。
- 改正生活保護法に基づき、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活上の支援について、適切な支援体制を確保した日常生活支援住居施設に委託する仕組みを創設し、支援の実施に必要な経費を負担する。



※ 上記の図は、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の位置づけについて、在宅生活と保護施設との関係性を整理したものであり、日常生活上の支援の提供については、他法のサービス活用など様々な形態があることに留意。

日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修費

【令和4年度予算案】 11,370千円
実施主体：厚生労働省（委託費）

事業概要

- 日常生活支援住居施設については、令和2年度から施設の認定及び生活支援の委託が開始されるとともに、本人の状況や生活課題等を把握し、本人の抱えている課題等を踏まえた支援目標や支援計画の策定が求められる。
- これらの一連の支援業務について標準的な実施方法や支援を行う上での視点や留意点等を示し、全国の日常生活支援住居施設における支援業務の標準化を図るとともに支援の質の向上を図る必要がある。
- 支援の標準化に当たっては、令和2年度の調査研究事業（社会福祉推進事業：一般社団法人居住支援全国ネットワーク）において、研修カリキュラム及び研修テキストの開発を進めた。
- 令和4年度においても引き続き、本研修を実施することにより、日常生活支援住居施設の管理者及び生活支援提供責任者等の資質向上を目指す。

研修概要

- 全国の日常生活支援住居施設の管理者、生活支援提供責任者等への研修
- 6月から8月に実施予定
- ※ 生活困窮者支援に当たる職員との合同研修、オンラインによる開催も検討



研修カリキュラム等の内容（案）

- ・ アセスメントの方法、支援目標や個別支援計画の立て方等
- ・ 個別支援計画を作成するための留意すべき視点、記載方法等
- ・ ホームレス、刑余者、精神障害者等対象者に応じた支援の技能・知識
- ・ モニタリング、個別支援計画変更等の手法
- ・ 地域の社会資源の活用 等

- （参考）
- 令和2年度
調査研究事業（社会福祉推進事業）において、研修テキストを開発するとともにパイロット研修を実施
基礎編①：令和3年2月10日 オンライン開催（受講者数：64名）
基礎編②：令和3年2月12日 オンライン開催（受講者数：82名）
応用編：令和3年2月19日 オンライン開催（受講者申込者数：104名）
※ 調査研究結果については、一般社団法人居住支援全国ネットワークHPにて公表
 - 令和3年度
日常生活支援住居施設管理職員等資質向上研修を委託にて実施（オンライン開催）
1日目 令和3年12月10日（金）10:30～18:00
2日目 令和4年1月14日（金）10:30～17:30、令和4年1月18日（火）10:30～17:30
令和4年1月21日（金）10:30～17:30

研修カリキュラム等の検討体制等

- 委員長 岡田太造（兵庫県立大学客員教授）
 - 委員 井上雅雄（一般社団法人居住支援全国ネットワーク代表理事、弁護士、NPO法人おかもやま居支援センター理事長（岡山県指定居住支援法人））
 - 委員 芝田 淳（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局長、司法書士、NPO法人やどかりサポート鹿児島理事長（鹿児島県指定居住支援法人））
 - 委員 奥田知志（NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長（福岡県指定居住支援法人））
 - 委員 滝脇 憲（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事、NPO法人自立支援センターふるさとの会常務理事）
 - 委員 山田耕司（NPO法人抱樸常務（福岡県指定居住支援法人））
 - 委員 的場由木（NPO法人すまい・まちづくり支援機構理事）
 - 委員 辻井正次（中京大学現代社会学部教授）
 - 委員 垣田裕介（大阪市立大学大学院生活科学研究科准教授）
 - 委員 菅野 拓（京都経済短期大学講師）
 - 委員 今井誠二（尚網学院大学人文社会学部教授、NPO法人仙台夜まわりグループ理事長）
 - 委員 立岡 学（一般社団法人居住支援全国ネットワーク理事兼事務局長次長、NPO法人ワンファミリー仙台理事長（宮城県指定居住支援法人））
- （注）肩書きは令和2年時点

保護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等

令和元年度予算 （生活困窮者補助金）	1 保護施設等の衛生管理体制確保支援 ・衛生用品（マスク、消毒液等）の緊急調達 ・衛生環境改善（施設内消毒等） ・感染予防等の広報・啓発（障害を抱える施設利用者への資料（点字等）作成）
令和2年度第三次補正予算 （生活困窮者補助金）	1 保護施設等の衛生管理体制確保支援（継続）
令和2年度第一次補正予算 （社会福祉施設等施設整備補助金）	1 保護施設、無料低額宿泊所の個室化改修をメニューに追加（以降、各予算で継続）
令和2年度第二次補正予算 （生活困窮者補助金）	1 保護施設等の衛生管理体制確保支援（継続） 2 救護施設職員への慰労金支給 3 保護施設等の事業継続支援等 ・保護施設でのかかりまし経費（追加人件費、職員個人購入衛生用品、行政検査が受けられない場合の検査費用等）支援 ・自治体を実施する感染予防研修、マニュアル、事業継続計画（BCP）の作成 4 生活困窮者等の住まい対策（居宅生活移行緊急支援事業）
保護施設事務費 （生活保護費負担金）	【次の経費に特別基準を設定（R2.7～）、加算として恒久化（R3.4～）】 1 救護施設及び更生施設における施設外での一時的な見守り支援にかかる経費（見守りのための居室確保等費用、非常勤職員等の雇上費用） 2 保護施設が実施する感染予防研修、マニュアル、事業継続計画（BCP）の作成にかかる経費
令和2年度第三次補正予算 （新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金）	1 保護施設等の衛生管理体制確保支援、事業継続支援等（継続） 2 保護決定等体制強化事業（就労支援等の補助業務を行う事務員増による対応）
令和3年度当初予算	1 生活困窮者等の住まい対策（居住不安定者等居宅生活移行支援事業）（居宅生活移行総合支援事業の拡充）
令和3年度補正予算 （新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金）	1 保護施設等の衛生管理体制確保支援、事業継続支援等（継続） 2 保護決定等体制強化事業（就労支援等の補助業務を行う事務員増による対応）（継続）
令和4年度当初予算案	1 生活困窮者等の住まい対策（居住不安定者等居宅生活移行支援事業）（継続）

事業概要

保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のための一時滞在場所確保、事業継続に向けた各種取組に必要な費用を補助する。

事業内容

保護施設等の衛生管理体制確保支援

1. 衛生用品等の緊急調達

保護施設等における感染予防に必要な消毒液等について、都道府県等が、保護施設等へ配布するため卸・販社から一括購入するなど、衛生用品の確保に必要な費用を補助する。

また、無料低額宿泊所等において、感染予防のため多人数居室にパーテーションを設置し個人のスペースを区切る対応へ補助する。

2. 衛生環境改善事業

保護施設等において感染者が発生した場合等、感染拡大の防止のための消毒の実施に必要な費用について補助する。

3. 入所者・利用者への感染予防等広報・啓発事業

感染症予防等に必要な情報が、障害を抱える入所者・利用者等にも行き渡るよう、広報・啓発資材作成に必要な費用について補助する。

4. 無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のための一時滞在場所確保事業

主に多人数居室での集団感染を防ぐため、感染が懸念される入所者の一時的な居所の確保、必要な見守り等の支援に必要な費用について補助する。

5. 事業継続に向けた各種取組支援

保護施設等職員のための相談窓口設置、感染予防マニュアルの作成、メンタルヘルス、事業継続計画(BCP)の作成等、施設職員が安心して職務に従事するための取組への支援について補助する。

事業スキーム等



救護施設等への新規入所者等にかかる一時滞在場所の確保等の支援

令和4年度予算案(保護施設事務費)

事業概要

救護施設等への新規入所を希望する者等について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一定期間滞在場所を確保するとともに、見守りを支援する場合にかかる経費を負担する。

また、救護施設等職員の感染症予防等研修にかかる経費等を負担する。

保護施設事務費における加算措置(R3. 4~)

(1) 新型コロナウイルス感染症等感染防止拡大のための見守り支援費

新規入所希望者等

感染拡大防止

一時滞在が可能な居室・滞在場所

※ 2週間程度滞在し、症状がないことを確認

救護施設等

(目的)

救護施設又は更生施設において感染拡大を防止し、安心して新規入所者を受け入れるため、入所に至る前の2週間程度の間、一時的に滞在が可能な居室や外部の滞在先(近隣の安価なホテル等)を確保するために必要な経費等を負担する。

(対象経費)

- ・ 居室等の確保費用・・・対象者1人当たり上限7,000円/日
- ・ 見守り支援に要する人件費等・・・上限9,600円/日

(2) 感染症対策等体制整備費

施設内での感染を未然に防止するために必要な知識・ノウハウを救護施設等職員が習得するための研修の実施にかかる経費等を負担。

- ・ 救護施設、更生施設及び宿所提供施設・・・上限150,000円
- ・ 授産施設・・・上限100,000円

居住不安定者等居宅生活移行支援事業

令和4年度予算案：7.4億円

事業概要

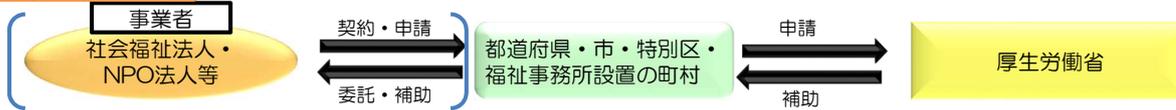
- 令和2年度第2次補正予算において、生活困窮者と生活保護受給者の住まい対策を一体的に支援する「居宅生活移行緊急支援事業」を新設。
- 支援対象者の狭間を無くすとともに、居住の確保とその後の安定した住まいを継続的に支援することを可能とし、長期化すると見込まれる居住不安定者に対する支援を実施（令和2年度第2次補正予算「居宅生活移行緊急支援事業」から継続的な実施が可能な仕組みとして令和3年度予算で実施、令和4年度予算案でも継続実施予定）

事業内容

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援を実施する。

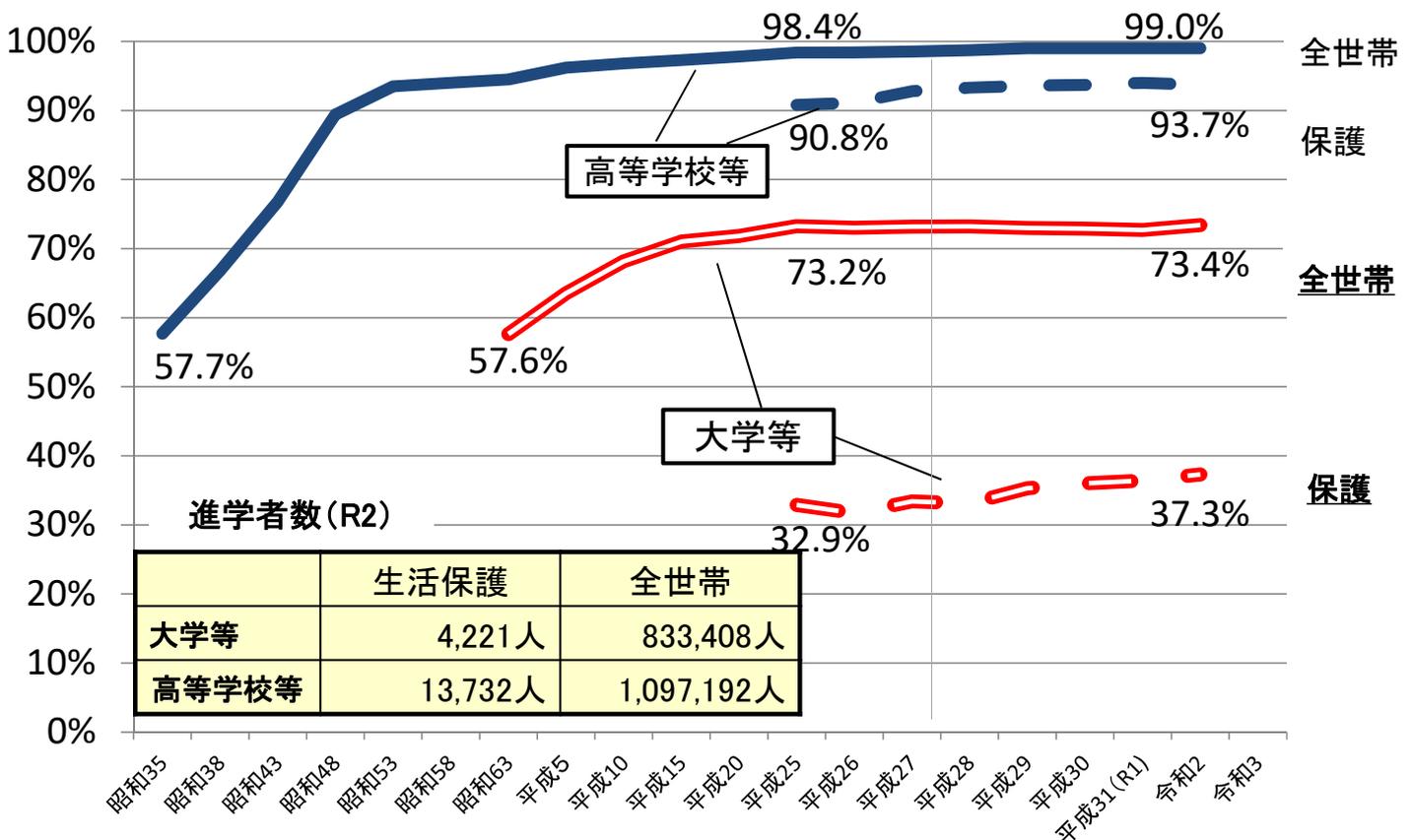
- (1) 居宅生活移行に向けた相談支援
生活困窮者及び生活保護受給者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。
- (2) 居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援
居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要な応じた助言等を実施する。
- (3) 入居しやすい住宅の確保等に向けた取組
 - ① 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組
 - ② 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築

補助スキーム等



- (1) 実施主体：都道府県、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人等の民間団体への委託・補助も可能）
- (2) 補助率：国3/4、自治体1/4

高等学校等、大学等進学率の推移



高等教育の修学支援新制度について (実施時期：令和2年4月1日)

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）

令和4年度予算額(案) 5,196億円

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

授業料等減免 2,671億円※
 給付型奨学金 2,525億円
 ※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分(405億円)は含まない。

国・地方の所要額(案) 5,601億円

授業料等減免

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

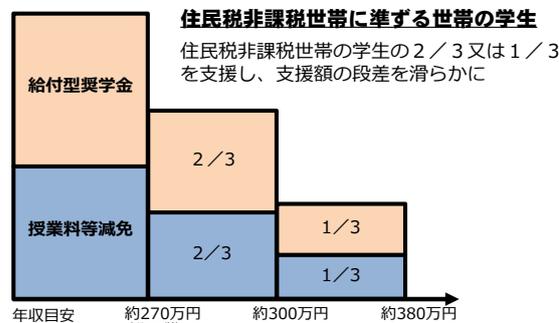
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

○日本学生支援機構が各学生に支給
 ○学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件

- 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問追求と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

社会保障審議会生活保護基準部会について

設置の趣旨及び審議事項 (平成23年2月10日 社会保障審議会(総会)において了承)

生活保護基準について、5年に1度実施される全国消費実態調査の特別集計データ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施する必要がある。このため、社会保障審議会に、生活保護基準の定期的な評価・検証についてご審議いただく専門の部会を設置する。

委員名簿 (五十音順・敬称略・令和3年4月現在)

構成員氏名	所属	構成員氏名	所属
阿部 彩	東京都立大学人文社会学部教授	新保 美香	明治学院大学社会学部教授
宇南山 卓	京都大学経済研究所教授	柄本 一三郎	上智大学総合人間科学部教授
岡部 卓	明治大学公共政策大学院教授	山田 篤裕	慶應義塾大学経済学部教授
小塩 隆士	一橋大学経済研究所教授(部会長)	渡辺 久里子	国立社会保障・人口問題研究所 室長

(参考)令和3年度の主な開催状況

- 第38回 令和3年4月27日 生活保護基準の検証に係る検討課題について
- 第39回 令和3年6月25日 生活扶助基準における級地区分の検証について①
- 第40回 令和3年9月7日 生活保護基準における級地区分の検証について②
- 令和3年9月21日 生活保護基準における級地区分の検証に係る分析結果のまとめ
- 第41回 令和3年11月18日 新たな検証手法の開発に関する調査研究事業の報告

- 級地の階級数に関しては、令和2年度に実施した委託事業「生活保護基準における級地制度に係る調査研究等」のとりまとめによれば、「一般低所得世帯の生活扶助相当支出額の階層間較差と1987年当時の基準額の級地間較差とを比べると、地域間の較差が小さいことや、級地の階級数を4区分以上とした場合には、隣接級地間で有意な較差が認められないことを踏まえると、級地の階級数を3区分程度にまで減らすことも検討されるべきではないか」とされている。
- 本部会では、この調査研究事業でとりまとめられた結果を基に審議を行った結果、階層化結果を用いた分析手法に留意点はあるものの、少なくとも階級数については6区分とする必要があるという結果は得られなかったことを確認した。
- もとより級地制度は極めて地域的な問題でもあるので、厚生労働省において級地のあり方を検討するにあたっては、本部会における審議内容を踏まえ、また、その基となった分析内容と矛盾のないように留意し、被保護世帯の生活実態を考慮しつつ、現場を把握し保護の実施責任を持つ福祉事務所を管理する自治体等と適切かつ丁寧に調整されたい。

第4 自殺対策の推進について（自殺対策推進室）

1 自殺対策の状況等について

（1）自殺の概況

令和2年においては新型コロナウイルス感染症等の影響を受け自殺の要因となり得る様々な問題が悪化した可能性が示唆されている。警察庁の自殺統計では、自殺者数の総数は、21,081人と11年ぶりに増加に転じた。その内訳をみると、男性は減少したものの、女性と学生・生徒の自殺者数が増加している。

令和3年においては、1月から6月までは各月対前年差で増加がみられたが、7月以降は減少に転じている。1月から11月までの累計では、対前年同月までを比較して減少に転じたが、引き続き留意が必要である。

※令和3年12月20日時点 令和2年1月～11月 19,386人、令和3年1月～11月 19,285人（暫定値）

（2）自殺対策の状況

厚生労働省では、

- ・ 自殺を考えている方に対する相談体制の拡充、
- ・ やむを得ず職を失った方へのきめ細かな就労支援、生活資金でお悩みの方への支援

などを行うとともに、

- ・ 地域の保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関のネットワークの構築等をはじめ、地域における自殺対策の取組

を推進している。引き続き、各都道府県におかれては、自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策への更なる取組をお願いしたい。

ア 地域自殺対策計画の策定

自殺対策基本法において、都道府県や市町村が自殺対策計画を定め（第

13条)、本計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策に要する経費に充てるため交付金を交付する(第14条)とされており、地域自殺対策強化交付金の交付に当たり自殺総合対策大綱に基づく自殺対策計画の策定が要件となるので留意願いたい。

このため、都道府県においては平成29年度中に、また、市町村においては遅くとも令和元年度までに策定又は見直ししていただくようお願いしているところであるが、未だ自殺対策計画の策定又は見直しを行っていない自治体もあることから管内自治体に対する策定状況の把握と策定に向けた支援をお願いします。なお、新型コロナウイルス感染症への対応等により、地域自殺対策計画の策定等に支障がある場合にはご相談願いたい。

また、予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査に遺漏のないようお願いしたい。

イ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における自殺対策

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの高まりへの懸念から、都道府県等が行う自殺を未然に防止するための対策を強化することとし、対面、電話、SNSを活用した相談支援体制の拡充、各種相談に対応する人材の養成、情報発信の強化等に係る経費を令和3年度補正予算に計上しており、コロナ禍において拡充した相談体制等の取り組みを継続的に実施するためにも積極的な活用をお願いしたい。

2 今後の自殺対策について

(1) 自殺総合対策大綱の見直し

現在の自殺総合対策大綱(平成29年7月閣議決定)では、「政府が推進すべき自殺対策の指針としての性格に鑑み、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、おおむね5年を目処に見直しを行う。」こととされていることから、令和3年度11月より見直しに向けた検討に着手しているところである。

現在、新たな大綱の作成に資するよう、「自殺総合対策の推進に関する有

識者会議」において、現大綱に基づく諸施策の進捗状況を把握し、有識者から意見を幅広く聴取しているところである。

なお、今年度末までに有識者会議の意見を取りまとめ、その内容を踏まえて、令和4年夏頃を目途に新たな大綱を策定する予定である。

(2) 自殺対策に関する指定調査研究等法人の自治体支援

令和2年2月に一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）を厚生労働大臣の指定調査研究等法人として指定し、令和2年4月から業務を開始しているところである。指定法人は、我が国の自殺対策の中核機関として機能するとともに、地域の状況に応じた自殺対策に助言をする役割を担っており、JSCPにおいて各地域を担当する「自治体コンシェルジュ」を配置しているので引き続き活用をお願いしたい。

また、各自治体において開催する地域の民間団体の人材育成に関する研修等への講師派遣も行っているため、必要に応じて活用をお願いしたい。

(3) 地域レベルでの自殺対策の取組

自殺対策への取組は、地域自殺対策計画に基づき、その実効性の向上のため、PDCAサイクルを徹底し事業を展開していくことが重要であり、地域自殺対策計画の確認シートを積極的に活用いただきたい。また、都道府県等に設置されている地域自殺対策推進センターにおいては、管内市区町村の自殺対策推進に関するエリアマネージャーとして、管内市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証などの支援等、積極的な取組をお願いしたい。

また、大綱に基づき、厚生労働省においても市町村に働き掛けているところであるが、地域づくりとして自殺対策を総合的に推進するため、都道府県におかれては市町村に対し、専任職員の配置や専任部署の設置がされるよう働きかけをお願いする。

<参考> 自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）抜粋

第3 自殺総合対策の基本方針

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、

その連携・協働を推進する

< 地方公共団体 >

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

(中略)

また、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置するなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することが期待される。

(4) SNS相談内容に応じた包括的支援体制の構築等

令和3年度より、厚生労働省において、全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者」を選定し、事業者と自治体や支援団体が連携し、入口から出口まで一貫した包括的支援体制を構築しているところである。

また、地方自治体が、SNS地域連携包括支援事業として、「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施するために必要な経費を計上している。

SNS相談内容に応じた地域における包括的支援体制を構築し、強化するためには、より多くの地方自治体及び地域のネットワークが連携した対応が不可欠であるため、SNS地域連携包括支援事業の積極的な活用をお願いしたい。

第5 ひきこもり支援の推進について（地域福祉課）

1 ひきこもり支援のロードマップについて

ひきこもり支援については、ひきこもりに特化した専門的な相談窓口として、各都道府県及び指定都市に「ひきこもり地域支援センター」の整備を進めてきた結果、平成30年4月までに全ての都道府県及び指定都市（67自治体）に設置が完了したところである。

加えて、平成30年度からは、より住民に身近な市町村におけるひきこもり支援を充実させるため、居場所づくりや相談窓口の設置、情報発信などを行う事業（ひきこもりサポート事業）を開始し、令和3年度における実施自治体数は166市町村となっている。

そのような中、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定。いわゆる「骨太の方針2021」）において、ひきこもり支援について、現状の支援施策を再点検した上で、当事者や家族の視点に立って、ひきこもりに至った要因と将来も考慮した息の長い支援の実施、良質な支援者の育成と支援手法の開発等の取組を推進することが盛り込まれたことを踏まえ、今後のひきこもり支援の方向性を検討した結果、より身近な場所で相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、基礎自治体（市町村）の取組をより強化することや、都道府県が基礎自治体（市町村）の取組をバックアップする体制を構築することを盛り込んだ「ひきこもり支援のロードマップ」を作成した。

各都道府県及び市町村においては、ロードマップの趣旨をご理解いただき、地域の社会資源を活かした創意工夫ある取組を積極的に推進されたい。

2 令和3年度におけるひきこもり支援の取組について

令和3年度には、まずは、ひきこもり支援に係る府省間の連携を深めるため、「ひきこもり支援に関する関係府省横断会議」を開催し、自治体がひきこもり支援を進めるに当たって多様な選択肢を用意できるよう、各府省が政策を持ち寄って、様々な社会資源が参画・連携できる環境整備について議論を行い、「ひきこもり支援における関係機関の連携の促進について（依頼）」（令和3年10月1日付け会議構成員連名通知）を自治体あてに発出し、各自治体における関係機関間のより一層の連携促進について依頼を行った。

さらに、国が主体となるひきこもり支援の普及啓発・情報発信の一環として、地域住民の理解を深め、当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進するため、本年1月以降、シンポジウムや相談会、地域で開催する支援者サミット、ひきこもり支援に関するポータルサイトの開設を一体的に行うキャンペーン「ひきこもり VOICE STATION」を開催する。

3 令和4年度の取組について

(1) 令和3年度補正予算及び令和4年度予算案について

令和3年度補正予算及び令和4年度予算案においては、ロードマップの根幹である「より身近な場所で相談ができ支援が受けられる環境づくり」を進めるため、ひきこもり支援施策の事業を大幅に拡充した。

主な内容は、以下のとおりである。なお、①は令和3年度補正予算の「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」による事業であるが、当該交付金は、令和4年度へ繰越を可能とする予定である。

各市町村においては、これらの事業を積極的に活用いただき、住民の身近な相談窓口の設置、居場所づくり、官民が連携した支援体制の構築、家族会・当事者会の開催などの取組を推進されたい。また、各都道府県においては、管内市町村の取組について積極的な支援をお願いしたい。

(令和3年度補正予算)

① ひきこもり支援体制構築加速化事業【新規】

市町村等が新たにひきこもり支援を開始する場合や既存の取組を拡充する場合に、相談窓口の設置、居場所づくり、広報、支援対象者の実態把握、支援者ネットワークの構築等の具体的な取組に対して包括的に支援を行い、市町村のひきこもり支援の環境整備を加速化させる。

(令和4年度予算案)

② ひきこもり地域支援センターの設置主体の拡充

ひきこもり地域支援センターについて、相談支援、居場所づくり、地域のネットワークづくり、家族会・当事者会の開催、住民への普及啓発（都道府県及び指定都市の場合は、加えて、市町村等への後方支援と支援者研修）等を総合的に実施する機関と整理した上で、設置主体を中核市や一般市町村に拡充する。

③ ひきこもり支援ステーション事業（仮称）の創設【新規】

市町村が実施できる事業として、ひきこもり支援の核となる相談支援、居場所づくり、ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業（仮称）」を創設する。

④ 都道府県による市町村事業の立ち上げ支援【新規】

都道府県が市町村の取組をバックアップする機能の強化として、市町村と連携したひきこもり地域支援センターのサテライトの設置と、小規模市町村等に対して財政支援と支援手法の継承を行う事業を創設し、都道府県の圏域内のどこでも支援が受けられるよう平準化を図りながら、市町村のひきこもり支援体制の整備を促進する。

⑤ ひきこもり地域支援センター職員の人材養成研修（国事業）【新規】

ひきこもり地域支援センターの職員向けに、ひきこもりに関する知識や、ひきこもり状態にある方やその家族への支援手法に関する研修等を実施し、良質な支援者の育成を図る。

（2）市町村におけるひきこもり支援体制の構築について

全ての市町村において、原則として、令和3年度末までに取り組んでいただくようお願いしている①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営の3つの取組について、直近の状況は以下のとおりであり、実施状況が低調である。これらの取組は、ひきこもり支援体制構築の出発点になるものであることを踏まえ、速やかな取組の実施についてお願いしたい（令和2年10月27日付け当局地域福祉課長通知「ひきこもり支援施策の推進について」を参照）。

	実施自治体数	実施率
①-1 ひきこもり相談窓口明確化(n=1,741)	974自治体	55.9%
①-2 うち、ひきこもり相談窓口周知(n=974)	676自治体	69.4%
② 支援対象者の実態把握(n=1,788)	397自治体	22.2%
③ 市町村プラットフォームの設置(n=1,741)	589自治体	33.8%

※①、②は令和2年5月時点の実績。③は令和2年度末時点の実績。

4 就職氷河期世代支援について

就職氷河期世代支援については、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定。いわゆる「骨太の方針2019」）に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」に基づき、令和2年度からの3年間を集中的期間として取り組むこととしている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2021」においては、就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォームの開催や都道府県プラットフォームの運営に加え、市町村プラットフォームの本年度内の設置・運営を目指すこととされており、さらに、令和3年12月に策定された「就職氷河期世代支援に関する行動計画2021」（令和3年12月24日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）では、ひきこもり支援を始め各種の施策が盛り込まれている。

これらを踏まえ、集中的期間の最終年度である令和4年度においても、政府を挙げて就職氷河期世代支援に取り組んでいく中で、ひきこもり状態にある方を念頭に置いた「社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする者」への支援を推進していく。

また、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2021」にあるとおり、地域の関係機関の連携をさらに促し、プラットフォームの運営をより活性化できるよう、好事例等をわかりやすく展開していくので、参考にされたい。

5 ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルについて

報道等において、ひきこもり支援を目的として掲げる一部の民間事業者に以下のような問題があるとされている。

- ・ ひきこもり当事者が本人の意思に反して連れ出され、施設に監禁される
- ・ 施設において暴力等を受ける
- ・ 契約内容どおりの支援が行われず、契約の解除を求めても返金しない

これを踏まえ、各自治体においては、ひきこもり状態にある方やその家族に対して、民間事業者との契約内容と利用時の対応が異なる、途中で解約できない等、困ったことがある場合には、「消費者ホットライン」（局番なしの188）を活用し、消費生活センター等へ相談するよう、注意喚起をお願いする。

また、都道府県及び指定都市においては、ひきこもり地域支援センターにおいて、そのような民間事業者に関する相談に対応いただくようお願いするとともに（平成30年3月5日付け事務連絡「ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルについて（注意喚起）」を参照）、ひきこもり支援推進事業を活用したひきこもり地域支援センターへの法律の専門職の配置についても検討と具体化をお願いしたい。

第6 成年後見制度の利用促進について（成年後見制度利用促進室）

1 現状及び課題について

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な制度である（民法の改正等により平成12年に創設）。今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性がより一層高まっていくものと考えられる。その一方で、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況¹である。

このような状況を踏まえ、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」が成立し、平成29年3月には同法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年度～令和3年度の5年間）が閣議決定された。

現行の基本計画では、施策の目標として、

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- ② 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

を掲げており、令和3年度末までのKPI（以下参照）を踏まえ、関係省庁や裁判所、地方公共団体、関係機関が連携して、施策を総合的・計画的に推進していくこととしている。

〈主なKPI 成年後見制度の利用促進について(令和3年度末)〉

- ・中核機関を整備した市区町村数 全1741市区町村
- ・中核機関においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村
- ・中核機関において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村
- ・中核機関において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村
- ・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村
- ・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村
- ・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人
- ・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県

¹ 認知症高齢者は平成24年に462万人、令和7年(2025年)には約700万人となる見込み。一方、成年後見制度の利用者数は令和2年12月末時点で23.2万人。

中核機関の整備や市町村計画の策定については、令和2年10月1日時点で、

- ・ 中核機関：266市町村（15.3%）
- ・ 市町村計画：283市町村（16.3%）

となっており、また、令和3年度末までには、

- ・ 中核機関：762市町村（43.8%）
- ・ 市町村計画：1,019市町村（58.5%）

まで進む見込みであり、地域連携ネットワークにおける広報や相談の取組を中心に、必要な人が成年後見制度を利用できる体制が全国各地で構築されつつあるが、KPIを達成するには全国的に十分な状況でない。これらについて、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい町村部などで体制整備が十分に進んでいないといった状況が明らかとなり、こうした小規模な市町村単独では家庭裁判所や法律専門職とのネットワークを構築することが困難であるといった課題が成年後見制度利用促進専門家会議で確認された。

また、中核機関等の整備による権利擁護支援ニーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、市民後見人や法人後見など担い手の確保・育成等の重要性が増している。

2 第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定に関して

令和3年度は、現行の基本計画の最終年度に当たることから、計画の見直しに向けて、成年後見制度利用促進専門家会議において議論を行ってきたところであり、令和3年12月22日に第二期基本計画に盛り込むべき事項について「最終とりまとめ」を公表した。この内容については、令和4年1月以降実施する成年後見制度利用促進体制整備研修（都道府県担当者研修、基礎研修、応用研修）で説明するほか、厚生労働省のホームページにおいても公表しているので、確認いただくとともに、研修への積極的な受講につき、管内市町村・関係機関への周知をよろしく願います。

今後、パブリックコメントの実施を経て、令和4年3月までに第二期計画を閣議決定することを予定している。

3 令和4年度予算案について

厚生労働省では、第二期基本計画の考え方や内容を踏まえて、市町村や都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を更に推進していくこととしている。

このため、令和4年度においては、

- ・ 自治体・中核機関における権利擁護支援体制の強化
- ・ 多様な主体による権利擁護支援の機能強化

・権利擁護支援において新たな連携・協力体制を構築するモデル事業などの実施に必要となる予算を計上している。新設した事業を含めて積極的に補助事業を活用していただき、権利擁護支援として成年後見制度を適切に利用できる体制づくりの推進をお願いする。

また、「最終とりまとめ」では、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要があることが示されている。特に、成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携の推進を図る必要がある。

なお、地域によって日常生活自立支援事業の待機者が生じていることや利用者の数や属性にばらつきがあること、日常生活自立支援事業からの成年後見制度への移行に課題があることも指摘されている。

これらの状況を踏まえて、都道府県及び指定都市向けの補助金メニューとして創設した成年後見制度等への移行支援事業を積極的に活用し、権利擁護支援策を総合的に充実させていただくことをお願いする。

〈令和4年度予算案の概要〉

(1) 自治体・中核機関における権利擁護支援体制の推進【一部新規】

① 都道府県による市町村支援機能強化事業（実施主体：都道府県）

- ・以下の市町村支援に関する取組（以下、「必須取組」。）に対する補助を行う。

ア：司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議

イ：市町村職員等向けの研修（市町村長申立の実務研修など）

- ・上記2つの必須取組を行った上で、市町村支援の更なる強化を行う場合は、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。

ウ：中核機関の立ち上げなど、市町村の体制整備に関する助言等を行うアドバイザーの配置や派遣

エ：市町村からの支援困難事案等の相談を受ける窓口の設置及び権利擁護支援に関する総合的な助言を行う専門的支援アドバイザーの配置や派遣

② 中核機関立ち上げ支援事業（実施主体：市町村）

- ・中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施などの取組に対して補助を行う。

③ 中核機関コーディネート機能強化事業（実施主体：市町村）

- ・中核機関のコーディネート機能の強化を行う場合、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。

ア：情報収集や相談対応に関する調整機能の強化に向けた、アウトリーチの実施や有資格者の配置等の取組

イ：法的課題解決後に専門職後見人から市民後見人への交代等を想定するなどの支援方針の検討を行う受任者調整の仕組みの導入

ウ：広域連携における幹事市町村の役割機能の明確化や、近隣の中核機関の連携を強化する取組

(2) 多様な主体による権利擁護支援の機能強化【新規】

① 市民後見人、福祉・司法関係者等への意思決定支援研修事業（実施主体：都道府県、市町村）

- ・ 令和2年度に国において作成した「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材等を用いて、市民後見人、福祉・司法関係者等を対象にした研修を実施する取組などに対して補助を行う。

② 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業（実施主体：都道府県、市町村）

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る取組に対して補助を行う。

③ 成年後見制度等への移行支援事業（実施主体：都道府県、指定都市）

- ・ 日常生活自立支援事業など関連事業から、成年後見制度等への移行を進める取組に対して補助を行う。

（取組の例）

コーディネーターの配置、市町村長申立所管部署や生活保護所管部署等との事例検討、定期的なモニタリングとプランの見直し、弁護士や司法書士等の専門職団体や医療機関の関与による外部点検など

(3) 権利擁護支援において新たな連携・協力体制を構築するモデル事業（実施主体：都道府県、市町村）

以下のいずれかのテーマについて取り組む自治体を10か所程度選定し、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

- ・ 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が日常生活自立支援事業等の権利擁護支援の一部に参画する仕組みづくり
- ・ 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する仕組みづくり
- ・ 寄付等の活用や、虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県の機能を強化する仕組みづくり

4 令和4年度の都道府県及び市町村における取組について

「最終とりまとめ」では、令和6年度末までのKPIとして、以下の「優先して取り組む事項」等が示されている。

＜優先して取り組む事項としてKPIが示されたもの（令和6年度末）＞

- ・市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる任意後見制度の周知 全1741市町村
- ・都道府県による担い手の育成の方針の策定 全47都道府県
- ・都道府県による担い手の養成研修の実施 全47都道府県
- ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 全47都道府県
- ・市町村による成年後見制度利用支援事業の推進 全1741市町村
- ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し 全1741市町村
- ・都道府県による協議会設置 全47都道府県
- ・都道府県による意思決定支援研修の実施 全47都道府県
- ・市町村による成年後見制度や相談窓口の周知 全1741市町村
- ・市町村による中核機関の整備 全1741市町村

以上を踏まえて、都道府県においては、「最終とりまとめ」に掲げられている以下のような都道府県単位のネットワークづくりや積極的な市町村支援の取組をお願いします。

①協議会の設置

- ・都道府県は、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。また、協議会を活用するなどして、「多層的」に市町村支援のしくみを構築することも重要である。
- ・協議会では、以下の項目に記載している内容に取り組むことが考えられる。
 - ・担い手を確保・育成するための方針策定や交流の機会の支援
 - ・管内市町村の体制整備等の取組を進めるための具体的支援策の検討
- ・なお、都道府県には、受任者調整の検討・協議の場を単独で設置することが難しい市町村でも、具体的な事案で受任者調整を行えるようにするため、都道府県自ら受任者調整の検討・協議の場を設置するなどの支援を行うことが期待される。

②担い手の育成方針の策定と養成研修の実施

- ・地域連携ネットワークの機能は、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能するものであり、そのための体制を整備して、持続可能な運営をしていくためには、段階的・計画的に取り組むことが重要である。
- ・地域連携ネットワークづくりの主体である都道府県は、地域の実情を踏まえた上で、この内容を段階的・計画的に取り組むための方針（以下「取組方針」という。）を示す必要がある。

- ・ 都道府県は、広域的観点から市町村による地域連携ネットワークづくりの支援の役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割が求められるため、取組方針内に、担い手の確保の方針を盛り込むことが望ましい。
- ・ なお、都道府県による取組方針は、例えば、都道府県単位の協議会で協議した結果を簡潔に整理するなどにより策定することが考えられる。
- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市民後見人養成研修を実施することが期待される。この際、個別事案における市民後見人の候補者推薦や選任後の市民後見人支援を担う市町村と協働することが重要である。例えば、都道府県が実施する市民後見人養成研修のうちの一部の講義（市町村独自の介護・福祉サービスや社会資源を知る科目）や演習などを、市町村が実施することなどが考えられる。
- ・ なお、市町村として市民後見人養成研修を既に実施している場合は、必要に応じて、都道府県が行う市民後見人養成研修の科目と共通する科目の取得を相互に認め単位に互換性を認めることを検討するなど、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することも期待される。

③市町村長申立てに関する研修の実施

- ・ 市町村や地域連携ネットワークの関係者が体制整備を始めとした取組を継続するためには、成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援の必要性を認識することや、権利擁護支援に関する実務能力を向上することが重要である。
- ・ そのため、都道府県は、市町村等に対して、市町村長申立て等の実務能力を向上させる研修を継続的に実施する必要がある。

④意思決定支援研修の実施

- ・ 都道府県等には、専門職団体の協力も得て、親族後見人や市民後見人等の後見人等、日常生活自立支援事業の関係者、市町村・中核機関の職員に対して、意思決定支援に係る研修等を継続的に行うことが期待される。
- ・ 研修に必要な資料等は、成年後見制度利用促進ポータルサイトに掲載しているので、活用されたい。また、研修実施に必要な費用は、「市民後見人、福祉・司法関係者等への意思決定支援研修事業」として補助金を新設しているので、活用されたい。

また、市町村においては、「最終とりまとめ」に掲げられている以下の取組に努めていただくようお願いする。

①成年後見制度や相談窓口の周知

- ・ 権利擁護支援に関する相談窓口を明確にした上で、本人や家族、地域住民などの関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図る。

②中核機関の整備

- ・ 地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関の役割をどういった機関や体制で担うのかを明らかにする。

③市町村計画の策定

- ・ 地域連携ネットワークの機能は、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能するものであり、そのための体制を整備して、持続可能な運営をしていくためには、段階的・計画的に取組を進めることが重要である。
- ・ 地域連携ネットワークづくりの主体である市町村は、地域の実情を踏まえた上で、この内容を段階的・計画的に取り組むための方針として計画を策定する必要がある。
- ・ 計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどから、計画策定に早期に着手する必要がある。
- ・ 既に市町村計画を策定している市町村は、改定の際に、第二期計画の趣旨を盛り込むことが求められる。

④成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 市町村は、成年後見制度利用支援事業について、対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合、後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、適切な実施内容の検討をする必要がある。

なお、地域連携ネットワークの体制整備をした地域においては、後見人等の受任者調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、その権利擁護支援チームが本人への支援を適切に行うことができるようにする必要がある。このため、各都道府県においては、マッチングを含む権利擁護支援チームの形成支援機能や後見人への支援を含む権利擁護支援チームの自立支援機能といったネットワークの機能の段階的・計画的な充実が図られるよう、積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村への支援をお願いする。

第7 福祉・介護人材確保対策等について（福祉人材確保対策室）

1 福祉・介護人材確保対策について

(1) 福祉・介護人材確保対策の推進

① 介護人材確保の方向性（プレゼン資料 34 頁及び資料第 7-1～第 7-5 参照）

2021（令和 3）年 7 月に公表した「第 8 期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」は、市町村が推計した第 8 期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が必要となる介護人材を推計したものを取りまとめたものであるが、これによると、必要な介護人材数については、2023（令和 5）年度末には約 233 万人、2025（令和 7）年度末には約 243 万人が必要と見込んでいる。すなわち、2019（令和元）年度の介護人材数 211 万人に加えて、2023（令和 5）年度末までに約 22 万人、2025（令和 7）年度末までに約 32 万人の介護人材を確保する必要があると見込んでいる。

この推計結果によると、2025（令和 5）年度までの間、年間約 5.3 万人の介護人材を確保することが必要となるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、全職業の有効求人倍率が低下している一方で、介護関係職種の有効求人倍率は 3.76 倍（2021（令和 3）年 11 月）と依然として高い水準にある。また、今後、労働力人口が減少していくことを考慮すると、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定され、これまで以上に取組を強化していく必要がある。

介護人材確保の目指す姿については、「まんじゅう型」から「富士山型」への構造転換が示されており（平成 27 年 2 月福祉人材確保専門委員会報告書）、労働力人口が減少する中で、必要な介護人材を確保するには、介護福祉士を目指す学生を増やす取組とともに、多様な人材の参入促進や働きやすい環境の整備、人材育成の支援など総合的に取り組むことが必要である。

このため、令和 3 年度補正予算や令和 4 年度予算（案）において、新たな施策や既存施策の充実など、福祉・介護人材の確保を推進していくために必要な予算を計上しているところである。各都道府県におかれては、こうした施策を積極的に活用すると

ともに、引き続き、介護福祉士修学資金貸付事業や離職した介護人材の再就職準備金貸付事業、地域医療介護総合確保基金などを活用することにより、総合的・計画的に取り組んでいただきたい。

② 都道府県の役割

都道府県においては、雇用情勢を踏まえ、介護人材の需給状況や就業状況を把握するとともに介護人材に対する研修体制の整備、経営者や関係団体等のネットワークの構築など、広域的な視点に立って、市区町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めていく役割がある。

また、介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数における各都道府県の需給状況を踏まえ、地域医療介護総合確保基金等を活用しつつ、事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していく PDCA サイクルの確立により、中長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を進めることが重要である。

この点、「介護施策に関する行政評価・監視－高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として－結果に基づく勧告」（平成 30 年 6 月総務省）において、介護人材を着実に確保する観点から、介護保険事業支援計画において定められた介護人材の確保に係る目標の達成状況を毎年度点検し、未達成の場合はその原因等の分析の徹底を図るよう都道府県に助言することとされている。

こうしたことから、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理について」（平成 30 年 7 月 30 日厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）において、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」内で人材の確保に係る PDCA サイクルの取組例が示されており、具体的には、「取組と目標に対する自己評価シート」を掲載し、介護人材の確保に係る定量的な目標設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施の具体例が示されているので、各都道府県におかれては、同手引きを活用のうえ、進捗管理を適切に行われたい。

③ 介護福祉士修学資金等貸付事業について（資料第 7－6 参照）

介護福祉士修学資金等貸付事業は、今後、必要となる介護人材等を着実に確保して

いくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としている。

現在、少子高齢化の進展や慢性的な人手不足である状況に加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大していることから、更なる介護人材の確保・定着を図るため令和3年度補正予算において、介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保（9.3億円）に係る内容を盛り込み、本事業が安定的に継続できるよう対応を行った。

各都道府県におかれては、本補正予算のほか既存の貸付原資を積極的に活用し、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生を含め、介護福祉士の資格取得を目指す者や介護職に再就職する者等への支援に向け、都道府県社会福祉協議会などの関係団体や労働関係部局と緊密に連携を図り、適切かつ着実に実施されるよう引き続き取り組んでいただきたい。

④ 国による福祉・介護人材の社会的評価向上のための取組（資料第7-7参照）

全産業的に人手不足感が強まっている中で、介護分野での人材確保に向けて国においても、介護の仕事の魅力発信のための取組を行っている。令和4年度予算案においては、民間事業者による全国的なイベント、テレビ番組、新聞記事、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図ることとしている。また、都道府県において地域医療介護総合確保基金を活用して実施される、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信や求職者が就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知といった取組と連携することで、介護の魅力を向上する社会的機運を強力に醸成し、介護の職員の確保・定着を図っていくこととしている。

⑤ 地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県の取組の推進（資料第7-8～第7-9参照）

ア 地域医療介護総合確保基金における新規メニューの創設等について

2015（平成 27）年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、令和 4 年度予算（案）においても、137 億円（国費）を確保し、引き続き都道府県の多様な取組を支援することとしている。

令和 4 年度予算（案）においては、以下の事業を新たにメニューに位置付けることとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

○ 「介護助手」等の普及を通じた介護現場での多様な就労の促進

都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員（仮称）」を配置し、市町村等を巡回して周知活動を行い、介護助手等希望者の掘り起こしを行うとともに、介護事業所への介護助手等の導入の働きかけを行うことにより、都道府県福祉人材センターの各地域における活動を強化するものである。

本事業の取組に際して、「介護助手等普及推進員（仮称）」を配置して実施する場合、当該配置に要する費用について地域医療介護総合確保基金を活用することができるため、各都道府県においては、必要な措置を講じていただくようお願いする。

なお、本事業の実施に当たっては、令和 3 年度からメニューとなっている「介護現場における多様な働き方導入モデル事業」と併せて実施することも有効であると考えられることから、必要に応じて活用されたい。

○ 地域における介護のしごと魅力発信事業（名称変更）

これまで福祉・介護の魅力発信は、国においては「介護のしごと魅力発信等事業」として、都道府県においては、地域医療介護総合確保基金における「地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業（以下「理解促進事業」という。）」として、それぞれ実施してきたところであるが、令和 4 年度から、「理解促進事業」を「地域における介護のしごと魅力発信事業」とし、国と都道

府県とが連携して、介護職の社会的評価の向上を図るとともに、求職者が就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を併せて行うなど、多様な人材の参入促進・定着を図っていくこととしている。

「理解促進事業」については、現在も多くの都道府県において、実施されているところであるが、「地域における介護のしごと魅力発信事業」についても引き続き実施を図るとともに、さらなる事業の充実について検討いただくよう、願います。

イ 地域の関係主体の協議の場の活用について

福祉・介護人材の確保に向けて、地域医療介護総合確保基金等を活用した事業を、より一層、実効性あるものとするためには、個々の事業・セクション・主体の連携を図り、それぞれの関係主体が方向感と目標を共有し、取組を進めることが重要である。

また、取組を進めるに当たっては、都道府県ごとに中期的な施策の方向性、定量的な目標を明確にすることにより、PDC Aサイクルを確立することが重要である。目標設定に当たっての指標は、基本的な事項を全国統一的に設定しており、追って、各都道府県から令和3年度の目標の達成状況及び令和4年度の目標設定の報告を求める予定である。

都道府県ごとの目標設定等に当たっては、地域の多様な関係主体との連携を図るため、都道府県ごとに地域医療介護総合確保基金等を活用して設置している協議の場を積極的に活用し、都道府県労働局・介護労働安定センターなどの労働関係機関、教育委員会・学校などの教育関係機関に加え、地域の経済団体や企業等にも広く参加を求めるなど、地域が一丸となって、効果的・効率的な人材確保に取り組んでいただきたい。

ウ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の推進について

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く

際の不安を払拭するため、介護に関する入門的研修を実施から研修受講後のマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成を行っているところであり、本事業への積極的な取組をお願いしたい。

また、介護に関する入門的研修については、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上等に活用されることが期待されるため、「介護に関する入門的研修に係る協力依頼について」（平成30年7月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡）により、文部科学省初等中等教育局教育課程課及び児童生徒課産業教育振興室に対して、同研修の周知について協力依頼を行ったところである。学校教育における介護に関する教育については、学習指導要領に基づき、中学校技術・家庭科家庭分野、高等学校家庭科及び福祉科等において指導が行われているところであるが、令和3年度から始まった新しい中学校学習指導要領及び令和4年度から始まる新しい高等学校学習指導要領においても、介護に関する内容がそれぞれ充実されていることを踏まえ、各都道府県において、教育委員会等と十分連携のうえ、本研修の受講を推進していただくようお願いする。

さらに、「介護に関する入門的研修についての協力依頼について」（平成30年8月29日厚生労働省社会・援護局長通知）により、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に対して、退職前セミナーの実施の際に従業員に対して介護に関する入門的研修の参加を呼びかける等、協力依頼を行った。各都道府県におかれても、同通知の趣旨を踏まえ、地域の経済団体等に協力の働きかけを行うなど積極的に取り組まれない。

エ 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業の推進について

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度については、事業所自らが行っている人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、働きやすい環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入や定着の促進に資するものと考えている。

地域医療介護総合確保基金では、事業所の認証評価制度の運営に要する経費と

して、評価基準の設計や評価事務、事業の周知などに係る費用を支援しているところであり、「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の実施について」（平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）を踏まえ、積極的に取り組んでいただくとともに、都道府県内全域で認証取得を目指す機運が高まるよう、管内市区町村、関係機関、関係団体等に周知していただきたい。

オ 地域医療介護総合確保基金を活用したキャリアアップ支援について

「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（平成29年10月4日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書。以下「報告書」という。）の中では、介護職のチームによるケアを推進し、ケアの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリアを積んだ介護福祉士をチームリーダーとして育成する必要性について指摘されている。

公益社団法人日本介護福祉士会においては、報告書を踏まえ、厚生労働省の補助事業として、「リーダー業務に従事し始めた介護福祉士を対象としたチームリーダー研修ガイドライン」、「介護人材の機能分化促進に向けたチームリーダーとなる介護福祉士の育成に係る研修ガイドライン」を取りまとめている。これらのガイドラインに基づく研修については、地域の介護施設等でリーダーを担う介護福祉士を育成し、チームの課題等を認識し、その解決に取り組む課題解決力の向上に有用であることから、地域医療介護総合確保基金の「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」を活用し、職能団体等とも協力しつつ取り組まれない。

さらに、介護福祉士の更なるキャリアアップの取組として、認定介護福祉士の育成が始まっている。認定介護福祉士の仕組みについては、資格取得後の展望を持つようなステップアップの仕組みとして構想されたものである。このように、職能団体等が実施している様々な研修等の取組は、資格取得後のキャリアアップにつながることから、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、職能団体等とも協力して取り組まれない。

カ 介護人材の確保・参入促進について

介護人材については、慢性的な人手不足である状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する必要があることから、令和3年度より、「介護分野就職支援金貸付事業」を開始し、他業種で働いていた方等が就職の際に必要な経費に係る就職支援金の貸付けを実施し、介護分野における介護職への参入促進を支援しているところである。

また、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援するため、福祉系高校に通う学生に対する返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」も令和3年度から開始したところである。なお、本事業は前述の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における「福祉系高校修学資金等貸付事業」と一体的に実施することとしている。

両事業の実施にあたっては、都道府県社会福祉協議会及び関係部局等と十分に連携し適切かつ着実な事業実施に取り組まれない。

⑥ 喀痰吸引等研修の円滑な実施について

医療的ニーズに対応するため、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護人材の養成を推進することは急務である。

そのため、都道府県が登録を行う喀痰吸引等研修を実施する登録研修機関について、地域医療介護総合確保基金の活用により、喀痰吸引等研修の実施のための経費に対する補助や、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対する助成を可能としている。

また、喀痰吸引等研修の実施に当たっては、登録研修機関において実地研修を行っていない、実地研修先に医療機関を認めていないといった声があることから、喀痰吸引等研修の受講を希望する者に対する研修機会の確保や適切な運用のため、喀痰吸引等研修に係る関連法令等を確認し、都道府県及び登録研修機関における研修実施体制の整備・構築を図るよう、引き続き尽力願いたい。

(2) 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について

社会福祉法第95条の3において、離職した介護福祉士には、住所、氏名等を都道府県福祉人材センターに届け出るよう努力義務が課せられおり、また、社会福祉事業等の経営者には、当該届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力義務が課せられている。

当該届出制度は、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、届出システムにより、円滑な届出の実施や離職した介護福祉士に対する情報提供を行っている。

当該届出システムは、法律で届出が努力義務とされている介護福祉士だけでなく、介護職員初任者研修や介護実務者研修等の研修修了者であっても届出を受け付けられるようになっている。当該届出制度は、いわゆる潜在介護福祉士等の復職に直結する仕組みであるが、取組につき各都道府県間で大きなばらつきがある。各都道府県においては、当該届出について、改めて管内の関係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等への積極的な周知徹底をお願いしたい。

(3) 被災地における福祉・介護人材の確保（資料第7－10参照）

福島県相双地域等（※）は、東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、福祉・介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている状況である。

※ 相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、飯舘村、葛尾村、川内村）並びにいわき市及び田村市

このため、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（一定期間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきた。

しかしながら、相双地域等における介護分野の有効求人倍率は、震災前の有効求人倍率を大きく上回っている状況が続いており、住民の帰還を進めていく上で、介護サービスの提供体制を整える必要がある。

特に、若者の参入促進や即戦力となる中堅職員の確保を図るため、令和3年度から、相双地域等から福島県内外の養成施設に入学する者への支援や相双地域の介護施設等において就労した中堅介護職員等に対する新たな支援を実施しているところであるが、引き続き、これらの取組を行って行くために必要な経費として、東日本大震災復興特別会計に1.5億円を計上している。

本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方に本事業を積極的に広報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、取組へのご協力を引き続きお願いしたい。

(4) その他の福祉・介護人材確保の推進

① 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者やその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後2週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力願いたい。

② 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

ア 専門職大学院について

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の中核を担う人材を養成するため、「地方公共団体推薦入学試験」を設置しているため、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科

令和4年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。(TEL 042-496-3000)

(1) 地方公共団体推薦入学試験

入学試験日	出願期間
令和4年3月5日(土)	令和4年1月24日(月)～2月18日(金)
令和4年3月13日(日)	令和4年2月21日(月)～3月4日(金)

(2) 一般、推薦、有資格者、指定法人推薦入学試験

入学試験日	出願期間
令和4年3月5日(土)	令和4年1月24日(月)～2月18日(金)

イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス(東京都清瀬市)及び文京キャンパス(東京都文京区)において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「リカレント講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方について願いととも、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。(令和3年度の実施内容は、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」※を参照。)

※ URL : <http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>

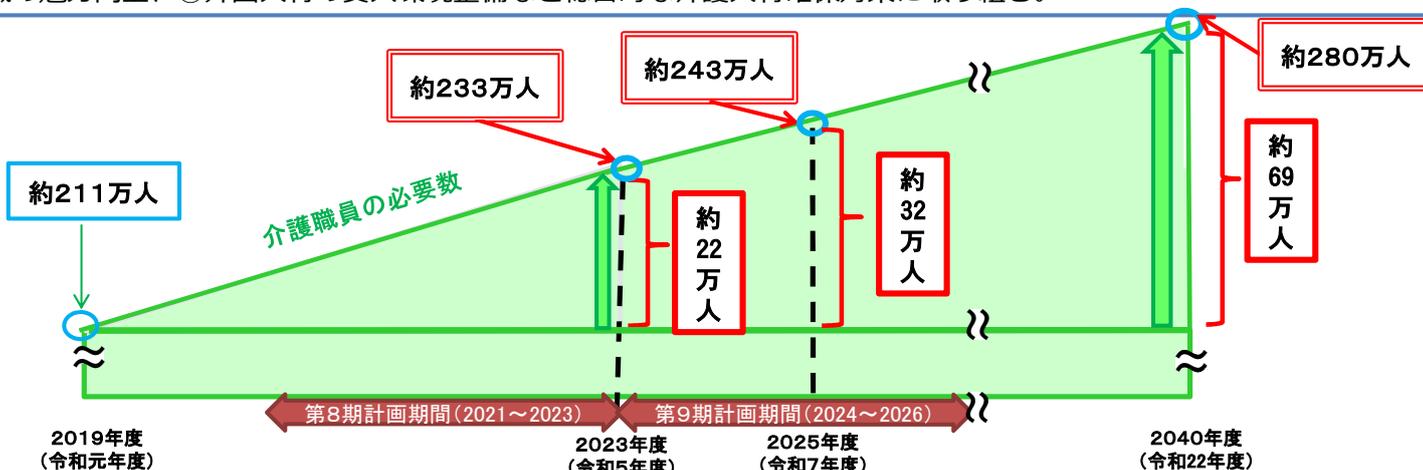
第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・ 2023年度には約233万人（+約22万人（5.5万人/年））
 - ・ 2025年度には約243万人（+約32万人（5.3万人/年））
 - ・ 2040年度には約280万人（+約69万人（3.3万人/年））

となった。 ※（）内は2019年度（211万人）比

※ 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2019年度（令和元年度）の介護職員数約211万人は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による。
 注2) 介護職員の必要数（約233万人・243万人・280万人）については、足下の介護職員数を約211万人として、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。
 注3) 介護職員数には、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を含む。
 注4) 2018年度（平成30年度）分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があった。このため、同調査の変更前の結果に基づき必要数を算出している第7期計画と、変更後の結果に基づき必要数を算出している第8期計画との比較はできない。

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

介護職員の処遇改善

- リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、総額2000億円（年）を活用し、経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を2019年10月より実施
- 介護職員について、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、2022年2月から実施
- ※ 令和3年度介護報酬改定では、介護職員の人材確保・処遇改善等にも配慮し、改定率を+0.70%とするともに、更なる処遇改善について、介護職員間の配分ルールの柔軟化を実施。

（実績）月額平均7.5万円の改善

- 月額平均1.8万円の改善（令和元年度～）
- 月額平均1.4万円の改善（29年度～）
- 月額平均1.3万円の改善（27年度～）
- 月額平均0.6万円の改善（24年度～）
- 月額平均2.4万円の改善（21年度～）

多様な人材の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援
- ボランティアポイントを活用した介護分野での就労活動の推進
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 他業種からの参入促進のため、キャリアコンサルティングや、介護・障害福祉分野の職業訓練枠の拡充のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せ、訓練修了者への返済免除付きの就職支援金の貸付を実施
- 福祉系高校に通う学生に対する返済免除付きの修学資金の貸付を実施
- 介護施設等における防災リーダーの養成

離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICT等テクノロジーの活用推進
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援
- 生産性向上ガイドラインの普及
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- ウィズコロナに対応したオンライン研修の導入支援、介護助手としての就労や副業・兼業等の多様な働き方を実践するモデル事業の実施

介護職の魅力向上

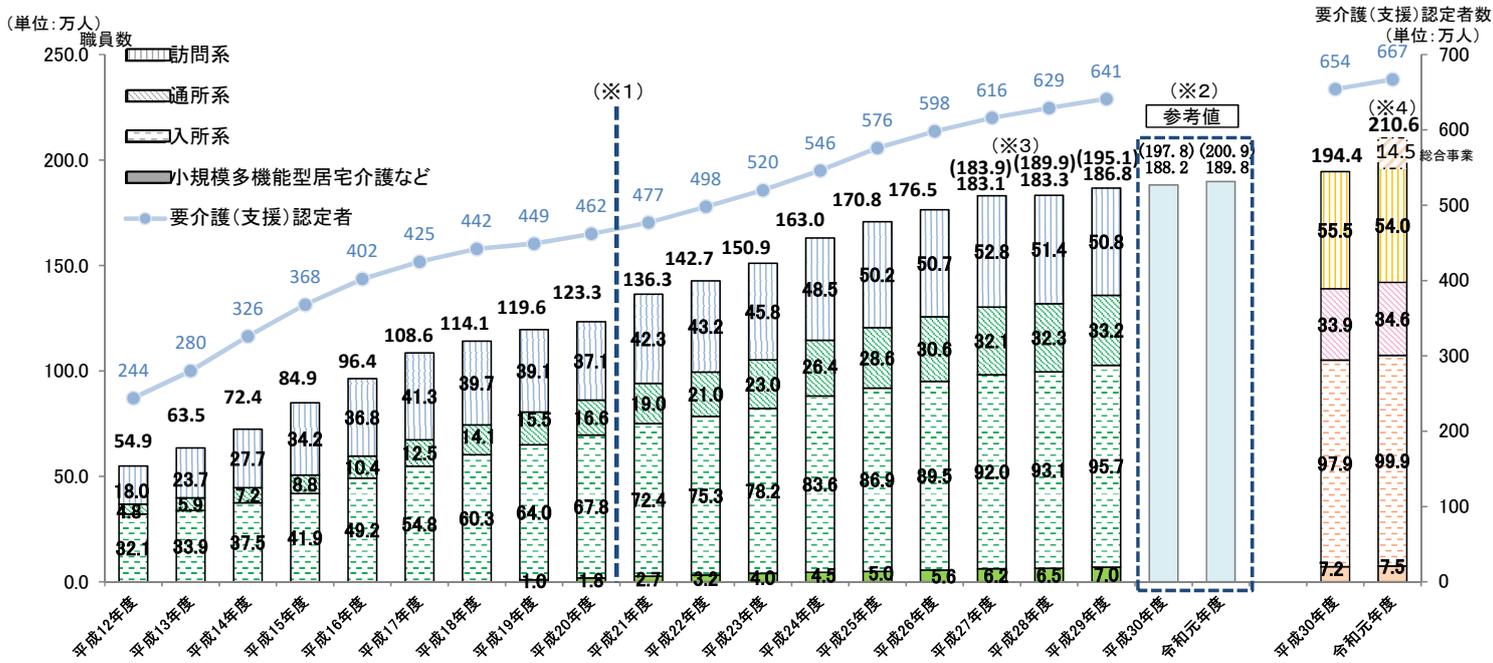
- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 民間事業者によるイベント、テレビ番組、新聞記事、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図るとともに、各地域の就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を実施

外国人材の受入環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援（介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等）
- 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備（現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等）
- 特定技能の受入見込数を踏まえ、試験の合格者見込数を拡充するとともに、試験の開催国を拡充

介護職員数の推移

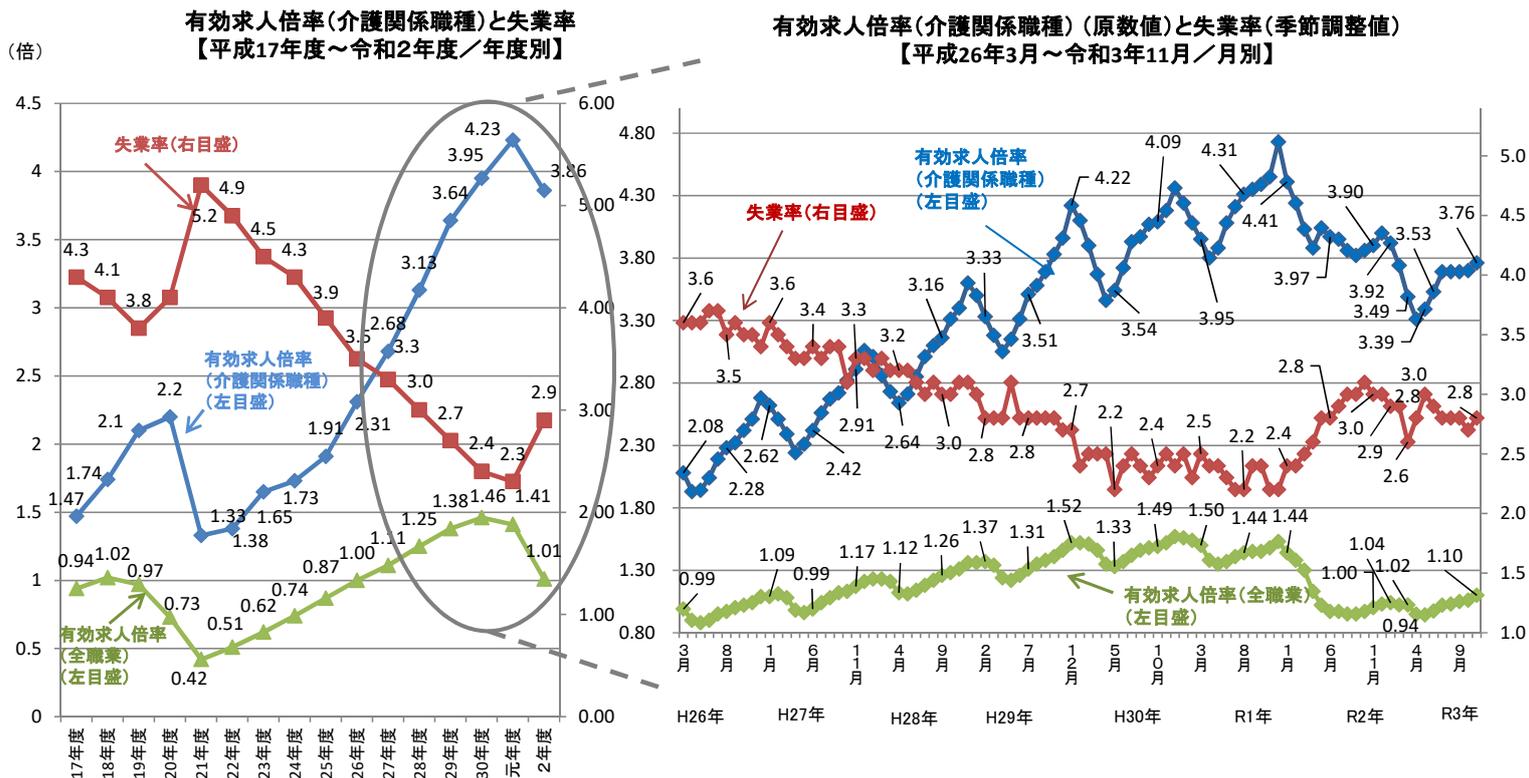
○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)
 注2) 調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。
 平成12～20年度 「介護サービス施設・事業所調査」(介サ調査)は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。
 平成21～29年度 介サ調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となったことから、社会・援護局において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。(※1)
 平成30年度～ 介サ調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。一番右の2つのグラフ(平成30年度、令和元年度)は、当該調査による数値を記載。参考値は、平成29年度以前との比較が可能となるよう、社会・援護局において、介サ調査の結果に基づき、従前の推計方法により機械的に推計した数値。(※2)
 注3) 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の取扱い
 平成27～30年度 総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス)に従事する介護職員は、介サ調査の対象ではなかったため、社会・援護局で推計し、これらを加えた数値を各年度の()内に示している。(※3)
 令和元年度～ 総合事業も介サ調査の調査対象となったため、総合事業に従事する介護職員(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る)が含まれている。(※4)

介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。



注)平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。

【出典】厚生労働省「職業安定業務統計、総務省「労働力調査」

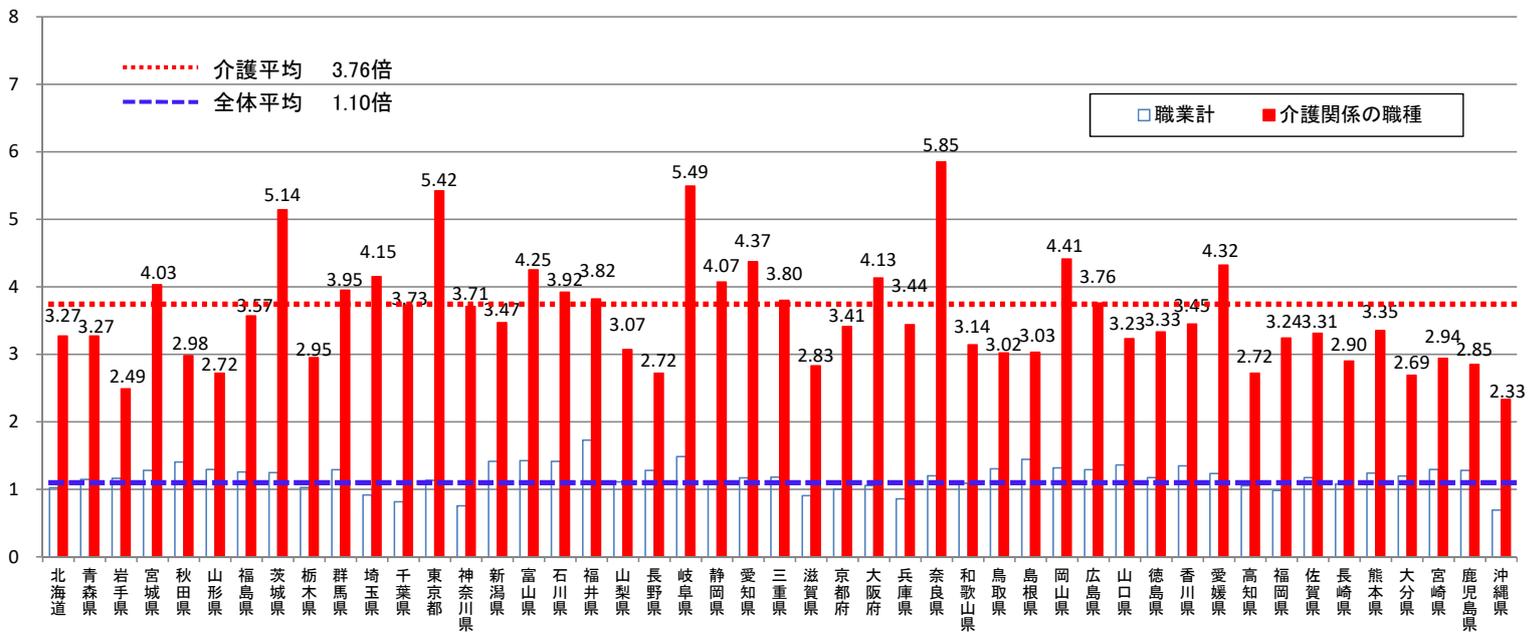
(※1)全職業及び介護関係職種の有効求人倍率は、パートタイムを含む常用の原数値。

月別の失業率は季節調整値。

(※2)常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

都道府県別有効求人倍率(令和3年11月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」(注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保

令和3年度補正予算 930,951千円

【要旨】

介護人材については、新型コロナウイルス感染症の影響により、業務が増大していることから、更なる介護人材の確保・定着を図るため、介護福祉士修学資金等貸付金貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行うことで安定的な事業の継続を支援することにより、介護人材の参入を更に促進する。

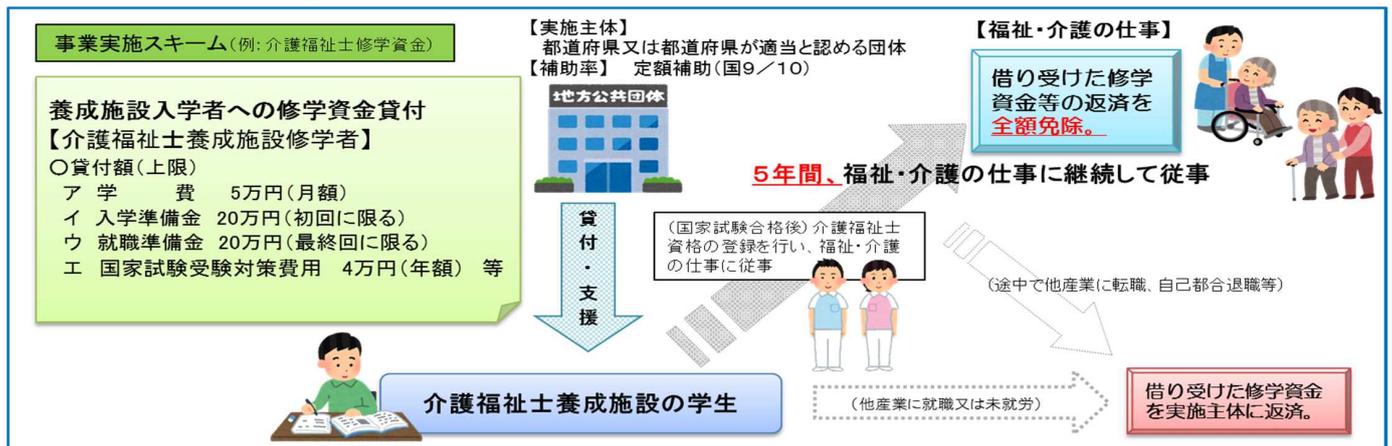
【事業内容・実施主体】

【事業内容】

今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

【実施主体】 都道府県又は都道府県が適当と認める団体

【施策のイメージ(実施要件等)】

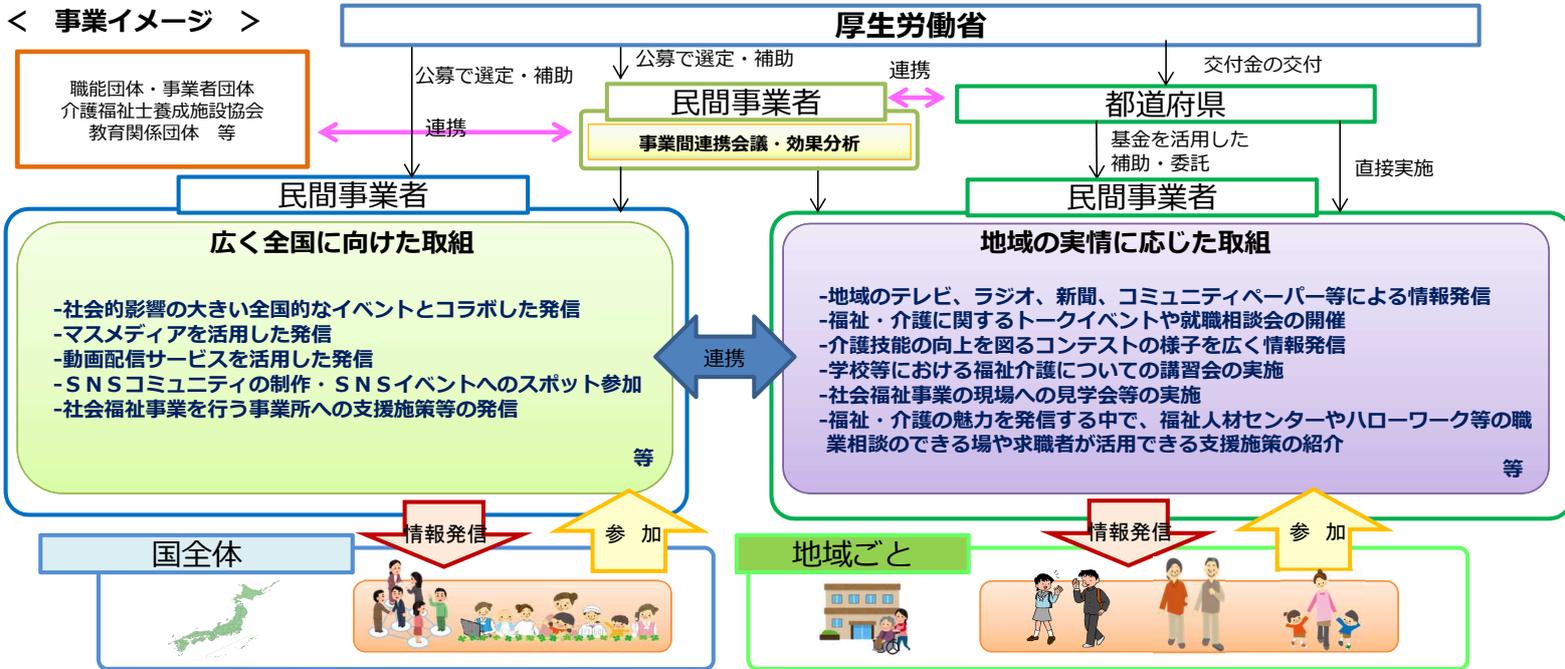


「介護のしごとと魅力発信等事業」について

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）生活困窮者就労準備支援事業費補助金：3.6億円（5.6億円）
 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）：137億円の内数（137億円の内数）

- 介護の魅力発信については、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、介護の仕事に関する理解の促進に向けて様々な取組を実施してきたところ。
- 令和4年度においては、民間事業者による全国的なイベント、テレビ番組、新聞記事、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図る。
- また、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信を行うとともに、求職者が就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を併せて行うことで、多様な人材の参入促進・定着を図る。
- さらに、各実施主体による事業の連携を図る場として事業間連携会議を設け、国や都道府県における取組を集約し共有するとともに、相互に情報の拡散を行うことにより、事業効果の最大化を図る。

＜ 事業イメージ ＞



地域医療介護総合確保基金を活用した介護従事者の確保

令和4年度予算案：公費206億円（国費137億円）
 令和3年度予算額：公費206億円（国費137億円）

- 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

※ 赤字下線は令和4年度新規・拡充等

参入促進	資質の向上	労働環境・処遇の改善
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における介護のしごとの魅力発信 ○ 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験 ○ 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援 ○ 介護未経験者に対する研修支援 ○ ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化 ○ 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進 ○ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、介護の周辺業務等の体験支援 ○ 人材確保のためのボランティアポイント活用支援 ○ 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進 ○ 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備 ○ 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施 ○ 共生型サービスの普及促進 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護人材キャリアアップ研修支援 ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修 ・喀痰吸引等研修 ・介護キャリア段階におけるアセッサー講習受講 ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修 ○ 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施 ○ 潜在介護福祉士の再就業促進 ・知識や技術を再確認するための研修の実施 ・離職した介護福祉士の所在等の把握 ○ チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修 ○ 地域における認知症施策の底上げ・充実支援 ○ 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成 ・生活支援コーディネーターの養成のための研修 ○ 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成 ○ 介護施設等防災リーダーの養成 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新人介護職員に対するエルダー・メンター（新人指導担当者）養成研修 ○ 管理者等に対する雇用改善方策の普及 ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催 ・介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット・ICTの導入支援（拡充） ※ 拡充は令和5年度まで ・介護事業所への業務改善支援 ・新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取り組む事業所のコンテスト表彰を実施 ○ 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援 ○ 子育て支援のための代替職員のマッチング ○ 介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備 ○ 新型コロナウイルス感染症流行下におけるサービス提供体制の確保（令和4年度継続） 等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

新「介護助手」等の普及を通じた介護現場での多様な就労の促進

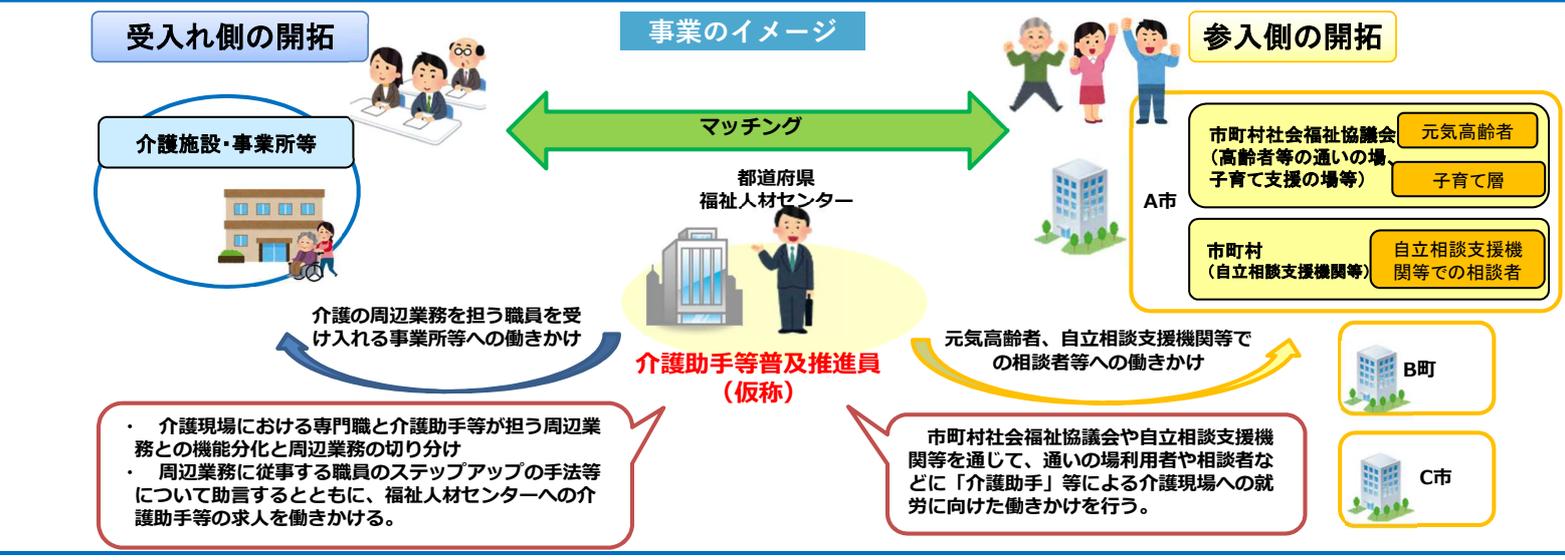
【令和4年度予算案】生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：386億円の内数(新規)
地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)：137億円の内数(新規)

【要求要旨】

介護人材については、少子高齢化の進展や慢性的な人手不足である状況に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大している。
そのため、介護分野への参入のハードルを下げ、更なる介護人材を確保・支援する観点から、介護職の業務の機能分化を図り、掃除、配膳、見守り等の周辺業務を担う人材を、介護事業所とマッチングする仕組みを構築する。

【事業内容】

都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員(仮称)」を配置し、市町村社会福祉協議会等を巡回して周知活動を行い、介護助手等希望者の掘り起こしを行う。
併せて、介護事業所に対し、介護職の業務の機能分化や介護助手等のステップアップの手法を助言するとともに、介護助手にかかる求人提出の働きかけを行うことにより、介護の周辺業務を担う人材の確保を促す。



被災地における福祉・介護人材確保事業【東日本大震災復興特別会計】

令和4年度予算(案)額(令和3年度予算額) 151,119千円(175,389千円)

東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金(赴任するための交通費や引越し費用等)の貸与等の支援を実施。

＜事業スキーム＞

実施主体：福島県が適当と認める団体

研修受講費等の貸与

【貸付等対象者】

- (1) 相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- (2) 避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
- (3) 相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
- (4) 相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

【内容】

- (1) 学費(研修受講費) 15万円を上限(実費の範囲内)
※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2) 就職準備金 ・30万円+①+② (1年間従事した場合全額返済免除)
・50万円+①+② (2年間従事した場合全額返済免除)
①世帯赴任加算
・家族と赴任する場合… 12.5万円+(世帯員数-1)×5万円
・単身赴任の場合 … 20万円
②自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)
・20万円を上限(実費の範囲内)
- (3) 教材費・住居費(通学費) 12万円を上限(実費の範囲内)・3.6万円(月額上限)
※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返済免除
- (4) 支援金 20万円を上限
※介護施設等に5年以上勤務経験があり、かつ介護福祉士若しくは介護支援専門員の資格を有する者などが、相双地域の施設等で6ヶ月以上就労した場合に支給

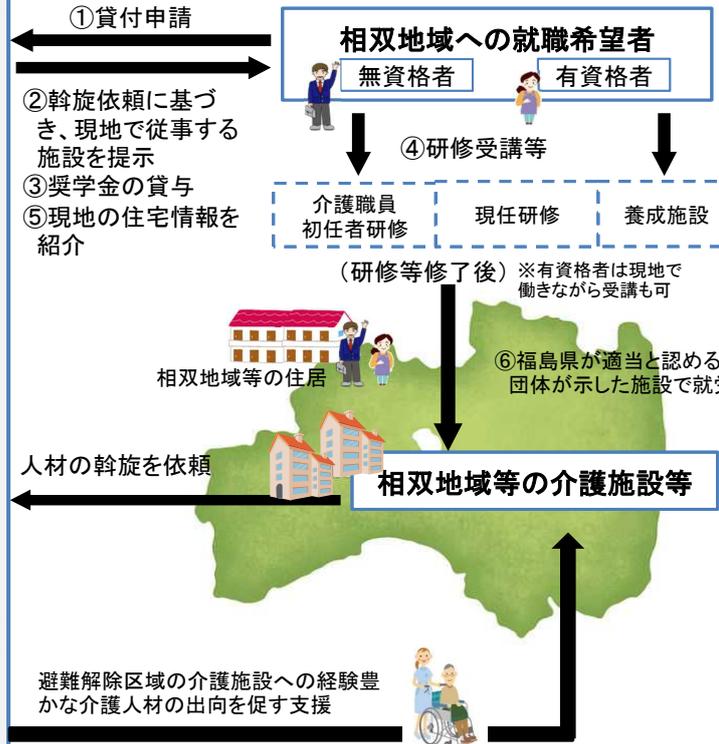
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援



2 外国人介護人材の受入れについて

外国人介護人材の受入れについては、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」、技能実習、特定技能によるものがあり、それぞれの制度趣旨に沿った受入れを進めている（資料第7-11 参照）。なお、今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の状況等も見据えながら、外国人介護人材の受入促進を図っていく。

(1) EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて（資料第7-12～第7-14 参照）

ア EPA 介護福祉士候補者に対する学習支援

インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から、EPA 介護福祉士候補者を受け入れており、その在留者数は3,691名（うち資格取得者746名）となっている（令和3年12月1日時点）。

EPA 介護福祉士候補者は、各地の介護施設等において就労しながら、国家試験合格を目指しており、意欲と能力のある者が、一人でも多く介護福祉士国家試験に合格できるよう、次に掲げる様々な支援を行っている。

(i) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業については、令和4年度より、以下のとおり基準額の変更を予定しているので、ご理解いただくようお願いしたい。交付要綱等は追って正式にお示しする。

・受入れ施設が行う EPA 介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門学習、学習環境の整備のための経費についての補助（定額：候補者1人当たり年間23.5万円以内→17.5万円以内）。

・受入れ施設の研修担当者の活動に対する経費についての補助（定額：1受入れ施設当たり8万円以内→6万円以内）。

・EPA 介護福祉士候補者の医療的ケアの学習に係る経費についての補助（定額：候補者1人当たり年間9.5万円以内→7.5万円以内）。

(ii) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識・技術等を学ぶ集合研修、入国2年目以降のEPA介護福祉士候補者に対する通信添削指導や、介護福祉士国家試験に合格できずに帰国した者に対する模擬試験の実施等の再チャレンジ支援を行っている。

なお、本事業については、厚生労働省の補助事業として実施するが、実施主体については、公募の手続きを行い選定することとしている。

イ 令和4年度の受入れスケジュール

新型コロナウイルス感染症に関する水際対策等の影響を受け、令和2年度及び3年度の受入れについては、EPA介護福祉士候補者の入国が大幅に遅れ、令和2年度は、ベトナムは令和2年11月、インドネシアは令和2年12月、フィリピンは令和3年5月に入国済み、令和3年度は、インドネシアは令和3年8～9月、ベトナムは令和3年9月、フィリピンは令和3年10月に入国済みとなっている。

令和4年度においても、例年同様、インドネシア、フィリピン、ベトナム、それぞれ最大30名の受入れ枠(※)となっており、受入れ調整機関である公益社団法人国際厚生事業団において、受入れ施設の募集及び受入れ施設とEPA介護福祉士候補者とのマッチング等を行っているところである。

※ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)を踏まえて、介護については、受入れ最大人数である300名に達し、かつ訪日前後日本語研修免除となる者がいる場合には、円滑かつ適正な受入れを行える体制を考慮しつつ、これを受入れ最大人数を上回って受け入れるとされている。

全体的なスケジュールについては流動的であるが、今後、EPA介護福祉士候補者は、母国での日本語研修を経て、令和4年度上半期にかけて入国し、訪日後日本語研修を受講する予定である。

(2) 在留資格「介護」による受入れについて (資料第7-15参照)

介護福祉士の国家資格を取得した留学生の在留資格「介護」について、出入国在留管

理庁では、「新しい経済対策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、介護分野における技能実習等による3年以上の実務経験に加え、実務者研修を受講し、介護福祉士の国家試験に合格した外国人に在留資格「介護」を認めるなど、介護分野での外国人人材の受入れに向けた国内外の環境整備を図ることとされたことを受け、出入国管理及び難民認定法第7条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正し、令和2年4月1日より施行している。現在の在留者数は、3,064人（令和3年6月末時点）となっている。

(3) 技能実習制度（介護職種）による受入れについて（資料第7-16～第7-18参照）

(ア) 関連通知等の改正について

「「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について」（平成29年9月29日社援発0929第4号・老発0929第2号厚生労働省社会・援護局長・厚生労働省老健局長通知）等について、次のとおり改正を行い、既に周知しているところであるが、あらためてご了知いただきたい。

(改正概要)

① 入国後講習の時間数の免除にかかる改正

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、入国後講習に必要な総時間数を短縮する旨の特例措置を講ずる旨の取扱いを示した（その後、令和4年7月31日まで延長）。

② 日本語能力要件に関する介護のための日本語テストの追加に係る改正

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成29年厚生労働省告示第320号。）第1条第1号イに規定する「その他これと同等以上の能力を有すると認められる者」について、「介護のための日本語テスト（内閣官房が開催する、介護人材に求められる日本語能力の確認のためのテストの運用・審査に関する検討会において認定を受けた事業者が実施する、介護のための日本語テストをいう。）に合格している者」を追加すべく改

正を行うもの（当該テストが、N3相当だけでなく、N4相当の能力を有することを認めるものである旨を示す改正）。

加えて「技能実習制度運用要領－介護職種の基準について－」については、次のとおり改正を行い、外国人技能実習機構理事長宛に通知しているため、ご了解いただきたい。

（改正概要）

③ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い日本語試験を受験できない者への対応に係る改正

技能実習計画の認定申請に当たっては、申請書に加えて、日本語試験の合格証明書の提出が必要であり、提出できない場合は、合格証明書の提出を猶予するための申告書を提出することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、海外では日本語試験が開催されず、受験できない場合があることを踏まえ、申告書の様式において、日本語試験を未受験でも技能実習計画の認定申請が可能であることを明確化するため改正を行うもの。

④ 技能実習生の住環境の向上に向けた取組を追加する改正

技能実習制度運用要領において、3号技能実習生の受入れや受入れ人数枠の増加等の優遇措置の対象となる優良な実習実施者の認定要件のうち、「技能実習生の待遇」に関する事項に関して、技能実習生の住環境の向上に向けた取組（個室の確保や感染症対策の実施等）を追加する一部改正が行われたことに伴い、介護職種における優良な実習実施者の認定要件において、「技能実習生の待遇」に関する事項は、本体と共通項目であることから、同様に技能実習生の住環境の向上に向けた取組を追加する改正を行うもの。

⑤ 実習実施者の優良要件の旧配点適用期間終了に伴う改正

実習実施者の優良要件の旧配点適用期間終了に伴い、運用要領の優良要件適合申告書等について改正を行うもの。

（イ）「技能実習生受入れ円滑化のためのガイドブック（仮）」について

令和3年度老人保健健康増進等事業「介護分野における技能実習制度の実態等に

関する調査研究」(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社)においては、技能実習制度の介護職種を追加から3年以上経過し、監理団体や実習実施者は技能実習修了後を見据えながら実習の在り方を考える時期にさしかかることを踏まえ、技能実習生の介護職員としてのキャリアアップや実習修了後の活躍を見据えた実態把握を行っており、技能実習生を受け入れる事業所・施設に対し、実習修了後を見据えた進路の検討や在留資格移行における検討に資するよう、適切な支援、育成、マネジメント等に資する情報を提供するためのガイドブックを作成することとしている。令和4年4月以降に実施主体のホームページ等で掲載予定であり、追って情報提供させていただくので、適宜、周知等のご協力をお願いしたい。

(4) 特定技能による受入れについて (資料第7-19～第7-27 参照)

① 受入れ実績等について

人手不足に対応し、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れていくために創設された在留資格「特定技能」では、介護分野においても特定技能1号の在留資格で外国人介護人材の受入れを進めている。

介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、一定の技能水準と日本語能力水準が求められている。具体的には、技能水準については「介護技能評価試験」に合格すること、日本語能力水準については「日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」に加え、「介護日本語評価試験」に合格することが必要である。なお、介護分野の第2号技能実習を良好に修了した者については、特定技能1号への移行に当たり、これらの試験を免除される。また、これらの試験の合格と同等以上の水準と認められるものとして、介護福祉士養成施設を修了した者及びEPA介護福祉士候補者としての在留期間(4年間)を満了した者についても、特定技能1号への移行に当たり、これらの試験を免除される。

介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を順次実施しているところであり、これまでに、フィリピン(マニラ、セブ、ダバオ)、インドネシア(ジャカルタ、スラバヤ、バンドン、ジョグジャカルタ、メダン、スマラン)、モンゴル(ウランバートル)、ネパール(カトマンズ)、カンボジア(プノンペン)、ミャンマー(ヤンゴン)、タイ(バ

ンコク)、国内(47都道府県)で試験を実施しているが、新たに、令和4年1月よりインド(グルガオン)及びスリランカ(コロンボ)にて試験を開始することとしている。具体的な予約方法や試験実施スケジュール等の詳細については、厚生労働省ホームページからリンクしている、試験実施主体のプロメトリック株式会社のホームページにてご確認いただくようお願いしたい。引き続き、海外では、上記の国に加え、ベトナムなど、独立行政法人国際交流基金の日本語基礎テストの実施環境等が整った国での試験実施を検討している。

(掲載先) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html

また、令和3年11月30日現在、介護技能評価試験の受験者数は38,643名(うち合格者数は25,875名)、介護日本語評価試験の受験者数は34,828名(うち合格者数は27,388名)となっている。

② 海外に向けた日本の介護のPR等の取組について

「外国人介護人材受入促進事業」(実施主体:株式会社エスピーリング東京)については、海外で日本の介護をPRすること等により、1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材を確保し、特定技能外国人の受入れが円滑に進むようにすることを目的としている。

昨年度に引き続き、令和3年度においても、WEBサイト「Japan Care Worker Guide」において、「介護の仕事」や「日本の魅力」、「特定技能制度」等のトピックに関する説明動画や記事を掲載するほか、Facebook及びYouTubeチャンネルを開設し、日本での生活や介護の仕事への興味喚起を目的とした投稿などを行っている。また、海外におけるオンラインセミナーの開催等により、海外への情報発信を行っている。令和3年度においては、インドネシア・モンゴル・ベトナム・フィリピン・タイ・スリランカ・カンボジアを対象に、現地語によるオンラインセミナーを開催した(バン格拉デシュは動画配信のホームページ掲載のみ)。

「Japan Care Worker Guide」ホームページ <https://japancwg.com/>

③ 特定技能による外国人の受入状況等に関する実態調査について

特定技能による受入環境の整備をさらに推進するため、法人や受入れ事業所における受入の準備や支援の実態、特定技能外国人本人の状況、今回はさらに登録支援機関に

おける支援の実態等を把握するために、令和3年度老人保健健康増進等事業「介護分野における特定技能制度の推進方策に関する調査研究事業」（実施主体：公益社団法人国際厚生事業団）において、アンケート調査及びヒアリング調査を実施している。

また、この調査結果も踏まえて、特定技能による外国人の受入れと定着を目的として、今回は、特定技能外国人に対する教育や学習支援、受入れに当たっての法人の体制、登録支援機関における受入支援の取組内容等を内容とした、介護事業者向けのガイドブックを作成することとしている。

これらの調査結果及びガイドブックについては、令和4年4月以降に、実施主体及び厚生労働省ホームページ等にてお示しする予定である。

④ 介護分野における特定技能協議会運営委員会の開催について

特定技能制度においては、制度所管省庁や業界団体等、業所管省庁などによって構成される特定技能協議会運営委員会を開催し、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図ることや、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例を全国的に周知等することとなっている。介護分野においては令和2年12月に開催したが、今年度中にも実施予定であり、資料等は追って共有させていただく予定である。

【参考】 介護分野における特定技能協議会運営委員会（令和2年度第1回）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702_00006.html

(5) 「外国人介護人材受入環境整備事業」の推進について（資料第7-28～第7-41参照）

在留資格「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、「外国人介護人材受入環境整備事業」として以下の取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

ア 介護技能評価試験等実施事業

介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するもの

イ 外国人介護人材受入促進事業

海外からの外国人介護人材の受入れ促進を目的としたPRの取組を実施するもの

ウ 外国人介護人材受入支援事業

地域の中核的な受入施設等において、介護技能の向上のための集合研修等を実施するもの

エ 介護の日本語学習支援等事業

介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進するため、介護の日本語学習を支援するためのWEBコンテンツの開発・運用等を実施するもの

オ 外国人介護人材相談支援事業

介護業務の悩み等に関する相談対応、交流会の開催、1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施するもの

なお、事業ごとの状況に関する特記事項としては、以下のとおりとなるので、各自治体におかれては特にご留意いただきたい。なお、アについては(4)①を、イについては(4)②を参照のこと。

【ウ 外国人介護人材受入支援事業】

都道府県、指定都市、中核市が実施主体となり、介護の技能実習生や特定技能外国人の受入施設等が行う集合研修等に必要となる経費に対して補助するものであり、新型コロナウイルス感染症対策等として、「外国人介護人材受入支援事業」を活用して自治体の実施する「集合研修」について、オンライン研修の実施を可能としている。各都道府県、指定都市、中核市におかれては、外国人介護人材の受入れ状況に応じて、本事業の積極的な活用をお願いしたい。ご参考までに、本事業の各自治体での活用状況についてお示しする。

なお、外国人介護人材受入支援事業については、令和4年度より基準額の変更(1自治体当たり500万円→300万円)を予定しているので、ご理解いただくようお願いしたい。交付要綱等は追って正式にお示しする。

【エ 介護の日本語学習支援等事業】

自己学習のためのWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」については近年、事前テストの追加や継続的な学習支援の促進のための機能追加などの拡充を図るほか、今年

度もさらなる利用促進のための動画作成を行い、着実にユーザー登録を増やしている。

また、各地方自治体において、今後、都道府県介護福祉士会等の関係団体や事業者団体との協働によるオンライン研修実施等の検討に資するよう、都道府県・指定都市・中核市向けに実施した、外国人介護人材に関する講習・研修の開催状況に関するアンケート結果の内容も踏まえ、技能実習指導員講習をはじめとし一定程度汎用性のあるものとして、オンライン研修教材（制度概要、介護技能の指導、日本語の指導等のコンテンツ等）・オンラインマニュアル（研修運営マニュアル及び研修参加マニュアル）の開発を行っており、近々、各自治体向けにお示しする予定であるので、今後の集合研修等の実施に当たって活用をお願いしたい。

なお、令和2年度の本事業において、外国人が介護現場で働く際に使用する介護福祉分野の専門用語を学ぶための「外国人のための介護福祉士専門用語集」、外国人介護人材が介護福祉士国家試験の合格を目指して学習する際に活用できる「外国人のための介護福祉士国家試験一問一答」を、英語・クメール語・インドネシア語・ネパール語・モンゴル語・ビルマ語・ベトナム語・中国語・タイ語の9か国語で作成している。成果物については、厚生労働省ホームページにも掲載しているので、適宜、必要な周知等をお願いしたい。

（掲載先） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html

【オ 外国人介護人材相談支援事業】

令和3年度については、以下のとおり実施したところである。

- ① 相談窓口について、日本語を含む全11言語により、介護現場での業務などに関する悩みについて、電話（フリーダイヤル）による相談サポートを実施。
- ② 交流会について、介護現場で働く外国人や養成施設などで介護の勉強をしている外国人等を対象に、介護技術を学ぶ内容も含め、オンラインにより開催。
- ③ 介護分野における特定技能制度の説明動画を作成・公開。特定技能制度の概要だけでなく、試験や入国・在留申請手続きの流れ、就労に必要な支援計画等に関するポイントを整理。介護分野における特定技能外国人受入れの機会の確保や制度理解の一助として活用が可能。
- ④ 特定技能外国人の受入事例について、巡回訪問の機会等を活用しつつ情報収集。

(6) 地域医療介護総合確保基金を活用した外国人介護人材への支援の取組について (資料第7-42～第7-43参照)

資料第7-42～第7-43参照)

外国人介護人材への支援に活用可能な地域医療介護総合確保基金の主なメニュー事業としては、以下のものがある。

- 「外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業」(平成30年度～)
 - 介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金等の支給に係る経費の一部を助成する。
- 「外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業」(平成30年度～)
 - 介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成し、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。
- 「外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業」(令和2年度～)
 - 外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

なお、上記の事業以外にも、同基金の各事業を活用して外国人介護人材への支援を実施することが可能である。各都道府県におかれては、円滑な外国人介護人材の受入れに向けて、同基金の積極的な活用をお願いしたい。

(7) その他の周知事項について (資料第7-44～第7-52参照)

① 外国人介護人材関連の自治体の取組事例について

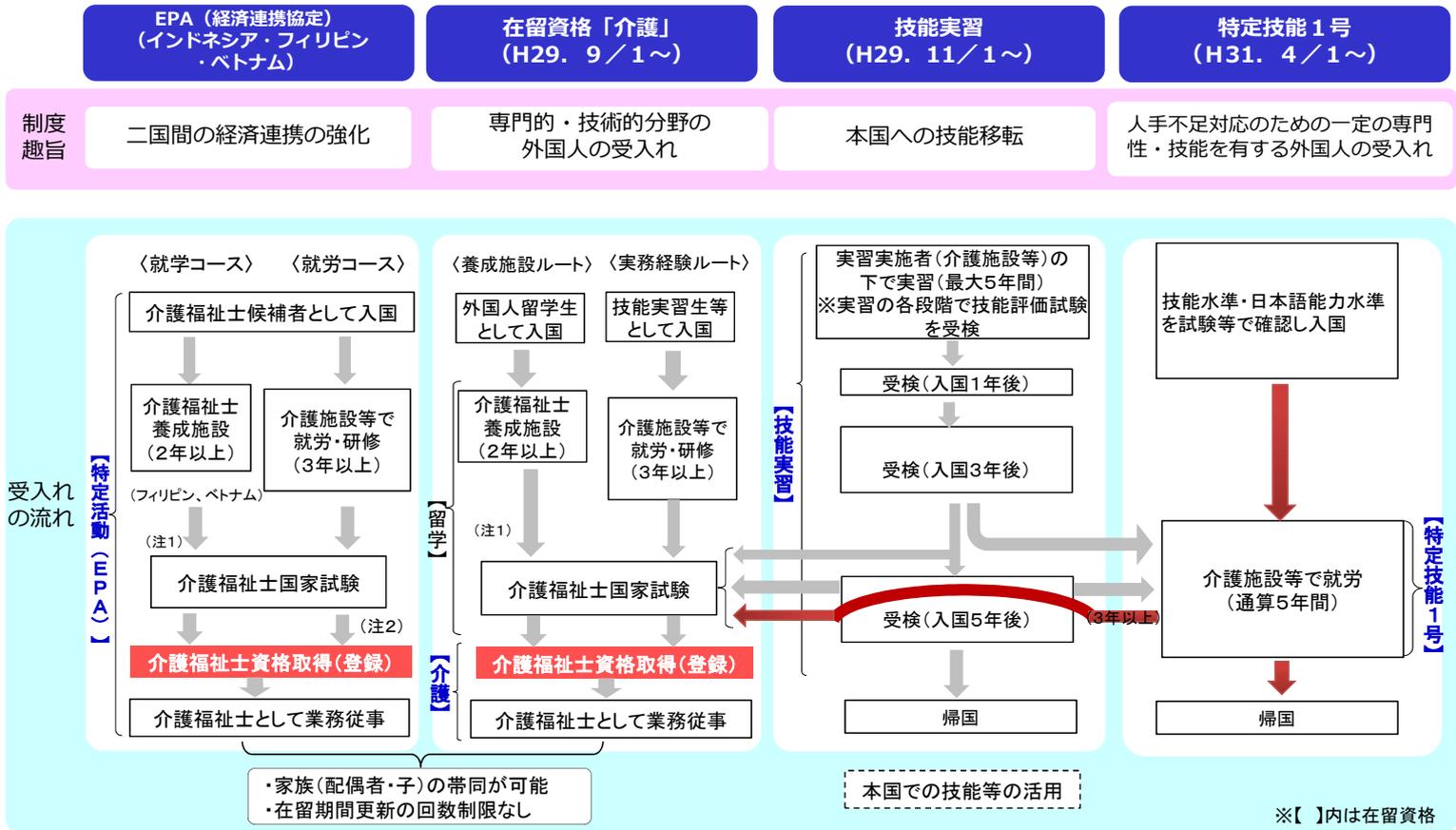
外国人介護人材に関連する自治体での取組事例について、該当自治体(静岡県、京都府、広島県、神戸市、木更津市)のご協力を得て概要資料を取りまとめたので、外国人介護人材施策をより一層推進していただく上での、業務上の参考としていただけるようお願いする。

② 「外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業」について

外国人介護人材が増加傾向にある中で、介護福祉士養成施設を卒業する外国人留学

生が介護福祉士国家試験に合格し、介護福祉士として活躍するためには、介護福祉士養成施設における外国人留学生への適切な学習支援が重要と考えられる。その中で、公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会が実施する標記事業において、昨年度に作成した留学生の学習支援のためのガイドラインに引き続き、今年度は、留学生の理解度や特性を踏まえた介護福祉士国家資格取得に向けた具体的な指導の在り方を調査検討し、「指導のポイント」を取りまとめることを予定している。成果物等については、追って令和4年4月以降にお示しする予定である。

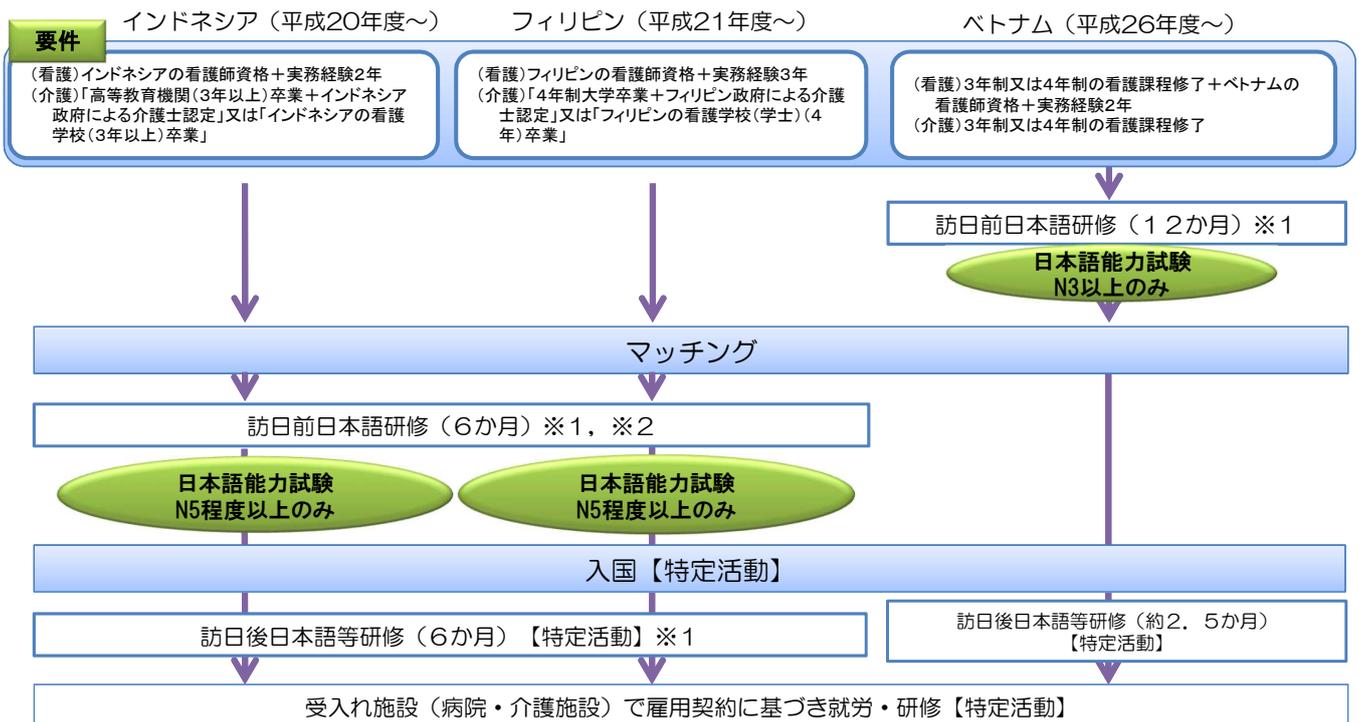
外国人介護人材受入れの仕組み



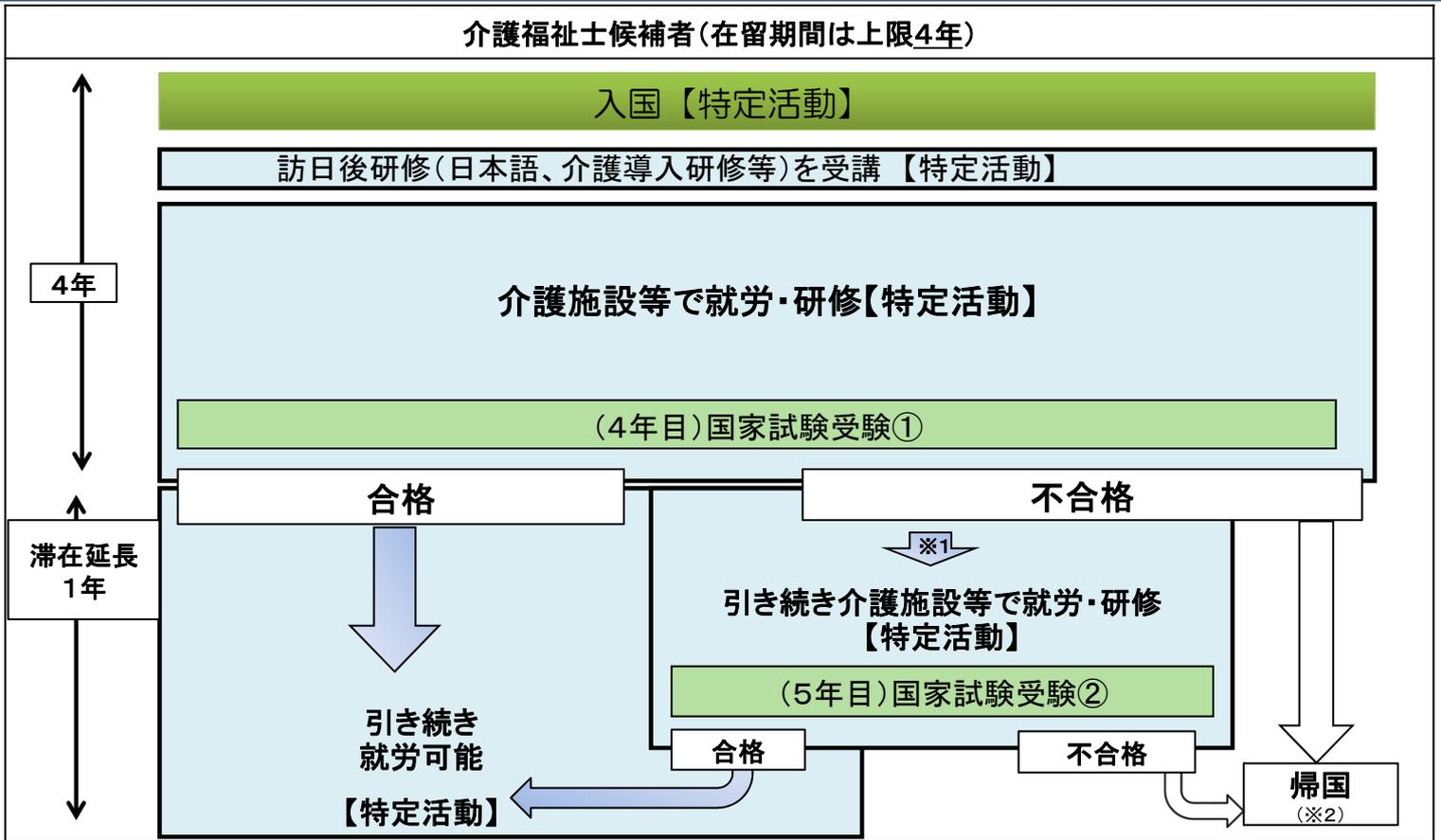
(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。
 (注2) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

経済連携協定に基づく受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定 (EPA) に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。



注 【 】内は在留資格を示す。
 注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。
 また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。
 注 フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある (フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし)。



(※1) 一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。
 (平成23年3月、平成25年2月、平成27年2月、平成29年2月、平成31年2月の閣議決定による。)
 (※2) 帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。
 注) 【 】内は在留資格を示す。

訪日前	訪日後	受入れ施設での就労・研修中	介護福祉士国家試験の受験
<p>日本語研修</p> <p>インドネシア・フィリピン 訪日前12カ月間</p> <p>ベトナム 訪日前6カ月間</p>	<p>【訪日後日本語研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア・フィリピン = 訪日後6カ月間 ・ベトナム = 訪日後2.5カ月間 <p>【介護導入研修】</p> <p>※訪日後日本語研修期間の内10日間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 概要 介護福祉士候補者に対し受入れ施設での就労前に実施する介護分野の基礎研修 ○ 研修時間 40時間以上 ○ 研修科目例 〔介護〕 介護の基本、生活支援技術(移動の介護、食事の介護、排せつの介護、衣服の着脱の介護、入浴・身体の清潔の介護等 	<p>受入れ施設での就労・研修中</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受入れ施設における学習・指導経費の支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 候補者の学習支援(候補者一人当たり) <ul style="list-style-type: none"> ※ 日本語講師や養成校教員の受入れ、日本語学校への通学等(235千円以内/年) (1) 日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣 (2) 日本語学校への通学 (3) 模擬試験や介護技術講習会への参加 (4) 学習支援に必要な備品購入費 ※ 喀痰吸引等研修の受講に係る経費(95千円以内/年 日本での滞在期間中一回のみ) ○ 研修担当者への支援(1病院・1施設当たり) <ul style="list-style-type: none"> ※ 研修担当者の手当等(80千円以内/年) <ol style="list-style-type: none"> 2 外国人介護福祉士候補者学習支援事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 日本語、介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修 (2) 介護分野の専門知識に関する通信添削指導 (3) 介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援(模擬試験・通信添削指導の実施、学習相談窓口の設置) 3 国際厚生事業団による受入支援 <ul style="list-style-type: none"> (1) 巡回訪問指導 (2) 相談窓口の設置 (3) 日本語・漢字統一試験 (4) 受入れ施設担当者向けの説明会 (5) 過去の国家試験問題の翻訳(インドネシア語、英語、ベトナム語)版の提供 (6) 学習教材の配布(全12冊)(20年度から順次冊数を追加) (7) 就労開始から国家試験までの日本語段階別の「学習プログラム」提示 (8) 受入れ施設が作成する研修計画・研修プログラムのための標準的かつ具体的な学習プログラムの提示 	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 介護福祉士国家試験の受験 全ての漢字へのふりがな付記、難解な表現の言葉換え、疾病名等への英語併記、試験時間の延長(看護 1.3倍 介護 1.5倍) </p>

背景

★質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

★介護分野における留学生の活躍支援

介護福祉士養成施設(=大学、専門学校等)の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就くことができない。

入管法別表第1の2に以下を追加

平成29年9月1日施行

介護

本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

- ・家族の帯同が可能。
- ・在留期間の更新可能(上限無し)。

受入れの仕組み

〈養成施設ルート〉

在留資格「留学」として入国

介護福祉士養成施設
(2年以上)

〈実務経験ルート〉

(令和2年4月1日施行)

在留資格「特定技能1号」等(※)として入国

介護施設等で就労・研修(※)
(3年以上)

介護福祉士資格取得(登録)

介護福祉士として業務従事【在留資格「介護」】

在留資格「介護」の在留者数
3,064人(2021年6月末現在)

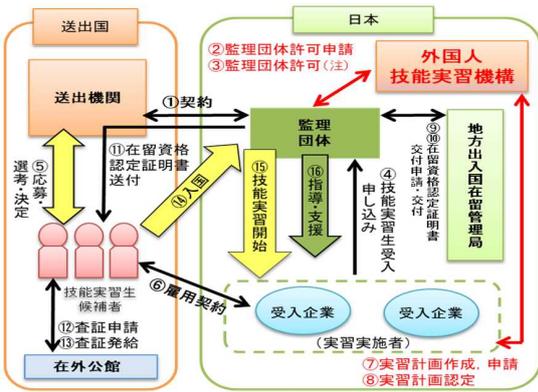
※ 他の在留資格(EPA介護候補者等)で滞在中に介護福祉士試験に合格した場合も、在留資格「介護」に移行可能。

技能実習制度の仕組み

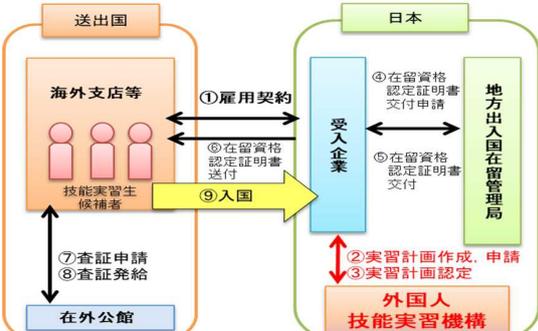
- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長5年間)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。(平成5年に制度創設)
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約41万人在留している。
※令和元年末時点

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

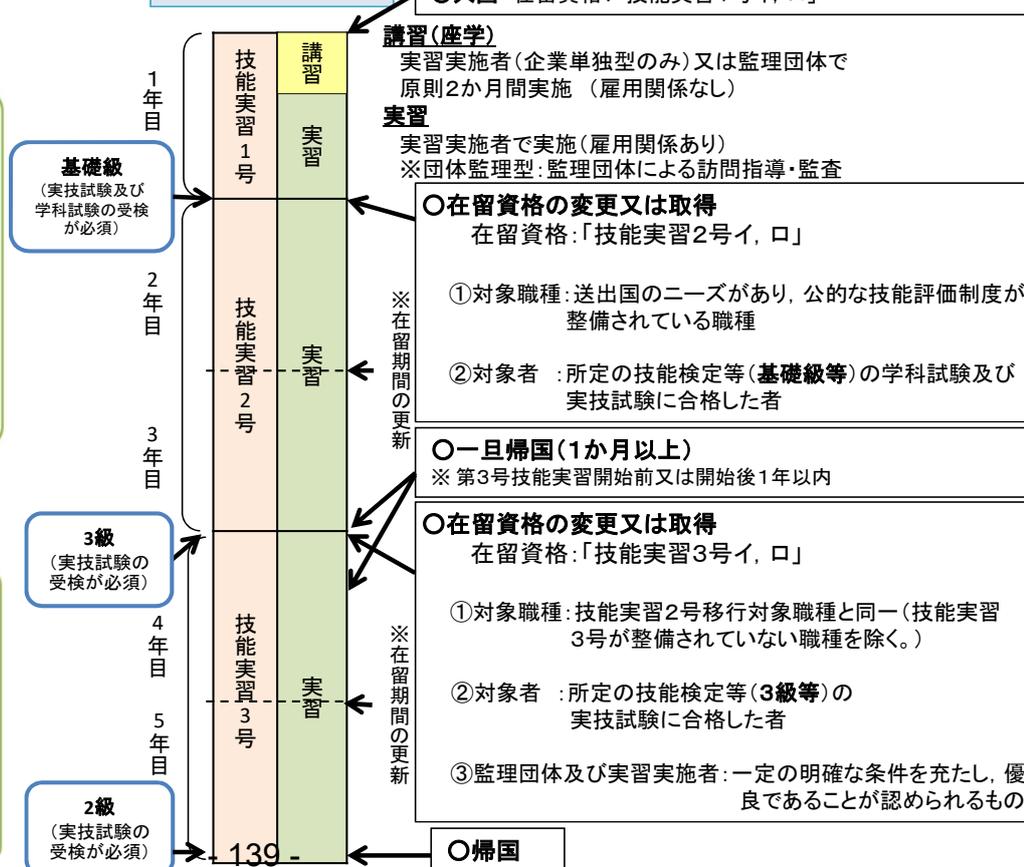
【団体監理型】 非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

介護固有要件 <small>※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。</small>	コミュニケーション能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 ただし、一定の条件を満たす場合は、当分の間、「N4」であっても、2号修了時(入国後3年間)まで在留を可能とする (参考)「N3」: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」: 基本的な日本語を理解することができる (日本語能力試験: 独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)
	適切な実習実施者の対象範囲の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設) ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	適切な実習体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員(常勤介護職員)の総数に応じて設定(常勤介護職員の総数が上限)。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 (※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	監理団体による監理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
技能実習評価試験	移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころからのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務=身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等) ・関連業務=身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し込み等) ・周辺業務=その他(お知らせなどの掲示物の管理等)
	適切な公的評価システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

令和3年度老人保健健康増進等事業 介護分野における技能実習制度の実態等に関する調査研究



事業実施主体：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

- 本調査研究では、介護職種の技能実習生を受け入れる事業者や監理団体等の取組を調査し、介護分野の技能実習生に対する適切な支援、育成、マネジメント等に役立つ情報を提供するためのガイドブックを作成。
- 本調査研究の報告書及びガイドブックは、みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)のホームページにて公開予定(令和4年5月頃)。

ガイドブック

技能実習生 受入れ円滑化のための ガイドブック(仮題)

<掲載内容>

※作成中のためタイトルや内容が変更となる場合があります。

1. 介護職種の技能実習にまつわる近年の動向
2. 技能実習生の活躍状況
3. 技能実習修了後の進路の選択
4. 技能実習生のさらなる活躍を支援するために
5. 【座談会】外国人材の活躍を支えるプレイヤーの役割
6. 参考資料



検討会委員一覧(敬称略、五十音順)

天野 ゆかり (WG座長)	静岡県立大学 経営情報学部大学院経営情報イノベーション研究科講師
甘利 庸子	のぞみグループ 代表取締役
齋藤 直路	株式会社スターパートナーズ 代表取締役
田島 香代	社会福祉法人奉優会 管理本部 理事・管理本部長
中元 秀昭	さくらCSホールディングス株式会社 代表取締役
新美 純子	公益社団法人トレディングケア 代表理事
比留間 洋一	静岡大学 国際連携推進機構 特任准教授
藤村 博之(検討会座長)	法政大学経営大学院イノベーション・マネジメント研究科教授

過去の調査実績はこちら：

介護職種に係る技能実習生の受入れの実態に関する調査研究(令和2年度老健事業) https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/r02mhlw_kaigo2020.html
外国人介護人材の受入れの実態等に関する調査研究事業(令和元年度老健事業) https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/r01mhlw_kaigo2019.html

分野別運用方針の概要（介護分野）

分野		介護
1 人手不足状況	受入れ見込数 (5年間の最大値)	60,000人
2 人材基準	技能試験	介護技能評価試験 等
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験 (N4以上) (上記に加えて) 介護日本語評価試験 等
3 その他重要事項	従事する業務	・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等） (注) 訪問系サービスは対象外 〔1 試験区分〕
	雇用形態	直接
	受入れ機関に対して特に課す条件	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定

技能試験・日本語試験の概要

技能試験

「介護技能評価試験」

- 試験言語: 現地語
- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト (CBT) 方式
- 開始時期: 平成31年4月

日本語試験

「国際交流基金日本語基礎テスト」(※)

- 実施主体: 独立行政法人国際交流基金
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト (CBT) 方式
- 開始時期: 平成31年4月

「介護日本語評価試験」

- 実施主体: プロメトリック株式会社
- 実施方法: コンピューター・ベースド・テスト (CBT) 方式
- 開始時期: 平成31年4月

(※) 又は「日本語能力試験(N4以上)」

試験の実施状況

《これまで》

- 2019年4月からフィリピン、9月からはカンボジア、10月からはインドネシア、ネパール、国内、11月からモンゴル、2020年2月からミャンマー、2020年11月からタイ、2022年1月からインド、スリランカにおいて順次実施。
- これまで介護技能評価試験に計25,875名、介護日本語評価試験に計27,388名が合格(2019年4月～2021年11月試験の実績)。

《今後》

- フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、インド、スリランカ、日本(47都道府県)において、引き続き実施予定。
- また、ベトナムなど、実施環境が整った国から順次実施。

EPA介護福祉士候補者

- EPA介護福祉士候補者として入国し、**4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者(※)**については、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして、**「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。**
- 「特定技能1号」に移行することにより、**さらに最長で5年間**、引き続き、介護施設等で就労することが可能。

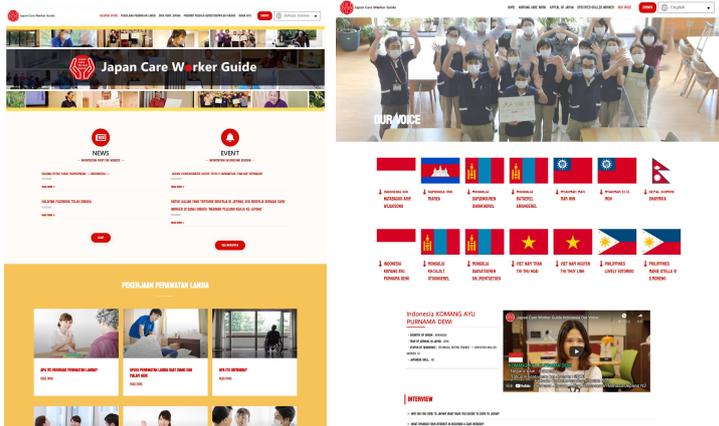
(※)具体的には、直近の介護福祉士国家試験の結果通知書により、「合格基準点の5割以上の得点であること」「すべての試験科目で得点があること」について、地方出入国在留管理官署で確認。

技能実習「介護」

- **「技能実習2号」(技能実習生として入国して3年目)を良好に修了した者**は、**「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験・日本語試験の合格を免除。**
- 「特定技能1号」に移行することにより、**さらに最長で5年間**、引き続き、介護施設等で就労することが可能。



外国人介護人材受入促進事業 Facebookファン約9万人



外国人の目線で知りたい情報をまとめたコンテンツを掲載

●合計9言語対応(英語 インドネシア語 クメール語 ネパール語 ミャンマー語 モンゴル語 タイ語 ベトナム語 日本語)

●各国出身の外国人インタビューに加え、外国人と一緒に働く施設の日本人スタッフにもインタビュー。

●ライブセミナーは施設と中継で繋ぎ、実際に日本の介護施設で働く外国人の方から参加者の質問に答えていただくなど、充実のプログラムを提供。



セミナー実施国	実施日時
インドネシア	令和3年10月27日(水)
モンゴル	令和3年10月30日(日)
ベトナム	令和3年11月10日(水)
フィリピン	令和3年11月27日(土)
タイ	令和3年12月20日(月)
スリランカ	令和4年1月11日(火)
カンボジア	令和4年1月21日(金)



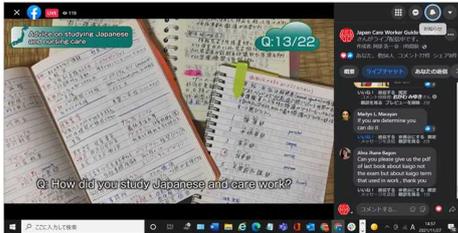
Japan Care Worker Guide 2021 Online Seminar

主催：Japan Care Worker Guide運営事務局

対象：各国在住の、日本での生活や就労に興味を持つ学生層など

新型コロナウイルス感染防止のため各国完全個人視聴でのオンライン開催

(実際の映像)



インドネシア



ベトナム



モンゴル



フィリピン



タイ



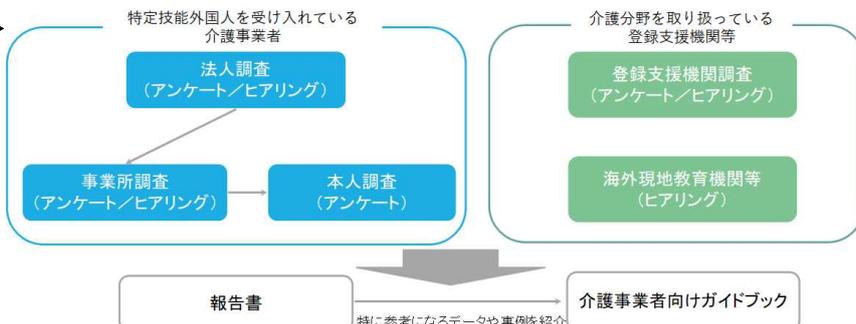
令和3年度老人保健健康増進等事業 特定技能外国人の受入れに係る実態及び事例の周知

本調査研究では、特定技能外国人の受入れに係るアンケート調査(調査対象:特定技能外国人受入れ法人・事業者及び本人、登録支援機関)、ヒアリング調査を実施。これらの調査結果を踏まえ、特定技能外国人の受入れに係る実態及び事例紹介に関するガイドブックを作成し、厚生労働省及び事業実施主体(公益社団法人国際厚生事業団(JICWELS))のホームページに掲載予定(令和4年5月頃)。

<調査研究体制(敬称略、委員五十音順)>

- (座長) 白井孝子 学校法人滋慶学園 東京福祉専門学校 副学校長
- (委員) 伊藤優子 学校法人東日本学園 北海道医療大学 先端研究推進センター 客員教授
- 小川玲子 国立大学法人千葉大学大学院 社会科学研究院 教授
- 小野 努 公益財団法人国際人材協力機構 実習支援部職種相談課 課長
- 門廣繁幸 一般社団法人アジアヒューマンサポートセンター 理事長
- 高橋恵介 株式会社グローバルトラストネットワークス 特定技能推進担当部長
- 濱田和則 社会福祉法人晋栄福祉会 理事長
- (事務局) 公益社団法人国際厚生事業団(JICWELS)

<調査概要>



- ガイドブックでは、特定技能外国人受け入れる際の法人の体制、教育・学習支援、登録支援機関の取組に焦点をあてる予定。
- 介護事業者での受入れ事例、登録支援機関、海外現地教育機関等の取組み事例も掲載。

<ガイドブック掲載団体(予定)>

- (介護事業者)
- 社会福祉法人晋栄福祉会
- 医療法人社団洛和会
- 株式会社ツクイ
- (登録支援機関)
- (株)ONODERA USER RUN
- (株)ツクイスタッフ
- (株)ORJ
- (その他)
- ICHIGOICHI CONSULTING, INC.
- PT. OS Selnajaya Indonesia
- アリス国際学園グループ

(参考)外国人介護人材受入れの関連制度の周知

厚生労働省老人保健健康増進等事業では、平成30年度から令和2年度の3年間にかけて、外国人介護職員の受入れに関するガイドブックを作成。厚生労働省及び事業実施主体(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社)のホームページに掲載している。

<平成30年度>



- 外国人介護職員を雇用するための4つの制度(EPA、介護、技能実習、特定技能)について説明
- 外国人介護職員に対する利用者・家族の評価についても掲載

<令和元年度>



- 外国人介護職員のキャリア支援に焦点をあて、日本で活躍している16人(EPA、介護、技能実習、日本人の配偶者等)のキャリアヒストリーを紹介

<令和2年度>



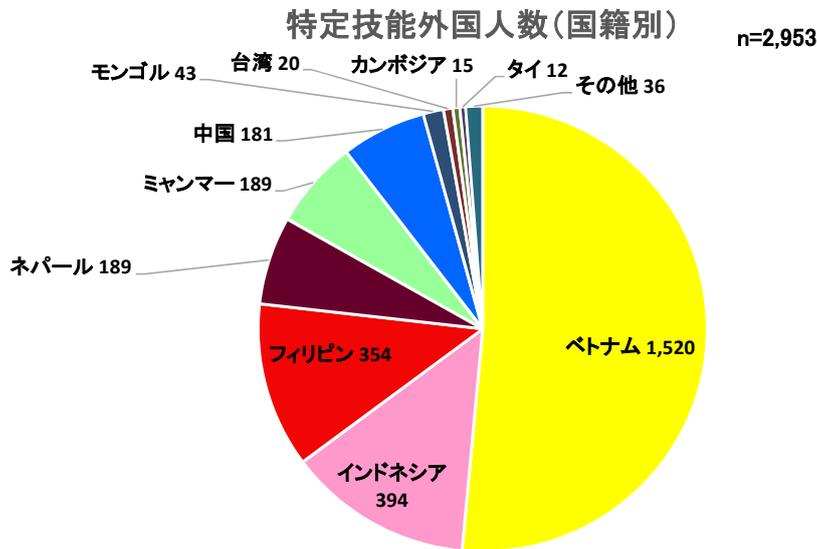
- 特定技能外国人の受入れについて、制度の概要、受入れの現状、各国の制度等を説明
- 介護事業者での受入れ事例、登録支援機関、送出し機関の取組み事例も掲載

厚生労働省HP : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html
 実施主体HP : https://www.murc.jp/sp/1509/houkatsu/houkatsu_07.html

特定技能外国人の国籍別の人数について

○ 特定技能外国人について国籍別にみると、ベトナムが最も多く、特定技能外国人全体の51.5% (1,520人) を占めている。次いで、インドネシア (13.3% : 394人)、フィリピン (12.0% : 354人) の順となっている。

国名	人数(人)	割合
ベトナム	1,520	51.5%
インドネシア	394	13.3%
フィリピン	354	12.0%
ネパール	189	6.4%
ミャンマー	189	6.4%
中国	181	6.1%
モンゴル	43	1.5%
台湾	20	0.7%
カンボジア	15	0.5%
タイ	12	0.4%
その他	36	1.2%
計	2,953	100%



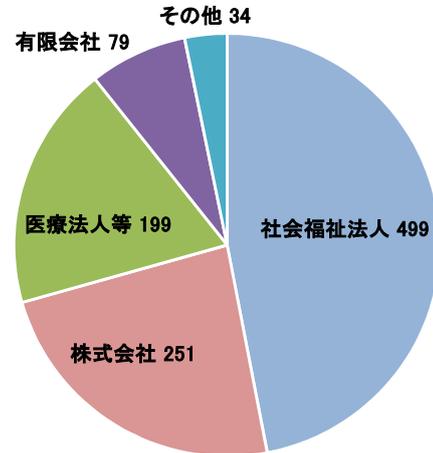
(出典) 厚生労働省にて特定技能協議会加入一覧より抽出 (令和3年12月27日時点)

○ 法人類型別にみると、社会福祉法人が最も多く、加入法人全体の47.0%（499法人）を占めている。次いで、株式会社（23.6%：251法人）、医療法人等（18.7%：199法人）の順となっている。

協議会加入法人数（法人類型別）

n=1,062

法人類型	法人数	割合
社会福祉法人	499	47.0%
株式会社	251	23.6%
医療法人等	199	18.7%
有限会社	79	7.4%
その他	34	3.2%
計	1,062	100%



（出典）厚生労働省にて特定技能協議会加入一覧より抽出（令和3年12月27日時点）

外国人介護人材の関連予算

事業名	事業内容（令和4年度（予定））	交付先（令和3年度）
【外国人介護人材受入環境整備事業】（生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）		
介護技能評価試験等実施事業	特定技能1号外国人の送り出し国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施	プロメトリック株式会社
外国人介護人材受入促進事業	海外において日本の介護をPRし、就労を希望する特定技能1号外国人を確保することを目的に、現地説明会の開催やWEB・SNSを利用した情報発信を実施	株式会社エスピー・リング東京
外国人介護人材受入支援事業	地域の介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施	都道府県・指定都市・中核市（民間団体へ委託可）
介護の日本語学習支援等事業	外国人介護人材が、介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備を目的に、介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用や介護の日本語等に関する学習教材の作成、技能実習指導員を対象にした講習会の開催等を実施	公益社団法人日本介護福祉士会
外国人介護人材相談支援事業	外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施や、特定技能の制度説明会や外国人介護職員の交流会の開催、特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施	公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）
【EPA介護福祉士候補者への支援】（※1）衛生関係指導者養成等委託費、（※2）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金		
外国人介護福祉士候補者等受入支援事業（※1）	就労前の「介護導入研修」や受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談・助言等を実施	公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）
外国人介護福祉士候補者学習支援事業（※2）	就労・研修に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、介護分野の専門知識に関する通信添削指導、資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を実施	公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（※2）	受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助	都道府県（間接補助先：介護福祉士候補者の受入施設）
【外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業】（地域医療介護総合確保基金）		
外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業	留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対し、当該支援に係る経費を助成	都道府県（団体委託可、市町村への補助も可）
外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業	マッチング支援団体が送り出し国において特定技能就労希望者等に関する情報収集を行うとともに、現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を実施	都道府県（団体委託可、市町村への補助も可）
【外国人介護人材受入施設等環境整備事業】（地域医療介護総合確保基金）		
外国人介護人材受入施設等環境整備事業	日本人職員、外国人介護職員、利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を助成	都道府県（市町村への補助も可）

- 在留資格「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。
- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施【**拡充**】
 - ② 地方の特定技能外国人の受入れを促進するための取組や海外への情報発信の取組を実施
 - ③ 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援
 - ④ 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
 - ⑤ 介護業務の悩み等に関する相談支援等を実施

【事業内容】



外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

【補助率】 定額補助

【実施主体】 試験実施機関、都道府県（間接補助先：集合研修実施施設等）等

【予算額】 (目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 【令和3年度予算額】945,167千円 → 【令和4年度予算案】831,775千円

介護技能評価試験等実施事業

本事業は、介護分野における1号特定技能外国人の送出し国において介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するとともに、試験実施に必要な問題作成支援等を行うことを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 試験実施機関

1. 介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の実施

➤ 試験方式

コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式

➤ 試験実施対象国

- ・国際交流基金日本語基礎テストを実施する予定の9か国(※)のうち当該テストの実施環境が整った国等および日本国内
- ※法務省「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日）に記載された国名は、ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル
- ※2022年1月までに、フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、インド、スリランカにおいて実施済み

2. 試験実施に必要な業務の実施

- 試験実施対象国の試験会場の手配
- 試験実施環境（不正防止、試験監督体制等）の整備
- カスタマーサービス、受験申込受付、試験結果通知の業務
- 試験問題の作成支援、試験問題の分析、試験問題C B T化の業務 など

試験実施状況
(2019年4月～2021年11月まで
の実績)

● 受験者数 介護技能評価試験 38,643名 / 介護日本語評価試験 34,828名

● 合格者数 介護技能評価試験 25,875名 / 介護日本語評価試験 27,388名

本事業は、海外において日本の介護をPRすること等により、介護分野における1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材を確保することを目的とする。

1. 現地説明会等を通じた情報発信

補助率 定額補助
実施主体 試験実施機関

- 介護分野の特定技能外国人の送り出し国で現地説明会を開催し、介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報(※)を広く提供する。
 ※例；日本語の介護の仕事内容、日本の介護の特徴（自立支援の考え方等）、日本の介護現場で就労する外国人材の様子、日本で就労するために必要な情報の収集方法、介護の日本語の学習方法、特定技能制度の概要、介護技能評価試験や介護日本語評価試験の概要 など
- 現地メディア等の広報媒体を利用して、介護の就労希望者等に対し、効果的な情報発信を行う。

2. WEBやSNSを利用した情報発信

- 外国人介護人材の受入促進を目的としたWEBサイトの開発・運用、SNSを利用した情報発信

◆令和2～3年度事業内容の一例◆

現地説明会 (オンライン)



インドネシアでの実施例。この他、モンゴル・カンボジア・ミャンマー・フィリピン・ネパールにて実施。

WEBやSNSを 利用した情報発信



WEBサイト「Japan Care Worker Guide」を立ち上げ、介護の仕事や日本の魅力などのコンテンツを掲載。

本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

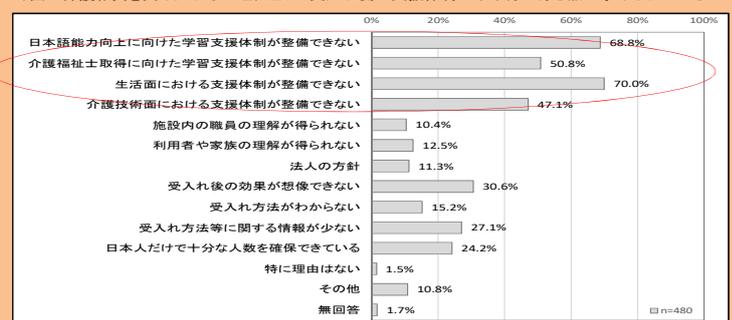
○集合研修の実施等

補助率 定額補助
実施主体 直接補助 都道府県、指定都市、中核市(民間団体へ委託可)
間接補助 都道府県等が適当と認める民間団体等

- 都道府県、指定都市、中核市等が、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に集合研修を実施。
 ※なお、技能実習生や1号特定技能外国人の受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問等）の方法で研修を実施することも可能
 ⇒ 新型コロナウイルス感染症対策等として、「オンライン研修」の実施も可能。
- 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容とする。
 例えば、「介護の基本」「コミュニケーション技術」「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」「文化の理解」「介護の日本語」「認知症の理解」などが考えられるが、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討できる。
 なお、研修は座学のみならず演習を取り入れること。
- また、必要に応じて、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に研修を行う研修講師の養成や、当該外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修を実施することができる。 など



➤外国人介護職員を受け入れない理由として受入れ側の支援体制が不十分である点が挙げられている



【事業内容】

- ①**集合研修等の実施** 介護職種の技能実習生及び介護分野の特定技能外国人の介護技能を向上することを目的として集合研修を実施。
- ②**受入施設等職員を対象にした研修の実施** 外国人介護人材の受入施設における受入体制整備を目的として、職員を対象にした研修を実施。
- ③**研修講師の養成研修の実施** ①又は②に基づき実施する研修の質の向上を目的として、研修講師を養成するための研修を実施。
- ④**キャリアアップ支援事業の実施** ①に基づき実施する研修の受講者のうち、特に優秀な者に対してステップアップのための研修費用を助成。

● 各自治体における補助金協議の有無

自治体名	①集合研修等	②受入施設等職員研修	③研修講師の養成研修	④キャリアアップ支援事業	自治体名	①集合研修等	②受入施設等職員研修	③研修講師の養成研修	④キャリアアップ支援事業
北海道	○				滋賀県	○	○	○	
青森県	○				京都府	○	○		
岩手県					大阪府	○	○		
宮城県	○				兵庫県	○			
秋田県					奈良県				
山形県	○				和歌山県	○			
福島県					鳥取県				
茨城県	○				島根県				
栃木県	○	○	○		岡山県	○			
群馬県	○				広島県				
埼玉県					山口県				
千葉県					徳島県				
東京都					香川県	○			○
神奈川県	○				愛媛県	○			
新潟県	○				高知県	○			
富山県	○				福岡県	○			
石川県					佐賀県				
福井県					長崎県	○	○		
山梨県	○			○	熊本県	○			
長野県	○	○		○	大分県	○			
岐阜県					宮崎県				
静岡県	○			○	鹿児島県	○			
愛知県	○				沖縄県	○			
三重県	○				計	30	5	2	4

※ 都道府県のほか、指定都市・中核市も事業実施主体になることができ、横浜市・川崎市・京都市・北九州市・福岡市・船橋市・久留米市が協議済。

介護の日本語学習支援等事業

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等

補助率 実施主体
定額補助 民間団体(公募による選定)

- ▶外国人介護人材が介護の日本語学習を自立的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。
- ▶WEBコンテンツの活用状況(学習進捗状況や学習時間等)を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習教材の作成

- ▶外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
- ▶自治体がオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、オンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- ▶技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
- ▶外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。 など

◆過去の事業実績の一例(すべて無料で利用可能)◆

介護の日本語学習 WEBコンテンツ



特定技能評価試験 学習テキスト



介護の日本語 テキスト



外国人のための 介護福祉士国家試験一問一答



外国人のための 介護福祉専門用語集



学習教材(外国人向け各種テキスト)の作成

英語	クメール語	インドネシア語	ネパール語	モンゴル語		
		ビルマ語	ベトナム語	中国語		
				タイ語		
				日本語		

介護の特定技能評価試験
学習テキスト

外国人のための
介護福祉専門用語集

外国人のための
介護福祉士国家試験
一問一答

厚生労働省ホームページ: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html
「にほんごをまなぼう(日本介護福祉士会)」: <https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/>

日本語学習Webコンテンツ (国際介護人材支援Webサイト)

「にほんごをまなぼう」

日本の介護を学ぶ、現場で働く外国人のみなさまの総合プラットフォームとして、日本語能力の向上、介護現場で必要とされるスキルの習得をしっかりサポートしていきます。日本語学習において高い学習効果を発揮するためには、何よりも学習者が自律的に学習に取り組むことが不可欠です。その環境を提供するのが「にほんごをまなぼう」です。日本語能力(N3程度)や基礎的な介護技能を身につけることを目的としています。また、介護福祉士試験、特定技能評価試験等の試験対策やユーザー同士のコミュニケーション(つながり)の場を提供します。



Included Contents

- 日本語学習~目指せ! N3 合格レベル~
・ドリル・小テスト・模擬テスト
学習状況確認 学習目標管理
- 介護学習テキスト~マルチデバイス・多言語対応~
「介護の日本語」Webコンテンツ
「介護の特定技能評価試験学習テキスト」
「介護福祉士国家試験一問一答」
「介護福祉専門用語集」他続々...
- SNS 情報発信~ユーザー交流の場~
YouTube Facebook

「にほんごをまなぼう」は、

日本の介護を学ぶ、現場で働く外国人のみなさまの総合プラットフォームとして、日本語能力の向上、介護現場で必要とされるスキルの習得をしっかりサポートしていきます。日本語学習において高い学習効果を発揮するためには、何よりも学習者が自律的に学習に取り組むことが不可欠です。その環境を提供するのが「にほんごをまなぼう」です。日本語能力(N3程度)や基礎的な介護技能を身につけることを目的としています。また、介護福祉士試験、特定技能評価試験等の試験対策やユーザー同士のコミュニケーション(つながり)の場を提供します。

< 5つの特徴 >

- 無料
- 試験合格
- 自律学習
- 日本の介護
- コミュニティ



日本語学習、日本の介護に関心のある方であれば誰でも無料で利用が可能
日本語能力試験N3合格、特定技能評価試験等の受験を目指した学習を支援
自ら必学教材を管理できる自律学習支援システムを採用
日本の介護現場で必要とされる介護技能コンテンツを搭載
SNSによる情報発信、ユーザー相互の交流、情報共有の場を提供



URL: <https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/>

「にほんごをまなぼう」

CLICK!!



○近年でのバージョンアップ機能

- ・【事前テスト設置】N3レベルの学習に必要な習得レベルを確認する機能追加
- ・【ホーム画面導線簡略化】難易度・タグによるサイト内コンテンツ検索機能追加
- ・【新規カテゴリー】「日本語を学ぶ」「日本の介護を学ぶ」に加え、
「日本の介護を伝える」を追加し、介護及び日本語 指導者向けコンテンツ搭載
- ・【簡易学習目標設定】短期集中コース/コツコツコースの自動設定追加
- ・【専門用語翻訳機能】介護福祉専門用語、翻訳機能(9言語対応)追加
- ・【デジタルインセンティブ機能】継続学習促進、ドロップアウト対策として、
学習目標、ログイン履歴と連動した「季節の花育成ゲーム」搭載
- ・【オペレーション言語変更】ホーム画面で操作言語選択(日本語、英語)可能

○充実した学習教材



○利用者・使用者の声 (YouTubeインタビュー動画公開等)

- (学)大阪滋慶学園 [大阪] (ベトナム・インドネシア)
- (学)田島学園 [大阪] (ベトナム・フィリピン)
- (社福)小田原福祉会 [神奈川] (ネパール・インドネシア)
- (社福)賛育会 [東京] (カンボジア)
- (社福)寿山会 [東京] (ベトナム)
- (社福)聖進会 [千葉] (スリランカ・フィリピン)
- (社福)明日栄会 [埼玉] (ベトナム)
- (社福)博光福祉会 [大阪] ※予定
- (社福)北養会 [茨城] ※予定



敬英会グループ [大阪] (ベトナム)



立志グループ [熊本]



オンライン対応学習教材等の作成

○オンライン研修マニュアルの作成

ウェブ会議サービスを利用した
オンライン研修運営マニュアル

ウェブ会議サービスを利用した
オンライン研修参加マニュアル

都道府県・指定都市・中核市が行う
外国人介護人材に関する講習・研修の
開催状況に関するアンケート調査
報告書

○外国人受入事業者等向け
映像教材の開発

外国人介護人材にかかる
受入れの仕組み
-入門編-

外国人介護人材にかかる
受入れの仕組み
-詳細編-

外国人介護人材にかかる
介護技能の指導

介護現場での日本語の指導

事例：介護現場に外国人介護人材を
受け入れるということ

GW①：アイスブレイク
～参加者で情報共有をしてみよう～

GW②：展開
～外国人介護人材への介護行為の伝え方～

本事業は、外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を行うとともに、介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 相談支援の実施

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

▶外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。



2. 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問

▶介護分野の1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。 など

3. その他の相談支援等

▶介護現場で就労中の外国人介護職員や介護に関心のある外国人を対象に、介護業務等に関する悩み相談や近隣地域で就労する外国人介護人材の交流等の機会づくりの支援等を行う。

◆令和2～3年度事業内容の一例◆

無料相談・サポート体制



*電話、メール、LINE、Facebook、複数言語対応可

制度説明、相談・交流会の開催状況



「交流会の手引き」の作成



オンライン交流会の開催(2021年度)

ONLINE 集合形式 JICWELS

介護現場で働く 介護を学ぶ外国人のための **交流会 2021**

今年度はオンラインと集合形式で開催します!

- 介護現場で働く外国人 (VISAは問いません)
- 介護の勉強をしている外国人 ●介護の仕事に興味がある外国人
- 福祉系の日本人学生も参加可能
- 外国人介護人材等を受け入れている施設担当者 (集合形式のみ)

開催日

開催日	オンライン開催日	時間	開催場所
第1回	6月16日(水)	18:30	オンライン
第2回	7月12日(水)	20:00	ZOOMを使う
第3回	9月9日(水)	(各回共通)	集合形式
第4回	12月14日(水)		全国7か所(予定)
第5回	1月20日(水)		場所が決まったらお知らせします!
第6回	2月18日(金)		

10月～11月 日程が決まったらお知らせします!

交流会のメリット 交流会に参加すると

- ★同じ分野・同世代との交流を通して、日本語だけでなく、日本文化に触れることができます
- ★素敵なプレゼントがもらえます ★多くの人と出会えて、友達を増やせます
- ★Facebookの専用グループに招待されます
- ★Facebook LIVEで介護の仕事や勉強に役立つ情報を見ることが出来ます

参加方法: ホームページから申し込んでください

主催: 公益社団法人 国際厚生事業団 JICWELS



○制度説明

介護分野における
特定技能制度

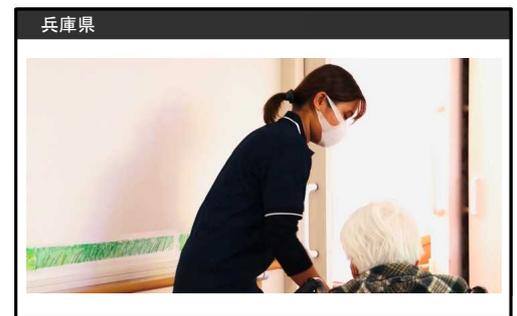
外国人介護人材相談支援事業
公益社団法人 国際厚生事業団 JICWELS

第1章 外国人介護人材 受入れの仕組み	第2章 特定技能制度の 概要	第3章 特定技能で受け入れるには ～3つの試験編～
第4章 特定技能で受け入れるには ～介護の試験編～	第5章 特定技能で受け入れるには ～雇用手続・受入法人の基準編～	第6章 特定技能を受け入れたら ～就労前の支援計画編～
第7章 特定技能を受け入れたら ～在留資格申請編～	第8章 特定技能を受け入れたら ～在留カード・その他の手続編～	第9章 特定技能を受け入れたら ～就労中の支援計画・その他の手続編～

<https://jicwels.or.jp/fcw/seminar/2021>



○受入事例



外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業について
【地域医療介護総合確保基金のメニュー】

1. 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

【目的】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、当該留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成する。

【事業内容】

留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を助成。

留学生（日本語学校・養成施設）

奨学金の
貸与・給付

受入介護施設等

<留学生の支援例>

- 1年目：日本語学校
学費：月5万円
居住費：月3万円
- 2年目・3年目：介護福祉士養成施設
学費：月5万円
入学準備金：20万円（初回に限る）
就職準備金：20万円（最終回に限る）
国家試験受験対策費用：4万円（年額）
居住費：月3万円

経費助成

補助率：1/3※
※受入介護施設等が留学生に給付する奨学金等の総額の1/3を補助

都道府県（委託可）

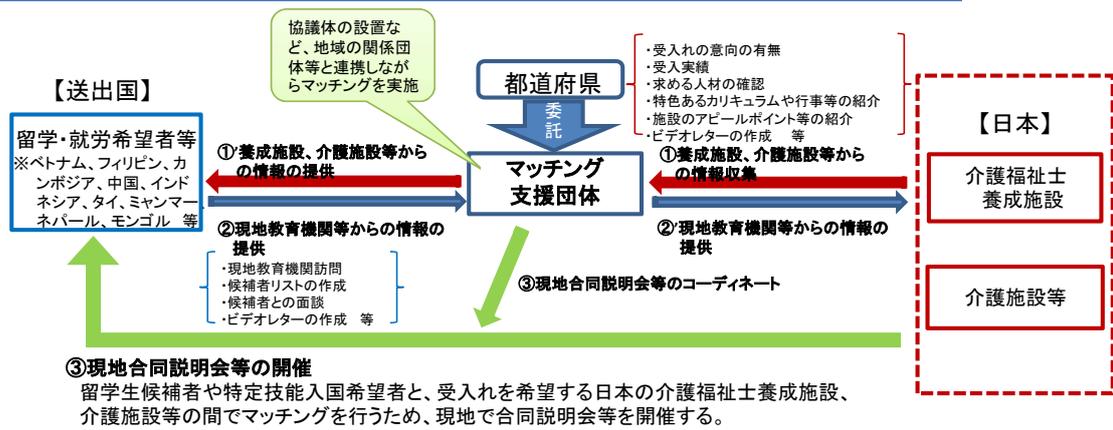
2. 外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

【目的】

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

【事業内容】

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など



【事業目的】

- 外国人介護人材の受入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



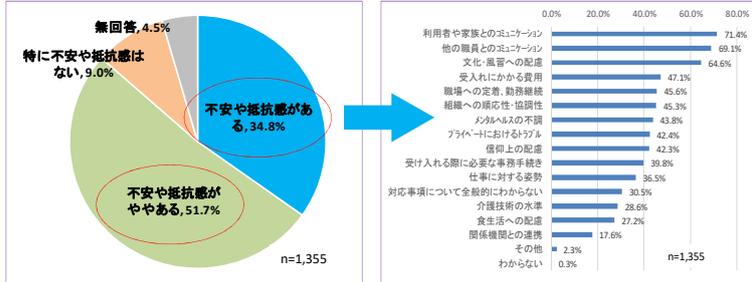
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



事業概要(経緯・目的・内容)

- 県内では介護職員の慢性的な不足の解消が喫緊の課題であり、外国人介護人材の受入れ支援に取り組んできた結果、県内で働く外国人介護職員数は年々増加している。
- 外国人介護職員に対するアンケート等から、職場で働く上で、様々な課題があることを把握した。(異国で働く不安、孤立感、言語・文化の違い→これらの問題をなかなか相談しづらい状況。)
- 本県で安心して長く働き続けられるため、本人が抱える不安・悩みに対するサポート環境整備が必要と判断。
- 地域医療介護総合確保基金を活用して実施。

事業内容

1 巡回相談

- ① 相談員が介護事業所を訪問
- ② 外国人職員本人から仕事及び生活上の不安や悩みの聞き取り
- ③ ②を受けて必要なアドバイスを行う

令和2年度 巡回相談 50回

2 研修交流会

同じ国籍の職員を集め、仲間づくりができる研修交流会を開催。

(テーマ例:日本の介護に関する現状、文化及び生活習慣等への理解を深める)

令和2年度 実施回数 14回、参加者 延べ104人(対象国:フィリピン、ベトナム、インドネシア、中国、ミャンマー)



研修交流会の様子

事業実績・成果

- 職場定着率(R3.10月末現在) 98%
- 研修交流会参加者アンケート結果
 - ・もっと日本語や介護の勉強を頑張りたい。
 - ・講師のベトナム語の通訳が分かりやすかった。
 - ・交流会により気分がリフレッシュされた。
 - ・同じ国の友達と色々話せて楽しかった。

今後の課題

- 巡回相談においては、母国語で対応できることに加え、職員本人が安心して相談できる信頼関係の構築・相談体制の強化を図る必要がある。
- 研修交流会に参加した職員を継続的に支援できるよう、事業所に対するフィードバック方法を検討する。

静岡県委託事業「外国人介護人材サポート事業」

外国人介護職員さん、事業所の担当者さん、
「悩みごと」お聞かせください。

外国人介護職員・受入れ事業所対象
巡回訪問のご案内

例えば
こんなお悩み
ありませんか？

- 職員や利用者とのコミュニケーション
- 介護技術や読み書き能力
- 給与・勤務条件や休暇取得の状況
- 生活環境や習慣、文化等…

についてお聞かせください。

内容
静岡県社会福祉人材センター職員が事業所へお伺いし、直接、事業所の担当者や外国人介護職員の方と面談し、困りごとや悩みごとをお聞かせします。

申し込み方法
裏面の申込書にご記入の上、静岡県社会福祉人材センター FAX:054-272-8831 もしくはメールにて送信してください。
※申込書「Word」は、お申込みのダウンロードページです。

昨年度、巡回訪問を受けてくださった担当者さんからは…

- 最近の静岡県の外国人介護職員受入れ動向を知ることができた。また、一般求人についてもアドバイスももらった。
- 最近の事業所の取り組みや役に立つヒントももらった。
- 電話では、彼女達の新たな面が発見でき、今後の指導につなげていきたい。
- 巡回訪問や研修交流会という場があることで、施設や法人内だけに留まらず外国人介護職員の裾野が広がった。

問合せ先
静岡県社会福祉人材センター 人材課
〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 TEL:054-271-2110 / FAX:054-272-8831 E-mail: jinzai@shizuoka-wel.jp

令和3年度

外国人介護職員
研修交流会

令和4年2月 開催!!
参加費 無料

静岡県委託事業
「外国人介護人材サポート事業」

主催：(福) 静岡県社会福祉協議会 静岡県社会福祉人材センター
共催：静岡県社会福祉法人経営者協議会

目的・内容
外国人介護職員の職場定着と介護のスキルアップを目的とし、参加者同士の交流を通して地域に根差した環境づくりを促す。
※過去にこの研修に参加した方も、新たな学び・交流ができるように企画しています。

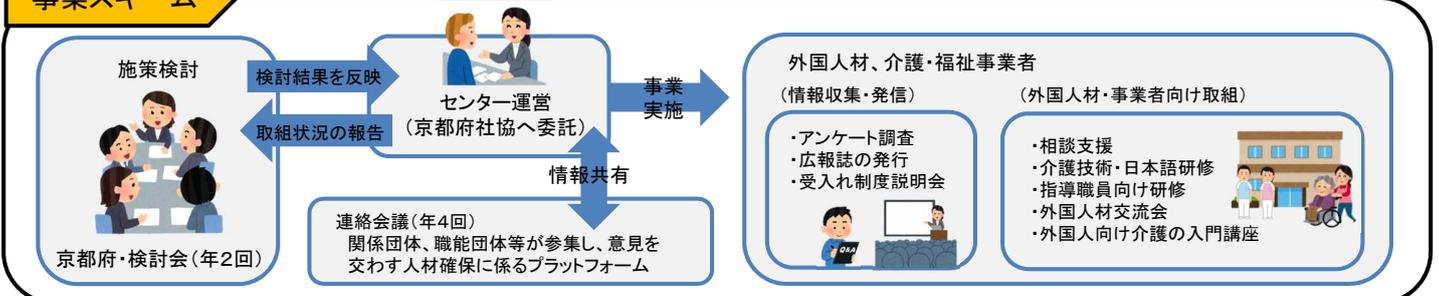
対象
① 静岡県内の介護事業所で就労している外国人介護職員
② 介護職を目指す養成校や日本語学校の留学生

定員 20名
お申し込み・お問合せ先
静岡県社会福祉人材センター人材課(常駐・松本)
〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 TEL:054-271-2110
メール: jinzai@shizuoka-wel.jp

事業概要(経緯・目的・内容)

- 国における技能実習制度や在留資格「特定技能」等の制度拡充に合わせて、平成31年度に学識経験者、介護サービス利用者及び福祉関係団体による「外国人介護人材受入れに係る検討会」(以下、「検討会」という。)を立上げ、外国人介護人材に係る情報共有や施策の方向性について協議を実施。【基金事業】
- 検討会では、「技能実習に係る監理団体の情報が乏しく信用性に欠ける」、「介護の質を担保するためにも介護技術・日本語の教育支援が必要」、「外国人介護人材が安心して働けるよう生活環境を整備するべき」等の意見が出され、令和2年6月に「京都府外国人介護人材支援センター」(以下「センター」という。)を開設。【基金事業】
- センターでは、外国人介護人材及び受入れ事業所を対象とした相談窓口の設置、介護技術・日本語能力の向上に係る研修会の実施及び外国人介護人材に係る情報の収集・発信等を実施。【基金事業・国庫補助事業】

事業スキーム



事業実績・成果

- 令和2年6月にセンター開設。相談窓口設置。
- 外国人介護職員向け研修(介護技術・日本語能力) 2箇所延べ4回、外国人39人・指導職員20人参加(R3)
- 指導者向け研修 2箇所延べ2回、指導職員17人参加(R3)
- 定住外国人向け介護の入門講座 10人参加(R3)

今後の課題

- 事業所アンケートや検討会での意見から以下の課題があげられている。
- 外国人受入に関心があっても受入手続きがわからない事業所が一定数存在。
→ 受入制度や受入事例、監理団体に関する情報等センターの情報収集・発信力の強化が必要。
 - 介護や日本語能力の向上の他、住居確保等の生活支援を課題とする事業所が多い。
→ 市町村や関係団体と連携し地域での受入を進める必要がある。
 - 小規模な法人や障害分野の事業所で外国人材を受け入れる仕組みの検討が必要。

京都府福祉事業（京都府社会福祉協議会が実施）

京都府外国人介護人材支援センター

Kyoto Prefectural Foreign Care worker Support Center

◆◆ 理念 ～目指すべき方向～ ◆◆

今後、増加することが見込まれている外国人介護人材の受入が円滑に進むよう相談窓口を設置するほか、様々な事業を通じて外国人介護人材の確保・定着・育成を目指します

- > 共生社会や多様化する働き方の視点を大切にします。
- > 外国人材受入事業所とそこで働く外国人介護職員双方を支援します。
- > 「働く」ことに併せて、「暮らし」や「生活」についても支援します。
- > これらの支援を京都府内の関係機関・団体と連携して実施していきます。

◆相談員による窓口相談及び事業所訪問◆

「職場における悩みごと、生活上の困りごと」(外国人介護職員)や「外国人介護職員受入れにあたっての不安、悩みごと」(受入事業所)等の相談をお受けします。
※来所・電話・メール

◆セミナー&交流会の開催◆

受入事業所や外国人介護職員を対象にセミナーや交流会を開催します。外国人介護職員の不安軽減を図るため、外国人介護職員同士の交流やつながりを図ります。

◆外国人介護人材支援連絡会議の開催◆

業界団体、職能団体、監理団体等で構成される連絡会議を定期的に開催し、外国人介護職員に関する情報交換を行います。

◆外国人介護職員向け介護技術・日本語能力向上研修◆

外国人介護職員によるケアの質の一層の向上を目指して、介護技術研修、日本語能力向上研修を行います。また、地域で行う研修に講師を派遣します。

◆外国人介護人材に関する情報収集及び情報発信 など◆

京都府外国人介護人材支援センター

(社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター内)

京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375(ハートピア京都地下1F)

☎ 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町駅」下車

開所時間:月曜日から金曜日(祝日、年末年始の休日を除く)午前9時から午後5時まで

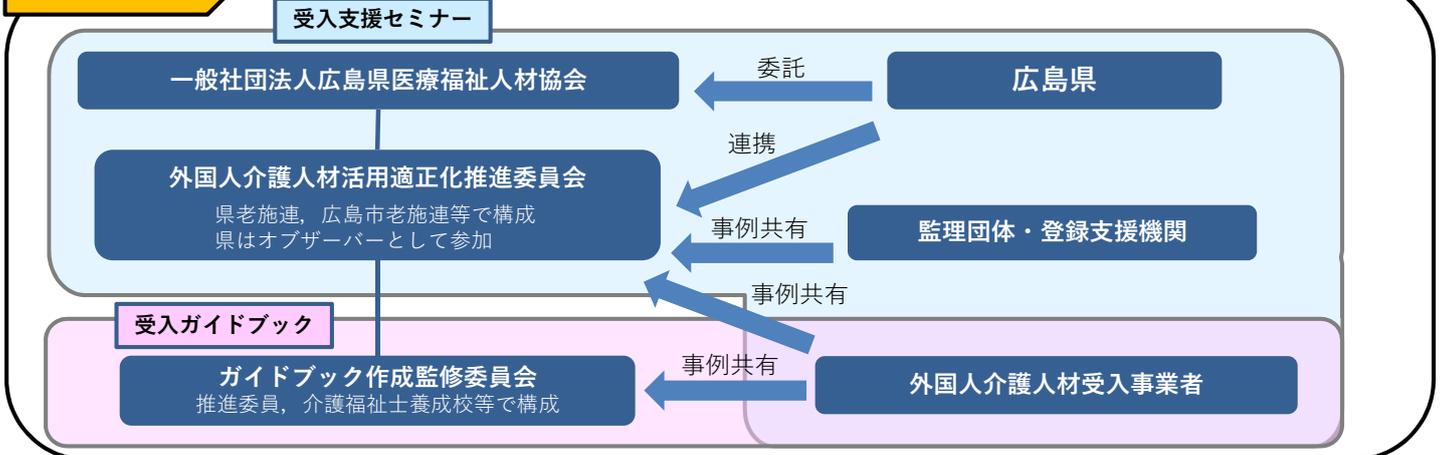
TEL:075-252-6295/fax:075-252-6312

E-mail:kfscsc@kyoshaky0.or.jp **FUKUJOB** きょうと

事業概要(経緯・目的・内容)

- 受入支援セミナー
外国人材の受入を検討している事業者等を対象に、制度理解促進や事例共有等を目的としたセミナーを開催【基金事業】
- 受入ガイドブック
県内の受入れ事例(11事業所)や、仕事面・生活面・言語面での支援など、外国人介護人材受入れのためのノウハウをまとめたガイドブックを作成【基金事業】

事業スキーム



事業実績・成果

- 令和2年度事業実績
 - ・ セミナー参加者数・・・216名
 - ・ ガイドブック配布・・・1,600部

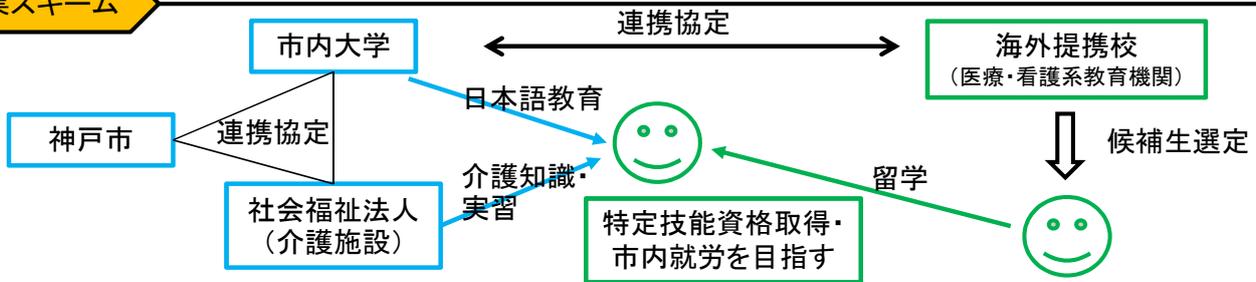
今後の課題

- 事業所の受入れ段階に応じた支援
(検討段階, 受入初期, 受入中, 等)
- 県内で就労する外国人材の支援
- 介護福祉士を目指す外国人材の学習支援

事業概要(経緯・目的・内容)

- 慢性的に人材が不足している介護現場に、医療や看護の知識を有する即戦力の外国人介護人材を、継続的に送り込む枠組みを構築するため、産・官・学が連携し、外国人介護人材の受け入れ・教育・定着を行うスキームを構築する。
- 具体的には、東南アジアを念頭に海外の医療・看護系の教育機関と連携し、そこで学ぶ学生を介護人材候補生として市内大学にて短期留学で受け入れる。候補生には、大学での日本語学習と、社会福祉法人の運営する介護施設での実習を組み合わせたカリキュラムを提供し、人材の育成を図り、最終的には候補生が在留資格「特定技能1号(介護)」を取得し、神戸市内の介護施設に就労することができるよう支援する。

事業スキーム



事業実績・成果

- 令和4年度以降に実質的な受け入れを開始予定。

今後の課題

- 新型コロナウイルス感染症への対応(入国制限等により、当初の事業スケジュールから、変更を余儀なくされる)
- 海外提携校の拡大等

事業概要(経緯・目的・内容)

- 新しい介護職の働き方や働く環境づくりを応援する「神戸市の福祉応援プロジェクト『コウベdeカイゴ』」の一環として実施
- 介護人材確保と定着に資するため、在留資格「技能実習」及び「特定技能」で在留する外国人(以下「技能実習生等」という)に関して、市内の介護保険施設及び介護サービス事業所が負担する以下の経費を補助
 - ① 雇用契約日から12か月間の日本語学習にかかる経費
 - ② 介護福祉士国家資格試験受験年度に、資格取得のための学習に係る費用
 - ③ 技能実習生等が日本語学習等を行う間、必要となる代替職員の確保に係る経費
- 地域医療介護総合確保基金を活用



事業スキーム



事業実績・成果

<令和3年度実績>

- ① 日本語学習支援...9事業所(35名)
- ②③ 申請無

今後の課題

- 市内施設及び事業所向けにさらなる周知を図っていくことで、当事業の申請(活用)件数を増やしていく。
- 送り出しの対象国にもアピールをするため、市の外国人向けのホームページに掲載する等してさらなる周知を図っていく。

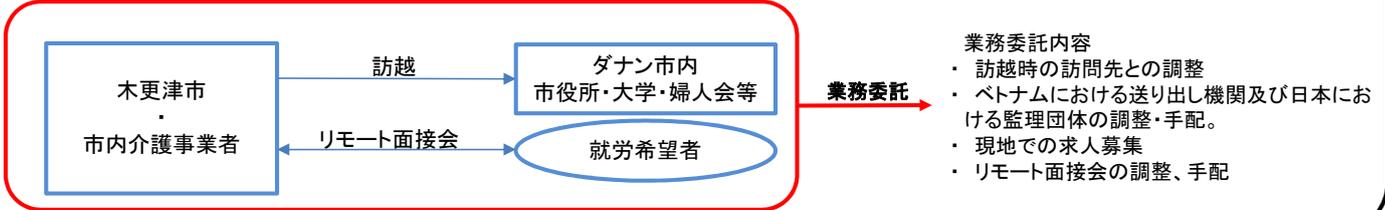
事業概要(経緯・目的・内容)

介護人材確保が喫緊の課題となっている中、本市とダナン市が締結した「友好協力関係構築に関する覚書」に基づき、介護分野における技能実習生の受け入れを推進。ダナン市との介護人材確保に係るコーディネート業務を委託により実施した。

- 1 令和元年度にダナン市を訪問し、介護人材の送り出しについて協力していくことの確認を行った。
- 2 ダナン市の協力を得て、ダナン市内3つの大学で求人募集のポスターを掲示、またFacebookでもPR動画を発信する等の周知を行った。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月に予定していたダナン市現地での面接会の開催が叶わなかったため、令和3年1月にリモートでダナン市と木更津市の各会場を繋ぎ面接会を実施。
- 4 面接会には、木更津市内に所在する2つの介護事業者と、9名の就労希望者が参加。

事業スキーム

木更津市 ← 友好協力関係構築に関する覚書 → ダナン市



事業実績・成果

- 令和2年度の事業実績については、
 - ・ 面接会への参加事業者…2事業者
 - ・ 面接により採用が決まった人数…4名 (各事業者2名ずつ)

今後の課題

- 本事業を今後も継続する場合、行政の関わり方について検討が必要。
- 今後さらなる外国人介護人材の定着に向け、採用した事業所や技能実習生に対してどのようなサポートができるか検討が必要。(日本語学習や生活面での補助など。)

令和3年度 老人保健健康増進等事業 外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業

事業実施主体：公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会

- ・ 本調査研究は、令和2年度からの継続事業であり、初年度は、介護福祉士養成施設（以下、養成校という）・留学生アンケート調査、国家試験分析等を行ったうえで、**養成校向け**の「**介護福祉士国家資格取得に向けた 留学生指導についてのガイドライン**」を作成しています。
- ・ 本年度は、国家試験分析、養成校教員向けアンケート等を行い、上記ガイドラインの付属資料として、**外国人に介護を指導する教員向け**の「**介護福祉士国家資格取得に向けた留学生指導についての指導のポイント**」を作成しているところです。
- ・ 令和2年度事業の報告書及びガイドラインは、本協会のHP上で公開しております。また、令和3年度事業の報告書及び指導のポイントは、本協会のHPにて、今後公開する予定です。(令和4年5月頃を想定)

ガイドラインについて (令和2年度作成)



【掲載内容】 ※養成校向け

- I. 国家試験の得点別に見た留学生の特徴と対応
- II. 国家試験に向けて養成校に求められる対応
- III. 国家試験で使用される日本語を理解する
巻末参照編、令和元年度国家試験 誤回答の分析

指導のポイントについて (令和3年度作成予定)



【掲載内容 (予定)】 ※介護教員向け

- I. 外国人介護人材の国家試験の得点傾向・回答傾向について
- II. 指導する際の前提知識
- III. 具体的な指導方法
巻末参照編、外国人介護人材に向けての授業サンプル (動画教材)

※ 指導のポイントの表紙イメージは現時点の案であり、出来上がったものと異なる可能性があります。

検討委員会委員一覧 (令和3年度、敬称略、五十音順)

井之上 芳雄 (検討委員会 委員長)
日本介護福祉士養成施設協会 副会長

石川 由美
浦和大学短期大学部 特任教授

伊藤 優子
北海道医療大学先端研究センター 客員教授

今村 文典
日本介護福祉士会 副会長

岡本 匡弘
京都保育福祉専門学校 副学院長

黒田 英敏
旭川福祉専門学校 副校長

橋本 由紀江
国際交流 & 日本語支援Y 代表理事

矢口 浩也
国際厚生事業団 国際・研修事業部 部長

※ ガイドライン・指導のポイントを作成するにあたり、上記検討委員会以外に、別途、作業部会を設置し、事業を進めています。

過去の調査実績はこちら

外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業報告書 (令和2年度老健事業)
http://kaiyokyo.net/pdf/r2_gaikokujin_gakushuushien.pdf

第8 社会福祉法人制度等について（福祉基盤課）

1 社会福祉連携推進法人制度の創設について

（1）社会福祉連携推進法人制度創設の趣旨について

社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）制度については、令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき創設され、令和4年4月から施行することとしている。

連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人（以下「法人」という。）の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設したものであり、その設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

この連携推進法人は、2以上の法人が社員として参画し、以下の6つの「社会福祉連携推進業務」のうちから、1つ以上の業務を行うことで設立が可能である。

- ① 地域福祉支援業務
- ② 災害時支援業務
- ③ 経営支援業務
- ④ 貸付業務
- ⑤ 人材確保等業務
- ⑥ 物資等供給業務

今後、少子高齢化や人口減少等により、地域ニーズの変化が見込まれ、法人はこうした変化に的確に対応し、自ら提供する福祉サービスの質を確保しつつ、その経営を持続可能なものとしていくことが求められている。こうした中で、連携推進法人の枠組みを活用することにより、スケールメリットの導入による経営コストの縮減、法人間のサービス手法・人材育成等のノウハウ共有、地域に不足するサービス資源の創出など、地域ニーズの変化に対応

していくための様々な効果が期待できることから、本制度の趣旨等について十分ご理解をいただいた上、地域において有効に活用されるよう、関係者に対する制度周知にご協力をいただきたい。

(2) 社会福祉連携推進法人制度の施行に向けた関係法令・関係通達について

連携推進法人制度の施行に向けては、昨年、以下の関係法令・関係通達を公布した。また、12月21日には、これらの関係法令等に関する説明会をオンラインで実施したところである。

令和4年4月1日以降の連携推進法人制度に係る事務処理を的確に行うため、その内容について十分理解を深め、施行準備を進めていただきたい。

- ① 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
- ② 社会福祉法施行令の一部を改正する政令
- ③ 社会福祉法施行規則及び社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令
- ④ 社会福祉連携推進法人会計基準（省令）
- ⑤ 介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部を改正する件（告示）
- ⑥ 社会福祉連携推進法人の認定等について（社会・援護局長通知）
- ⑦ 社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱いについて（社会・援護局長通知）
- ⑧ 社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について（社会・援護局福祉基盤課長通知）
- ⑨ 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正について（社会・援護局長通知）
- ⑩ 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の一部改正について（社会・援護局福祉基盤課長通知）
- ⑪ 法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人の要件を満たす社会福祉連携推進法人の定款の取扱い等について（社会・援護局福祉基盤課長通知）

(3) 社会福祉連携推進法人の認定所轄庁の役割について

連携推進法人は、一般社団法人を認定することにより設立されるものであるが、その認定等に係る事務処理については、都道府県等が認定所轄庁としてこれを担うこととなる。

認定所轄庁においては、

- ① 社会福祉連携推進認定及び認定の公示
- ② 定款変更の認可、社会福祉連携推進方針の変更認定、代表理事の選定・解職認可
- ③ 認定の取消、認定取消の公示、認定取消に係る変更登記の囑託
- ④ 社会福祉連携推進法人に対する指導監査の実施、一時役員・代表理事の選任

などの役割を担うこととなるので、(2)の関係法令等を踏まえ、的確な事務処理を行うことができるよう、庁内における適切な体制の整備をお願いしたい。

(4) 社会福祉連携推進法人の認定所轄庁への依頼事項について

連携推進法人の認定所轄庁については、法人と同様、都道府県を原則としているが、連携推進法人の業務の実施範囲（社員の主たる事務所の所在地）に応じて決定される仕組みとなっており、全ての都道府県、市が認定所轄庁となり得る。

したがって、令和4年4月1日の制度施行以降、全ての都道府県、市において連携推進法人の設立に係る認定申請を受け付けられる体制が必須となるため、

- ① 担当部課室や担当係の決定、
- ② 管内関係者からの設立相談に応じるとともに、申請を確実に受け付けられる体制の構築、
- ③ 必要に応じた、事務分掌規則や事務専決規程の整備

など、施行に向けた庁内体制の整備を速やかに行うよう、重ねてお願いしたい。

また、連携推進法人に関する普及啓発が図られるよう、関係者への制度周知についても併せてご協力をお願いする。

※ 連携推進法人に関する情報は、厚生労働省ホームページにおいて、随時公表しているので、適宜ご参照頂きたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

(5) 令和4年度予算(案)「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」について

連携推進法人制度の円滑な施行に向け、令和4年度予算(案)において、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」(令和4年度予算額(案):351,151千円)のメニューとして、「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」を創設したところ。本事業においては、連携推進法人の立ち上げに当たって事前に必要となる設立準備会や合同研修会の開催経費等の設立に必要な経費について補助することとしており、希望する法人が円滑に連携推進法人を設立できるよう、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

なお、連携推進法人の設立の検討に際し、まずは、既存事業である「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」において、法人間連携プラットフォームを設置して連携・協働の場を作り、実践を積み重ねることも可能であることから、既存事業の活用も含め、法人の希望に応じた支援をお願いしたい。

2 社会福祉法人制度の運営について

(1) 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた社会福祉法人の運営について

去年は、新型コロナウイルス感染症のまん延により、理事会・評議員会の対面開催が困難になるなど、法人の運営にも大きな影響を及ぼした。

令和4年度においては、原則として通常の運営を行うことを基本とするが、引き続き新型コロナウイルス感染症の動向を注視し、緊急事態宣言の発令の

有無などの状況も踏まえ、その取扱いを改めてお示しする場合がありますのでご承知おきいただきたい。

(2) 社会福祉法人制度改革について

法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であるため、平成 28 年 3 月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号。以下「平成 28 年改正法」という。）において、法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から改正を行ったところである。

法人が、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たせるよう、引き続き、各法人、所轄庁において必要な取組を進めていただきたい。

(3) 「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

「地域における公益的な取組」については、法第 24 条第 2 項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課せられている。その具体的な運用については、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」

（平成 30 年 1 月 23 日付け社援基発 0123 第 1 号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）によりお示しをしているので、各所轄庁におかれては、本通知の趣旨も踏まえ、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場の提供をお願いしたい。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、「社会福祉法人の「社会福祉充実財産」を地域公益事業に積極的に振り向ける方策を講ずる。」と記載されたところであるが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、孤独・孤立対策などを含めた生活困窮者への支援において、社会福祉法人への期待が一層高まっているこ

とを受け、社会福祉充実財産の有無に関わらず、地域公益事業を含む「地域における公益的な取組」を積極的に実施いただきたいという趣旨である。

これらを踏まえ、生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」について、新たに好事例集を作成することとしているので、こうした好事例を周知することなどを通じて、地域において、法人の取組を促す環境整備をお願いしたい。

(4) 職員の処遇改善について

人への分配はコストではなく、未来への投資であるとの考えに立ち、官と民が共に役割を果たすことで、成長の果実をしっかりと分配し、消費を喚起することで、次の成長につなげていくことが、成長と分配の好循環による新しい資本主義を実現するための要であるとされている。

こうした考えの下、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）においては、国が率先して、看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げを行うこととしている。今後ともこうした方々の仕事に見合った適切な処遇が行われるよう、収入の引上げが持続的に行われる環境を整備していくこととしているが、法人におかれてもこれらの趣旨を踏まえ、職員の処遇改善に一層ご尽力をお願いする。

(5) 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について

社会福祉充実残額については、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第55条の2の規定に基づき、法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされている。当該残額が生じる場合には、法人は、その規模や用途等を明らかにするための「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度6月30日までに計算書類等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされており、その具体的な事務処理については、「社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理基準」（平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号、厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）によりお示ししている。

各所轄庁におかれては、これらの社会福祉充実残額が、各地域の中で有効

に活用されるよう、社会福祉充実計画の実施状況の把握に努めるとともに、法人に対する必要な助言をお願いしたい。併せて、「地域公益事業を含む地域における公益的な取組及び職員の処遇改善の取組の積極的な実施について」（令和4年1月5日付け社援発0105第1号厚生労働省社会・援護局長通知）において、社会福祉充実計画の策定に当たっては、地域公益事業を積極的に実施いただくとともに、職員の処遇改善も可能な限り優先的に検討いただきたいとしていることも踏まえつつ、引き続き、社会福祉充実計画を策定する法人の手續及び既に策定した社会福祉充実計画の変更手續に遺漏のないよう、必要な事務処理をお願いする。

（6）法人に対する指導監査の適正な実施について

法人の指導監査については、平成29年度より、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号関係局長連名通知。以下「監査実施要綱通知」という。）により実施していただいているが、今後とも、平成28年改正法における経営組織のガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、監査の基準を明確化（ローカルルールの是正）し、指導監査の効率化・重点化を図ったという趣旨を踏まえ、適切に法人の指導監査を実施していただきたい。

なお、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止の観点から、一般監査については、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直すこととしており、追って監査実施要綱通知を改正することとしているので、ご承知おきいただきたい。また、令和4年度における一般監査の実施の周期については、原則として通常どおり取り扱うことを基本とするが、引き続き新型コロナウイルス感染症の動向を注視し、緊急事態宣言の発令の有無などの状況も踏まえ、その取扱いを改めてお示しする場合がありますのでご承知おきいただきたい。

（7）「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下「電子開示システム」という。）は、法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められていることから、平成 28 年改正法に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）の業務として、運用を行っているところである。

令和 3 年 11 月 30 日現在で、20,927 法人が電子開示システムによる現況報告書等の届出を行ったところであり、昨年度よりも本システムの活用が進んでいる。本システムによる届出の推進に対してご理解、ご協力いただき感謝申し上げますとともに、未活用の法人に対する支援等を引き続きお願いする。

なお、来年度の電子開示システムにかかるスケジュールについては、福祉医療機構より各法人に対して別途連絡することとしているが、現段階では、4 月 1 日から入力シートのダウンロード等の運用を開始する予定としているのでご承知おきいただきたい。

法人に関する情報に係るデータベースとして、国民に対するインターネット等を通じた迅速な情報提供に資する電子開示システムの趣旨を踏まえた対応に引き続きご協力いただくとともに、法第 59 条の 2 第 2 項において、都道府県は、管内の社会福祉法人の活動の状況等の調査及び分析を行い、必要な統計等を作成し、その公表に努めることとされていることから、電子開示システムの積極的な活用をお願いしたい。

3 社会福祉法人関連の令和 4 年度予算案等について

(1)「地域課題に取り組む小規模法人ネットワークへの ICT 化支援」(令和 3 年度補正予算) について

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、社会的な孤独・孤立の問題が深刻化する中、小規模な社会福祉法人であっても、「地域における公益的な取組」を行う責務を果たせるよう、複数の小規模法人等で構成されるネットワークを対象に、ICT 技術の導入方法や活用に係るコンサルティング支援や合同研修を実施することで、業務の効率化を図るとともに、地域課題に

取り組む体制を強化することを目的としている。

このため、ICT技術の導入による事務効率化を検討する法人や、「地域における公益的な取組」にICT技術の導入を検討する法人について、共同して効果的にICT技術の導入が図れるよう、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

(2)「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」(令和4年度予算案)

について

本事業は、地域共生社会の実現に向け、小規模な法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の施行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組の推進を目的としている。

なお、連携推進法人制度創設に伴い、連携・協働の実践を積んだ既存プラットフォームが連携推進法人を設立することも可能である。その場合には、設立後は会費等により運営されることとなることから、本事業においては補助対象外とする方向で検討している。

今般の連携推進法人制度の施行も踏まえ、複数法人のネットワーク強化、単独法人では実施が困難な協働事業の推進等の観点から、本事業の一層積極的な活用をお願いしたい。

第9 矯正施設退所者等の地域生活定着支援について（総務課）

1 被疑者等支援業務の実施について

地域生活定着促進事業では、高齢又は障害のある矯正施設退所者等を福祉サービス等につなげる支援である、いわゆる出口支援を行い、一定の成果を挙げている。令和3年度からは、被疑者等への支援であるいわゆる入口支援（被疑者等支援業務）を開始しているが、全都道府県での実施には至っていない。また、支援実績を向上しつつ、質の高い支援も実現するための被疑者等支援業務の充実・強化が必要である。

そこで、令和4年度予算案においては、被疑者等支援業務を全都道府県で実施するために必要な経費を計上するとともに、同業務における弁護士との連携強化を促進することとしている。

については、関係機関と協議を積み重ねるなどの連携構築を更に図った上で被疑者等支援業務の実施をお願いする。また、弁護士との連携を含めた支援を円滑かつ着実に、そして効果的に実施できるよう合わせてお願いする。

2 関係機関等との連携や地域の社会資源を生かした事業実施について

本事業において、かねてより市町村との連携促進は課題の一つとなっていたところ、障害により自立した生活を営むことが困難な起訴猶予者等（受刑者等を含む）への支援については、地域生活定着支援センターと連携する専門的職員を市町村に配置（基幹相談支援センターに委託可）できる事業（「市町村と地域生活定着支援センターの連携強化事業（地域生活支援事業）」）に係る経費が、障害保健福祉部の令和4年度予算案に計上されたことなども踏まえ、市町村や関係機関等と連携し、重層的支援体制整備事業等の既存の福祉的支援等との一体的実施や他に利用可能な事業の活用等、地域の社会資源を生かした事業実施をお願いする。

3 事業実施のための各都道府県における予算確保・執行について

本事業は、孤独・孤立対策の観点から重要な政策の一つであるとともに、地域共生社会の実現の観点からも極めて重要な事業の一つとして、地方公共団体が担う住民の福祉の向上にも資するものである。

これらを踏まえ、各地域での本事業による適切なサービス提供とともに、安定的・継続的な実施の確保等のため、本事業の実施に要する費用の4分の3相当の定額を国庫補助している一方、各都道府県に対しては、本事業の実施に要する費用の4分の1相当の額の支出をお願いしている。

本事業の令和4年度予算案については、事業の実施に要する費用の4分の3相当の額となっており、当該都道府県域での本事業によるサービスの適切な提供や安定的・継続的な実施等の確保のためには、各都道府県における本事業の実施に要する費用の4分の1相当の額の支出が重要となる。

については、上記費用の支出につき、4分の1相当の額を支出している都道府県におかれては、引き続きの予算確保・執行についてお願いするとともに、4分の1相当の額を支出していない都道府県におかれては、本事業の当該地域における役割や意義等を十分理解の上、必要な予算確保・執行についてお願いする。

なお、国庫補助の前提として、各都道府県におかれては、事業の適正化等の観点から委託先の事業の実態を適切に把握し、事業の規模等についての精査も合わせてお願いする。

4 その他

- (1) 弁護士との連携強化を含む本事業の令和4年度国庫補助基準額については、事業の適正化等の観点も踏まえつつ検討中である。別途お示しする予定であるので留意願いたい。
- (2) 委託先の選定に当たっては、価格のみの評価ではなく事業の内容を中心とした総合的な評価を行うなど、事業の質の確保等の観点についても考慮されたい。
- (3) 複雑で困難な課題を有する高齢又は障害のある矯正施設退所者等への支援が適切に行えるよう十分な専門性を有する人材を計画的に育成し、全国的に支援の質をさらに向上・均一化することを目的とするため、令和4年度予算案において、国による地域生活定着支援人材養成研修事業を実施するための経費を計上している。

第 10 社会福祉施設等の防災・減災対策等について（福祉基盤課）

1 社会福祉施設等の防災・減災対策等について

(1) 災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム（DWA T）の設置について

災害福祉支援ネットワークは、災害時において、高齢者や障害者、子どもといった災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難所生活における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成・活動させるなどの取組を進めるためのネットワークである。令和 3 年 11 月現在、44 都道府県においてネットワークの構築、39 府県において災害派遣福祉チームが設置されており、構築・設置に向けた取組は進んできているものの、全ての都道府県での構築・設置には至っていない。

近年、大規模災害が発生する中で、少子高齢化や核家族化などにより、地域のつながりの希薄化が進んでいることから、避難所生活において、医療や保健的側面からの支援に加え、福祉的側面からの支援が求められている状況にある。また、今後発生が予想される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害では、単独の都道府県での対応では困難な場合も想定されることから、都道府県間の広域的な相互支援体制を構築していくことも喫緊の課題となっている。

近年の活動状況を見ると、令和元年の台風第 19 号の際には、被災 5 県（宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、長野県）において、それぞれ管内の災害派遣福祉チームが、特に長野県では、長野県の要請を受けた群馬県の災害派遣福祉チームが派遣され、被災者に対する相談支援や避難所内の環境整備などの支援活動を行い、大きな成果を上げた。また、令和 3 年の 7 月豪雨災害の際には、大規模な土砂災害が発生した静岡県において、静岡県災害派遣福祉チーム（静岡 DWA T）が、約 2 か月にわたり県内の避難所 3 か所で、保健医療チームとの十分な連携の下、避難者に対する適切なアセスメントや避難者からの相談などの支援活動を行い、避難所での災害時要配慮者の生活を支える上での福祉ニーズへの的確な対応が行われた。

厚生労働省では、全ての都道府県での災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チームの設置を目指し、各都道府県が取り組むべき内容について標準化を図りつつ周知を図る観点から、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」

(平成30年5月31日付社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知)を策定するとともに、「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業)を通じて、各都道府県におけるネットワーク構築や災害派遣福祉チームの構成員に対する訓練等に係る経費について補助を行っており、令和4年度も引き続き実施する予定である。さらに、令和4年度予算案では、全国の災害福祉支援ネットワークの支援体制を充実させるため、災害福祉ネットワーク中央センターを設置し、従来から行っている全国研修の実施に加えて、都道府県間の広域的な連携体制の構築を進めることとしている(本事業は民間団体へ委託して実施)。

災害福祉支援ネットワークが未構築である都道府県においても、何らかの検討は行われている状況と伺っているが、ガイドラインに基づき、早急に災害派遣福祉チームの組成・派遣が可能となるよう、関係団体間の調整、チームの組成・派遣に係る詳細な仕組みの構築等、具体的に取り組んでいただき、早急に構築・設置を完了していただくようお願いする。

(参考1)

災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業（案）

- 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業として実施
- 実施主体：都道府県又は都道府県が適当と認める団体
- 補助率：定額補助
 - ※次の（１）及び（４）の事業それぞれ上限150万円。
 - （１）の実施に併せて、（２）のいずれかの事業を実施する場合は上限175万円を上乗せ、（３）の事業を実施する場合は上限320万円を上乗せ。
- 事業内容：
 - （１）基本事業
 - ① ネットワーク本部の立ち上げ・運営
 - ② 災害福祉支援体制の検討・構築
 - ③ ネットワークの普及・啓発
 - ④ 災害派遣福祉チームの組成、研修、訓練等
 - ⑤ 他都道府県と情報交換や連携づくり
 - （２）連携体制充実事業
 - ① 保健医療分野も含めた一体的な支援体制の検討・構築
 - ② 受援体制の検討・構築
 - ③ ネットワーク事務局被災時の広域的な連携体制の検討・構築
 - ④ 市町村のネットワーク事務局への参画と連携体制の検討・構築
 - ⑤ 災害時に必要な器材の確保や備蓄場所の確保に係る検討・構築
 - ⑥ 被災社会福祉施設等が事業継続を行えるような体制整備の検討・構築
 - （３）災害対応力向上事業
 - 災害福祉支援コーディネーターを配置し、以下のような取組を実施
 - <平時の取組>
 - ・災害派遣福祉チームの派遣リストの整備や保健医療関係者との合同訓練・合同研修の企画・実施 等
 - <災害時の取組>
 - ・災害派遣福祉チームの派遣調整や保健医療等の他職種との連携 等
 - （４）体制強化事業（１回限り）
 - ※災害福祉支援ネットワークが構築されている都道府県が対象
 - ① ネットワーク本部の検討・構築
 - ② 管内社会福祉施設等の被災状況を把握するためのシステムの構築

（２）社会福祉施設等の被災状況の把握について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日付子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号）に基づき、従前から行っている被災状況整理表を用いた報告方法に加え、災害発生時における社会福祉施設等の被害状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）を活用した報告を今年度から開始している。

近年、大規模災害が発生する中で、社会福祉施設等の被災状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要であるが、未だに災害時情報共有システムを利用す

るために必要な施設・事業所の基本情報等の登録が完了していない自治体があるため、未完了の自治体におかれては早急にご対応いただきたい。

(3) 社会福祉施設等の防災・減災対策について

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化しており、広範囲において、災害そのものによる直接的な被害だけでなく、停電・断水によるライフラインの途絶などのインフラ毀損による二次被害も生じている。

このような状況を踏まえ、社会福祉施設等の防災・減災への対策については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）において、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策）を推進することとしており、令和3年度補正予算において所要の財源を確保したところである。また、福祉医療機構による耐震化等の防災・減災に係る優遇融資や自家発電設備及び給水設備の導入工事に係る優遇融資を引き続き実施することとしている。

これらを有効に活用し、社会福祉施設等の防災・減災力の強化を着実に進めていただきたい。

(参考2)

○ 社会福祉施設等の耐災害性強化等

令和3年度補正予算 241億円

児童福祉施設や障害者支援施設、介護施設等の災害復旧や、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備、非常用自家発電設備の設置、浸水対策等について支援を行う。

(参考3) 独立行政法人福祉医療機構による防災・減災に係る優遇融資

	耐震化等	自家発電設備等の導入
融資率	95% (通常70~80%)	
利率優遇	【耐震化整備・スプリンクラー整備】 基準金利同率 (据置期間中無利子) 【高台移転等整備】 全期間無利子	基準金利同率 (据置期間中無利子)

※ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等対象事業を優遇対象とする

※ 高台移転に係る二重ローン対策 (返済猶予や償還期間延長等) も実施

(4) 新型コロナウイルス感染症などの感染症対策について

ア 新型コロナウイルスへの対応について

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である。

また、緊急事態宣言時においても、高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）には、事業の継続が求められている。

これまで、平時から感染症発生時までのケア等の具体的な留意点や、感染対策のポイントをまとめた動画の公表、各施設における自主点検の促進等を行ってきたところであるが、現在の感染状況も踏まえ、管内社会福祉施設等に対して、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等に基づいた感染拡大防止対策の再徹底について周知願いたい。

(参考4)

- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000683488.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・社会福祉・雇用・労働に関する情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00110.html
- ・介護事業所等向けの情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html
- ・障害福祉サービス等事業所における対応等に関する情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

イ 今冬のインフルエンザ対策

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（令和3年11月15日付厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）に沿って、適切な対応をお願いする。

ウ 新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種（予防接種）対象事業者の登録に向けた対応

新型インフルエンザ特別措置法においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者の従業員に対し、特定接種が実施される。この特定接種の登録対象となる業種については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画において優先順位が決められており、国民生活・国民経済安定分野の事業として介護・福祉事業所も対象となっているところである。

特定接種の登録については希望する介護・福祉事業所毎に行うことが必要となるが、その要件として新型インフルエンザに関する業務継続計画の作成が義務づけられているところである。

このため、特定接種の登録の要件とされている介護・福祉事業所が作成する業務継続計画のガイドライン及び作成例を厚生労働省のホームページに掲載しているので、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画の作成に活用いただけるよう、管内市区町村や社会福祉施設等に対して周知願いたい。

なお、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種については、接種順位の考え方として、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、まずは医療従事者等への接種、次に高齢者、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者への接種をできるようにすることが示されているのでご承知おき願いたい

（新型コロナウイルス感染症対策分科会（第24回）資料2－1参照）。

（参考5）

<厚生労働省ホームページ>

- ・インフルエンザ（総合ページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/index.html

- ・令和3年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

- ・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

- ・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

- ・令和3年度インフルエンザQ&A

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/ga.html>

- ・啓発ツール

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>

- ・高齢者向けリーフレット

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf

- ・業務継続計画のガイドライン及び作成例

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について

https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000115430_1.pdf

<国立感染症研究所ホームページ>

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

エ ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることから、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いする。

(参考6)

<参照通知等>

- ・「ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」
(令和3年12月27日厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成19年12月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成26年2月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関するQ&A(最終改訂：令和3年11月19日)」(厚生労働省ホームページ)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成17年2月22日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成15年7月25日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」
(令和元年12月18日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」
(平成29年6月16日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)
- ・C型肝炎について(一般的なQ&A) (平成26年7月改訂)
<https://vhfj.or.jp/qac/>
- ・B型肝炎について(一般的なQ&A) (平成26年7月改訂)
<https://vhfj.or.jp/qab/>
- ・肝炎の予防に関する情報
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html>
- ・日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline02.pdf>
- ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline03.pdf>
- ・高齢者施設における肝炎対策のガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline04.pdf>
- ・「結核院内(施設内)感染対策の手引きについて(情報提供)」
(平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

2 独立行政法人福祉医療機構について

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業（通称「WAM NET」）、社会福祉施設職員等退職手当共済事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援している。福祉医療機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

(1) 福祉貸付事業について

○ 令和4年度予算案の概要

福祉医療機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施している。

令和4年度予算案においては、

- ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2021」等に掲げられている保育や介護の受け皿の整備を推進するために必要な資金需要
- ・ 新型コロナウイルス感染症により休業した又は事業を縮小した福祉事業者への資金繰りを支援するための危機対応融資を引き続き実施するために必要な資金需要

に対応しうる事業規模としたところである。（下記ア参照）

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、優遇融資等を実施する予定なので、管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いしたい。（下記イ参照）

なお、令和4年度における福祉貸付事業の具体的な取扱方針、貸付事務手続等については、福祉医療機構のホームページ等を通じて説明資料を公開する予定なので、確認をお願いしたい。（福祉医療機構主催で例年3月に開催している「福祉貸付事業行政担当者説明会」は、現在開催方法等を検討中であり、別途福祉医療機構から通知予定）

ア 貸付規模 資金交付額 8,772 億円（うち福祉貸付分 4,586 億円）

イ 貸付条件の見直し

① 新規事項

- ・ 感染症対策を伴う整備事業に係る融資条件の優遇措置
 - * 融資率:95%、貸付金利：基準金利、取扱期限：令和 12 年 3 月 31 日
- ・ デジタル関連の整備に係る融資条件の優遇措置の拡充
 - * 貸付利率：基準金利～基準金利+0.5%（据置期間中無利子（国庫補助等対象事業に限る））、取扱期限：令和 5 年 3 月 31 日
- ・ 保育関連施設等の整備に係る融資条件の優遇措置の拡充
 - * 償還期間：最長 30 年以内（据置期間 3 年以内）、融資率：95%、取扱期限：令和 7 年 3 月 31 日
- ・ 連帯保証人制度の見直し
 - * 福祉医療機構が認めた者は連帯保証人を要しないこととする

② 継続事項

- ・ 新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置
 - * 一部融資条件を見直しの上、優遇措置を継続する
- ・ 日常生活支援住居施設に係る融資制度の恒久化

○ 協調融資制度

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるよう、福祉医療機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成 20 年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところである。協調融資制度を通じて民間金融機関の参入を促し、借り手側にとっても福祉医療機構の融資では対応できない資金ニーズにも対応できる可能性があるなどのメリットがあり、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進、活用について引き続き各法人等に対して、助言をお願いしたい。

なお、福祉施設の設置に関する公募を行う際、資金の借入先に必ずしも福祉医療機構の融資が必要となるものではないのでご留意願いたい。

(2) 福祉医療経営指導〔経営サポート〕事業について

福祉医療経営指導事業については、民間の社会福祉施設等の経営者及び行政等に対し、公的な立場から経営に関わる情報や有益な知見の提供をしている。また、経営状況の診断を行い、福祉医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる経営基盤の強化を支援するための事業である。

社会福祉法人等の経営課題については、当該事業を活用し早期に改善を図ることも可能であるので、当該事業の周知をお願いしたい。

なお、社会福祉法人等の経営状況の分析や特別養護老人ホーム、保育所の人材確保に関するアンケート調査の実施結果に関するレポート等を次のサイトにおいて無料で公開しており、あわせて活用願いたい。

- ・ 福祉医療機構ホームページ
<https://www.wam.go.jp/hp/cat/keieisupport/>
- ・ WAM NET
<https://www.wam.go.jp/wamappl/scresearch.nsf/aMenu?Open>

また、行政等への支援の一環として、福祉医療分野に係る調査・分析・計画策定支援等の業務受託も実施しているのでご留意願いたい。

- ・ 行政等への支援（受託業務のごあんない）
https://www.wam.go.jp/hp/gyousei_shien/

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

ア 令和4年度予算案	264億円（国庫補助額）
・ 給付予定人員	81,003人
・ 給付総額	1,230億円

イ 都道府県補助金等について

社会福祉施設職員等退職手当共済（以下「退職手当共済」という。）事業は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で1／3ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済に一時的であっても支給財源の不足が生じ、支給遅延が発生するこ

とは、制度に対する信頼を損なうことになるため、令和3年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。また、退職金の支給は年度当初に需要が発生することから、補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

なお、退職手当共済制度の円滑な運営においては、社会福祉施設等の身近な存在として、福祉医療機構から退職手当金の支給に係る業務を委託している都道府県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等の協力が不可欠であり、引き続き連携を図りながらの対応をお願いしたい。

ウ 制度周知について

退職手当共済制度の特徴として、勤続年数が長くなればなるほど退職手当給付額が大きくなる。また、退職後3年以内に復帰した場合には退職までの期間を合算できる規定もあり、福祉施設従事者の定着及び処遇改善に役立つ制度である。

新規加入については、社会福祉法人に限られているが管内及び今後、設立予定の社会福祉法人に対して制度周知をお願いしたい。

(4) 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)

当該事業は、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供しているサイトであるため、活用をお願いしたい。

[\(https://www.wam.go.jp/\)](https://www.wam.go.jp/)

(参考) WAM NETの主な掲載情報

- ・社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム
- ・障害福祉サービス等情報公表システム
- ・子ども・子育て情報公表システム (ここ de サーチ)
- ・介護保険最新情報
- ・イベント・セミナー情報
- ・福祉サービス第三者評価情報

第 11 地域福祉の推進等について（地域福祉課）

1 地域福祉（支援）計画について

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものである。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体としての観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とするものである。

これら市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画となっている。令和 2 年 4 月 1 日現在において、市町村地域福祉計画の策定率は 80.7% である。市区部、町村部別にみると、市区は 93.0% であるのに対し、町村部では 69.9% になっており、約 1.3 倍の差がある。都道府県地域福祉支援計画は、全都道府県において策定を終えている（策定率 100%）。

また、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成 29 年 12 月 12 日付け子発 1212 第 1 号・社援発 1212 第 2 号・老発 1212 第 1 号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の「第 3 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、計画に盛り込むべき事項として、「包括的な支援体制の整備（への支援）」をお示ししているが、社会福祉法（以下「法」という。）第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業（包括的な支援体制の整備）を「実施している」又は「実施予定」の市町村は 905 市町村であり、このうち当該事項を地域福祉（支援）計画に盛り込んでいるのは、市町村では 58.9% にあたる 533 市町村、都道府県では 87.2% にあたる 41 都道府県である。

さらに、平成 26 年 3 月には、生活困窮者自立支援制度の施行に先立ち、地域福祉計画等に盛り込むべき事項として、生活困窮者の実態把握、他の地域福祉施策との連携、既存の社会資源の活用などの「生活困窮者自立支援方策」をお示ししているところであり、都道府県では 97.8%、市町村では 78.3% の自治体で当該方策を盛り込んでいる。

平成 29 年に改正され、平成 30 年 4 月から施行されている社会福祉法においては、地域福祉（支援）計画の策定を努力義務化しており、未策定の自治体においては、地域福祉（支援）計画の策定に努められたい。

また、令和 2 年 6 月に改正され、令和 3 年 4 月から施行されている社会福祉法第 107 条第 1 項及び第 108 条第 1 項においては、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項として 5 項目（①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの

適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項)を掲げており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉(支援)計画としては認められないものであることから、これらの5項目の全てを定めていない自治体においては、記載内容の追加をお願いしたい。

都道府県においては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、計画が未策定の市町村に対し、早急に策定が行われるよう支援をお願いしたい。

また、ガイドラインでは、地域福祉(支援)計画に盛り込むべき事項としてそれぞれの事項ごとに取り組むべき事項を例示しているが、地域の実情に応じて、追加等を行うことが可能である。このような地域の実情に応じた取組として、例えば、消費者安全法(平成21年法律第50号)に基づく、「消費者見守りネットワーク」(消費者安全確保地域協議会)による取組は、高齢者の権利擁護に資するものと考えられるため、このような取組についても、地域福祉(支援)計画に盛り込んでいただきたい。

(参考) 地域福祉(支援)計画策定状況等調査結果

※令和元年度調査(令和2年4月1日現在の状況)分まで掲載

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikat_suhogo/c-fukushi/index.html

2 民生委員・児童委員について

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策下における民生委員・児童委員活動について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策が講じられている中、民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)は、地域住民とのつながりを維持するために、日々、様々な工夫を凝らしながら、地域の実情に応じた活動を行っている。

都道府県及び市区町村においては、引き続き、感染予防・拡大防止を優先し、個々の民生委員の健康状態等に応じて柔軟な活動ができるよう、管内の民生委員の地域の実情に応じた活動内容・方法等について十分配慮いただくようお願いする。

(2) 令和4年度における一斉改選について

現任の民生委員については、令和4年12月1日に一斉改選を迎えることとなるため、各自治体においては、

- ・ 定数に関する市区町村に対する意見聴取

- ・ 定数の見直し、定数条例の改正
 - ・ 民生委員候補者の推薦
 - ・ 委嘱・解嘱、特別表彰
- 等の事務処理が必要となる。

各自治体におかれては、一斉改選を円滑に実施するため、関係通知を踏まえつつ、以下に示すスケジュール（案）を参考に事務に遺漏なきよう準備願いたい。

なお、東日本大震災の被災地については、避難生活の長期化等の状況に鑑み、被災地の実情を踏まえた弾力的な一斉改選事務が行われるよう、令和3年11月10日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「被災地における次期民生委員・児童委員の一斉改選に当たっての留意事項について」を発出しているため、参照していただくとともに、地域の民生委員協議会とも十分な意思疎通を図られたい。

（参考）令和4年度一斉改選に向けた現時点でのスケジュール（案）

業務内容	令和4年度 （予定）	令和元年度 （実績）
①物品発送時期・発送先等に係る事務連絡 （厚労省⇒自治体）	8月中旬	8月22日
②定数報告書、徽章等必要数調書の提出 （自治体⇒厚生局）	8月30日	8月30日
③民生委員推薦名簿、感謝状授与者推薦名簿の 提出（自治体⇒厚生局）	9月30日	9月30日
④委嘱状・解嘱状・感謝状等発送 （厚労省⇒自治体）	11月上旬	11月上旬
⑤徽章発送（厚労省⇒自治体）	11月上旬	11月中旬
⑥一斉改選	12月1日	12月1日
⑦改選結果報告（厚生局⇒厚労省）	12月13日	12月13日
⑧プレスリリース（厚労省）	1月上旬	1月10日

※ ②、③のスケジュール及び提出書類については、「民生委員・児童委員の選任（一斉改選及び随時）に係る調書等の提出について」（平成25年2月27日雇児育発0227第1号、社援地発0227第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社会・援護局地域福祉課長通知）のとおりである。

(3) 民生委員に期待される役割について

「第1「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について」にもあるとおり、現在、厚生労働省においては、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めている。

令和2年6月には、社会福祉法の改正案が成立し、市町村において、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設され、令和3年4月より施行している。

このような地域の取組を推進していく上で、地域づくりの役割を担う民生委員に寄せられる期待は大きくなっている。一方で、地域の重層的な支援体制の構築により、民生委員の活動がより円滑に実施できる環境が整備されるものと考えられる。

このため、民生委員もこれらの施策に積極的に関わることが期待される所であり、各自治体においては、民生委員に求められる役割などについて、民生委員の十分な理解を得られるよう研修カリキュラムの中に盛り込むことや、民生委員と関係機関との連携が一層推進されるよう調整を行うなど、引き続き支援をお願いしたい。

(4) 民生委員の活動環境の整備等について

(ア) 民生委員活動に係る経費

民生委員活動に係る経費については、地方交付税措置を講じているが、昨今の民生委員活動の負担が増加する中で、民生委員活動の一層の活性化及びその役割や活動内容の周知の必要性等を考慮し、令和2年度には、民生委員の活動に対する地方交付税の算定基礎について、1人当たりの活動費及び協議会活動推進費の増額を行った。民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額措置に伴う引上げがなされていない自治体においては、これらの状況を踏まえた適切な財源確保に努められたい。

【地方交付税算定基礎単価】

	令和2年度～
民生委員・児童委員活動費	1人当たり年額 60,200円
地区民生委員協議会活動推進費	1か所当たり年額 250,000円

また、民生委員活動に係る地方交付税措置は、民生委員活動に係る実費弁償費として講じているものである。公費を財源とする活動費の取扱いに当た

っては、社会通念に鑑み、国民の誤解や疑念が生じないよう御留意いただきたい。

なお、実費弁償費に係る所得税の取扱いについては、国税庁がホームページにおいて公表している所得税基本通達 28-8 に「地方自治法第 203 条の 2 第 3 項（報酬及び費用弁償費）の規定により受ける費用の弁償は、所得税法第 9 条第 1 項第 4 号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。」とあるように、費用の弁償として受けるもののうち、旅費その他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものは課税の対象とならない取扱いが示されているので御留意いただきたい。

(イ) 民生委員制度の普及啓発の強化

平成 31 年 3 月に全国民生委員児童委員連合会が、全国の 10～70 代の男女 1 万人を対象にインターネットを通じて行った調査によると、「民生委員・児童委員」を知っている割合は 69.8%となっており、民生委員の存在は広く認知されている一方で、「役割や活動内容まで知っている」のは 7.9%に留まっている。

民生委員の存在はもとより、その役割や活動内容について広く国民に理解していただくことは、民生委員活動を推進していく上で重要であり、かつ、将来のなり手確保にも資するものと考えられる。このため、民生委員制度の一層の普及啓発に特段のご配慮をお願いする。特に、令和元年 12 月に行われた一斉改選時において、民生委員の委嘱数（充足率）が十分でない自治体においては、引き続き、必要な民生委員の配置がなされるよう、地域の関係機関とも連携を図りながら、民生委員の役割・活動内容について住民に周知・理解を促すなどの取組を行っていただくようお願いする。

また、一部の自治体においては、広く住民に民生委員活動を理解していただくことや民生委員の負担軽減、将来のなり手を確保することなどに資する取組として、独自に民生委員協力員の設置や子ども民生委員の委嘱、行政のサポート体制を強化するといった取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実及び民生委員制度の普及啓発の強化のために、地域の実情に応じた自治体の創意工夫のある取組についても実施、検討をいただきたい。

(ウ) 民生委員への研修の充実

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行っている環境下において、研修会や講習会を十分に実施することは難しい状況にあるが、民生委員に対する研修経費については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金により補助を行っているので、当該補助金の活用等により、民生委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得できるよう、実施方法を工夫するなど地域の実情に応じた研修の企画、実施をお願いする。

また、研修の企画、実施にあたっては、従前の研修課題に加え、新たな施

策や社会的課題等を踏まえた研修内容の充実を図るようお願いする。

< 新たな施策や社会的課題等の例 >

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について（自治体等の取組事例の周知）」（令和3年2月1日社会・援護局地域福祉課事務連絡）
- ・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年6月5日成立（令和2年法律第52号））
- ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・共同の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」最終取りまとめ（令和元年12月26日）
- ・「重層的支援体制整備事業と民生委員・児童委員等との連携について」（令和3年3月31日社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・「就職氷河期世代支援プログラム」（「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定））
- ・「就職氷河期世代支援に関する行動計画2021」（令和3年12月24日関係府省会議決定）
- ・「孤独・孤立対策の重点計画」（令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定）
- ・「第2次犯罪被害者等基本計画」（平成28年4月1日閣議決定）Ⅴの第2の3（1）サ
- ・「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議）
- ・「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）第2部のⅢ第9分野2及びⅣの3
- ・「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」（平成31年4月消費者庁）
- ・「自殺対策白書」（厚生労働省）第3章自殺対策の実施状況（7）
- ・「性的指向及び性自認」を理由とする困難を抱える者への対応（法務省）
- ・「年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号、令和元年10月1日施行）
- ・「アイヌ政策推進会議作業部会報告書」（平成24年6月1日）
- ・民生委員への個人情報の提供
 - 「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成24年7月17日社会・援護局地域福祉課事務連絡）
 - 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A」（個人情報保護委員会）

(エ) 災害時における民生委員の取組について

昨今、自然災害が多発しており、被災者への見守りや相談支援など、災害時においても、民生委員の役割は重要なものとなっているが、民生委員が災害時に活動する場合には、民生委員の安全の確保を第一に、過度の負担がか

かることがなく実施される体制となるよう、各自治体においては、平時より、防災担当部局との連携を密にするようお願いする。

<参考>

- ・「高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に関する取組の実施について」（令和2年5月28日府政防第1221号・消防災98号）
- ・「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月24日令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ）
- ・「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月24日令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ）
- ・個別避難計画作成等への支援策等について（令和3年6月22日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、厚生労働省社会・援護局地域福祉課等連名事務連絡）
- ・令和3年8月の大雨による災害に対する民生委員活動について（令和3年8月16日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）
- ・「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府（防災担当））

(オ) その他

- こども家庭庁創設に係る民生委員・児童委員制度の運用について
現在、こども家庭庁創設に向けた準備が進められているが、民生委員・児童委員の関係については、民生委員法と児童福祉法を所管する役所が分かれることとなっても、民生委員・児童委員の一体的な運用を維持していくため、民生委員・児童委員の委嘱や主任児童委員の指名を厚生労働大臣が行えるよう、また、制度運用上の連携・協力を担保できるよう、法制的に整理中であるため、引き続きのご協力をお願いしたい。
- 民生委員の年齢要件
民生委員の年齢要件については、通知「民生委員・児童委員の選任について」（平成22年2月23日付雇児発0223第1号・社援発0223第2号）において、「75歳未満の者を選任するよう努めること。（中略）なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力な運用が可能であるので留意すること。」とされているので、特に、民生委員の委嘱数（充足率）が十分でない自治体においては、地域の実情に応じた適切かつ弾力的な運用が図られるようお願いする。
- 不動産登記法第70条第3項の運用における民生委員・児童委員の不在証明
いわゆる休眠担保権に関する登記の抹消に係る手続に関しては、法務省の通達等においてその取扱いが示されている。

この通達等では、休眠担保権に関する登記の抹消にかかる申請に当たっては、登記義務者の所在の知れないことを証する情報として、①登記義務者が登記記録上の住所に居住していないことを市町村長が証明した情報等又は②同様の内容を民生委員が証明した情報が提出された場合には、当該登記申請を受理して差し支えないこととされている。

しかしながら、民生委員において、登記義務者がその登記記録上の住所に居住していないことを確認することが困難な場合も想定されるところ、このような場合にまで、民生委員が②の情報を作成する必要はない。

平成 29 年 10 月 20 日に、不動産登記制度を所管する法務省民事局民事第二課から各法務局・地方法務局の不動産登記担当部署に対し、上記通達の趣旨は、②の情報が提供されなければ当該登記申請を受理してはならないことを示したものではないということが改めて周知されているので、御承知置きいただきたい。

3 社会福祉協議会について

社会福祉協議会については、いわゆるダブルケアや 8050 世帯など、一つの世帯において複雑化・複合化した課題を有するケースの顕在化や、地域住民が抱える福祉ニーズの多様化への対応に加え、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の再構築、災害時のボランティアセンターの運営、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮される方等への支援といった大きな課題に対応するため、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。

各自治体においては、住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、今後とも社会福祉協議会と連携し、地域づくりに資する積極的な取組をお願いしたい。

4 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る平時からの取組について

近年、相次いで自然災害が発生し、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいている。社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置・運営に携わることが多いことや、一部自治体においては、自治体と社会福祉協議会等の間で災害ボランティアセンターに関する協定を締結しているところもあることから、各自治体におかれては、災害発生後、速やかに災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、平時から防災担当部署や社会福祉協議会と十分連携し、災害ボランティアセンターの運営体制や関係機関との役割分担について取り決めておくなど環境整備に努められたい。

また、平時からの準備として、「災害ボランティアセンターの設置運営研修等支援事業」により、以下の取組を推進しているため、各自治体及び社会福祉協議会においては、積極的な取組をお願いしたい。

- ① 全国社会福祉協議会の研修において、災害ボランティアセンターの具体的な設置方法やボランティアの受入方法等、より実践的・実務的な研修を行うとともに、各都道府県における災害ボランティアセンターに関するノウハウの標準化を図る。
- ② 都道府県（都道府県社会福祉協議会）に市町村指導員を配置する等により、平時から市町村（市町村社会福祉協議会）への研修等を行う。（補助率は1/2）
- ③ 市町村（市町村社会福祉協議会）においては、都道府県（都道府県社会福祉協議会）に配置する市町村指導員の指導・協力の下で、平時から災害ボランティアセンターの設置・運営の現地訓練等を行う。（補助率は1/2）

本事業は、上記のように3段階から成る研修等の体制を構築し、それぞれの段階において事業を実施することで、より効果的な取組になると考えていることから、特に都道府県においては、本事業を活用することによって、管内市町村の環境整備に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、災害ボランティアセンターがボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整を実施する場合の経費については、「令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」（令和2年8月28日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）、同（被災者生活再建担当）事務連絡）が発出されているので、ご了解願いたい。

5 被災者に対する見守り等の支援の推進について

東日本大震災や令和2年7月豪雨等により応急仮設住宅等に入居する被災者の孤立防止対策について、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行うために令和4年度予算案においても、引き続き、必要な予算を計上した。

関係自治体においては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活においても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努められたい。

被災者に対する見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて各種事業が実施されているが、被災者それぞれの状況に応じた切れ目のない支援が実施できるよう、「被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について」（令和2年12月7日付け当局地域福祉課、福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局認知症施策・地域介護推進課連名通知）を参考に各事業が十分な連携の下で実施されるようお願いするとともに、自治体の関係部局においては、平時から積極的な連携に努められたい。なお、被災により新たに本事業の実施について検討する場合には、速やかに当局地域福祉課に連絡されたい。

また、東日本大震災の被災地については、「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和3年3月9日閣議決定）に基づいて、引き続き十分な取組をお願いする。

6 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、生活上の悩みや自殺念慮、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24時間365日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じて、面接相談や同行支援などを行い、具体的な問題解決につなげることを目的としている。

令和3年度は、事業実施者として一般社団法人社会的包摂サポートセンターを選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施している。令和4年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を計上しているが、事業実施者については、改めて選定する予定であるので、ご承知置きいただきたい。

本事業の相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体においては、本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

- ※ 平成27年3月27日付け社援地発0327第14号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」
平成27年6月3日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

また、同様に、本事業と重層的支援体制整備事業の連携を十分に図っていくことが重要であることから、重層的支援体制整備事業を実施する自治体においては、本事業の事業者から課題の解きほぐし等が必要と考えられる者について対応の依頼があった場合には、関係者間で適切に情報共有し、支援していただきたい。

- ※ 令和3年3月31日付け社援地発0331第9号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「重層的支援体制整備事業と社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等との連携について」

7 地域づくりの推進について

人口減少に伴う地域社会の担い手不足の加速化や、新型コロナウイルス感染症の影響下において孤独・孤立問題がより深刻化・顕在化している中、地域における「絆」や支え合いの重要性が再認識されている。

令和4年度からは、身近な地域において住民による共助の取組を活性化させるため、新たに「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を創設して、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させないための予防的対処、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくり等に資する市町村等の取組を推進することとしているので、積極的な活用をお願いする。

また、重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）の生活困窮分野

における地域づくり事業として、本事業を新たに位置付ける。（重層事業の詳細については、第1「地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について」を参照すること）

なお、本事業の創設に伴い、令和3年度限りで「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」は廃止する。

第 12 地方改善事業等について（地域福祉課）

1 地方改善事業の実施について

(1) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館の運営について

隣保館は、「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年 8 月 29 日付厚生労働省発社援第 0829002 号厚生労働省事務次官通知）に基づき、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を行っている。

隣保館の運営に当たっては、多様化する住民ニーズに的確に対応することができるよう、各自治体においては、引き続き本事業への積極的な取組について御留意願いたい。また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が損なわれるなどの支障が生ずることがないように御配慮願いたい。

なお、隣保館を所管する部局が福祉部局以外である自治体においては、隣保館に関する情報が関係部局間で確実に共有されるよう御配慮願いたい。

(ア) 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、各自治体においては、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き御留意願いたい。なお、管内の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

(イ) 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、福祉関連諸制度、介護保険制度、年金制度などの社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行うなど、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担い、地域住民の様々な福祉課題に対応しうる隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

イ 隣保館の耐震化対策等の促進について

隣保館の多くは、昭和 30 年から 50 年代に建設されているため、現行の耐震基準に適合していないなど、耐震化に課題を抱えている館が多い。このため、近年の自然災害の頻発化等を踏まえ、平成 30 年度より「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）に基づき、特に緊急に実施すべき耐震化整備等を集中的に実施しているところであるが、上記の課題についての備えは未だ十分ではない。

このため、令和 2 年 12 月 11 日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化

のための5か年加速化対策」中の重点的に取り組むべき対策「社会福祉施設等の耐災害性強化対策」に隣保館の耐震化整備等も盛り込み、隣保館の耐震等の取組の更なる加速化・深化を図ることとしているので、御了知いただきたい。

令和4年度の地方改善施設整備費補助金の執行に当たっては、令和4年度当初に、できるだけ速やかに内示を行う予定にしているため、各自治体においては、当補助金の活用等による隣保館の耐震化等の整備について積極的な活用及び隣保館を所管する部局との確実な情報共有がなされるようお願いする。

【参考】

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）（抄）
第2章 重点的に取り組むべき対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

（1）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

- ・ 医療施設の耐災害性強化対策（給水設備整備対策、非常用自家発電設備整備対策、ブロック塀整備改修対策、非常用通信設備整備対策）（厚生労働省）
- ・ 社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策、非常用自家発電設備対策）（厚生労働省）

（2）アイヌ施策の推進について

平成31年4月26日に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。）が公布され、令和元年5月24日に施行されたところである。同法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すことを目的としている。

こうした中、生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業等を実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、周辺地域住民の交流の場として、引き続きその重要な役割を担っていく必要がある。生活館の整備費については、令和元年度より、「地方改善施設整備費補助金」（厚生労働省所管）から、「アイヌ政策推進交付金」（内閣府所管）に移管されたところであり、関係自治体におかれては、生活館の老朽化に伴う改修等の整備について、当交付金を積極的に活用されたい。

一方、生活館の運営費（地方改善事業費補助金）については、引き続き厚生労働省で所管しているため、これらの申請等に当たっては遺漏なきようお願いする。

また、国内に居住されているアイヌの人々からの生活相談に対応するため、平成28年度より、電話による相談を行う「生活相談充実事業」を実施しており、令和4年度予算案においても、当該事業を円滑に実施するための経費を計上している。各自治体におかれては、アイヌの人々からの相談について御理解の上、当事業に関する周知・広報について、特段の配慮をいただきたい。

(3) 関係部局・機関との連携方策について

ア 社会福祉法に基づく取組との連携

「地域共生社会」の実現に向け、平成 30 年 4 月に改正社会福祉法が施行され、令和 2 年 6 月 5 日には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立、令和 3 年 4 月 1 日より施行した。これにより、市町村において、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村全体として包括的な支援体制を構築する事業として重層的支援体制整備事業が実施されている（なお、本事業は市町村の任意事業であり、令和 3 年度は 42 自治体において実施）。

重層的支援体制整備事業の実施に際しては、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を果たしている隣保館や生活館との連携を十分に図っていただくことが重要であり、重層的支援体制整備事業実施計画のガイドラインにおける「地域の支援関係者等」に隣保館や生活館が含まれているところである。

具体的には、市町村において、隣保館や生活館が提供する福祉サービス等の利用が効果的であると判断される者への支援に関して重層的支援会議や支援会議を開催する場合には、必要に応じて隣保館や生活館に会議への参画を依頼することが望ましく、また、参加支援事業者が支援を実施する中で隣保館や生活館による支援を実施することが効果的であると判断した場合は、適切に連携して支援していただく等をお願いする。

また、社会福祉法では、地域福祉計画の策定に努めることとされているが、隣保館や生活館が取り組んでいる人権課題解決に向けた取組も地域生活課題の解決に向けた取組の一つとして考えられるため、計画策定に当たっては、こうした視点についても留意するよう、併せてご了知願いたい。

イ 生活困窮者自立支援法に基づく取組との連携

隣保館や生活館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係や人権関係等の関係部局、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関との連携や、同法に基づく各種事業の実施に当たり、地域における多様な社会資源の一つとして隣保館や生活館自体が自立相談支援機関として活動するなど、事業の実施主体となりうることに留意しながら、より積極的な館運営が行われるようお願いする。

(4) 人権課題に関する啓発等の推進について

ア 民生委員等に対する普及・啓発について

民生委員等は、地域における相談援助活動の中心的存在として様々な住民の相談援助活動を行っているが、人権に関する課題への対応については、部落差別解消推進法及びアイヌ施策推進法の関係法令、隣保館や生活館の活動状況も

十分踏まえて行う必要がある。

このため、民生委員の研修会などの機会を捉え、人権課題に関する理解を深めていただくよう御配慮願いたい。

(参考)「アイヌ政策推進会議作業部会「北海道外のアイヌの生活実態調査」を踏まえた全国の見地からの施策の展開について」(平成24年6月1日)抄

- ・ 北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者にアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

イ 関係者に対する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、近年では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生している。については、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう、部落差別解消推進法やアイヌ施策推進法の関係法令も踏まえ、特段の配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと考えられる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

(5) 他法における状況について

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」が平成28年4月1日より施行されている。当該法律では、第7条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第10条において、第7条に規定する事項に関し、地方公共団体の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に則した対応に留意いただくとともに、改めて関係機関と情報共有いただくよう努められたい。

○内閣府 HP (障害を理由とする差別の解消の推進)

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

イ 部落差別の解消の推進に関する法律について

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 109 号）が成立し、平成 28 年 12 月 16 日より施行されている。

設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館や生活館の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP（同和問題に関する正しい理解を）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

ウ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号）が、平成 28 年 6 月 3 日より施行されている。

設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館や生活館の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努められたい。

○法務省 HP（ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

第13 消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）

1 生協行政の基本的考え方について

消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。以下「組合」という。）は、

- ・利用者である組合員自らが出資し、
- ・組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、
- ・組合員が利用する、

一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である。

組合は、互助の組織として、購買事業や医療福祉事業、共済事業等組合員の暮らしを支える事業を行っているが、相互扶助の理念に基づき、地域の見守り活動や子育て支援など、組合のインフラを生かした各種助け合い活動（以下「組合員活動」という。）にも積極的に取り組み、地域のコミュニティづくりに寄与している。

また、社会的、公共的役割として、組合の組織力を生かした被災者の支援や社会福祉活動への助成活動といった取り組みを行っている。

組合の指導・監督に当たっては、このような組合の基本的性格及び事業や組合員活動の状況等、組合についての理解を十分に深めた上で行うことが肝要である。

各都道府県においては、所管する組合の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政といった観点に留まることなく、運営実態に即した助言・指導をお願いする。

2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

(1) 組合への指導検査・監督の適切な実施について

近年の国及び都道府県における検査結果を見ると、策定すべき規程の未整備、総会運営や組合員管理の不備、一部役員の理事会欠席の常態化、決算関係書類の不備、員外利用分量の未把握、登記手続きの不備など、組合の運営管理が不十分となっている状況が認められる。

特に、内部管理態勢に課題を抱える組合に対しては、検査による指導のみならず、監督業務の一環として、定期的に個別のヒアリング等を行うことにより、改善の方向性、改善計画及び進捗状況について日頃から組合と認識を共有し、速やかに適正な運営管理が図られるよう、指導・助言をお願いする。

また、監事監査については、会計知識のある監事による会計監査のみならず業務監査を実施するとともに、監事の理事会への出席による助言等を通じて健全性の担保が図られるよう、さらに、財務状況が悪化している組合や課題を多く抱えている組合に対しては、組合員が不利益を被ることのないよう十分な配慮と必要な指導・

助言をお願いする。

(2) 不祥事案について

近年、次のような組合による不祥事案が発生している。

- ・ 購買事業を行う組合において、特定の職員が会計処理を行い不正な処理が行われた事例
 - ・ 購買事業を行う組合において、配送職員が、組合員の同意無く宅配注文書に不正に記入していた事例
 - ・ 共済事業を行う組合において、他人の名義による架空の共済契約が締結された事例
 - ・ 共済事業を行う組合において、共済募集人が契約者の掛金を負担していた事例
- 組合において不祥事案が確認された場合には、早急に所管行政庁へ当該状況等を報告するよう指導するとともに、不祥事案が発生した原因を明らかにし、必要に応じ法的措置や、再発防止策の作成とその着実な実施を徹底していただくよう、適切な指導をお願いする。

(3) 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、消費生活協同組合法（以下「法」という。）において、「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されている。

来年度は参議院議員選挙が予定されているが、組合が政治問題に組織として関わることは、組合に対する誤解や偏見を生み、組合の健全な運営と発展にとって障害となるおそれがあることから、特定の政党を支援しているかのような疑念を持たれることのないよう引き続き厳正な指導をお願いする。

(4) その他

一部の都道府県においては、休眠となっている組合を多く抱えたままの状況となっている。所管行政庁として適切に状況を把握いただくとともに、必要な措置等の検討を行っていただきたい。なお、都道府県としての対応方針に判断がつかねる場合などは厚生労働省に照会されたい。

3 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について

人口減少や急速な高齢化など、社会を取り巻く環境が大きく変化し、コミュニティの脆弱化が進む中で、「地域共生社会の実現」を目指した包括的な支援体制づくりが進められている。長年にわたり、生活者の目線で暮らしを支える事業と助け合い活動を一体的に行ってきた組合は、事業や活動を通して地域に助け合いの輪を構築しており、今後の地域社会を支える重要な担い手として、自治体や関係団体等と

連携を図りながら、事業や組合員活動をさらに積極的に実施していくことが期待されている。

このような現状を踏まえ、令和3年4月、消費生活協同組合法施行規則（以下「規則」という。）を改正し、例えば、小売店が撤退した買物困難地域において小売店を運営する地域運営組織や生活困窮者に食品提供を行う社会福祉協議会等、地域課題の解決に取り組む組織に対し、所轄庁の許可のもと組合が物品を供給できるようとしたところである。

各都道府県におかれては、こうした改正の趣旨を御了知いただき、組合の取組に対する理解を深めるとともに、日々の暮らしを支えるという組合の意欲に対し、管内の関係機関や市町村との連携の上、必要に応じて地域福祉充実を図る手段の一つとしてご活用いただきたい。

なお、平成29年度及び30年度に、組合が行う様々な取組の中から、組合員同士の顔と顔が見える関係性を生かし、地域の課題を多数の組合員が我が事と捉え、日常的に参加している取組事例など、地域福祉の取組についての事例集を取りまとめているので、取組の参考としていただくよう併せてお願いする。

○ 生協が行う地域福祉の先駆的な取組事例（厚生労働省ホームページ掲載）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikyuu/index.html

4 災害時の員外利用に係る取扱について

近年、大規模な地震や豪雨などの自然災害が多発しているが、各地の組合においては、自治体との協定に基づいて発災直後から緊急物資を供給するなど、迅速な支援活動に取り組まれている。

法は、組合員でなければ組合の行う事業を利用することはできない旨を規定しているが、例外的に組合員でない者の利用を認める事業を個別具体的に示しており、そのうち一部の場合については組合員でない者の利用分量の限度を設け、または、組合員でない者が利用する場合に行政庁の許可を要することとしている。

特に災害時における物品供給については、

- ① 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を供給する場合（行政庁の許可不要、利用分量の限度なし）（法第12条第3項第2号）
- ② 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合（行政庁の許可必要、利用分量20/100）（規則第11条第1項ホ）

において組合員でない者の利用を認めているため、被災者の生活の早期安定に寄与するためにも、改めて適切な運用についてご留意願いたい。

5 消費生活協同組合法施行規則等の一部改正について

(1) 立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例

立入検査等の際に携帯する身分証明書については、地方公共団体からの提案を受け、環境省が先行して省令を公布し、複数の法令に基づく身分証を統合した新たな様式（以下「統合様式」という。）によることを可能としたが、厚生労働省においても、同様の省令を公布し、組合の検査等の際に職員が携帯する身分証明書についても統合様式の利用が可能となった。また、従来どおり統合様式を用いず規則による様式を用いることも可能ではあるが、上記省令の公布に併せ、規則に定める様式から有効期限を「1年」と限定する記載を削除し、各地方公共団体の裁量により適切な期限を設定することを可能とした。

詳細については「厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令等の施行について」（令和3年10月22日付け厚生労働省大臣官房総務課長及び政策統括官（総合政策担当）連名通知）において既にお知らせしているので、御了知願いたい。

(2) 監査基準の改定に伴う規則の改正

共済事業を行う消費生活協同組合であってその事業の規模が消費生活協同組合法施行令（以下「政令」という。）で定める基準を超えるもの又は共済事業を行う消費生活協同組合連合会は、法第31条の10第1項の規定に基づき、規則で定めるところにより会計監査人の監査を受けなければならないとされ、当該規則で定める会計監査の基準については、企業会計審議会が公表する監査基準（以下「監査基準」という。）を参考とし、会社計算規則に準じた規定としている。

先般、監査基準において、これまで監査報告書の追記情報の一つとして掲げられていた「その他の記載内容」に係る事項が独立項目として記載することとされたことを踏まえ、会社計算規則第126条第1項第5号と同様に、規則第136条第1項各号に掲げる事項に「その他の記載内容」（事業報告書及び附属明細書）を追加する改正を令和4年1月に行った。

具体的には、会計監査人は、事業報告書及びその附属明細書と決算関係書類及びその附属明細書並びに連結決算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容を記載しなければならない旨が規定され、令和4年3月31日以後に終了する事業年度からは全て適用されるので、御了知願いたい。

(3) 会社法等の施行に伴う消費生活協同組合法施行令の改正

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号。以下「会社法改正法」という。）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号。以下「整備法」という。）が令和元年12月11日に公布

され、多くの内容は既に施行済であるが、未施行となっていた会社法改正法附則第1条ただし書に掲げる規定及び整備法附則第3号に掲げる規定の施行が、令和4年9月1日に予定されている。

今後、上記の施行により会社法第930条（支店の所在地における登記）が削除されることに伴い、政令第20条を削除するなどの所要の改正を行う予定であるので、予め御了知願いたい。

（４）税制改正（貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置）について

組合の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置（110%相当額）※1については、平成31年度税制改正により令和5年3月31日の到来をもって廃止とされ、廃止までの間、経過措置※2が設けられている。

具体的には、平成31年度より割増率（10%）に対して1年ごとに5分の1ずつ縮小した率による割増を認めることとされているので、御了知願いたい。

※1 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

第57条の9 1～2（略）

3 法人税法第52条第1項第1号ロに掲げる法人の平成10年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る同条第2項又は第6項の規定の適用については、同条第2項中「計算した金額（第6項）」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第57条の9第1項又は第2項（中小企業等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同条第1項又は第2項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）の100分の110に相当する金額（第6項）」とする。

※2 所得税法等の一部を改正する法律（平成31年3月29日法律第6号）附則

第54条 旧租税特別措置法第57条の9第3項に規定する法人の平成35年3月31日以前に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成31年3月31日」とあるのは「平成35年3月31日」と、「中小企業等」とあるのは「中小企業者等」と、「100分の110」とあるのは「100分の110（平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の108とし、同年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の106とし、同年4月1日から平成34年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の104とし、同年4月1日から平成35年3月31日までの間に開始する事業年度については100分の102とする。）」とする。

6 消費生活協同組合（連合会）実態調査について

本調査は、地方公共団体からの提案を受け、令和3年度より調査系統等の変更を行い、厚生労働省が委託した民間事業者から組合へ直接調査票を配布することとしたところである。令和4年度も同様の方法で調査を行う予定のため、各都道府県におかれましては、所管組合の把握について引き続きご協力いただきたい。

なお、令和3年度の調査結果については、令和4年5月に政府統計の総合窓口で公表することとしている。

○ 消費生活協同組合（連合会）実態調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/98-1.html>

(参考) 令和4年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

組合の健全な運営の確保、育成等の観点から、各都道府県の担当者を対象とする全国会議を例年5月中旬に開催しているが、本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から参集形式とせず、資料配付のみとしたところである。令和4年度の開催方法については、感染状況を踏まえて追って連絡する。

(予算概要)

令和4年度予算（案）の概要

社会・援護局(社会)

令和4年度 予算(案)額	2兆9,687億円
令和3年度 当初予算額	2兆9,772億円
差引	▲85億円

(対前年度比率▲0.3%)

※ 復興特別会計分を含む。

※ 令和4年度予算(案)額は、デジタル庁計上分を含む。

《主要事項》

I	地域共生社会の実現に向けた地域づくり	2
	○ 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進	
	○ 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策、孤独・孤立対策の推進	
	○ 成年後見制度の利用促進	
II	生活保護制度の適正実施	6
	○ 生活保護に係る国庫負担	
	○ 生活保護の適正実施の推進	
	○ 都道府県等における指導・監査体制の確保	
III	福祉・介護人材確保対策等の推進	8
	○ 福祉・介護人材確保対策の推進	
	○ 外国人介護人材の受入環境の整備等	
	○ 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援	
IV	災害時における福祉支援	11
	○ 災害時における見守り・相談支援等の推進	
	○ 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策	
	○ 災害時における福祉支援体制の整備促進	

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

1. 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進

(1) 重層的支援体制整備事業の促進 232億円（76億円）

令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を促進する。

※ 予算額は、老健局、障害保健福祉部、社会・援護局(社会)、子ども家庭局においてそれぞれ計上した額を合算したもの。

(2) 包括的な支援体制の整備に向けた支援 29億円（40億円）

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制の更なる強化を図るため、市町村による重層的支援体制整備事業への移行に向けた支援や都道府県による市町村への後方支援を実施するほか、良質な支援者を育成するため重層的支援体制整備事業の従事者等に対して国主体による人材養成研修を実施する。

2. 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策、孤独・孤立対策の推進

(1) 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進

594億円（555億円）

ア 生活困窮者自立支援の推進

生活困窮者の住まい確保の支援や子どもの学習・生活支援事業における生活支援の強化、居場所づくりなどの地域づくりを推進するために必要な予算措置を行い、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

<主な充実内容>

① 居住支援の推進

生活困窮者の安定的な生活基盤を確保できるよう、

- ・ 住居確保給付金や一時生活支援事業の安定的な実施
- ・ 一時生活支援事業の共同実施への支援（※）

などの住まい確保を支援する。

（※）地域を問わず一時生活支援事業の実施が可能となるよう、管内のシェルター確保や利用調整に係るコーディネーター等に要する人件費、事務費、共同利用するシェルターを居室として利用する際に必要な初期経費を補助し、共同実施への支援を強化する。

② 生活困窮世帯の子どもに対する生活支援の充実

保護者への進路相談会の開催や子どもの体験学習など、保護者も含めた世帯全体への支援の充実を図る。

③ 生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【新規】

身近な地域において、地域住民による共助の取組を促進し、安心して通える居場所の確保や地域資源を活用した連携の仕組みづくりに資するよう、生活困窮者支援等のための地域づくりを推進する。

(参考) 令和3年度補正予算

○個人向け緊急小口資金の特例貸付等の各種支援の実施 5,618億円

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する世帯を支援するため、緊急小口資金・総合支援資金（初回）及び住居確保給付金の特例措置並びに生活困窮者自立支援金について、令和4年3月末まで申請期限を延長する。

また、生活困窮者自立支援金について、総合支援資金（再貸付）に代えて、総合支援資金（初回）まで借り終えた一定の困窮世帯も対象とするとともに、再支給を可能とする。

○生活困窮者自立支援の機能強化

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 61億円の内数

新型コロナウイルス感染症の発生を契機に、生活困窮者への支援ニーズが増大したことに加え、新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、民間団体独自の支援との連携や現場の職員が支援に注力できる環境整備等を図り、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

○生活困窮者等に対する支援活動を実施する民間団体への助成 4.7億円

孤独・孤立対策として、生活困窮者及びひきこもり状態にある者に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の取組に助成を行う。

イ ひきこもり支援の充実及び良質な支援者の育成【一部新規】

ひきこもり地域支援センターの設置主体を拡充する等、より身近な基礎自治体における相談窓口の設置や支援内容の充実を図るとともに、都道府県がバックアップする体制を構築する。

また、ひきこもり地域支援センター職員に対し、知識や支援手法を習得するための国主体の研修を実施し、良質な支援者を育成する。

(参考) 令和3年度補正予算

○ひきこもり支援体制構築の加速化

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 61億円の内数

市町村におけるひきこもり支援体制を構築するため、その土台となるひきこもり相談窓口や居場所づくり、相談窓口の広報、支援対象者の実態把握、支援者ネットワークの構築等の具体的な取組に対して包括的に支援を行い、ひきこもり支援の環境整備を加速化させる。

(2) 自殺総合対策の推進

① 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

29億円(28億円)

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。

また、地方自治体や民間団体が実施する自殺防止に係るSNS・電話等の相談対応や相談員の養成等の取組に継続的な支援を行う。

(参考) 令和3年度補正予算

○自殺防止対策に係る相談体制等の強化

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 61億円の内数

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの高まりを踏まえ、自治体や民間団体が実施する自殺防止に関する相談体制等の強化を支援する。

② 指定調査研究等法人機能の確保等【一部新規】 6.9億円(6.7億円)

我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、自殺未遂者レジストリ制度を構築するとともに、調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援、地域自殺対策推進センターの運営のために必要な支援を行い、自殺対策を推進する。

3. 成年後見制度の利用促進

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進【一部新規】

5. 1億円(5.9億円)

都道府県において、司法専門職等との定期的な協議・権利擁護支援に関する助言・アドバイザーの派遣等の仕組みを構築することで、市町村による中核機関の体制整備を推進する。

また、市町村において、相談対応時における関係機関の役割調整、専門職後見人から市民後見人への交代を想定した受任方針の検討などの中核機関のコーディネート機能を強化することで、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図る。

(2) 意思決定支援の推進等による権利擁護支援の強化【新規】

1. 3億円

意思決定支援を推進するため、都道府県等において、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした研修を実施する。

また、民間団体等も含めた多様な主体による権利擁護支援体制の強化を図るため、多様な主体が参画する連携・協力体制づくりのモデル的な取組を実施する。

(3) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)137億円(137億円)の内数<老健局にて計上>

地域支援事業交付金1,928億円(1,942億円)の内数<老健局にて計上>

地域生活支援事業費等補助金518億円(513億円)の内数<障害保健福祉部にて計上>

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

Ⅱ 生活保護制度の適正実施

1. 生活保護に係る国庫負担

- (1) 保護費負担金 2兆8,013億円(2兆8,218億円)
生活保護を必要とする方に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労等による自立支援の強化等を進める。

- (2) 保護施設事務費負担金 321億円(328億円)

2. 生活保護の適正実施の推進

229億円(134億円)

[(3)を除いた合計額128億円]

(1) 生活保護の適正実施

生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援を行うなど生活保護の適正実施を推進する。

(2) 被保護者健康管理支援事業の実施

被保護者の健康の保持・増進を図るため、データに基づいた生活習慣病の予防等を行う被保護者健康管理支援事業を実施するために必要な経費を確保する。

(3) 医療扶助におけるオンライン資格確認の導入【新規】

生活保護の医療扶助にマイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入し、マイナンバーカードによる確実な資格・本人確認を実現するとともに、医療券の発行・送付等の事務を省力化し、利用者の利便性も高めるために必要な経費を確保する。

(参考) 令和3年度補正予算

○新型コロナウイルス感染拡大に対応した就労支援体制整備 3.2億円

生活保護受給者に対する就労支援について、新型コロナウイルス感染症の影響等による雇用環境の変化に応じた職場の開拓等を行う自治体を支援することにより、その機能を強化する。

○新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う福祉事務所の体制強化

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 61億円の内数

新型コロナウイルス感染拡大の影響による生活保護の相談及び決定の件数増加に対応するため、保護の相談から決定、自立助長に向けた就労支援等の一連の業務に従事する非常勤職員を雇い上げることにより福祉事務所の体制を強化する。

○保護施設等における感染拡大防止対策に係る支援

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 61億円の内数

保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のため、の一時滞在場所確保、事業継続に向けた各種取組を支援する。

○生活保護業務のデジタル化等に向けた取組支援

2.8億円

生活保護業務の効率化や負担軽減、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、業務負担の軽減に向けたRPA等の導入、業務のオンライン化等を試行的に実施する自治体を支援する。あわせて、業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を実施する。

3. 都道府県等における指導・監査体制の確保

18億円（19億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適格に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。

また、「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し等を行う。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円（137億円）の内数＜老健局にて計上＞

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、介護人材の「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(2) 介護の仕事の魅力等に関する情報発信

3.6億円（5.6億円）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円（137億円）の内数＜老健局にて計上＞

民間事業者によるイベントやテレビ、新聞、SNS等のメディアを通じた全国的な情報発信を行うとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた「介護のしごと」の魅力発信の取組を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。

(3) 介護助手等の普及を通じた多様な就労の促進【新規】

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金386億円の内数

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数＜老健局にて計上＞

都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員（仮称）」を配置し、市町村社会福祉協議会等を巡回することにより、介護助手等の希望者の掘り起こしを行う。あわせて、介護事業所に対し、介護助手等の導入のための業務改善にかかる助言や求人開拓等を行うことにより、介護の周辺業務を担う人材の確保を促進する。

(4) 社会福祉事業従事者の養成・研修等

3.8億円（4.3億円）

指導的社会福祉従事者の養成を行う日本社会事業大学の運営支援など、福祉・介護人材確保対策を推進する。

（参考）令和3年度補正予算

○介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保 9.3億円

介護福祉士資格の取得を目指す者等に対する修学資金の貸付原資の積み増しを行い、人材の確保等を促進する。

2 外国人介護人材の受入環境の整備等

(1) 外国人介護人材の受入環境の整備

8. 3億円(9. 5億円)

「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本語学習の支援や介護技能の向上のための研修、介護業務の悩み等に関する相談支援、外国人介護人材受入れ促進のための海外へのPR、特定技能制度の介護技能評価試験等の実施による受入環境の整備を推進する。

(2) 経済連携協定(EPA)などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

4. 3億円(4. 3億円)

経済連携協定(EPA)などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問、日本語や介護の学習支援等を実施する。

3. 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

(1) 社会福祉連携推進法人制度の円滑な施行に向けた支援【一部新規】

3. 5億円(4. 1億円)

社会福祉法人等の連携・協働を図るため、新たに創設する「社会福祉連携推進法人」制度の円滑な施行に向け、法人の立ち上げに必要な支援を行うとともに、小規模な社会福祉法人等が連携して行う地域貢献事業の推進を図るための取組等を支援する。

(参考) 令和3年度補正予算

○地域課題に取り組む小規模法人ネットワークへのICT化支援

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 61億円の内数

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中で、小規模な社会福祉法人であっても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たしていけるよう、地域課題に対する取組や事務処理体制に関するICT化を支援する。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

264億円(265億円)

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

48億円(57億円)

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付け等を行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により休業した又は事業を縮小した医療・福祉事業者の資金繰りを支援するための危機対応融資について、引き続き実施する。

<参考：財政投融资資金計画等案>

① 貸付枠の確保

資金交付額	8,772億円
〔福祉貸付	4,586億円〕
〔医療貸付	4,186億円〕

② 福祉貸付事業における貸付条件の主な改善

- ・保育関連施設等の整備に係る融資条件の優遇措置の拡充

(4) 隣保館の基盤整備・耐震化整備等の推進

4.4億円(4.4億円)

地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして様々な取組を行っている隣保館の基盤整備等を推進する。

(参考) 令和3年度補正予算

○隣保館の耐災害性強化

2.8億円

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策(耐震化整備、ブロック塀改修整備)の更なる促進を図る。

IV 災害時における福祉支援

1. 災害時における見守り・相談支援等の推進

(1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」115億円（125億円）の内数
東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

(2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進 13億円（13億円）

仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

2. 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

1. 5億円（1.8億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付けや応援職員の確保に対する支援等を実施する。

3. 災害時における福祉支援体制の整備推進

(1) 災害福祉支援ネットワーク構築の推進【一部新規】

1. 2億円（1.0億円）

都道府県が組成して、災害時における避難所等での要配慮者支援を行う「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の都道府県間の応援派遣や、全国研修を一体的に行うセンター機能を整備すること等により、災害福祉支援ネットワークの充実を図る。

(2) 災害ボランティア活動への支援の推進 1.8億円（2.3億円）

災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるように、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進する。